

平成 22 年 3 月

五訂 少年審判運営の手引

司 法 研 修 所

五訂 少年審判運営の手引

司法研修所

ま え が き

この資料は、最高裁判所事務総局家庭局において、部内の講義等に使用する
ため作成されていた資料のうち、初めて少年審判を担当する裁判官にとって参
考になると思われるものを、昭和56年3月、同局の了承を得て印刷に付したも
のである。

昭和63年3月、平成6年11月、平成13年11月及び平成20年7月に改訂が行わ
れたが、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）が平成20年12月
15日から施行されたことを踏まえて必要な限度でさらに改訂を加えた。

平成22年3月

司法研修所第一部教官室

はじめに

- ◇ 本書は、主として、初めて少年審判の運営に携わる裁判官のための手引書として作成したものである。
- ◇ 本書の構成は、4章に分かれているが、その中心は、第2章の「少年審判の運営」である。ここでは、実際に、少年事件を受理してから、調査、審判を経て、終局に至るまでの手続を簡潔に説明するとともに、実務上しばしば出会う問題点についての考え方や取扱いの実際を紹介することに努めた。また、これらの問題点に関する詳細な解説は、他の文献に譲り、本書では、少年審判の運営を円滑に行うために留意すべき点の説明に重点を置いた。
- ◇ 序章並びに第1章は、少年事件を担当する裁判官の役割や心構えに関する部分並びに家庭裁判所及び少年審判制度に関する総論的な部分である。裁判官は、少年審判における個々の手続を学ぶ前に、これらの総論的なことを理解しておくべきであろう。
- ◇ 第3章は、保護処分の実況や関係機関との協力等に関するものである。少年審判の性格から、裁判官はこれら外部の機関の実況についても、絶えず関心を持つことが望ましい。
- ◇ 第4章は、少年補償制度に関するものである。少年補償制度の特徴は、少年等の請求を待たずに、家庭裁判所の職権により補償に関する決定をする点にあり、その運用に当たっては注意を要する。
- ◇ 統計に関する表及び図は、特に注記したものを除いて、司法統計年報又は最高裁判所資料による。
- ◇ なお、本書の利用に当たっては、最高裁判所事務総局編・少年執務資料集(一)の上、下、(二)の上、下、(三) (一)の上、下は三訂版。他は改訂版。)、少年事件実務要覧(上)、(下)、少年補償事件執務資料、少年補償事件執務資料(統)、改正少年法等に関する執務資料(上)、(下)、平成19年改正少年法等に関する執務資料及び平成20年改正少年法に関する執務資料を併用することが有益である。

各年度の少年事件のすう勢及び裁判例については、事件概況として毎年法曹時報、家裁月報に掲載されているので参照されたい(最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況—少年事件—」)。

また、少年事件の統計については、毎年刊行される最高裁判所事務総局「司法統計年報」の少年編を参照されたい。

略 語 表

(1) 法規名

法	少年法
規則	少年審判規則
刑訴法	刑事訴訟法
刑訴規則	刑事訴訟規則
院法	少年院法
児福法	児童福祉法
道交法	道路交通法
少年補償法	少年の保護事件に係る補償に関する法律
少年補償規則	少年の保護事件に係る補償に関する規則

(2) 引用文献

家月	家庭裁判月報	
刑集	最高裁判所刑事判例集	
資料集(-)の上	最高裁判所事務総局編・三訂少年執務資料集(-)の上	
資料集(-)の下	同	・三訂少年執務資料集(-)の下
資料集(二)の上	同	・改訂少年執務資料集(二)の上
資料集(二)の下	同	・改訂少年執務資料集(二)の下
資料集(三)	同	・改訂少年執務資料集(三)
実務要覧(上)	同	・少年事件実務要覧(上)
実務要覧(下)	同	・少年事件実務要覧(下)
執務提要	同	・三訂補導委託執務提要
実務提要	同	・保護処分関係実務提要
協議結果要録	同	・少年事件関係執行機関との 連絡協議会協議結果要録
少年補償資料	同	・少年補償事件執務資料
少年補償資料(続)	同	・少年補償事件執務資料(続)

児童福祉関係資料 ……	同	・児童福祉関係機関との連携に関する執務資料
改正少年法資料(上) …	同	・改正少年法等に関する執務資料(上)
改正少年法資料(下) …	同	・改正少年法等に関する執務資料(下)
平成19年改正少年法資料…	同	・平成19年改正少年法等に関する執務資料
平成20年改正少年法資料…	同	・平成20年改正少年法に関する執務資料
書記官事務の研究 ……	同	・少年事件における書記官事務の研究
講義案 ……………	裁判所職員総合研修所	・少年法実務講義案(再訂版)

目次

序章 初めて少年審判を担当する裁判官のために	1
第1 裁判官の役割	1
第2 裁判官の心構え	2
第1章 少年審判制度総論	7
第1 家庭裁判所とその特色	7
1 家庭裁判所の沿革	7
2 家庭裁判所の組織、機構	7
3 家庭裁判所の取り扱う事件	9
(1) 家事事件	9
(2) 人事訴訟事件	9
(3) 少年事件	10
4 家庭裁判所の特色	10
第2 少年審判の機能と基本原理	14
1 少年審判の機能	14
(1) 福祉的機能	14
(2) 司法的機能	15
2 少年審判の基本原理	18
(1) 教育主義（保護主義）	18
(2) 個別処遇の原理	18
(3) 職権主義	19
第3 少年法等の改正	20
1 平成12年の少年法改正	20
(1) 背景及び経緯	20
(2) 改正の内容	21
(3) 少年審判規則の改正	22
2 平成19年の少年法改正	23
(1) 背景及び経緯	23
(2) 改正の内容	23
(3) 少年審判規則の改正	24

目 次

3	平成20年の少年法改正	24
(1)	背景及び経緯	24
(2)	改正の内容	25
(3)	少年審判規則の改正	25
第4	諸外国の少年法制・少年事件処理の状況	25
1	アメリカ	26
(1)	少年法制の概要	26
ア	法域等	26
イ	対象少年の年齢	26
ウ	手続の流れ	26
(2)	動向	27
2	イギリス	28
(1)	少年法制の概要	28
ア	法域等	28
イ	対象少年の年齢	28
ウ	手続の流れ	29
(2)	動向	30
3	フランス	31
(1)	少年法制の概要	31
ア	対象少年の年齢	31
イ	手続の流れ	31
(2)	動向	32
4	ドイツ	32
(1)	少年法制の概要	32
ア	対象少年の年齢	32
イ	手続の流れ	32
ウ	準成人の扱い	33
(2)	動向	34
5	小括	34
第2章	少年審判の運営	36
第1	総説	36
1	審判運営の在り方	36

目 次

2	事件処理態勢の整備	37
3	裁判所書記官，家庭裁判所調査官の役割	37
	(1) 裁判所書記官の役割	38
	(2) 家庭裁判所調査官の役割	43
	(3) 両者の活用と連携	45
第2	事件の受理	46
1	対象事件	47
	(1) 犯罪少年	48
	(2) 触法少年	48
	(3) く犯少年	49
	(4) 強制的措置許可申請事件	51
	(5) 準少年保護事件	51
2	受理の態様	53
3	簡易送致	55
	(1) 簡易送致の意義	55
	(2) 簡易送致事件の処理	58
4	少年の身柄の保護	64
	(1) 同行状	65
	ア 通常の同行状	65
	イ 緊急同行状	65
	(2) 観護措置	66
	ア 意義と要件	66
	イ 時期及び手続	68
	ウ 期 間	70
	エ 観護措置の効力の消滅	73
	オ 観護措置中の余罪の取調べ	73
	カ 異議の申立て	74
第3	調 査	77
1	法的調査	77
	(1) 法律記録の検討	77
	ア 審判条件	79
	イ 非行事実	80
	ウ その他の検討事項	82

目 次

(2) その他の方法による法的調査	84
ア 任意調査及び強制調査	84
イ 証拠物の取扱い	85
2 社会調査	86
(1) 家庭裁判所調査官制度	86
ア 制度の沿革	86
イ 採用, 養成, 研修	86
(2) 社会調査の目的, 性格	87
(3) 社会調査の方法	88
ア 家庭裁判所調査官の職務に対する要請	88
イ 初期段階の調査	90
ウ 面接調査	91
エ 鑑別結果の活用	93
オ 科学調査官室, 医務室の活用	94
カ 被害者調査	94
キ その他	95
(4) 共同調査	95
(5) 調査結果の報告	96
ア 意義	96
イ 少年調査票の種類と性格	97
ウ 少年調査票の読み方	97
エ 調査結果の報告に関するその他の留意点	102
3 裁判官と調査官との関係	104
(1) 組織法上の関係	104
(2) 調査官の専門性との関係	104
4 調査の囑託等	108
(1) 調査の囑託	108
(2) 援助, 協力依頼	108
第4 審判の準備	109
1 保護者	109
(1) 主体的地位	110
(2) 客体的地位	110
2 付添人	111

目 次

(1) 付添人の機能	111
(2) 付添人の種類	111
ア 少年又は保護者の選任する付添人	111
イ 保護者	112
ウ 国選付添人	112
(3) 付添人の選任時期	113
(4) 付添人の権限	115
(5) その他	115
3 記録の閲覧, 謄写	116
(1) 少年事件において作成される記録	116
(2) 少年審判記録の非公開の原則	117
(3) 記録の閲覧, 謄写, 謄抄本の交付申請, 記録の取寄せ等を巡る 問題点	118
ア 社会記録の閲覧, 謄写	118
イ 記録, 裁判書の謄抄本の交付申請	119
ウ 地方裁判所等からの記録の取寄せ, 送付囑託	120
(4) 被害者等による閲覧及び謄写	120
4 審判開始決定	122
5 審判期日の指定, 呼出し	122
6 審判前の打合せ	124
第5 審判の進め方	125
1 少年審判廷の構成	126
2 審判の方式	128
(1) 審判の開始, 人定質問等	129
(2) 黙秘権, 非行事実の告知	131
3 非行事実の審理	133
(1) 合理的な疑いを超える心証	135
(2) 証拠法則	136
(3) 証拠調べ	138
ア 証拠調べの範囲	138
イ 補充捜査の依頼	139
ウ 証拠調べの方式	140
4 要保護性の審理	142

目 次

5	審判指揮 — 裁判官の役割	145
6	処遇の選択	148
7	否認事件の取扱い	150
	(1) 否認事件の態様	150
	(2) 事件受理, 調査段階の取扱い	151
	(3) 審判段階の取扱い	152
8	裁定合議	153
	(1) 裁定合議の趣旨	153
	(2) 裁判長の権限	154
9	検察官の関与	155
	(1) 検察官関与制度の趣旨	155
	(2) 検察官関与の要件	156
	(3) 検察官関与決定の手続	157
	(4) 検察官が関与する事件の手続の流れ	158
	(5) 検察官が関与する審判の運営等に当たっての留意点	160
	ア 国選付添人の選任手続	160
	イ 検察官による記録等の閲覧謄写	160
	ウ 検察官及び付添人との打合せ	161
	エ 検察官に対する期日の通知	161
	オ 証人尋問の方法	161
	カ 調査官の調査事務	162
10	被害者等からの意見聴取	163
	(1) 意見聴取制度の趣旨	163
	(2) 意見聴取の方法及び留意点	164
	(3) 意見聴取結果の記録及び利用	165
11	被害者等による少年審判の傍聴	165
	(1) 傍聴制度の趣旨	165
	(2) 対象事件	166
	(3) 傍聴の対象	167
	ア 「審判期日における審判」	167
	イ 傍聴対象事件以外の事件が併合審理される場合	168
	ウ 否認事件の場合	168
	エ 要保護性に関する審理	169

(4) 少年審判の傍聴の申出資格	169
(5) 少年審判の傍聴の許否判断	169
(6) 被害者等が傍聴する場合の付添い	170
(7) 少年審判の傍聴実施事件の手続の流れ	170
ア 被害者等への制度案内	171
イ 傍聴の申出, 弁護士である付添人への求意見等	171
ウ 傍聴の相当性判断	172
エ 傍聴の許可, 不許可の通知及び審判期日の準備	172
オ 審判期日当日	173
12 被害者等に対する審判の状況の説明	174
(1) 説明制度の趣旨	174
(2) 審判の状況の説明制度の対象事件及び要件	174
(3) 説明事項及び説明者	175
(4) 説明の基本となる資料	176
(5) 説明の方法	177
第6 試験観察	177
1 試験観察の目的, 機能	177
(1) 試験観察の目的	177
(2) 試験観察の機能	178
2 試験観察の方法	179
(1) 対象者の選択	179
(2) 試験観察決定	180
(3) 試験観察の期間	180
(4) 観察方法の概要	181
(5) 補導委託	182
ア 制度の趣旨	182
イ 運用上の留意点	184
第7 終局決定	186
1 終局決定の種類	186
(1) 審判不開始	187
ア 「審判に付することができないとき」	187
イ 「審判に付するのが相当でないとき」	189
(2) 不処分	190

目 次

ア 「保護処分が付することができないとき」	190
イ 「保護処分が付する必要がないとき」	190
(3) 知事又は児童相談所長送致	191
ア 通常の送致	191
イ 特別の送致 — 強制的措置許可申請事件 —	192
(4) 検察官送致	193
ア 刑事処分相当の検察官送致	193
イ 年齢超過による検察官送致	197
(5) 保護処分	198
ア 保護観察	198
イ 児童自立支援施設又は児童養護施設送致	202
ウ 少年院送致	203
2 審判不開始、不処分決定における「保護的措置（教育的措置）」	206
(1) 保護的措置の主体	207
(2) 保護的措置の内容	208
(3) 審判段階での保護的措置	210
(4) 審判不開始決定と不処分決定の選択	211
3 終局決定の告知	212
(1) 総 説	212
(2) 告知上の留意事項	213
ア 審判不開始決定の告知	213
イ 不処分決定の告知	214
ウ 検察官送致決定の告知	214
エ 保護処分決定の告知	215
4 終局決定に伴う付随措置	217
(1) 環境調整命令	218
(2) 処遇勧告	218
(3) 没取決定	220
第 8 終局決定後の手続	221
1 決定書の作成	221
(1) 審判不開始、不処分決定	223
(2) 知事又は児童相談所長送致決定	224
(3) 検察官送致決定	226

目 次

(4) 保護処分決定	227
ア 一般	227
イ 主文	228
ウ 理由	229
エ その他	230
2 審判調書等の作成	231
(1) 審判調書	231
(2) 告知調書	233
3 決定後の手続	234
(1) 終局決定と執行	234
(2) 各種決定と通知	236
(3) 記録の送付等	238
(4) 少年の動向視察	241
(5) その他	241
第9 軽微事件の処理	243
1 概 説	243
2 事件処理態勢	244
(1) 選別担当者	244
(2) 選別基準	244
(3) 選別の意味	244
(4) 選別結果の伝達方法	245
第10 交通関係事件の処理	245
1 概 説	245
2 交通関係事件の受理	248
(1) 送致の方式	248
(2) 交通反則通告制度	248
3 交通関係事件の調査, 審判	249
(1) 調 査	249
(2) 事件処理要領	250
(3) 審判の運営	251
(4) 反則金不納付事件	252
4 家庭裁判所の講習と保護処分等	253
(1) 講 習	253

目 次

(2) 保護処分	254
(3) 検察官送致	254
(4) 終局処分の選択	255
(5) その他の留意事項	255
第3章 保護処分の現状	258
第1 保護観察	258
1 対象者	258
2 保護観察官, 保護司	259
3 更生保護法の施行	259
(1) 遵守事項の整理・充実	259
ア 一般遵守事項の内容	260
イ 特別遵守事項の内容	260
ウ 特別遵守事項の設定手続	260
エ 生活行動指針の新設	261
(2) 保護観察の一時解除	261
4 処遇の実情	261
(1) 一般保護観察	261
(2) 一般短期保護観察	263
(3) 交通保護観察	266
(4) 交通短期保護観察	266
(5) 少年院仮退院後の保護観察	268
5 保護観察所との連携	269
第2 児童自立支援施設, 児童養護施設送致	271
1 送致の現状	271
2 児童自立支援施設	271
3 児童養護施設	271
4 保護処分活用上の問題	272
5 児童相談所等との連携	273
第3 少年院送致	274
1 少年院の処遇	274
(1) 一般短期処遇	275
(2) 特修短期処遇	277

(3) 長期処遇	279
(4) 14歳未満の少年の受入れ	281
(5) 収容期間とその延長	282
2 矯正機関との連携	285
第4章 少年補償制度	287
第1 はじめに	287
第2 補償の要件	287
1 積極要件	287
2 消極要件	289
第3 補償の内容	292
第4 特別関係者に対する補償	293
第5 事件の開始	293
1 事件を開始するための要件	293
2 事件を開始するための手続	294
第6 事件の審理	294
1 総論	294
2 書記官の活用	295
3 調査官による調査	295
第7 決定の告知	296
1 本人に対する告知	296
2 代理人に対する告知	296
3 代理人に対する通知	296
4 告知の方法	296
5 決定の時期	297
第8 変更の申出	297
第9 補償の払渡し	297
付録	
1 平成12年改正少年法の施行後8年間の運用の概況	299
2 手続概略図	301
(1) 少年保護事件処理概略図	301
(2) 少年鑑別所における手続の流れ概略図	303

目 次

(3) 児童相談所における手続の流れ概略図	305
(4) 交通関係事件処理概略図	307
3 各種決定記載例	308
(1) 審判不開始決定（審判条件を欠く場合）	308
(2) 不処分決定（非行なしの場合）	309
(3) 児童相談所長送致決定 その1（通常の送致）	310
(4) 同 その2（通常の送致—触法少年の事例）	311
(5) 同 その3（特別の送致—強制的措置許可）	312
(6) 同 その4（特別の送致—強制的措置不許可）	314
(7) 検察官送致決定（刑事処分相当）	315
(8) 保護観察決定	317
(9) 児童自立支援施設送致決定	318
(10) 少年院送致決定 その1	320
(11) 同 その2（一般短期処遇相当の事例）	322
(12) 同 その3（少年法20条2項ただし書を適用した事例）	326
(13) 収容継続決定	328
(14) 戻し収容決定	331
(15) 観護措置決定に対する異議申立てについての決定	332
(16) 施設送致決定	333
4 保護観察（1号観察）処遇一覧表	336
5 少年院処遇一覧表	340
(1) 処遇の区分別	340
(2) 少年院分類処遇制度図	344
(3) 少年院処遇課程等別収容対象者の概要	345
(4) 少年院の矯正教育の流れ	347
6 全国の少年院	348
(1) 少年院の所在地	348
(2) 少年院種類別の処遇区分一覧	349
7 主要参考文献	350

序 章 初めて少年審判を担当する裁判官のために

第1 裁判官の役割

少年審判の目的は、「少年の健全な育成」(法1条参照)にある。そのために、少年審判の手続は、刑事訴訟手続のような当事者による対立構造を採らず、家庭裁判所が職権によって少年に対する手続を進めていく審問構造を採っている。すなわち、家庭裁判所が中心となって、厳格な手続に制約されることなく、非形式的な手続で、非行を犯した少年の改善更生のために必要な資料や情報を集め、その方策を検討するという職権主義構造になっている。

一般に、少年は人格が未熟である半面、可塑性に富んでいるので、非行を犯した少年に対しては、刑罰による非難を加えるよりも、保護、教育を行うことが少年の健全育成に役立つ。そのため、少年審判手続では、行動科学の知識を十分に活用して、非行の原因、再非行予防のための諸要素に関する要保護性の判断を適切に行うことが必要である。また、少年に対する審判そのものも、少年の健全な育成に役立つものでなければならない。このような少年審判の目的や機能(これを、少年審判の教育的機能とも、また福祉的機能ともいう。)を果たすためには、従来の民事裁判や刑事裁判のような伝統的な訴訟手続では不相当であり、裁判所が中心となって非形式的な手続で合目的な活動を行うことの可能な手続が必要とされるわけである。

以上のような少年審判の目的及び手続構造から、少年事件を担当する裁判官には、訴訟事件を担当する裁判官とは違った役割が期待される。すなわち、家庭裁判所は、少年審判のほか、家庭における紛争を解決するための家事審判、家事調停及び人事訴訟を行っているが、従来の伝統的な裁判所には見られない特色を有している。その詳細は後述するとおりであるが、家庭裁判所の主な特色として、個別性、科学性、後見性、非形式性が挙げられる。これを要約すれば、家庭裁判所の仕事が多分に行政的色彩を帯びているということであろう。

もっとも、このような家庭裁判所の特色を強調することは、裁判官による司法的役割を否定するものではない。少年審判が非行を認定し、強制力を伴う処分を行うものである以上、その手続は憲法31条の保障する適正手続の要請を満

たすものでなければならない。また、少年審判といえども、社会、公共の安全の要請に十分に応えなければならない。裁判官は、司法の一翼を担う者として、このような司法的役割を忘れてはならないことは当然である。

以上、裁判官の役割について抽象的、一般的に述べたが、これを十分に果たすため、裁判官が少年審判を運営する上で配慮すべき心構えについて、以下述べることとする。

第2 裁判官の心構え

少年事件を担当する裁判官に必要な心構えとしては、おおよそ次の5点が考えられよう。

① 健全な法律家としての見識と円満な常識を養うこと

これは、裁判官一般に要請される心構えであるが、特に、少年事件の場合には、裁判所は直接少年や保護者など家庭の問題を取り扱い、他の法律家が手続に関与することも少ないため、裁判官は、少年の権利を擁護する立場、社会・公共の立場、冷静な判断者としての立場など、一人で複数の役割を演じなければならない。しかも、その手続構造は非形式的で、裁判官による裁量の幅は極めて広い。このため、裁判官の考え方や個性は、直接、少年、保護者に伝わり、その人格が影響するところは大きい。

また、観護措置、同行状の発付など少年の身柄の処理について、裁判官として迅速な判断を迫られる場合がある一方で、少年の再非行を防止するため、少年や保護者、雇主、学校等に対し、具体的にどのような措置をとるべきかについて、適正な判断を求められる。そして、これらの取扱いいかんによって、少年の一生に大きな影響を与えることになるので、単なる法律家としての素養だけではなく、人生の機微に通じた円満な常識を備えることが必要である。

ただし、だからといって、少年事件を担当する裁判官は、民事事件や刑事事件を担当する裁判官と違った特殊な能力を要求されるわけではなく、健全な法律家としての判断と、一般の社会人としての常識がより幅広く要求されるということである。

② 行動科学の知見について関心を持つこと

家庭裁判所は少年事件の調査、審判に当たって、医学、心理学、教育学、社会学等の行動科学の知見を活用すべきことが要請されている。しかしながら、これは、裁判官自らそれらの科学的知見を身に付けることを意味するものではない。近年、これらの行動科学の発達は著しく、また、具体的な家事、少年事件の調査に即して実務的に検討したいわば臨床的研究も進んでいるので、これら諸科学の知識についての非専門家である裁判官が、独りでこれらの研究の成果を身に付けることは困難である。

ただし、裁判官は、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）がこれらの知見を活用して収集、作成した資料に基づいて、少年に対する最終的な処遇を決定しなければならないので、この資料を十分に理解し得る能力を持つ必要がある。そのために裁判官にとって必要なのは、法律学以外の学問についても関心を持ち、事件を通じて、これらの学問の成果を身に付けるという柔軟な心構えを持つことである。裁判官は少年事件を多く経験するにつれて、調査官による調査方法の特色、少年や保護者の人格像のとらえ方、具体的な処遇意見に至る思考様式について、認識が深まり、いわゆる行動科学への興味と関心が醸成されるであろう。そのためには、裁判官の補助者である調査官を十分に活用し、調査官との接触を通じて、行動科学の知見に対する関心を持つことが必要である。

ここで注意を要するのは、行動科学の成果を評価するとしても、一定の限界があることである。特に、少年の非行予測の分野については、いまだ研究途上にあるといつてよい。しかも、非行の予測は要保護性判断の重要な部分を占めるのであるから、裁判官は具体的な事件を取り扱うに当たり、調査官による調査結果を過信することなく、疑問な点や不十分と思われる点があれば、調査官から十分意見を徴し、必要に応じて更に補充的な調査を命じ、又は他の資料による吟味をすることを忘れてはならない。

③ 訴訟における裁判事務との違いを理解して、仕事を行うこと

少年審判は、非行事実の存否を確定し、終局決定を行うという点では、一つの裁判行為であるが、それだけではなく、前述の福祉的、教育的機能を果たすために法規上又は事実上各種の措置が用意され、行政的な機能を持つ事務が少なくない。例えば、調査、審判の過程で、少年や保護者、学校、職場などに対し、事実上いろいろな指導的措置を講じたり、必要に応じて、後述

序章 初めて少年審判を担当する裁判官のために

の試験観察を行うとともに、これに併せて、少年を適当な施設、団体又は個人に預けてその補導を委託する（法25条1項、2項3号）こともある。また、家庭裁判所は、保護処分決定に併せて、保護観察所の長に、環境調整に関する措置を命ずることができる（法24条2項）。そのほか、保護処分決定をした裁判官は、少年の動向に関心を持ち、随時、その成績を視察し、又は調査官に視察させるよう努めなければならない（規則38条1項）、更に必要に応じて、保護処分の執行機関に対し、処遇に関する勧告をすることができる（規則38条2項）。

この点は、民事事件や刑事事件の手続においては、裁判所は当事者主義的手続構造の下で基本的に受動的な判断者と位置付けられているのと好対照をなしているところである。少年審判手続において、これと異なり職権主義的手続構造が採られているのは、前述のような福祉的、行政的機能を十分に発揮することができるようにするためであり、裁判官としては、このような通常の訴訟における裁判事務との違いを十分理解し、以上のような少年審判の運営に伴う行政的な事務についても、進んで主体的に検討をする姿勢が必要である。

また、少年事件の処理については、内部の通達や関係機関との協議等により運用上行われている事項がいくつかある。後述の簡易送致や保護観察、少年院における処遇の実態等がその代表的なものである。

したがって、裁判官は、職務を行うに当たっては、単に法律や規則だけではなく、裁判所内部又は外部関係機関の内規、通達・通知、照会・回答、各種協議結果等を十分調べて、運用の実情を知っておく必要がある（このための資料として、「はじめに」の箇所掲記した「資料集(-)の上、下、(二)の上、下、(三)」、「実務要覧(上)、(下)」、「執務提要」、「実務提要」、「協議結果要録」及び「改正少年法資料(上)、(下)、平成19年改正少年法資料、平成20年改正少年法資料」が参考となる。）。仮に、裁判官が、これらの実情を無視して、抽象的な法令のみを根拠として独自の決定を行った場合には、執行面において大きな混乱を招くだけでなく、もし決定どおりの執行が不可能となれば、少年の保護の面でも、かえって適正を欠くことにもなりかねない。少年事件を担当する裁判官に広い裁量が認められているとしても、このような事件処理が許されているものではないということを銘記する必要がある。

④ 家庭裁判所内部のスタッフとの連携及びその有機的活用に関心すること

家庭裁判所には、裁判官のほか、裁判所書記官（以下「書記官」という。）、調査官、医師である裁判所技官、裁判所事務官（以下「事務官」という。）等の職種があり、裁判官が、円滑に職務を遂行するためには、これらのスタッフの協力が必要不可欠である。これは、少年事件処理上の特色ともいえよう。少年審判手続にあっては、民事や刑事の裁判と違って、自ら手続のすべてに関与し、弁論、証拠調べを裁判官が直接行って心証を得るということは要求されておらず、調査官その他の補助者を活用して、いわゆる社会調査を行わせ、裁判官は、その調査結果と自らの審判の結果とを総合して、終局の決定を行うわけである。しかも、前述のように、これに伴って、いろいろの行政的な事務を円滑に遂行するためには、更に前述の補助スタッフの協力が必要とされる。

したがって、裁判官は、書記官、調査官等の補助スタッフの有機的活用を図るため、常日ごろからスタッフとの連絡を密にするとともに、指導監督の権限を有する首・次席書記官、首・次席調査官等の管理職との連携を保ち、人事管理の面にも十分配慮して、平素から適切、効果的な対応ができるような執務態勢を築くよう心掛けなければならない。そのためには、裁判官は、家庭裁判所内部の職員をよく知り、職員との間で十分に意思の疎通を図っておくことが必要である。

⑤ 関係機関との連携を図ること

少年審判においては、個々の少年の問題性の質や程度を調査し、これに見合った処分を選択していくわけであるが、保護処分について専門的な機関の指導を受けさせるかどうかを判断するに当たっては、少年や保護者が援助を求めることのできる学校やその他の機関の態勢がどうであるかが重要な意味をもつことが少なくない。また、児福法の措置をとるについては児童相談所における各種の措置の実情が、保護処分に付するについては各執行機関の受入態勢の実情が、どうであるかを考える必要がある。また、家庭裁判所は、保護処分の決定後においても、その執行機関に対して処遇勧告をするなど少年の処遇についても深い関係を有している。

少年審判制度がこのような仕組みであることから、家庭裁判所は少年保護の中核機関とされているわけであるが、その機能を十分に発揮するためには、

序章 初めて少年審判を担当する裁判官のために

地域社会の児童福祉機関（児童相談所，児童自立支援施設，児童養護施設等），保護関係機関（保護観察所，少年鑑別所，少年院等），捜査機関（警察，検察庁）などのほか，中学校，高等学校などとも十分な連携を図っていく必要がある。その一つの方法として，協議会等を定期的に開催して，相互に意見の交換に努めている。このような関係機関との連携は，協議会等の公的な会議の場においてのみ図られるのではなく，日常の事件処理を通じての連絡，協力によって培われるものである。

ここで注意を要することは，対外的な折衝を行う場合には，あらかじめ家庭裁判所内部で十分打合せを行い，意思統一を図っておく必要があるということである。特に，行政的な事務について，個々の裁判官により具体的な取扱いが区々に分かれることは，好ましくないばかりでなく，家庭裁判所に対する関係機関の信頼を損なうおそれもある。したがって，家庭裁判所と関係機関との連携を図るため，協議会等において，裁判官が具体的な問題について意見を述べる場合には，あらかじめ，家庭裁判所内部で十分検討し，できるだけ意思統一を図ってから，協議会等に臨むことが必要である。

第1章 少年審判制度総論

第1 家庭裁判所とその特色

1 家庭裁判所の沿革

家庭裁判所は、家庭の平和を維持し、少年の健全な育成を図るという理念の下に、昭和24年1月から新たに設けられた裁判所である。

家庭裁判所の創設前には、少年事件は司法省（昭和23年2月15日以後は法務庁）管下の行政機関であった少年審判所において、また、家事事件は昭和23年1月1日の家事審判法施行により地方裁判所の支部として発足した家事審判所において、それぞれ別個に取り扱われていた。しかし、少年事件と家事事件とは、ともに家庭に関する問題としての共通性を有するばかりでなく、事件処理の在り方としても法律的判断のみによる一刀両断的な解決の方法をとらず、科学的専門的見地から、当該非行や紛争の背後に潜む真因、背景を探り、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じることによって、将来の非行や家庭の紛争を未然に防止することに主眼を置いて考えられるべきものであるという点でも、共通の性質を有している。

そこで、戦後、人権保障の要請から行政機関であった少年審判所を最高裁判所系列下の裁判所に組織替えすることになった際、家事審判所を地方裁判所から独立させて、この両者を統合し、昭和24年1月1日、家庭裁判所という一つの裁判所として発足させたものである。

家庭裁判所の創設は、戦後における幾多の司法制度改革のうちでも最も重要なものの一つであって、その後国民生活に密着した裁判所として定着するに至っている。平成21年1月1日に創設60年を迎えたが、社会の変化とともに家庭裁判所の役割はますます重要な度を加えており、今後一層その充実、発展が期待されていると言えよう。

2 家庭裁判所の組織、機構

家庭裁判所は、地方裁判所と同様、各都道府県庁の所在地と函館、旭川、釧路の50箇所本庁が設置（うち26庁に専任所長配置）されているほか、地方裁判所支部と同じ地に、203庁の支部が設置されている。家庭裁判所の支部

第1章 少年審判制度総論

は、原則として家庭裁判所の本庁と同じ事件を取り扱うが、家庭裁判所は、その裁判所の裁判官により構成される裁判官会議の議決により、支部で取り扱う事務の一部を本庁又は他の支部に取り扱わせることができる。

家事事件については、交通不便な地等にある簡易裁判所所在地のうち、特に必要性の高いところに家庭裁判所出張所を設け、国民の利便を図っている（現在77庁）。

次に、家庭裁判所は、裁判官のほか書記官、調査官、医師である裁判所技官、事務官等によって構成されているが、これらの職員のうち、調査官及び医師である裁判所技官は家庭裁判所に特有のスタッフであって、その存在は家庭裁判所の職務の科学的な性格を端的に示すものである。

調査官は裁判官の命令に基づき、科学的、専門的見地から個々の事案ごとにその事実関係や紛争の背景、原因などの事件の調査を担当し、また、事件処理の過程で、少年その他事件の当事者や関係者に対し、必要に応じて教育的、調整的措置を行う。現在、調査官は、主として心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の行動科学又は法律学の専攻者から採用され、裁判所職員総合研修所において一定期間養成訓練を受けた後、家事、少年事件の調査、少年の観察等の職務を担当している。特に最近では、価値観の多様化、生活条件の変化等を反映して家事、少年事件共に事案が複雑多様化してきており、調査官の果たす役割は一層重要なものとなっている。そして、紛争や非行の背景、人間関係のもつれなどについて、面接技法を高めるとともに、心理テスト等を適宜活用して、的確に事実関係を把握して、事件の問題点を分析評価するとともに、問題解決や処遇選択の指針を明確に示すことが一層求められている。

また、家庭裁判所医務室は、家庭裁判所が家事、少年事件の調査、審理において、医師である裁判所技官に家事、少年事件の当事者その他関係人に対する医学的診断を行わせるための機構である（家事審判規則7条の6、7条の7、137条、137条の2、法9条参照）。家庭裁判所が取り扱う事件は、その性質上医学的な検査や診断を必要とすることが少なくないため、訴訟での鑑定のような手続を経ることなく、家庭裁判所自らの機構、施設を利用してこれを行う必要があることから、昭和26年以降全国の家裁判所本庁に設置されたほか、立川、堺、小倉等9支部にも置かれている。

3 家庭裁判所の取り扱う事件

家庭裁判所は、大きく分けて、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件を取り扱っている。

(1) 家事事件

家事事件とは、家事審判法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し（裁判所法31条の3第1項1号）、審判事件と調停事件との2種に大別することができる。

審判事件は、甲類事件と乙類事件とに分かれる（家事審判法9条）。甲類事件とは、相続放棄、後見開始、不在者の財産管理、後見人の選任・解任、養子縁組の許可、特別養子縁組の成立及び離縁等の事件であるが、これらの事件は公益に関するところから、私人の生活関係に国家が介入し、後見的な作用を果たすものであり、乙類事件と違って当事者間の合意による任意処分が考えられないため、専ら審判によって処理される。このほか、甲類事件としては、戸籍法に定める氏又は名の変更の許可、戸籍訂正の許可に関する事件、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者の保護者の選任・順位変更に関する事件等がある（特別家事審判規則4条・10条・21条）。乙類事件とは、夫婦の同居、婚姻費用の分担、親権者の指定・変更、扶養、遺産分割、財産分与等の事件であるが、これらの事件は対立当事者間の争訟的な性格を有する反面、第一次的には当事者の協議による自主的な解決が期待される性質のものであるから、審判によるほか、調停によっても処理することが可能である（家事審判法17条）。

家事調停の対象となる事件は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件であるが、既に述べたように、甲類審判事件は専ら審判によって処理され、調停の対象とはならない（家事審判法17条ただし書）。家事調停の対象となる事件のうち、訴えを提起できる事件については、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならないものとされている（家事審判法18条1項）。これは、家庭に関する訴訟事項をいきなり訴訟手続によって公開の法廷で争わせることは、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るという見地からは望ましくないため、できるだけ当事者の互譲により円満かつ自主的に解決しようという理由に基づいている。

(2) 人事訴訟事件

第1章 少年審判制度総論

人事訴訟事件とは、離婚、離縁、認知、親子関係の存否の確認など人事訴訟法2条に定める事件であり、平成16年4月から、家庭裁判所において取り扱うこととされている。

(3) 少年事件

少年事件とは、少年法で定める少年保護事件、法26条の4第3項、27条の2第6項、更生保護法72条5項及び規則55条によりその性質に反しない限り少年保護事件の手続が準用される施設送致申請事件、保護処分取消事件、戻し収容申請事件及び収容継続申請事件のいわゆる準少年保護事件並びに少年補償法で定める少年補償事件をいう。このうち、少年保護事件は20歳未満の非行少年、すなわち犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年を対象とするもので、少年事件の中核をなす。また、少年保護事件は、統計等の便宜上、道路交通事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を合わせたもの）とそれ以外の一般保護事件とに類別されることもある。更に、家庭裁判所における事件処理態勢という観点から、交通関係事件（業務上（重）過失致死傷事件及び自動車運転過失致死傷事件並びに危険運転致死傷事件（これらを総称して「業務上（重）過失致死傷等事件」という。）と道路交通事件を合わせたもの）とそれ以外の一般事件とに分けられる。

4 家庭裁判所の特徴

家庭裁判所も、司法裁判所の一つとして法規に基づき適正迅速に事件を処理する使命を負託されていることは言うまでもないが、他面、その取り扱う事件の性質や、事件処理の理念、方法において、次のように伝統的な司法裁判所とは異なる特色をもっている。

① 個別性

家庭裁判所の取り扱う親族間の紛争や少年非行の多くは、複雑な人間関係のもつれや資質的な負因等種々の要因が絡み合って生起するものであり、しかも個々の事案ごとにその要因は異なっている。したがって、これらの紛争や非行という問題の真の解決を図るためには、単に過去の事実に基づいて権利義務の存否や罪責の有無を確定し、法律的に黑白をつけるのではなく、個々の事案に応じて抜本的にその要因を取り除き、将来における紛争の再発や再非行の防止を図らなければならない。

そこで、家庭裁判所は、家事、少年事件の処理に当たり、少年や家族の問題を個別のかつ科学的な方法で調査診断し、事案に即した種々の社会資源を活用してその者を指導援助し、それにより当事者や少年らが当面する困難を自ら克服するように働き掛けて、社会への適応性を取り戻すことができるように努めている。このような活動は、一般に家庭裁判所の調整的、教育的機能（ケースワーク的機能）に基づくものであり、事件の処理における個別処遇の目的に資するものである。

家庭裁判所は、家事、少年事件の特性から、事件処理に伴って、このように調整的、教育的機能を果たすことのできる裁判所として創設されたものであり、この点において家庭裁判所は伝統的な司法裁判所とは異なり、裁判所として固有の司法的機能のほか、行政的機能をも営むことが期待されているのである。

② 科学 性

家庭裁判所が、問題のある家庭や少年に対し、適切で妥当な措置をとり、また、適正な処遇を決定するためには、事件の関係人や少年の性格、環境、生い立ち等についての確かな調査を行い、事件の背後にある紛争や非行の真因を科学的に把握しなければならない。そこで、これらの調査は、医学、心理学、教育学、社会学等行動科学の知識を活用して行うべきことが明示されている（家事審判規則7条の3、法9条）。このような科学的調査を合目的かつ機動的に行うため、家庭裁判所には調査官や医務室等の機構が設けられている。これら事件の科学的処理のための組織、機構は、家庭裁判所を支える中核の一つをなすものであり、従来その整備、充実には大いに意が払われてきている。

③ 社会 性

家庭裁判所が取り扱う家庭や少年の問題は、国民の日常生活に身近な問題であり、しかもその適切で妥当な解決は、健全な社会発展の基盤ともなるものであるから、家庭裁判所の仕事については、社会一般の援助協力が強く期待される場所であり、家庭裁判所としても社会一般の支持と理解を得るために努力しなければならない。

そこで、社会一般の良識の代表者として、家事審判及び人事訴訟については参与員（家事審判法10条、人事訴訟法9条）の、家事調停については家

第1章 少年審判制度総論

事調停委員（家事審判法22条）の関与を定めている。また、少年事件については、保護司、雇主、教師などに審判への立会いを求め（規則29条）、更に地域社会の社会福祉機関、保護関係機関、精神保健関係機関などと密接な連絡を取り、あるいは補導委託先（法25条2項3号参照）を開拓してその協力を得るなど、制度上及び運用上事件処理について積極的に関係者の参加、協力を求める態勢をとっている。

④ 後見性

家庭裁判所は、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持に努め、また、少年の再非行を防止し、健全な育成を図るという使命を有しており、個々の家庭や少年に対し、後見的にかかわっていくことが予定されている。

まず、家庭裁判所は、特にその後見的関与が強く要請される事件については、職権で一定の処分等を命じることができるとされている（民法846条、863条、943条）。

更に、通常の裁判所においては、いったん裁判をすればそれで事件は終了し、当事者とのつながりも切れてしまうが、家庭裁判所においては、その取り扱う事件の性質上、家事審判、家事調停あるいは少年審判を行った後においても、後見的に事後の配慮に努めなければならない。例えば、家事事件では、後見人に対する選任後の監督（民法863条、家事審判法9条1項甲類21号、家事審判規則89条）や、審判や調停で定められた義務につき、履行状況の調査及び履行の勧告又は相当期間を定めて履行を命令し、あるいは金銭の寄託を受けて権利者に引き渡すことを内容とするいわゆる履行確保制度（家事審判法15条の5から7まで、家事審判規則143条の2から12まで）などがあり、また、少年事件では、保護処分決定後の措置として保護処分を受けた非行少年の動向に関心を持ち、随時その成績を視察し、執行機関に対して処遇に関する報告を求め、必要に応じて少年の処遇についての勧告を行うこと（法28条、規則38条）などを挙げることができる。

⑤ 民衆性

家族間の紛争や少年非行の問題は、だれしも余り表ざたにしたくない事柄であり、また、当事者や保護者は、法律的知識に乏しい上、世間体などを考えて解決の時期を失したりすることがある。これを放置すると、事態はこじれ、ますます悪化するおそれがある。そこで、家庭裁判所としては、

国民がこれらの問題を容易に家庭裁判所に持ち出すことができるよう、様々な配慮をしている。

例えば、家事事件においては、申立手数料が800円又は1200円という低廉な額であるほか、法律的知識のない人でも独りで容易に申立てができるよう窓口で事件ごとに定型化された申立書用紙を備え、また、書面に限らず口頭でも申立てをすることができるようにしている（家事審判規則3条）。

どの家庭裁判所においても家事手続案内の窓口を設け、夫婦、親族間等の問題を抱えている人達に家庭裁判所の手続の利用の可否、申立てに際して準備すべき書類、申立て後の手続の進行などについて手続的な観点から説明、案内を行っている。

少年事件においては、検察官、司法警察員のほか、保護者、教師、雇主等およそ少年の保護に関心を持つ者はだれでも、非行少年を発見した場合に、これを家庭裁判所に通告することができ（法6条1項）、しかもその通告は口頭でも行うことができるものとされている（規則9条2項）。

⑥ 非形式性

家庭裁判所では、単に事件について法律的判断を下すというだけでなく、家庭の平和を守り、少年を健全に育成するという福祉的な目的のために、個々の事案に即した教育的調整的措置をも講じている。家庭裁判所のこのような機能を適切かつ有効に果たすためには、個々の事案に即した形式張らない方法で審理を行い、具体的妥当性のある合目的処理を図ることが必要である。このため、家庭裁判所では訴訟事件のような形式的で厳格な手続が排除され、裁判所の広い裁量の下で非形式的な手続で事件の処理が行われることがその特色である。もとより家庭裁判所も、司法機関としての裁判所であるから、手続的正義を無視するものであってはならず、人権保障その他事件の適正処理のために配慮が必要であることは言うまでもないが、家庭裁判所の非形式性は、上記①から⑤までの各特色を生かすため、不必要な手続的制約を排除し、かつ、関係者にいたずらに緊張感や警戒心を起こさせないようにするという配慮から、特に要請されているものである。

⑦ 非公開性

家庭内の問題はできるだけ秘密にしておきたいというのが万人に共通し

第1章 少年審判制度総論

た感情である。家庭の秘密が確実に守られる保障がない限り、国民は安心して家庭問題の解決を家庭裁判所にゆだねるわけにはいかない。また、少年事件の場合には、秘密の保持が少年の更生ないし社会復帰のために是非とも必要である。家庭裁判所の手続が、家事事件においても少年事件においても一般に公開されない（家事審判規則6条，法22条2項）のは、このゆえであるが、この趣旨は家庭裁判所の事件処理の上で手続全般にわたって厳守されており、事件の関係者や少年の名誉、情操を害することのないように秘密の保持には万全の配慮が払われている（法5条の2第3項，22条の4第5項，22条の6第3項，31条の2第3項，61条参照）。

第2 少年審判の機能と基本原理

1 少年審判の機能

少年審判の機能には、福祉的機能と司法的機能があり、家庭裁判所はこの両機能の調和を図ることが必要である。

(1) 福祉的機能

法1条は、「少年の健全育成」という目的を掲げている。少年審判の機能の第1は、このような目的を達成するための福祉的機能ないし教育的機能である。

前述したように少年審判の主たる目的は、少年を処罰してその責任を追究することではなく、非行を犯した少年を改善，更生させて，円滑に社会復帰させることにある。それが，少年の再非行を防止し，ひいては，社会公共の安全にもつながるといえよう。その意味で，刑事政策的に見れば，少年審判が第1に目指すものは一般予防ではなく，特別予防にあるといつてよい。

このような目的を達成するために，家庭裁判所は少年の資質及び環境について広く調査を行い，非行の原因を明らかにするとともに，少年の処遇を決定するための様々な資料を収集するわけである。このような調査を行うに当たっては，医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的智識を活用すべきこととされ（法9条参照），そのための専門的機構として，いわゆる社会調査を担当する調査官が家庭裁判所に置かれ，心身の鑑別を担当す

る少年鑑別所が法務省に設置されている。

そして、このような専門的調査によって明らかにされた少年の資質上、環境上の問題点（要保護状態）に応じて、少年の非行性を除去し、円滑な社会復帰を図るための様々な教育的、保護的な措置がとられるわけである。それが家庭裁判所以外の外部の保護関係機関による継続的な保護を必要とする場合に保護処分という法形式がとられることになる。

しかし、少年審判の福祉的機能ないし教育的機能といわれるものは、それだけにとどまるものではない。家庭裁判所は事件の受理に始まって、調査、審判を経て終局に至る保護事件手続の全過程において、少年に対する教育的な配慮を忘れてはならない。特に、調査、審判の段階においては、少年の抱えている問題点に応じて、調査官や裁判官が少年自身のほか、保護者（法25条の2参照）、学校、職場などに対し、様々の教育的な働き掛けを行うなどの保護的措置を加えることによって、少年の要保護状態が解消されれば、あえて保護処分に付する必要はなくなるわけである。旧少年法では、少年に対する訓戒とか、誓約書の徴取といった措置もそれぞれ独立した保護処分に数えていたが、現行法は保護処分の種類を限定し、保護処分執行機関による継続的な執行というものを残さない一時的措置は、審判不開始や不処分に伴う事実上の措置にとどめたのである。したがって、現在、審判不開始や不処分で終局する事件は全体の6割以上を占めているが、その大部分は、いわばこのような家庭裁判所の保護的措置によって、問題点が解消したと認められる場合にとられたものであるから、調査、審判の段階における教育的役割は大きく、家庭裁判所の手続の全過程がいわば福祉的、教育的機能を担っているといつてよい。ある学者は、その意味において、少年審判の全過程は、司法的機能の実現のための「司法過程」であると同時に、福祉的機能の実現のための「保護過程」と表現している。

(2) 司法的機能

少年審判は、福祉的機能を有しているとはいえ、司法機関としての家庭裁判所がこれを行うという意味において、その司法的機能も重要な機能である。

司法的機能の1は、不告不理の原則となって具体化されている。すなわ

第1章 少年審判制度総論

ち、家庭裁判所は、自ら積極的に少年非行を求めてその解決に乗り出すというのではなく、解決を要する事件として送致等を受けて受理した事件に限って審理、判断を加えるものとされている。この点は、少年事件が行政機関ではなく、司法機関である家庭裁判所において取り扱われるものとされたことを端的に示しているということができよう。

司法的機能の2は、少年審判における非行事実の認定が重要な意味を持っているところに表れている。すなわち、保護処分決定を行うには、非行事実の存在について、蓋然的心証では足りず、いわゆる「合理的疑いを超える (beyond a reasonable doubt)」心証、すなわち、確信の域まで達していることが必要であるとされる。この意味で、非行事実の存否を明らかにすることは、家庭裁判所の重要な任務であり、実体的真実主義が少年審判においても重要な機能とされる。少年審判において、的確に非行事実が認定され、事案が解明されることは、非行のある少年に適切な保護を施し、その健全な育成を図るという少年法本来の目的を実現する上で不可欠であるとともに、非行のない少年についてこれを誤って処分することがないようにし、かつその判断が国民に信頼をもって受け入れられるようにすることが、裁判制度の在り方からも、またその少年の利益のためにも肝要である。このような観点から、後述のとおり、平成12年の少年法改正によって、少年審判における事実認定手続の一層の適正化に関する諸制度が導入された。

司法的機能の3は、少年審判手続において、少年の権利保障が図られているところに表れている。少年の更生、保護に従事する者が、熱心の余り、手続面における少年の権利保護をおろそかにすることがあるとすれば、かえって少年の健全育成という究極の目的に反する結果となる。特に、少年審判は非公開の部屋の中で、しかも非形式な審問手続で行われるため、この点に十分注意を払う必要がある。1967年(昭和42年)、アメリカの連邦最高裁判所は、有名なゴールト判決の中でこの点を指摘しているが、我が国では、現行少年法の発足の当初から、実務に携わる裁判官を中心としてこの点が論議され、審判段階では例外なしに、非行事実についての告知と聴聞 (notice and hearing) が確実に行われ、黙秘権の告知や証拠法則などについても、運用上いろいろな試みがされてきている。一方、法制審議

会も、少年法改正に関する昭和52年6月の答申において、少年審判手続において保障されるべき適正手続の内容を提示した。このような流れの中で、最高裁判所は、いわゆる流山中央高校放火未遂事件において「非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定は、家庭裁判所の完全な自由裁量に属するものではなく、その合理的な裁量に委ねられたものである。」と判示した（最高裁昭和58年10月26日第一小法廷決定・刑集37巻8号1260頁，家月36巻1号158頁）。これを受けて、各家庭裁判所では、刑事手続における適正手続をそのまま少年審判手続に持ち込むのではなく、これと調和する形において、できるだけ実質的に少年の権利保障に役立つような工夫をするという観点から、後述する事件処理要領を策定している。なお、平成12年の少年法改正に伴い、少年審判規則も改正され、少年に関する手続上の手当てとして、観護措置決定手続及び第1回審判期日における告知及び陳述の機会の付与（規則19条の3，29条の2），証拠調べの申出（規則29条の3），追送書類等に関する通知（規則29条の5），少年の意見陳述（規則30条）等について規定の整備がされた。

司法的機能の4は、少年の処遇選択において一般予防的視点からの考慮が図られているところに表れている。例えば、法20条1項は、禁錮以上の罪に当たる事件について、「その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」は、家庭裁判所はこれを検察官に送致することとし、また、平成12年の改正で新設された同条2項は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの」については、原則として検察官送致決定をしなければならないとしており、刑罰が科されることを予定しているのもその具体的な適用場面の一つである。少年審判の第1の目的は、非行を犯した少年に保護処分等の教育的措置を行い、再非行防止を図ることにあるが、これと同時に、少年審判は犯罪少年を対象としており、国の司法制度の一環としての刑事政策的役割をも担っている。したがって、少年審判は、少年の健全育成という教育的機能だけではなく、社会公共の安全と福祉を維持するという司法的機能を併せ持つものと言わなければならない。そのほかにも、平成12年の少年法改正で新設された被害者配慮に関する制度の運用や、被害者調査の活用等を通じて、処分、処遇の選択に際して被害者側の事情が十分に踏ま

第1章 少年審判制度総論

えられるようになってきている点なども、司法的機能重視の具体的表れと
いうことができよう。

2 少年審判の基本原則

(1) 教育主義（保護主義）

現行少年法は、その目的として、「少年の健全育成」という教育目標を掲げている。したがって、少年審判の処遇原則としては、第1に、非行を犯した少年については、保護処分その他の教育的手段によって、非行性の除去を図ることに努め、刑罰は、原則としてこのような教育的手段によって少年を処遇することが不可能か、又は不適當と考えられる場合にのみ科されることになる（例外として、道路交通法違反事件等における罰金見込み検送がある。）。この教育主義（保護主義）の理念は、次の二つから成り立っている。

一つは、少年は一般に精神的に未熟である上、心情的に不安定で環境の影響を受けやすく、たとえ非行を犯したとしても、深い犯罪性に根ざすものではないことが多く、これを成人の犯罪者と同様に刑罰によって非難し、その社会的責任を追究するのは妥当でないということである。他の一つは、少年は人格の発達途上にあり、教育可能性に富んでいるから、仮に過ちを犯したとしても、むしろ教育的手段によって改善、更生を図る方がより効果的であり、刑事政策的にも常習犯罪人を作らないという究極の目的にかなうものであると考えられることである。

なお、少年審判の機能として、福祉的機能と司法的機能の二つが認められることは前述のとおりであり、司法的機能に支障が生ずるような形で教育主義（保護主義）が強調されるのは相当でないといえよう。

(2) 個別処遇の原理

少年の非行原因は、その資質、環境等の組合せによる様々な因子から成り立っているため、この原因を除去し、再非行防止を図るためには、個々の少年に応じた個別的な処遇が行われなければならない。少年審判は、「個別化された司法」とも呼ばれるゆえんであり、少年法の教育主義と密接なつながりを持っている。

刑事裁判の場合には、行為すなわち犯罪事実が最も重視され、したがって、同種、同程度の犯罪を犯した者には、なるべく同程度の量刑を行うこ

とが法的安定ないし社会的公平の見地からも要請される。

これに対して、少年審判の場合には、行為の大小ではなく、少年自身の抱えている問題性に依じて処遇が行われる。すなわち、非行事実が小さくとも、少年の非行性が深く、かつ、保護環境の劣悪な少年に対しては、施設内処遇を中心とする手厚い保護処分を行うことが考えられるのに対して、犯罪の結果や被害の程度が比較的大きくとも、少年の犯罪的危険性がそれ程大きくはなく、保護環境も良好であれば、社会内処遇を中心とする保護処分等にとどめて、少年の自立更生を促すといった方法も考えられる。

このような個別処遇を行うため、専門的調査機構として、調査官、少年鑑別所のほか、各家庭裁判所に医務室が設けられ、少年の心身の状況が診断できるようになっている。

また、個別処遇を行うには、その受皿として、いろいろな態様の処遇が制度上、運用上用意されていることが必要であるが、現行法上の保護処分としては、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び少年院送致の3種類しかない。ただ、保護観察と少年院送致については、運用上いろいろな態様の処遇が現在は用意されており、また、試験観察や補導委託などの中間的措置、更には児童福祉機関送致や刑事処分に対するための検察官送致などがあるほか、調査官の調査自体が保護的措置としての面を併せ持っており、刑事裁判の場合と異なって、少年の個別性に依じた処遇を選択することができるようになっている。

(3) 職権主義

刑事裁判の場合には、国家機関である検察官が訴追官として、裁判所に對し、被告人を起訴し、これに対する処罰を求めるのに対して、被告人及び弁護人はこれを争い、防御をするという構造を採っており、裁判所はこれら対立当事者とは独立した第三者的立場から、判決という形で公権的な判断を示すことになっている。このような裁判の構造を当事者主義的対審構造と呼んでいる。

これに対して、少年審判の場合には、全く異なった構造を採っている。まず、刑事裁判のような対立当事者というものはない。検察官から少年事件が送致されるが、それはあくまで送致であって、少年に対する処分を求めるものではない。そして、家庭裁判所は自ら事件の調査を行い、審問を

第1章 少年審判制度総論

行う。これを職権主義的審問構造という。少年審判手続に加わるのは、裁判官と少年、保護者のほか、付添人（弁護士が付添人として少年審判に関与する場合も、刑事裁判における弁護人とは役割を異にする。）、調査官、保護観察官、保護司、少年鑑別所の職員、学校の教師など、いずれも少年の再非行防止の目的に対し協力的な立場に立つ関係者であって、家庭裁判所の適正な審判に協力する役割を担っている。

なお、平成12年の少年法改正により、非行事実の認定上問題がある一定の事件の審判手続に検察官に関与させることができることとなったが（法22条の2）、この場合にも、検察官は、少年の処罰を求める訴追官・原告官として関与するのではなく、職権主義的審問構造の枠内において、家庭裁判所の手続主宰権に服しつつ、公益の代表者としての立場からの確に事実認定が行われるよう審判に協力する、審判協力者としての立場で関与するものである。

このような職権主義的審問構造が採られる理由として、関係者の協力の下に裁判官が直接少年に対して語りかけ、教育的な働き掛けを行うことができる手続が少年審判の本質にふさわしいということが挙げられる。実際、少年審判で扱われる事件の大半は、非行事実の存否に争いがなく、比較的軽微なものであるため、事件関係者が攻撃防御を行って対立し合う手続よりも、少年審判の場自体が教育の場としての意味を持つような審問の手続の方が適しているといえよう。他方、非行事実の存否がし烈に争われているような事件などでは、証拠の収集及び吟味に検察官を加えることにより、裁判所と少年側との対峙状況を回避させ、裁判官を公正中立な判断者の立場に専念させることが、少年審判の事実認定の適正化に資することは明らかである。平成12年の少年法改正で一部の少年審判手続に検察官関与が認められた理由はこの点にある。

第3 少年法等の改正

1 平成12年の少年法改正（以下「平成12年改正」という。）

(1) 背景及び経緯

少年法については、昭和52年6月29日法制審議会から法務大臣に対して、

少年の権利保障の強化や一定限度内での検察官の審判関与、保護処分の多様化・弾力化等を内容とする改正の答申がなされたが、その後具体的な立法作業は行われないうままに推移してきた。もっとも、この答申の中で指摘されていた保護処分の多様化に関しては、「第3章 保護処分の現状」に記載するとおり様々な運用上の改善策が実施され、成果を収めている。

ところが、非行事実の存否が激しく争われる事件の審理につき、裁判所が困難を感じる事件が目立つようになり、社会の各方面から非行事実認定手続を中心とした少年審判の在り方が厳しく問われるようになった。また、少年事件を実際に担当する裁判官からも、様々な運用上の工夫をしてきたが、検察官がいない審判において、裁判官が少年の主張を吟味しつつ公正な判断を下すについて、一人で二役を的確にこなすことに一定の限界があることや、少年の身柄を確保しておく期間が最長4週間に制限されていること等から、もはや個人の努力や工夫では対応できない制度的な限界を指摘する声が強くなっていた。

このような家庭裁判所の事実認定を巡る状況を背景に、平成8年11月から、最高裁判所事務総局家庭局、法務省刑事局及び日本弁護士連合会の法曹三者による意見交換会が行われ、事実認定手続を中心とする少年審判の実状と問題点につき議論が重ねられた。そこでの議論も踏まえ、平成10年7月に、法務大臣から法制審議会に対し、事実認定手続の一層の適正化を図るための法整備について諮問が発出され、その審議及び答申を経て、平成11年3月に少年法等の改正法案が内閣から国会に提出された。この内閣提出法案は平成12年6月衆議院解散により廃案となったが、他方で、少年による凶悪事件が続発し、また殺人、強盗、強姦、放火のいわゆる凶悪犯が増加していたことや、司法手続における犯罪被害者に対する配慮の充実を求める流れを受けて、改めて、事実認定手続の適正化のみならず、少年の規範意識の醸成や被害者への配慮策も盛り込んだ改正が検討され、平成12年9月に議員提出法案として少年法等の改正法案が国会に提出され、同年11月28日に可決成立し、平成13年4月1日から施行された。

なお、平成12年改正施行後8年間の運用の概況は、付録1に添付した。

(2) 改正の内容

平成12年改正は、大きく分けると、少年事件の処分等の在り方の見直し、

第1章 少年審判制度総論

事実認定手続の一層の適正化、被害者への配慮の充実の3本の柱からなっている。主な改正点は次のとおりである。

少年事件の処分等の在り方の見直しの関係では、①刑事処分可能年齢が引き下げられたこと（改正前の法20条ただし書の削除）、②犯行時16歳以上の少年の犯した事件で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として、検察官送致決定をしなければならないとされたこと（法20条2項本文）、③保護者に対する措置の明文化（法25条の2）、④審判の方式について、審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならないとされたこと（法22条1項）が主な改正点である。

事実認定手続の一層の適正化の関係では、①裁定合議制度の導入（裁判所法31条の4）、②検察官及び弁護士である付添人が関与する審理の導入（法22条の2等）、③観護措置期間の延長及び観護措置決定等に対する不服申立て制度の導入（法17条4項、法17条の2）、④検察官に対する抗告受理申立権の付与（法32条の4）、⑤保護処分終了後の救済手続の整備（法27条の2第2項）が主な改正点である。

また、被害者への配慮の充実策としては、①被害者等による記録の閲覧及び謄写（法5条の2）、②被害者等の申出による意見の聴取（法9条の2）、③被害者等に対する審判結果等の通知（法31条の2）の三つの制度が導入された。

個々の改正点の内容については、それぞれの関係する箇所ですべて説明する。

(3) 少年審判規則の改正

少年法改正に伴い、平成13年2月7日最高裁判所裁判官会議において、「少年審判規則等の一部を改正する規則」が制定され、同月19日公布された。この規則改正は、改正少年法の施行に伴い、被害者等による記録の閲覧等の申出の方式、少年審判の手続に検察官が関与する場合の検察官の権限、国選付添人の選任の方法その他所要の事項を定めるとともに、関係規定の整備等が行われたものである。そこでは、観護措置決定手続や第1回審判期日の冒頭において、供述を強いられることがないことや付添人選任権があることを少年に分かりやすく説明し、また非行事実の要旨を告げて少年の陳述を聴くこととするなど、少年に対する手続上の保障に関する規

定も設けられた。

個々の改正点の内容については、それぞれの関係する箇所の説明する。

2 平成19年の少年法改正（以下「平成19年改正」という。）

(1) 背景及び経緯

少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合の増加や、平成15年から平成16年にかけて触法少年による重大事件が発生したこと等の少年非行の実状を踏まえ、平成15年12月、青少年育成推進本部が策定した「青少年育成施策大綱」及び犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、触法少年に係る事件についての警察の調査権限の整備や、保護観察中の少年について遵守事項の遵守を確保し指導を一層効果的にするための措置等について、検討することが取り上げられた。これらを受け、平成16年9月、法務大臣から法制審議会に対し、少年法等の改正に関する諮問がなされ、その審議及び答申を経て、平成17年3月に少年法等の一部を改正する法律案が内閣から国会に提出された。同法案は、衆議院解散により審議未了のまま廃案となったため、平成18年通常国会に同一内容の法案が再度提出されたものの継続審議となり、平成19年第166回通常国会において、一部修正を経て、同年5月25日、少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）が可決成立し、同年6月1日に公布された。同法は、同年11月1日から施行された。

(2) 改正の内容

平成19年改正は、大きく分けると、触法少年に係る事件に関する警察の調査権限の整備、少年院に送致可能な年齢の引下げ、保護観察中の者に対する措置、国選付添人の規定の整備の4点からなっている。主な改正点は次のとおりである。

触法少年に係る事件に関する調査権限の整備の関係では、①警察官等の調査権限の明確化（法6条の2）、②調査における付添人制度の導入（法6条の3）、③触法事件の調査における押収、搜索、検証及び鑑定囑託の手続の新設（法6条の5）、④警察官による児童相談所長に対する事件の送致等（法6条の6）、⑤一定の重大触法事件について都道府県知事又は児童相談所長による原則家庭裁判所送致（法6条の7）が主な改正点である。

少年院に送致可能な年齢の引下げの関係では、おおむね12歳以上14歳未

第1章 少年審判制度総論

満の少年について、特に必要と認める場合に限り、少年院送致決定をすることができるものとされた（法24条1項ただし書、院法2条2項・5項）。

保護観察中の者に対する措置の関係では、①保護観察中の少年が遵守事項を遵守しない場合、保護観察所長による警告及び申請を経て少年院送致等の決定をすることができる制度の新設（法26条の4、旧犯罪者予防更生法41条の3（更生保護法67条））、②保護者に対する措置の明文化（旧犯罪者予防更生法36条の2（更生保護法59条））が改正点である。

国選付添人の規定の整備の関係では、一定の重大事件について裁判所が裁量で弁護士である付添人を選任できる制度が新設された（法22条の3第2項、法32条の5第2項）。

個々の改正点の内容については、それぞれの関係する箇所で説明する。

(3) 少年審判規則の改正

平成19年改正に伴い、同年9月12日最高裁判所裁判官会議において、「少年審判規則及び総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用の額の算定等に関する規則の一部を改正する規則」が制定され、同月27日公布された。この規則改正では、改正少年法の施行に伴い、保護観察決定がされた場合における特別遵守事項に関する裁判所の意見の通知、国選付添人の選任の方法その他の所要の事項を定めるとともに、関係規定の整備が行われたものである。個々の改正内容については、それぞれの関係する箇所で説明する。

3 平成20年の少年法改正（以下「平成20年改正」という。）

(1) 背景及び経緯

平成12年改正には5年後の見直し（同法附則3条）が予定されていたところ、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、その基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定され（同法3条1項）、同法を受けて平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画では、平成12年改正の5年後見直しにおいて、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することが求められた（犯罪被害者等基本計画Ⅴの第3の1の(9)）。これらを受け、法務省においては、平成18年2月及び3月に被害者団体からヒアリ

第4 諸外国の少年法制・少年事件処理の状況

ングを実施し、同年10月から12月にかけて、被害者団体、日本弁護士連合会、最高裁判所、刑事法学者等を交えた意見交換会を実施した。そこで得られた被害者等を始めとする関係各方面の意見等を踏まえ、平成19年11月、法務大臣から法制審議会に対し、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るために必要な法整備について諮問がなされ、その審議及び答申を経て、平成20年3月に少年法の一部を改正する法律案が内閣から国会に提出された。同法案は、一部修正を経て、同年6月11日に可決成立し、同月18日に公布された（平成20年法律第71号）。同法は、同年12月15日（被害者等からの申出による意見の聴取に係る法9条の2の改正規定については同年7月8日）から施行された。

(2) 改正の内容

平成20年改正の要点は、①一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設（法22条の4）、②家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の創設（法22条の6）、③被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（法5条の2）、④被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大（法9条の2）である。

また、少年の福祉を害する成人の刑事事件の管轄が、家庭裁判所から地方裁判所等に移管された。

個々の改正点の内容については、それぞれの関係する箇所で説明する。

(3) 少年審判規則の改正

平成20年改正に伴い、同年10月29日最高裁判所裁判官会議において、「少年審判規則の一部を改正する規則」が制定され、同年11月11日公布された。この規則改正は、平成20年改正法の施行に伴い、被害者等による少年審判の傍聴の申出の方式、傍聴の許否が判断された場合の申出人等への通知、審判状況説明の申出の方式その他の所要の事項を定めるとともに、関係規定の整備等が行われたものである。個々の改正内容については、それぞれの関係する箇所で説明する。

第4 諸外国の少年法制・少年事件処理の状況

以上のとおり、我が国の少年法は、平成12年、平成19年及び平成20年の3回

第1章 少年審判制度総論

にわたり実質的な改正が行われ、その法制や運用状況は大きく変化している。

諸外国の少年法制・少年事件処理の状況も、法改正を経るなどして変化が見られるところであるが、これらの変化を踏まえて近年の状況を把握しておくことは、今後の我が国の少年法制、少年事件処理の運用の在り方を考察する上で参考になるものと思われるので、ここで概観する。

なお、これからみるとおり、諸外国の少年法制については、更なる発展を目指して今なお変化しているので、比較的最近の調査結果があるものを中心に紹介していくこととする。

1 アメリカ（森健二「アメリカ合衆国における少年事件手続の実情－ジョージア州、ニューヨーク州及びカリフォルニア州の制度を中心として－」家月61巻6号1頁、波床昌則「アメリカ少年法制の歴史と現状（上）（下）」家月49巻10号1頁、49巻12号1頁参照）

(1) 少年法制の概要

ア 法域等

アメリカには、我が国のような単一の少年法制は存在せず、50の州とコロンビア特別区の51の法域ごとに別個の制度が並立しているが、いずれの法域においても、成人に対する司法制度とは異なる少年法制が設けられ、少年裁判所が設置されている。

イ 対象少年の年齢

少年裁判所に本来管轄権がある非行少年の年齢の上限については、17歳とする法域が37州とコロンビア特別区、16歳とする法域が10州、15歳とする法域が3州となっている（2004年度議会会期末現在）。

ウ 手続の流れ

少年非行事件の手続は、通常、捜査→インテーク→事実認定手続→処分決定手続の過程をたどる。

すなわち、少年非行事件については、警察が、司法手続から外すためにダイバージョンを行うか、更に司法手続を進めるためにインテーク機関のある少年裁判所等に事件を送致するかを決める。インテークは、少年保護観察所又は検察庁の責任で行われ、事件を裁判外の手続で取り扱うか、少年裁判所の正式な審判手続に移行するかを決定するために行われる。

審判手続の申立てがあると、少年裁判所は、事実認定審理において、非行事実が認定できるか否かを判断し、認定できるとした場合には、処分決定審理に移行して、少年に対する処分を決める。審判手続については、法域により違いが大きく、審理が一般市民に公開されている法域も少なくないが、一定の重大事件を除いて非公開としている法域が約8割になる。また、ほとんどすべての法域では、裁判官が非行事実を認定するが、少年に陪審裁判を受ける権利を認めている法域もある。

処分の種類としては、施設への収容、グループホーム、里親又はこれに類似する居住施設への入所、通常又は集中指導監督プロベーション、メンタルヘルス・プログラムへの参加、罰金、社会奉仕等がある。

(2) 動向

アメリカは、1899年(明治32年)、世界で初めての少年裁判所をイリノイ州シカゴに設立するなど、諸外国に多大な影響を与えてきた。当初は、国家が親に代わって子どもを保護するバレンス・パトリエ思想(国親思想)を基礎としていたため、手続については、少年裁判所の裁量が広範なものが望ましいとされ、柔軟な手続の進行を可能とする非対立的職権主義構造、非公開審理などが採用され、処遇についても刑罰よりも保護、福祉が強調された。

しかし、適正手続が軽視されているとの批判がされるようになる中、連邦最高裁は、1967年の前記ゴールト判決に代表される一連の判決を出して、少年の保護というスローガンは少年に対する適正手続の保障を否定する理由にはならないとして、少年側に黙秘権や弁護人依頼権等が認められるべきとする重要な判断を示した。1970年代以降、各州は、連邦最高裁の要求水準にまで引き上げるための少年法制の改正を行ったが、そのころ、少年による重大犯罪や少年犯罪の急増が大きな社会的関心となっていたことを背景として、「厳罰主義」(get tough policy)の方針がとられ、少年法制の刑事司法化が進んでいった。具体的には、少年裁判所の管轄の縮小(少年非行事件の刑事裁判所への移送制度の拡充)や検察官関与の増大等に表れている。

もっとも、最近、この刑事司法化、厳罰主義化については、転換期を迎えたとの指摘がされている。すなわち、厳罰主義については、増え続ける

第1章 少年審判制度総論

刑務所人口とそれに伴う政府の財政支出の増加や高い再入所率が問題となつて、2008年4月に成立した連邦法「2007年第二の機会法 (the Second Chance Act of 2007)」によつて、少年非行対策を含めた刑事政策について、従来の拘禁刑重視から、犯罪者の地域社会への再統合 (re-entry) 促進へと基本方針が変更された (法務総合研究所「研究部報告42-再犯防止に関する総合的研究-」174頁以下)。また、司法省の刊行物に2008年に掲載された論文によれば、少年に対する処分としては刑事処分よりも保護処分の方が再犯防止に効果的であるとする実証的研究が報告され、司法当局も、各州に対し、こうしたデータを踏まえた議論を呼び掛けており、現に、過去数年間で、幾つかの州において、少年の刑事裁判所への移送範囲を狭める法改正が行われている。このほかにも、実証的根拠に基づく実践 (evidence-based practice) として、再非行防止に効果があると認められた認知行動療法等様々な処遇が取り入れられている (前掲法務総合研究所145頁)。

2 イギリス (イングランド及びウェールズ) (宇田川公輔「イギリスの少年司法の動向と少年司法手続の運用状況について」家月61巻10号1頁参照)

(1) 少年法制の概要

ア 法域等

イギリスの正式名称は、「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」であり、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドの三つの法域が存在し、別個の法制度、少年法制が並立しているが、ここではイングランド及びウェールズの少年法制を紹介する。

なお、我が国の少年法に対応するような単一の法律は存在せず、裁判所、刑事司法、児童又は少年に関する様々な法律によつて複雑に規定されている。

イ 対象少年の年齢

少年法制の対象となるのは、10歳から17歳の者である。この対象者の年齢の上限は、1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) によつて、それまで16歳であったのが17歳に引き上げられた。これは、16歳、17歳の者が、子どもから大人への移行段階にあり、その環境とともに、情緒的、社会的、知的発展において、様々であることを反映したものと

いわれている。

ウ 手続の流れ

少年非行事件の手続は、捜査→訴追決定→手続の選択→事実認定手続→処分決定手続の過程をたどる。

警察は、検挙した少年に対して、①初犯で犯罪の程度が比較的軽微な場合にはけん責を与え、②以前にけん責を受けたことがある二犯目の場合には警告を与える。③警告を受けた後、2年以内に犯罪を犯した場合には、少年は警察又は検察により起訴されることになる。検察官は、訴追決定に当たって、有罪を立証する十分な証拠があるかどうか、訴追が公共の利益に適合するかどうかを検討する。また、検察官は、警察により起訴された事件を引き継いだときも同様の審査を行い、これらのうちいずれかが欠ける場合には、起訴手続を打ち切ることができる。

起訴された少年は、殺人罪（放殺又は謀殺）について起訴された場合等の例外を除き、少年事件を審理するために治安判事裁判所内に設置された少年裁判所において審理される。少年裁判所における手続は、当事者主義が採用されるなど成人の刑事裁判手続に近いものとなっているが、非公開とされ、親等の出頭が義務付けられるなどの点で成人の刑事裁判手続と異なっている。審理の冒頭で、少年及び弁護人から、有罪又は無罪の答弁が出される。有罪の答弁がされたときは、直ちに裁判官による処遇決定手続に移行するが、無罪の答弁が出されたときは、陪審なしの事実審理が行われて有罪の宣告がされた後に、処分決定手続に移行する。

処分の種類としては、①社会内処遇として、絶対的釈放、条件付釈放、罰金、付託命令、修復命令、行動計画命令、監督命令、少年保護センター通所命令、地域社会復帰命令、社会内処遇命令、社会内処罰・地域社会復帰命令等が、②社会内処遇の付随処分として、夜間外出禁止命令、排除命令、養育命令、薬物治療・検査命令、賠償命令、集中監督監視プログラム、集中養護プログラム等が、③拘禁処分として、拘禁・訓練命令等がある。②は①に付随して言い渡すことができるものである。また、①の中には組み合わせて行うことができるものもある。

少年事件の処理及び処遇の各場面において、少年犯罪チーム（Young Offending Team）が中核となっている。これは、警察官、保護観察官、

第1章 少年審判制度総論

地方自治体のソーシャルサービス庁のソーシャルワーカー、保護局及び教育局からの派遣者、その他専門家及びボランティアにより構成され、少年が犯罪を犯した原因やリスク要因の調査、少年のニーズに沿った適切な処遇プログラムの策定、少年裁判所への報告、社会内処遇及び拘禁処分の執行の監督等を行っている。この少年犯罪チームは、ASSETと呼ばれる評価ツールを使用している。ASSETとは、少年、保護者及びその他の関係者らとの面談を通じて、犯罪の特質、環境、少年の思考・行動パターン等を詳細に分析して少年のリスク要因等を特定する評価ツールである（この評価ツールは一般に公開されている。）。少年犯罪チームは、このASSETに基づき、判決前レポート（Pre-Sentence Report）を作成して裁判所の処分決定の際の重要な判断資料を提供するなどしているため、ASSETに基づく評価結果は、少年裁判手続にのせられたすべての少年の処遇決定の指針となっている。

(2) 動向

1908年児童法（Children Act 1908）により少年裁判所が創設されたが、修正された刑事裁判所型が採用されたため、その根幹は刑事裁判であり、少年に対する保護・福祉は二次的であった。1933年児童及び若年者法（Children and Young Persons Act 1933）においては、「すべて裁判所は、その者が犯罪者であるか否かにかかわらず、取り扱う児童又は若年者の福祉を尊重しなければならない。」と規定され、少年の福祉を主眼とすることが明確化されたが、その後、少年の教育・福祉と治安維持を大きな軸として法制の変遷が繰り返されている。

1990年代においては、少年犯罪の増加を背景として、福祉から処罰への方向性が明確になり、1991年刑事司法法は、いわゆる分岐政策をとり、常習犯的な少年には拘禁処分を、軽微な財産犯には地域に根ざした社会内処分をとるものと規定した。1993年には、10歳の少年が2歳の幼児を殺害したバルジャー事件が発生し、これを契機に、厳罰化政策が一層強化され、ダイバージョン政策は後退した。

しかしながら、2008年刑事司法及び移民法（Criminal Justice and Immigration Act 2008）においては、少年裁判手続の目的を明確化し、特に、少年の犯罪防止と少年の福祉が同じ位置付けとした上で、社会内処遇

を充実・強化することによって少年の改善更生を図る方向での大改正が行われている。この改正については、刑事司法化というよりは、少年の改善更生を重視する方向にあるといえるものの、他方で、単純に少年の改善更生を重視するものではなく、少年に犯罪に見合った責任を取らせ、地域社会の安全を保護するとともに、少年に対する処遇を再犯防止に実効的なものとしていこうとするものであるとの指摘がされている。

イギリスにおいては、処罰の厳格化や少年の改善更生の重視といった理念論ではなく、少年法制の問題点を見極めた上で、再犯防止に向けた実効性のある方策を求めた改革が続けられているといえる。

3 フランス（河原俊也「2002年、2004年及び2007年法改正後のフランス共和国における少年事件処理の実情」家月60巻10号2頁参照）

(1) 少年法制の概要

フランスにおいて、少年事件処理の基本となる法は、1945年2月2日オールドナンス（Ordonnance）である。少年裁判手続は刑事裁判手続の特別と位置づけられている。

ア 対象少年の年齢

少年法制の対象とされるのは、行為時18歳未満の者である。

イ 手続の流れ

少年非行事件の手続は、警察による検察官への通報→検察官による手続選択→予審→公判手続の過程をたどる。

犯罪を認知した警察は検察官に通報する。検察官は、少年を不起訴とするか、予審送致とするかを選択する。不起訴とされた場合には、刑事手続はここで終了する。予審は、犯罪事実を明らかにするとともに、少年の人格とその再教育のための適切な手段を知るために実施される。予審担当の裁判官は、予審を行う一方で、仮の処分として、少年に対して教育的な処分を行うことができる。予審が終結すると、予審免訴以外の場合は、公判手続に移行する。少年事件の審理は、公開が制限されているほかは成人の刑事手続と同様に職権調査構造となっており、検察官及び弁護人による立会いの下、裁判所の主宰による証拠調べ等が行われる。予審や公判手続においては、エディカトゥールによる社会調査が行われる（エディカトゥールとは、予審や公判段階の社会調査のみならず、保

第1章 少年審判制度総論

護観察やその他の教育処分の執行，更には要保護少年の民事事件にも関与するものであり，我が国の調査官のみならず，保護司や保護観察官等の職務も担当する者である。）。処分については，年齢や罪種により可能なものが異なっており，具体的には，教育的制裁措置，教育的措置，刑罰，刑の免除，訓戒又は罰金等の処分が言い渡されるが，重罪については，少年であっても相当重い刑が科され得る制度となっている。

(2) 動向

フランスにおいては，1912年に，アメリカの法制を模範として教育主義を理念とした少年裁判所が設置された。現在の少年法制の基礎となる1945年2月2日オールドナンスは，教育優先の理念の下に立法されたものである。もっとも，その後若年失業者や犯罪等が増加する中で，職業教育や教育処分の見直し等を目指して，改正が繰り返されてきた。近年においても，少年非行の急増を受けて，2002年に閉鎖型教育センターの創設，教育的制裁の導入，短期的審判手続制度の創設等を内容とする改正が行われ，2007年にも，再犯事案における宣告刑の下限の基準を定めることなどを内容とする改正が行われている。

4 ドイツ（川淵健司「ドイツ連邦共和国における少年裁判手続の実情～被害者配慮に関連した手続を中心として～」家月61巻9号35頁参照）

(1) 少年法制の概要

ドイツは，16の州から構成される連邦制国家であるが，刑法，刑事訴訟法及び裁判所構成法などの司法制度に関する法律は，いずれも連邦法であり，裁判手続の骨格は全国的に統一されている。少年法制は，少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）を主たる法源としている。少年裁判所法は，刑法，刑事訴訟法及び行刑法の特別法としての性格を持ち，少年裁判所法に定めのない事項については，刑事訴訟法等が適用される。

ア 対象少年の年齢

少年裁判所法においては，行為時14歳以上18歳未満の者が少年裁判手続の対象とされている。また，行為時18歳以上21歳未満の者（準成人）が行った犯罪行為については，その精神的発育の状況によっては，少年非行とみなして教育処分等を課すことができるとされている。

イ 手続の流れ

少年非行事件の手続は、捜査手続・調査→公訴の提起→公判手続開始決定・不開始決定→公判手続の過程をたどる。

少年事件の起訴は、検察官が行う。検察官は、公訴提起に先立ち、少年の生活関係、家族関係、成育歴及び性格等につき調査を行う。この調査は、少年問題に専門性のある少年審判補助司が行う。起訴法定主義が採用されているが、少年については緩和されており、検察官が起訴猶予にできる場合もある。また、起訴した後も、軽微な規範違反については、一定の要件のもと、判決による終局前に手続を終了させるダイバージョンの規定が設けられている。

少年裁判手続においては、職権主義が採られているが、公開の制限、少年審判補助司の出席があるほかは、刑事裁判手続と同様である。すなわち、公訴が提起されると、一件記録はすべて受訴裁判所に引き継がれ、受訴裁判所は、捜査結果からして少年に十分な嫌疑があるかどうかを審査して、公判を開始するか否かを決定する。公判手続開始決定がされると、公判準備手続を経て、公判手続に移行する。公判期日においては、職権主義の下、証拠調べ等が行われる。検察官には公判期日に立ち会う義務があり、弁護士も立ち会うことができるとされている。

少年裁判所が言い渡す処分には、教育処分（指示の付与、教育援助）、懲戒処分（戒告、遵守事項の賦課、少年拘禁）のほか、刑罰である少年刑（拘禁刑、保護観察のための刑の執行猶予、刑の宣告猶予）の三種類があり、第一次的には教育処分を命じ、教育処分では不十分な場合に懲戒処分又は少年刑を命じるものとされている。

ウ 準成人の扱い

準成人が一般刑法の規定により刑を科される可能性がある非行を行った場合にあっては、①環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を全体として評価した場合に、行為時における道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等であることが明らかになるとき、又は、②行為の種類、事情又は動機からみて、少年非行が問題となるときは、裁判官は、少年に対する処分に関する規定を準用することとされている。

準成人については、この要件を充足するか否かにかかわらず、少年裁判所が管轄することとされており、検察官は少年裁判所に起訴する。少

第1章 少年審判制度総論

年裁判所が、起訴された準成人について、上記の要件を満たさないと判断した場合には、一般刑法に基づく刑を言い渡すことになる。この場合においても、無期の自由刑に代えて10年から15年までの自由刑を言い渡すことができるなどの刑の緩和に関する規定が設けられている。

当初の立法趣旨としては、準成人には原則として成人の規定を適用するものと理解されていたようである。もっとも、実務の運用は、準成人に少年裁判所法を適用する率が約9割に達する州がある一方で、3割程度にとどまる州もあるなど、州によって違いがあるものの、準成人の規定が活用される傾向にあるようである。

(2) 動向

1953年に制定された少年裁判所法（もともとは旧西ドイツの法律）は、法文上明記されているわけではないが、制定当初から教育思想を指導理念としてと解されており、少年裁判手続は、刑事裁判手続を基本としながら、教育思想に基づき、実体法及び手続法の両面において修正を加えたものとなっている。

少年裁判所法は、1970年代以降だけでも、7割近くの条文が改正されており、①新しい社会内処分を教育処分の一内容として採り入れること（加害者・被害者和解、社会訓練コース等）、②不定期の少年刑の廃止、③少年拘禁の縮小、④手続打ち切り（ダイバージョン）の拡充等を内容とする大きな改正が行われ、現在も改正をめぐる議論が続けられてる。

5 小括

以上にみたのは4か国だけではあるが、その国の歴史や国民性、あるいはその時々の少年による犯罪発生状況等を背景として、諸外国の少年法制は様々であることがよく分かる。そして、諸外国においては、少年法制の更なる発展を目指して今なお模索が続けられている。

諸外国の目指している少年法制の方向性については、以上の4か国だけでは明らかにすることはできないが、必ずしも教育主義あるいは威罰主義といった理念論だけですべてに対処しようとしているのではなく、少年の再非行防止のためにいかなる方策が効果的であるか研究した上で、それによって得られた実証的根拠に基づいて制度改革を行う傾向があるのではないかと見受けられる。

第4 諸外国の少年法制・少年事件処理の状況

いずれにしても、我が国の少年法制や少年事件処理の運用の在り方を考えるに当たっては、世界の国々の少年法制や運用の実情を広く見渡した上で、その潮流を見据えながら検討していくことが有益であると思われる。

第2章 少年審判の運営

第1 総 説

1 審判運営の在り方

少年審判手続は、事件の受理から始まって、調査、審判を経て終局決定に至るまでの家庭裁判所における手続の全体を意味する（付録2の(1)(後掲301頁)参照)。これを少年保護の見地から見れば、事件の受理と同時に、少年は司法的機能と福祉的機能を併せ持つ家庭裁判所の支配下に入るわけであり、以後の手続の全過程を通じて、家庭裁判所は少年に対し教育的な配慮が及ぶよう留意しなければならない。その意味において、少年審判手続は、「司法過程」であると同時に「保護過程」とも言われる。

したがって、少年審判を主宰する裁判官は、単に審判期日における狭義の審判のみに熱意を注ぐだけでは足りず、事件受理から終局に至る各手続段階における少年の態度や動向に絶えず注意を払い、手続の円滑な進行を図るよう配慮しなければならない。

例えば、いわゆる身柄事件については、調査や鑑別に必要な期間を超えて身柄拘束がされないよう、期日指定の適正化に意を用いるとともに、調査官から、鑑別所入所中の少年の様子について中間的な報告を求めるとか、年齢切迫の事件について、迅速な処理を行うよう書記官、調査官に指示するといった運用が必要である。

すなわち、裁判官は、各手続の段階において、少年の権利保護のための司法的チェックや教育的措置が十分に行き届くよう注意を怠ってはならないということである。

このことは、要保護状態が刻々変化する少年保護事件手続の特色を示すものであり、また、そのためにこそ家庭裁判所を中心とする職権主義的構造が採られているわけである。

このような審判の運営に当たっては、先に述べた少年審判の基本原則が十分妥当するように、個別処遇、教育主義の心構えが一貫して必要である。また、裁判官がこのような審判運営を実際に行うためには、これに関わる裁判

官、書記官及び調査官の三者においてチームとして緊密な連携を図る協働態勢を構築した上、裁判官が各職種に対して、それぞれが担う職務を適切に行うよう指導することが肝要である。

2 事件処理態勢の整備

ところで、家庭裁判所における事件処理については、裁判官の広範な裁量にゆだねられているため、裁判官によりまた庁によって合理的な説明のつかない著しい差異が生じかねず、合理的な事件処理という観点から問題であるという指摘がされていた。特に、適正手続の保障（憲法31条）の基本的な部分についてそのような事態が生じるとすると、問題は深刻である。

そこで、少年の健全育成を実現するために非形式的な職権主義的審問構造が採用されているという現行少年法制の基本的な枠組みの中で、合理的な処理態勢を確立し、同時に適正手続の保障の要請を満たすため、各庁で事件処理要領が策定されている。これは、少年事件を担当する裁判官が、その裁量権を適切に行使するための指針となる標準的な事件処理手続の通則について検討したところを书面化したものである。この結果、全国的に、合理的かつ安定した事件処理態勢の整備が図られている。

その上、事件処理要領には、手続の流れに従って、書記官、調査官、事務官等の果たすべき役割が明記されており、これによって、従来やや不明確であった書記官と調査官との適切な役割分担が明確になり、両者をそれぞれその専門分野で十分活用する上でも有用であるほか、家庭裁判所における執務経験の浅い職員に対する手引としても有効に利用することができる。

なお、平成9年度の家裁研究係等の研究成果を踏まえ、平成15年2月に「家裁における書記官事務の指針（少年編）」が取りまとめられた。同指針は、「適正迅速な少年審判の運営は、裁判官のみによって達成することはできず、少年審判に関わる裁判官、書記官、家裁調査官が、チームとして緊密な連携を図りつつ、各職種が適切な職務を担うことによって初めて実現される。」として、裁判官、書記官及び調査官の三者による協働態勢を構築することの重要性を明らかにしている。

3 裁判所書記官、家庭裁判所調査官の役割

家庭裁判所において、少年審判の司法的機能と福祉的機能を十分に果たし、国民の要請に応えるには、裁判官を中心とした家庭裁判所内部のスタッフの

第2章 少年審判の運営

連携が必要であることは前にも述べたが、その中でも特に書記官と調査官との密接な連携、協力が必要である。以下、その役割について簡潔に触れよう。

(1) 裁判所書記官の役割

書記官の一般的な職務権限については、裁判所法60条に定められているが、書記官は手続の進行を管理するとともに、適正な手続の履践を公証する者として、裁判体と協働して、審理の充実及び適正・迅速な裁判の実現に寄与する役割を担っている。この点は、職権主義的審問構造を有する少年審判手続においても同様であり、事件の受理から終局まで関与する書記官の果たすべき役割は極めて重要であり、書記官はこのような役割の下、法的調査事務や進行管理事務等を行っている。書記官が、これらの事務を事案や状況に応じて柔軟に、かつ実効性あるものとして行うためには、前述のような裁判官、書記官及び調査官の協働態勢がその基盤にあることが必要であり、三者による情報の共有と認識の共通化により、そのような協働態勢を構築することが肝要である。

少年審判手続においては、その後見的性格から、通常の裁判手続とは違った付随的な事務もあり、書記官の職務内容も多岐にわたる。書記官の行う具体的な職務内容については、法規上明確に規定されているものは少ないが、各庁において、上記のような協働態勢を前提とした事件処理要領が作成されており、書記官が行うべき事務も同要領において具体的に定められている。書記官事務のうち、主要なものを列挙すると、概略次のとおりである。

① 事件の受付に関するもの

- ア 記録の点検（送致書等による管轄、年齢、送致方式等の確認）、立件
- イ 証拠物の確認
- ウ 前件の有無の調査
- エ 事件の配てん

② 審判前の準備に関するもの

- ア 同行状に関する事務（同行状の執行については、法13条2項）
- イ 記録の調査（傍聴対象事件の該当性（傷害の程度）についての調査を含む。）
- ウ 被害者配慮制度の周知に関する事務

- エ 捜査機関に対する照会
 - オ 付添人選任に関する事項の確認（国選付添人選任手続に関する事務を含む。）
 - カ 手続，家庭裁判所の処分の概要及び少年の権利保護のために必要な事項の教示
 - キ 法律記録，書類の作成及び保管に関する事務
 - ク 審判期日の指定，呼出し，通知に関する事務
 - ケ 記録等の閲覧謄写に関する事務
 - コ 被害者等からの申出による意見聴取に関する事務
 - サ 検察官や付添人に対する進行に関する問い合わせ
 - シ 検察官や付添人に対する提出書類に関する通知
 - ス 傍聴の申出をした被害者等や検察官，少年，付添人に対する傍聴の許否等の通知に関する事務
- ③ 観護措置決定手続に関するもの
- ア 身柄の保持
 - イ 観護措置決定手続への立会い
 - ウ 観護措置決定手続陳述録取調書の作成（規則6条，12条）
 - エ 観護措置決定書に関する事務
 - オ 決定の執行（法26条）
 - カ 決定の通知
 - キ 観護措置決定等に対する異議申立てに関する事務
- ④ 審判期日に関するもの
- ア 身柄の保持
 - イ 審判廷への列席（規則28条1項）
 - ウ 出席者の確認
 - エ 傍聴人への事前説明
 - オ 審判調書の作成（規則6条，33条，34条）
 - カ 審判の状況メモの作成
- ⑤ 終局決定後の事務に関するもの
- ア 決定書に関する事務
 - イ 決定の執行（法26条）

第2章 少年審判の運営

- ウ 決定の通知，参考書類の送付等
- エ 被害者等に対する結果等通知に関する事務
- オ 被害者等に対する審判の状況の説明（規則30条の14）
- カ 競合処分の調整
- キ 記録の保管，保存，廃棄

上記の各職務のうち，①アの記録の点検は，正確には事件係の職務である。事件係は，事件の受付に当たって，記録を閲読し，形式的事項等について点検するとともに，提出された書類に明らかな誤びゅう又は不備があるときは提出者に任意の補正を促すものとされている（平成4年8月21日最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」）。点検事項が，担当者によって異なることを防ぎ安定した事件処理態勢を確保するという観点から，各庁の事件処理要領では，一覧表の形に整理されている。

②イの記録の調査は，事件担当書記官が，記録の配付を受けた後，速やかに，記録を調査し，その結果を裁判官に報告するという職務である（いわゆる法的調査）。調査事項は，管轄の有無，年齢（審判対象として可か否か），これ以外の審判条件の存否，証拠物領置の必要性の有無，否認の有無，関連事件の有無等であり，従来実務上も行われていた。平成20年改正で審判傍聴制度が導入されたため，傍聴対象事件の該当性（被害者が傷害を負った場合にあっては傷害の程度が問題となる。），被害者等の特定，傍聴希望の有無等の調査も行われている。各庁の事件処理要領を見ると，調査の範囲を明確にするとともに，調査の実施及び裁判官に対する報告を確実にするため，あらかじめ調査事項を印刷した書面（事前点検票）を使用するものとしているのが一般的である。

②ウの被害者配慮制度の周知に関する事務は，被害者等に対し，平成12年改正で導入された三制度（被害者等による記録の閲覧謄写，意見陳述及び被害者等に対する審判結果の通知）及び平成20年改正で導入された審判傍聴制度（一定の重大事件のみ対象となる。）・審判状況説明制度を分かりやすく説明したリーフレット等を事件受理後の早い段階に送付するというものである。

②エの捜査機関に対する照会は，上記の記録の調査の一環として，調査

結果の報告に必要な事項の照会を行うというもので、追送付予定の書類等の有無及び追送付予定の時期、余罪の有無及び送致予定の時期、関連事件の有無等が照会事項とされている。

②オの付添人選任に関する事項の確認は、捜査段階で弁護人が選任されている事件について、付添人選任届が提出されていない場合には、当該弁護人に対し、付添人となる意思の有無を確認し、その意思を有するときは、付添人選任届の提出を促すというものである。捜査段階で弁護人に選任されていても、家裁送致後当然に付添人となるわけではないが、この点誤解されやすいので、少年の権利保護を図るとともに少年審判手続の円滑な進行を図ることを目的とする職務である。また、国選付添人選任手続に関する事務は、国選付添人を選任することになった場合に、日本司法支援センターに国選付添人指名通知依頼書を送付し、同センターからの指名通知に基づき選任される国選付添人に選任書を送付した上で、少年、保護者及び検察官（検察官関与決定があった場合に限る。）に選任通知書を送付する事務である。

②カの教示は、適正手続の保障の要請から、少年のみならず保護者に対し、家庭裁判所における少年審判手続の概要、保護処分、検察官送致等の終局処分のほか試験観察という中間処分の概要及び付添人選任権、黙秘権、抗告権等少年の権利保護のために必要な事項を、分かりやすく説明するものである。口頭のみで行うとすれば時間がかかるだけでなく不正確になるおそれもあるので、あらかじめ印刷した書面を少年及び保護者に交付又は送付して行っている。もっとも、この教示は、観護措置決定がされた場合にはすべて行われているが、観護措置のとられていない事件については、審判開始決定がされた場合に原則として行うものとされている。

②ケのうちの被害者等からの閲覧謄写の申出に係るもの、②コ・ス及び⑤エ・オは、被害者等への配慮の充実のため平成12年改正及び平成20年改正により導入された制度に関する事務であるが、書記官は、申出前における問い合わせの段階から実施あるいは実施しない場合の通知に至るまで、手続の全過程に関与し、また、直接被害者等と対面することになることから、その心情等に十分配慮した丁寧な対応が求められている。

②サの問い合わせは、検察官関与制度の導入に伴い、限られた期間で計

第2章 少年審判の運営

画的に審理を進めることが不可欠であることから、関係者による進行に関する打合せの規定が設けられたが（規則30条の4第1項）、審判の進行を一層円滑ならしめるため、打合せの結果その他審判の進行に関する書記官の権限も明確化されたものである（同条3項）。否認事件の審理においては、特に書記官のコートマネージャーとしての役割が重要であり、この規定に基づき、積極的な活動が期待されている。同項は直接には検察官関与事件に関する規定であるが、その他の事件における書記官による問い合わせを認めない趣旨ではなく、審判の進行に関し必要な事項について付添人等に対し書記官が問い合わせることができることはもちろんである。

③アの身柄の保持は、観護措置決定手続前及び同手続中における少年の身柄の保持に関する職務であり、同オの決定の執行は、観護措置決定の執行における少年の身柄の保持に関する職務である。身柄の保持については、警察の協力をどの程度得られるかによって、家庭裁判所の態勢がある程度異ならざるを得ない面もあるが、逃走等の事故の発生を未然に防ぎ少年の保護を図るためには、最低限行わなければならない事項は共通となる。主な事項を見ると、身柄付き送致の事件について、観護措置決定手続前の待機場所は同行室等の逃走防止の設備のある場所とすること、観護措置決定手続は、観護措置担当書記官のほか少なくとも一人の裁判所職員が立ち会うものとする、観護措置決定の執行に当たっての手錠の使用は少年に逃走、暴行、自殺等のおそれがあり、かつ、これを防止するためやむを得ない場合において、裁判官の許可を受けたときに限るものとする、こと等の事項がある。

③ウの観護措置決定手続陳述録取調書の作成は、観護措置決定が少年の自由を制限しその身柄を拘束するという点では刑事手続の勾留と異ならないことから、告知と聴聞、黙秘権及び付添人選任権の告知等適正手続の保障の要請から行うべき手続を履践したことを客観的に担保し、併せて、観護措置決定手続における少年の供述を後日証拠として用いることができるようにするため、すべての事件で少年の観護措置決定手続陳述録取調書（規則12条1項）を作成するというものである。

④アの身柄の保持及び⑤イの決定の執行は、観護措置の際と同様に行われている。

④オの審判調書の作成については、規則33条3項に基づく省略が安易に行われないうように、各庁の事件処理要領では、保護観察を除く保護処分決定がされたとき、少年が非行事実を争い、その事実について審理が行われたとき、試験観察決定がされたとき、審判期日の続行があったとき等、原則として作成すべき場合を明記している例が多い。

④カの審判の状況メモの作成については、審判調書の作成を省略する事件について、被害者等に対し、審判の状況を説明すること（法22条の6）ができない事態とならないようにするため、作成すべきものとされている。

⑤ウの参考書類の送付については、参考書類が執行機関にとっても処遇計画を立てる上で重要な資料であることから、保護処分決定後速やかに執行機関に送付する必要がある（規則37条の2）。実務では、保護観察決定の場合には、保護観察所に対し事件終局とほぼ同時に（遅くとも保護観察所における少年との初回面接が行われる前までに）社会記録の引渡しができるように努め、同時引渡しが不能の場合には、社会記録を一時貸し出し、又は少年調査票の写しを交付（ファクシミリによる送付も含む。）している。少年院送致決定の場合には、決定後1週間以内に少年院に社会記録が到達するよう送付することとし、決定後1週間以内に到達することが困難であると予測される場合には、少年調査票の写しを送付する扱いとしている庁が多い。

以上のとおり、書記官の職務は、事件の受理から始まって、審判の準備、審判、終局処分後の付随事務に至るまで、広範、多岐にわたる。

このような観点から、裁判官は、日常、書記官の仕事の状況を十分に把握することに努め、上記の事務について首・次席書記官、訟廷管理官、主任書記官等の幹部職員と連携を保ちつつ指導することが必要である。

(2) 家庭裁判所調査官の役割

調査官制度は、家庭裁判所の大きな特色をなすものである。少年審判における個別処遇の原理や科学主義、教育主義の原理を実現するために行動科学の専門職である調査官が家庭裁判所に置かれているわけである。

少年事件における調査官の職務の中心は、言うまでもなく、事件の調査である。その調査の目的、性格、内容等については、後に詳しく触れるが、調査官の職務はそれだけに限定されるものではない。

第2章 少年審判の運営

以下、少年保護事件手続の流れに沿って、主な調査官の職務の内容を列記すれば、次のとおりである。

- ① 事件の受理に関するもの
審判に付すべき少年の発見、報告及び調査（法7条）
- ② 観護措置決定手続に関するもの
 - ア 事前面接
 - イ 立会い
 - ウ 観護措置決定の執行（法26条）
 - エ 少年の観護（法17条1項1号）
- ③ 審判の準備等に関するもの
 - ア 同行状の執行（法13条1項）
 - イ 被害者等の意見聴取（法9条の2）
- ④ 調査に関するもの
 - ア 事件の調査（法8条、9条）、報告（規則13条）
 - イ 試験観察（法25条）
- ⑤ 審判期日に関するもの
審判廷への出席（規則28条2項）、意見陳述（規則30条）
- ⑥ 終局処分後の段階に関するもの
 - ア 決定の執行（法26条）
 - イ 少年の動向視察（規則38条1項）

上記の各職務のうち、①の報告は、実務上それ程多くはないが、旧少年法における自庁認知の制度に代わる機能を果たしている。すなわち、旧少年法では、少年審判所が新たに保護を要すべき少年の存在を認知した場合は、新たに事件に係属させることができる旨のいわゆる自庁認知の制度（旧少年法31条）が認められていた。現行少年法は、司法機関としての受動的な性格から、この制度を認めなかったが、他面、家庭裁判所の社会的性格及び実際上の必要性から、調査官の報告という制度を設けたものである。

したがって、本来の意義は、いまだ係属していない少年に関するものであるが、実務上は、調査、審判中の少年について新たな非行が発見された場合にこの制度が使われている例が多い。その場合においても、新たな非行事実が犯罪である場合には、性質上、警察、検察庁による捜査を促すの

が望ましいとされているので、調査官による報告の制度は実務上それ程多くはない。

②アの事前面接及び同イの立会いは、観護措置（主として、法17条1項2号の鑑別所収容）の要否についても調査官の立場からの意見を提出させ、あるいは関係機関等との連絡などに当たらせるためのものである。

②エの少年の観護は、観護措置のうち調査官観護と呼ばれるものであるが、少年の身柄を調査官個人の観護にゆだねるものであり、強制力がないため、少年鑑別所収容中の少年を病院に入院させる必要が生じたとき（実務要覧(上)307頁）などの場合を除いては、実務上はほとんど利用されていない（講義案126頁）。

②ウの観護措置決定の執行は主に調査官等が行い、対応する警察の協力関係が樹立されている庁にあっては、警察官が行っている例もあるが、他方、③アの同行状の執行については、主として警察官が行っており（書記官事務の研究126頁）、調査官等は補充的に行うにとどまっている。

③イの意見聴取は、平成12年改正により導入されたものであり、後に詳しく述べる。

④アの事件の調査は、調査官の職務の中心的なものであり、後に詳しく述べる。

④イの試験観察は、現行少年法の福祉的、教育的機能を表すユニークな制度であり、調査官の活動が期待される。その内容については、後に項を改めて、詳しく説明することとする。

⑤の審判出席及び意見陳述も、裁判官が審判を進めるに当たって、これを有効に活用することにより、成果が挙げられよう。

⑥イの少年の動向視察は、家庭裁判所のいわばアフターケアを認めたものであり、予算上の制約もあるが、調査官が少年院等へ行って、決定後の少年の動向を視察することは、当該少年のみならず、原決定を行った家庭裁判所の今後の執務の上でも、プラスになるであろう。

(3) 両者の活用と連携

少年審判における司法的機能と福祉的機能を十分に果たすためには、裁判官を中心として、多くの補助スタッフが連携、協力することが必要であるが、とりわけ、書記官と調査官はいわば車の両輪として、裁判官による

第2章 少年審判の運営

適正な審判運営が行われるようこれを補助しなければならない。

前述のとおり、両者の具体的な役割には、その職種の性質上、当然に違いがあるが、少年の健全な育成を図り、少年審判手続を適正に行うため、裁判官を補助するという共通の目的に変わりはない。

したがって、裁判官は、適切なリーダーシップを発揮し、両者の職務の特色を生かしつつ、これを活用するとともに、日ごろから、両者の連携が十分に図れるように配慮することが必要である。

第2 事件の受理

刑事訴訟においては、事件の係属事由が原則として検察官の公訴提起に限られるのに対し、少年保護事件においては、1で説明する対象事件のそれぞれについて、2で述べるとおり多様な係属事由が認められている。これは、刑事裁判は国家が犯罪者の処罰を求めるものであるのに対し、少年審判は非行少年の保護を目指すものであることから、広く少年保護に関心を持つ者から事件を家庭裁判所に集中させようとしたものであって、家庭裁判所の少年保護の中核機関性及び少年審判の社会的性格を表すものである。

便宜、ここで、関連手続との関係を説明しておく。

犯罪事件については刑事事件手続との関係が問題となる。保護事件というのは、形式的意味においては、保護事件に関する規定が適用される事件であり、実質的意味においては保護処分を目的として発展する事件である。

これに対し、刑事事件は、形式的意味においては、刑訴法の規定が適用される事件であり、実質的意味においては刑罰を目的として発展する事件である。少年の犯罪事件は、そのほとんどが、被疑事件として刑訴法の規定に基づき捜査機関による捜査で始まるが、実質的には、まず保護処分を目的として発展する。家庭裁判所係属中は、形式的にも、実質的にも保護事件であるが、家庭裁判所における審理の結果、もし検察官送致となり、刑事裁判所に起訴されると、実質的にも刑事事件に変化する。このように少年の犯罪事件は、各手続段階ごとにその性質を変化させる。これを図示すると第1表のようになる。

第1表 刑事事件手続と保護事件手続との関係

	捜査段階	家裁係属中	検送後段階	刑裁係属中
形式的概念	刑事事件	保護事件	刑事事件	刑事事件
実質的概念	保護事件	保護事件	刑事事件 (例外 再送致)	刑事事件 (例外55条移送)

また、触法、ぐ犯事件については、児童福祉手続との関係が問題となる(罪を犯した満14歳以上の児童については、児福法25条ただし書で児童福祉手続の対象から除外されている)。児童福祉手続の対象となる要保護児童、すなわち、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童(児福法25条)には、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童(児童自立支援施設の入所対象者。児福法44条)も、触法少年及びぐ犯少年も含まれる。「不良行為」という概念は、ぐ犯よりも広く、ぐ犯に当たる場合は、不良行為の要件をも備えると解されているからである。14歳未満の触法、ぐ犯には、いわゆる児童福祉先議が働き、14歳以上18歳未満のぐ犯については、家庭裁判所と児童福祉機関の権限が並列的に競合する。

この関係を図示すると第2表のとおりである。

第2表 児童福祉手続と保護事件手続との関係

	14歳未満	14歳以上18歳未満	18歳以上
不良少年	児童相談所	児童相談所	
ぐ犯少年	児童相談所 (第二次的に家庭裁判所)	児童相談所, 家庭裁判所	家庭裁判所
触法少年	児童相談所 (第二次的に家庭裁判所)		
犯罪少年		家庭裁判所	家庭裁判所

1 対象事件

少年保護事件の対象は、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年である(法3条1項)。なお、特殊なものとして、強制的措置許可申請事件(法6条の7第2項)がある。このほか、性質に反しない限り少年保護事件の例によるとされているため準少年保護事件と総称される事件として(法26条の4第3項, 27条の2

第2章 少年審判の運営

第6項、更生保護法72条5項、規則55条)、施設送致申請事件(更生保護法67条、法26条の4)、保護処分取消事件(法27条の2)、収容継続申請事件(院法11条)、戻し収容申請事件(更生保護法71条、72条)がある。

(1) 犯罪少年

少年審判の対象となる少年のほとんどは犯罪少年である。

犯罪少年については、犯罪の成立要件である構成要件該当性、違法性及び責任の3要件を満たしていることが必要であるとするのが一般的な見解である。この見解では、業務その他の正当行為(刑法35条)、正当防衛(刑法36条1項)、緊急避難(刑法37条1項本文)等の違法性阻却事由又は心神喪失(刑法39条1項)等の責任阻却事由がある場合は、犯罪少年に含まれないことになる。最近の裁判例においても、責任能力がないという理由で不処分にした事例や、少年の犯行時の精神状態について鑑定を行った上、責任能力ありとして少年を保護処分にした事例がある。

これに対し、責任の要件を満たしていることは必要ではないという見解も有力に主張されており、心神喪失者について、医療少年院送致等の保護処分にした裁判例もある。

一方、親族相盗(刑法244条1項)等の刑法上の処罰阻却事由の存在は、刑の免除事由にすぎないから、犯罪の成立を妨げないし、親告罪の告訴、公訴時効等の訴訟条件は、刑事訴訟において実体判決をするための要件にすぎないから、犯罪の成否とは無関係である。したがって、処罰阻却事由が存し、あるいは、訴訟条件が存しない場合も、保護手続ではこれを犯罪少年として扱い得るものと一般に解されている。

(2) 触法少年

14歳未満という年齢以外では、犯罪少年と異なるところはない。

ところで、少年法は触法少年及びごく犯少年で14歳に満たない者については、知事又は児童相談所長から送致された場合でなければ家庭裁判所で審判することができないといういわゆる「児童福祉機関先議」という建前を採用している(法3条2項)。これは、これらの少年については、保護処分よりもむしろ児童福祉法上の措置にゆだねるのが適当なことが多いと考えられるためである。このように、従来は、知事又は児童相談所長が、家庭裁判所の審判に付することが適当と認める児童を家庭裁判所に送致するこ

第2 事件の受理

ととされていたが、平成19年改正では、法22条の2第1項の罪に係る重大な触法行為を行った触法少年については、事件の重大性にかんがみ、送致を受けた知事又は児童相談所長は、原則として、事件を家庭裁判所に送致しなければならないこととされた（法6条の7第1項）。もっとも、本条によっても、触法少年については、まず児童相談所等に送致されることには変更はなく、児童福祉機関先議主義を否定するものではない。以上の結果、家庭裁判所に係属する触法少年の事件数はごくわずかである（第3表参照）。

なお、第1章で述べたとおり、平成19年改正では、触法少年に係る事件に関する警察の調査権限が整備された。すなわち、触法少年に係る事件の調査については、従前も、任意の処分としての警察官の調査が認められると解されていたが、改正法では、警察官の調査権限を少年法上も明確にするとともに（法6条の2第1項）、警察官が、必要な場合に強制処分として、押収、捜索、検証又は鑑定囑託をすることができるものとされた（法6条の5）。認められる強制処分は物に対するもののみであり、少年の身柄拘束を伴う強制処分は認められない。また、触法少年は、低年齢であるがゆえに調査に当たっても年齢に応じた配慮が必要とされることから、調査に当たり少年の情操の保護に配慮すべき旨の規定が置かれ（法6条の2第2項）、調査に関し、少年及び保護者が弁護士である付添人を選任できる旨規定された（法6条の3）。

第3表 一般事件終局人員の対象事件別歴年比較表

年次	一般事件 総数		犯罪少年		触法少年		ぐ犯少年	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	78,916	100	77,817	98.61	135	0.17	964	1.22
17年	70,017	100	69,035	98.60	121	0.17	861	1.23
18年	63,551	100	62,686	98.64	143	0.23	722	1.14
19年	59,636	100	58,813	98.62	123	0.21	700	1.17
20年	53,993	100	53,275	98.67	151	0.28	567	1.05

(3) ぐ犯少年

法3条1項3号のイからニまでの事由がぐ犯事由と呼ばれ、同号本文の事由がぐ犯性と呼ばれている。

第2章 少年審判の運営

ぐ犯事由は、現行法で初めて規定されたもので、旧少年法ではぐ犯性のみが要件とされていたのに対し、少年の人権保障の見地から要求されるようになったものである。したがって、このイからニまでの事由は制限的列挙である。この事由のいずれかに該当すれば足りるのであるが、実際には複数の事由に該当することが多い。ただ、ぐ犯事由には抽象的な表現や一般的な行状規定が含まれているため、構成要件が必ずしも明確とはいえない。したがって、具体的な事件についてぐ犯事由該当性の判断は慎重に行う必要がある。

ぐ犯性の「罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞」は、単なる可能性ではなく、高度の蓋然性のあることが必要である。

ところで、ぐ犯については多くの困難な問題があり、それぞれについて様々の議論がなされている。ここでは、問題の項目を列挙するとどめるが、資料集(-)の上などを手掛かりに研究しておく必要がある。

① ぐ犯性の意義

すなわち、ぐ犯性とは、犯罪の一般的危険性で足りるのか、ある程度具体性を持った犯罪の危険性であることを要するのか（資料集(-)の上136頁）。

② ぐ犯事由とぐ犯性の関係（同142頁）

③ ぐ犯性と要保護性の関係（同146頁）

④ ぐ犯と犯罪の関係（同159, 165, 172, 182, 183, 187, 190頁）

⑤ ぐ犯の個数（同148, 153頁）

ぐ犯事件については、以上のような理論上の問題のほか、実務上いろいろ困難な問題がある。その理由としては、次のことが挙げられる。

まず、前述のように、ぐ犯の構成要件は明確ではないが、実務上、ぐ犯で送致された少年の中には何らかの保護を要するものが多く、施設収容を含む保護処分が付される比率も高くなっている。それだけに、ぐ犯事件の処理において、家庭裁判所の司法的性格及び福祉的性格のいずれを強調すべきか迷うことが多い。また、例えば、シンナー乱用少年等のように、かつては、「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」（法3条1項3号ニ）として、ぐ犯に問われることが多かったものが、現在では、毒物及び劇物取締法違反という犯罪少年として取り扱われるようになって

いるが、このように、ぐ犯の内容が時代の推移によって変化すること、また、実務上は、犯罪とぐ犯、あるいは、ぐ犯と単なる不良行為とのボーダーラインに位置するような事例が少なくないことなどが事件処理上困難な問題を提示している。

以上のように、家庭裁判所の司法的性格と福祉的性格とが、ぐ犯事件処理に象徴的に表れるといってもよいので、前述のような問題点を検討しておく必要がある。

(4) 強制的措置許可申請事件

これは、児童福祉機関において取り扱っている児童について、保護の適正を期するため、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪う強制的措置を必要とするときに、そのような措置をとることの許可を求めて送致される事件であって（法6条の7第2項、児福法27条の3）、要強制事件とも呼ばれる。

強制的措置許可申請事件の性格について、法6条の7第2項の規定の趣旨と、「送致」という文言の意味をどのように理解するかを巡り、許可申請説と通常送致説の対立があるが（資料集(-)の上261頁）、通説、判例（最高裁昭和40年6月21日第二小法廷決定・刑集19巻5号448頁、家月17巻7号139頁）は、許可申請説に立っている。

要強制事件の処理の方法は、他の保護事件と変わるところはほとんどない。強制的措置をとることを許可する決定は、規則上は審判期日においてなすことも、面前告知も要求されていない。しかし、この決定は、少年の身体の自由の拘束という点で、法24条1項2号の決定以上に重要な意味を持つものであるから、より慎重な審理がなされる必要があり、また、少年の納得という点からも、審判を開き、少年の面前で決定を告知することが望ましい。これについての詳細は、「第8の1の(2) 知事又は児童相談所長送致決定」（後掲224頁）の項で触れる。

(5) 準少年保護事件

準少年保護事件には、施設送致申請事件（更生保護法67条、法26条の4）、保護処分取消事件（法27条の2）、収容継続申請事件（院法11条）、戻し収容申請事件（更生保護法71条、72条）がある（事件数等について第4表参照。）。

第2章 少年審判の運営

第4表 準少年保護事件種類別既済・結果人員歴年比較表

年次	保護処分 取消事件		収容継続 申請事件		戻し収容 申請事件		施設送致 申請事件		準少年保護 事件総数	
	既済	取消	既済	認容	既済	認容	既済	初等少年 院送致	既済	認容等
平成16年	4	2	622	620	17	12	-	-	643	634
17年	3	3	657	655	10	9	-	-	670	667
18年	0	0	733	730	12	10	-	-	745	740
19年	5	1	670	666	13	11	0	0	688	678
20年	2	2	626	620	20	15	1	1	649	637

ここでは、保護処分取消事件について説明する（資料集(二)の上114頁以下、同142頁以下、講義案340頁参照）。

なお、施設送致申請事件については、「第7の1の(5)のAの(オ)」(後掲201頁)の項で、収容継続申請事件については、「同ウの(イ) 収容期間」(後掲204頁)の項で、戻し収容申請事件については、「同(エ) 戻し収容」(後掲206頁)の項で説明する。

保護処分の取消しは、①保護処分の継続中、有罪判決が確定し、又は新たな保護処分がされたときに、競合する処分を調整するために行われるもの(法27条)と、②本人に対し審判権がなかったこと(年齢超過(法2条1項参照)等)又は14歳未満の少年について都道府県知事若しくは児童相談所長からの送致(法3条2項参照)を経ないで保護処分をしたことが認められたときに、不適法な処分を取り消すために行われるもの(法27条の2)との2種類がある。

このうち、②の保護処分の取消しの事由のうち、「本人に対し審判権がなかったこと…を認め得る明らかな資料を新たに発見したとき」とは、少年の年齢超過等審判条件の欠如が事後的に明らかにされた場合のみならず、非行事実がなかったことを認め得る明らかな資料を新たに発見した場合を含むと解されており(最高裁昭和58年9月5日第三小法廷決定・刑集37巻7号901頁、家月35巻11号113頁-柏の少女殺害事件-)、平成12年改正で法27条の2第2項が新設されたことによって、そのことが法文上からも明らかとなったといえる。この意味で、法27条の2第1項及び2項に基づく保護処分の取消しは、保護処分決定の確定後に処分の基礎とされた非行事実の不存在が明らかにされた少年を将来に向かって保護処分から解放し、又はその

情操を回復するという「再審」(刑訴法435条以下参照)類似の機能を果たしている(上記最高裁判所決定参照)。もっとも、保護処分の取消しは、保護処分が現に継続中である場合に限り許され、保護処分の執行が終了した後はすることができない(最高裁昭和59年9月18日第三小法廷決定・刑集38巻9号2805頁,家月36巻9号99頁,同平成3年5月8日第一小法廷決定・最高裁判所裁判集刑事257号261頁,家月43巻9号68頁参照)と解されていたが、平成12年改正により、非行事実がなかったと認め得る明らかな資料を新たに発見したことを理由とする取消しは、保護処分終了後であっても本人生存中に限り、できることとされた(法27条の2第2項)。その他の理由による取消しは、従前どおり保護処分の執行が終了した後はすることができない。

この非行事実の不存在を理由とする保護処分の取消しについては、少年及びその法定代理人に申立権が認められるものと解するのが一般である。これに対し、これ以外の年齢超過等の審判条件の欠如や法3条2項の手続の欠如を理由とする申立ては、職権発動を促す事実上のものと解されている。執行機関の長からの通知(法27条の2第3項)も事実上のものである。

したがって、少年又はその法定代理人から非行事実の不存在を理由とする申立てがされたときには、これにより直ちに事件係属が生じ、家庭裁判所は、審理の上、保護処分を取り消すかどうかの判断を速やかに決定をもって示さなければならない。申立てに理由があるときは、例えば、「少年(本人)に対する平成〇〇年少第〇〇〇号窃盗保護事件につき当裁判所が平成〇〇年〇〇月〇〇日にした中等少年院送致決定は、これを取り消す。」という主文により、保護処分を取り消す。申立てが不適法又は理由がないときは、「本件申立てを却下(又は棄却)する。」という主文が適当であろう。

これに対し、審判条件の欠如や法3条2項の手続の欠如を理由とする保護処分の取消しの申立てがされたときには、実質的な審理を進めるときに裁判官のいわゆる立件命令によって事件簿に登載し、事件係属があったものと取り扱うことになる。

2 受理の態様

家庭裁判所に少年保護事件に係属する経路は、多様であるが、第5表のと

第2章 少年審判の運営

おり整理することができる。

第5表 少年保護事件の受理の経路

	係属方法	送致機関通告者等	根拠法条	対象少年
1	送致	警察官	法6条2項	ぐ 犯 少 年
2		司法警察員	前段 法41条	犯罪〔罰金以下の刑〕 少年に当たる罪
			後段	ぐ 犯 少 年
3	検察官	前段 法42条	犯 罪 少 年	
		後段	ぐ 犯 少 年	
4	送致	検察官	法45条5号ただし書	犯 罪 少 年
5		知事又は 児童相談所長	法3条2項 児福法27条1項4号	触 法 少 年 ぐ 犯 少 年
6			法6条の7第2項 児福法27条の3	
7	通告	一般人	法6条1項(児福法25条 ただし書)	犯 罪 少 年 ぐ 犯 少 年
		警察官	法6条1項, 2項	ぐ 犯 少 年
8		保護観察所長	更生保護法68条1項	ぐ 犯 少 年
9	報告	調査官	法7条1項	犯罪少年・ぐ犯少年
10	移送	他の家裁	法5条2項, 3項	犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年
11		高裁・地裁・簡裁 (刑事事実審)	法55条	犯 罪 少 年
12	移送又は 差戻し	抗告審裁判所	法33条2項	犯 罪 少 年
13		(再抗告審裁判所)	法35条2項, 33条2項	触 法 少 年
14	回付	同一家裁の 本庁・他の支部		ぐ 犯 少 年

このうち、回付は、受付事務、統計事務の関係では移送とはほぼ同様の取扱いを受けているが、厳密には同一裁判所内の事務分配上の問題にすぎない。

家庭裁判所に受理される少年保護事件は第6表に見るとおり、そのほとんどが検察官又は司法警察員から送致されたものである。

第6表 少年保護事件受理別表（平成20年）

受 理 別	一 般 事 件		交通関係事件		うち業務上(重・自動車運転)過失致死傷	
	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)
司法警察員からの送致	5,020	4.5	3,842	6.2	20	0.1
検察官からの送致	101,044	90.8	54,157	87.7	26,763	95.4
知事又は児童相談所長からの送致	66	0.1	0	-	0	-
知事又は児童相談所長からの送致	344	0.3	3	0.0	0	-
家庭裁判所調査官の報告	141	0.1	43	0.1	7	0.0
通 告	一般人から	43	0.0	0	0	-
	保護観察所長から	27	0.0	0	0	-
抗告審からの移送・差戻し	6	0.0	3	0.0	1	0.0
他の家庭裁判所からの移送・回付	4,569	4.1	3,684	6.0	1,249	4.5
法55条による移送	3	0.0	0	-	0	-
合 計	111,263	100	61,732	100	28,040	100

事件の受理態様としての、送致、通告及び報告のそれぞれについて、実務上いろいろな問題点が存するが、それらについては講義案80頁以下等に讀ることとし、以下、特に簡易送致について述べる。

3 簡易送致

(1) 簡易送致の意義

既に述べたように、法は、その教育主義的理念の表れとして全件送致主義を採っている。しかし、極めて軽微な事件についても厳格な方式による送致手続を要求することは、「少年を保護善導する上において、必ずしもよい効果をもたらすとは思われないばかりではなく、また、これがため警察員の事件送致意欲を低下させている」と考えられたため、昭和25年に最高裁判所、最高検察庁及び国家地方警察本部の協議により運用上簡易な事件の処理方式が定められた（昭和25年8月14日最高裁家庭甲第235号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」）。これが、実務上簡易送致と呼ばれる

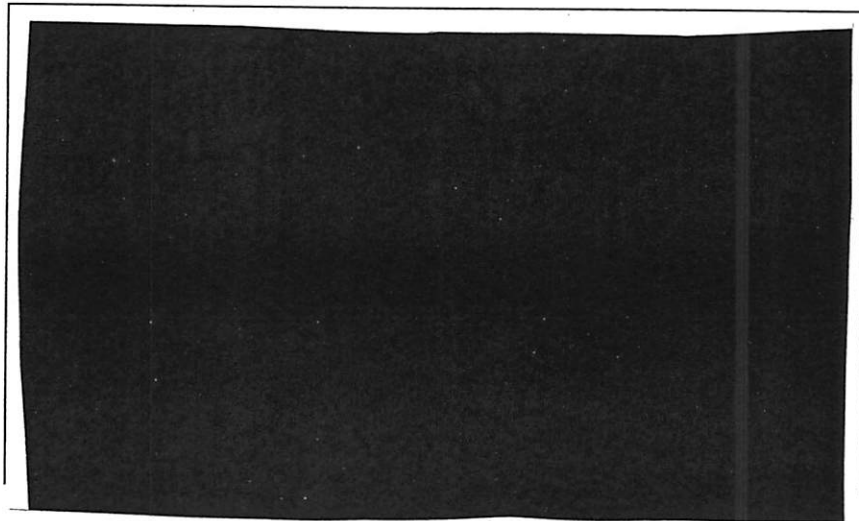
第2章 少年審判の運営

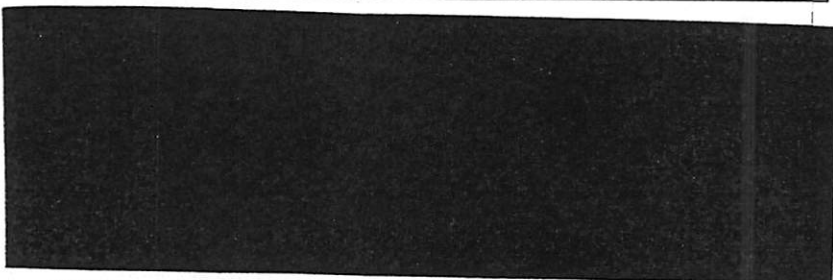
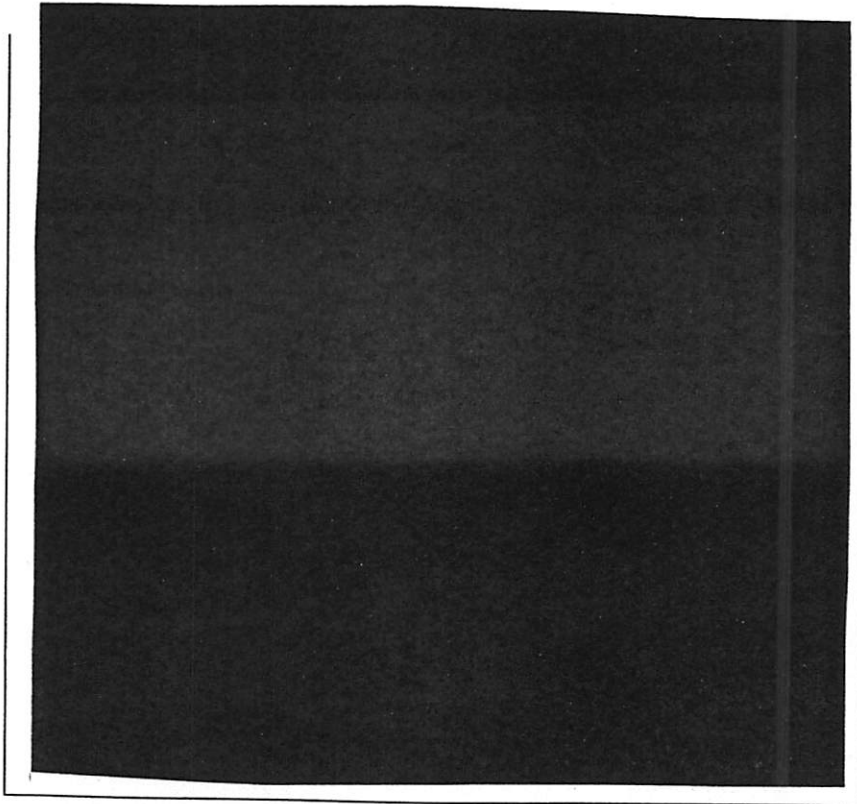
ものである。

この処理方式については、(2)で述べるが、簡易送致できる事件の基準について、上記の25年の通達では罪種の制限もなく、抽象的な表現をしていたため、簡易送致の件数や比率に各庁間でかなりの格差が生じるなどその運用に不均衡が生じるとともに、基準の一部は厳格過ぎるとの指摘もあって、見直しをすることとなり、昭和44年に、再び最高裁判所、最高検察庁及び警察庁の三者の協議の結果、簡易送致が認められる軽微な事件の範囲をある程度具体的に明確にするとともに被疑事実の個数及び前歴に基づく制限を若干緩和することとし、各機関ごとに通達が発せられ、これにより簡易送致基準の改正が行われた。

その後の社会経済情勢の変化に加え、平成15年12月、政府において「青少年育成施策大綱」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、政府の取り組むべき課題として「軽微な少年事件の処理の在り方の検討」が掲げられたことを踏まえ、平成17年、上記三者による協議の結果、簡易送致基準の適正化（罪種の整理、被害総額基準の引上げ）及び送致書類の見直し等を盛り込んだ改正が行われ、現在に至っている。

最高裁判所家庭局の発した通達（平成17年7月13日最高裁家二第730号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」）のうち、簡易送致事件の範囲に関する部分は次のとおりである。





上記通達の基準を参考として、各家庭裁判所において、対応の地方検察庁及び警察本部と協議して、それぞれの基準を定めている。したがって、裁判官は、あらかじめ、所属庁の基準（通達の基準とおおむね同じである庁が多い。）を確認しておかなければならない。

簡易送致は、このように法規上定められたものではなく、関係機関との協議により運用上行われているものであるが、昭和25年に発足した後の経

第2章 少年審判の運営

過を見ると、軽微な事件の簡易な処理方式として実務に定着した一つの制度であるといえよう。少年保護事件終局総人員中に占める簡易送致の割合は、平成20年は24.5%となっている（第7表参照）。

第7表 少年保護事件簡易送致歴年比較表

年次	少年保護事件 終局総人員	簡易送致事件	
		人員	比率(%)
平成11年	302,937	63,980	21.1
12年	284,998	55,708	19.5
13年	285,094	58,828	20.6
14年	286,504	61,198	21.4
15年	274,299	63,722	23.2
16年	264,700	65,706	24.8
17年	234,759	57,988	24.7
18年	214,737	53,668	25.0
19年	197,574	49,281	24.9
20年	172,937	42,405	24.5

(2) 簡易送致事件の処理

簡易送致の基準に合致する場合には、警察で、少年や保護者などに訓戒等の措置をとった上で、検察官又は家庭裁判所（直送事件のとき。）に毎月一括して送致（付）するが、その送致の方式としては、身上調査表、犯罪事実（日時、場所、方法、被害等）、発覚の端緒、犯罪の動機、事後の状況等を記載した第1図の様式の送致書のほか、捜査の状況に応じて作成された第2図から第5図までの様式の捜査関係書類が添付される。

各家庭裁判所の事件処理要領を見ると、簡易送致事件は、家庭裁判所でおおむね次のように処理されている。

第2 事件の受理

第1図		関		主任検察官	
検 第 号					
少年事件簡易送致書					
検察官検事 地方検察庁 殿 警察署 司法警察員		送 () 第 号 年 月 日			
下記被疑事件を送致する。					
捜査報告書					
警察署長 殿 司法 警察署		年 月 日			
下記被疑事件を捜査した結果は、次のとおりであるから報告する。					
罪名 罰条			発覚 の 端緒		
被 疑 者	ふりがな 氏 名	男・女		生年月日	年 月 日 (生 歳)
	職 業 学校・学年			学 校	学 年 在 学
	住 居			(電 話)	
	本 籍 (国 籍)				
保 護 者	氏 名			年 齢	歳
	職 業			少年と の続柄	
	住 居			(電 話)	
犯 罪 事 実 (日 時、場 所、 方 法、被 害 等)					
犯 罪 の 動 機					
事 後 の 状 況					
警 察 と し て 採 っ た 措 置					
備 考					
担当者の官職氏名			(電 話)		

第3図

被害届					
警察署長 殿					
年 月 日					
次のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ()					
被害がありましたからお届けします。					
住居		電話			
職業		氏名		④ (歳)	
被害者の住居、職業、氏名、年齢					
被害の年月日時					
年 月 日 午 時 分 ころから 午 時 分 ころまでの間					
被害の場所					
被害の程度					
<input type="checkbox"/> 下記目録のとおり (合計 <input type="checkbox"/> 時価、 <input type="checkbox"/> 税抜き <input type="checkbox"/> 税込み 円)					
<input type="checkbox"/> その他 ()					
任意提出書					
警察署長 殿					
年 月 日					
下記目録の物件を任意に提出します。用済みの上は、 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 私 に返して下さい。					
氏名 ④ (歳)					
領置調書					
警察署 司法 ④					
年 月 日					
被疑者		に対する		被疑事件につき、本職は、 において、	
<input type="checkbox"/> 差出人が任意に提出した					
<input type="checkbox"/> が遺留したと認めたので次の者を立ち会わせて 下記目録の物件を領置した。					
立会人 (住居、職業、氏名、年齢)					
被害品確認・還付請書					
警察署長 殿					
年 月 日					
下記目録の物件を確認しましたが、私が被害にあったものに相違なく、還付を受け、領収しました。					
住居		電話			
職業		氏名		④ (歳)	
目 録					
品	名	数 量	金 額	所 有 者	備 考

(注意) 1 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。
2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

第2章 少年審判の運営

第4図

<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 被害額 確認報告書		
警察署長 殿		
年 月 日		
警察署 司法		
㊟		
被疑者 に対する 被疑事件につき、本職は、 下記のとおり確認した。		
現場 確認 結果	確認日時	年 月 日 午 時 分 午 時 分ころから ころまでの間
	確認目的	<input type="checkbox"/> 本件犯行現場を特定するため。 <input type="checkbox"/> 本件被害現場を特定するため。 <input type="checkbox"/> その他()
	立会人	住居 職業 氏名 (歳)
	確認結果	<input type="checkbox"/> 犯行現場 <input type="checkbox"/> 被害現場 <input type="checkbox"/> その他() を確認した結果
被害額 確認 結果	確認年月日	年 月 日 被害物件
	確認者	住居 職業 氏名 (歳)
	確認結果	上記確認者に、犯行当時における上記被害物件の時価を確認した結果、時価 円相当と判明した。
被害現場 確認・ 被害額 確認 共用	現場の見取図 等	
	参考事項	

(注意) 1 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
 2 「現場の見取図等」欄については、現場の見取図に代えて、現場の写真又は被害品の写真を貼付することができる。

第2章 少年審判の運営

① 事件系の点検

事件係は、事件の受付に当たって、前述の簡易送致基準のうち外形上明確で容易に判断できる事項（前に述べたとおり、点検事項一覧表に明記されている。）について点検し、これに不備がある場合には、提出者に任意の補正を促す。

② 事件担当書記官の記録調査

事件担当書記官は、記録の配付を受けた後、速やかに点検事項一覧表に列挙されていない簡易送致基準を中心に、基準に合致しているかどうか調査を行う。

③ 裁判官の審判不開始決定（法19条1項）

裁判官は、事件担当書記官等の意見を相当と判断すれば、調査命令を発することなく事案軽微を理由とする審判不開始決定を行う。

ところで、事件担当書記官等による①及び②の書面審査の結果、上記通達の基準の(1)、(2)に該当しないか又は(3)に該当すると判明し、あるいは、通常の事件と同様に調査又は審判をする必要があると認められる場合がある。この場合も、送致そのものが無効になるのではなく、有効な送致ではあるが、簡易送致事件として処理するのが適当でないことになるだけである。したがって、家庭裁判所としては、原則に戻った処理をすることになり、必要に応じて捜査機関に対し非行事実や要保護性に関する資料の追送や補充捜査を求めるなどの措置を講ずることになる。

なお、②の事件担当書記官等による法的調査の後、調査命令につき裁判官を補佐する主任調査官等が、簡易送致書記載の事実から要保護性を検討し、「刑事処分又は保護処分（保護的措置を含む。）を必要としないと明らかに認められる」か否かを検討した上で、裁判官に対して調査命令を発することなく審判不開始決定とすることが相当である旨の意見具申を行うこととしている庁もある。

4 少年の身柄の保護

少年保護事件の調査、審判のため、強制力を用いて少年の身柄を保護する必要がある場合がある。そのため、少年法は、少年事件特有の方法として、同行状及び観護措置に関する規定を設けている。前者は一時的に少年の身柄を保護し、目的の場所へ同行するものであるのに対し、後者は、ある程度の

期間継続的に身柄を保護するものである。

(1) 同行状

同行状には、通常の同行状（法11条2項）、緊急同行状（法12条）、執行のための同行状（法26条3項、4項）の3種類がある。これらはいずれも、少年又は保護者を一定の場所に引致するための命令であって、刑事法上の勾引状又は収監状と同様の性質のものである。

同行状の有効期間は、原則として7日間であるが、これより長い期間を定めることもできる（規則17条4項）。

同行状の執行担当者は、法律上は調査官又は警察官、保護観察官、書記官（法13条）となっているが、実際には警察官に執行を依頼することが多い。そのための事務の取扱いにつき、あらかじめ警察との間で協議しておくことが望ましい。

また、その執行についてはいわゆる緊急執行が認められている（規則18条2項）。これは、緊急同行状の場合に実益が大きい。

ア 通常の同行状

これは、調査、審判のための呼出しに正当な理由がなく応じない少年又は保護者を引致するための令状である。

これを発付するためには、法11条1項、規則15条による正式の呼出状による呼出しがなされていなければならない。実務上は、調査、審判のための呼出しは簡易の呼出し（規則16条の2）によることがほとんどであり、通常の同行状が発せられる例も極めて少ない。

イ 緊急同行状

少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときに発せられる（法12条）。

緊急同行状は、通常の同行状の場合と違って、呼出しを前提とせず、また、その対象は少年に限られる。ただ、家庭裁判所に係属中の事件について調査、審判のため身柄を確保する必要がある場合に、家庭裁判所が職権で発するものであり、仮に警察から緊急同行状の発付を求められたとしても、それは職権の発動を促すものにすぎない。

これと関連して、まだ家庭裁判所に事件が係属していない少年について、緊急に身柄を確保して保護する必要がある場合に電話等によるく犯

第2章 少年審判の運営

通告が認められれば、緊急同行状の活用により、これに対応することが可能となる。そこで、電話によるぐ犯通告の可否が問題となるが、これについては、実務上の取扱いも一致していない。電話による事件の通告を有効と認める場合でも、通告者及び通告内容（ぐ犯事由、ぐ犯性）が特定され、かつ明確であり、しかも緊急やむを得ない場合に限定するとともに、書記官又は調査官による通告調書を作成し（規則9条2項）、これに受理印を押捺して通告者や受理の日時等を明確にし、速やかに関係書類の追送を求めるなどの手続をとることが必要であろう。

(2) 観護措置

ア 意義と要件

観護措置とは、家庭裁判所が調査、審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全する措置である。これには、少年を家庭等に置いたまま、調査官の人格の力によって観護の目的を達成しようとするもの（いわゆる調査官観護、法17条1項1号）と少年鑑別所に送致して観護の目的を達しようとするもの（法17条1項2号）の2種類がある。前者は現実に身柄を保全する効力が乏しいため、ほとんど利用されず、実務上単に観護措置という場合は、後者を指す。以下においても観護措置というときは、特に断らない限り、後者の措置のみを指すこととする。

観護措置は、少年の身柄の保全と併せて、行動の観察と心身の鑑別を行うことをも目的とするものである（付録2の(2)（後掲303頁）参照。）。家庭裁判所が少年鑑別所に対し、心身の鑑別をさせるためには、観護措置決定とは別に、鑑別請求をすることが必要であるが、この鑑別請求は「鑑別請求書」（その様式については、実務要覧(上)251頁、実務提要822頁参照。）によって行うものとされている。これは、規則11条4項が「少年を少年鑑別所に送致するときは、少年鑑別所に対し、なるべく、観護鑑別上の注意その他参考となる事項を示さなければならない。」としているからである。しかし、現実の運用としては、あらかじめ家庭裁判所と少年鑑別所との間で、観護措置決定があれば、当然に心身の鑑別をも求める趣旨である旨申し合わせ、特に鑑別請求の手続をとっていない庁がかなり多い。もっとも、この取扱いは、家庭裁判所で観護措置がとられ

た場合には、改めて鑑別請求を行わなくても、少年鑑別所は心身鑑別を行う旨を取り決めているにとどまり、規則11条4項に基づく情報提供を不要としたものではない。観護措置決定の時点で観護の必要上少年鑑別所が特に必要とするのは、共犯関係と少年の健康状態であるから、家庭裁判所としては、観護措置決定書にその基礎となった非行事実の要旨を記載し、あるいは関係機関からの送致書等に記載された審判に付すべき事由の写しを添付するなどの措置をとるほか、持病等少年の健康上特に注意を要する問題を知った場合にはこれを電話等で直ちに少年鑑別所に連絡することが最小限必要である。

観護措置は、事件が裁判所に係属している間にその審理のためになされる身柄保全の措置である点で、刑事裁判における起訴後の勾留に類似している。しかし、その要件については、勾留についての刑訴法60条1項のような具体的規定はなく、単に「審判を行うため必要があるとき」という抽象的規定（法17条1項）があるにすぎない。しかし、もとより裁判所のし意的判断にゆだねられているものではなく、少年法全体の精神と観護措置の目的から、実務上は次のような要件が必要とされている。

- ① 審判条件があること
- ② 少年が非行を犯したことを疑うに足りる相当の理由があること
- ③ 審判を行う蓋然性のあること
- ④ 調査、審判及び執行が円滑、確実に行われるため少年の身柄の確保が必要であること

すなわち、勾留の理由と同じく、(7)住居不定、(イ)罪証隠滅のおそれ、(ウ)逃走のおそれ、のいずれかの事由に該当すること

- ⑤ 少年が緊急の保護を要する状態にあること

例えば、(7)家庭環境が劣悪で、家族から虐待され又は悪影響を受けるおそれのある場合、(イ)自傷、自殺のおそれのある場合、(ウ)不良集団等の影響により、審判までに急速に非行性が進行するおそれがあるときなどである。

- ⑥ 少年を収容して心身鑑別をする必要のあること

①の審判条件のうち、管轄権のないときは、実務上は、他の要件がある限り観護措置をとり、身柄付きで移送するのが一般的取扱いである。

第2章 少年審判の運営

④、⑤、⑥の要件は、いずれかが存在すれば足りる。⑥については、鑑別目的のみでは観護措置をとれないとする見解もあるが、肯定するのが通説である。ただ、在宅鑑別という方法もあるのであるから、収容しなければ鑑別の目的を達し得ないかどうか慎重な判断が必要である。

イ 時期及び手続

観護措置は、事件の係属中であればいつでもとることが可能である。通常は、逮捕、勾留により身柄を拘束されたまま送致された少年について、受理の段階で観護措置がとられることが多いが、在宅送致された少年について調査官が調査した結果必要性があることが判明して観護措置をとること（いわゆる身柄引上げ）も行われている。

同行状により少年が同行されたとき、又は逮捕、勾留中の少年が送致されたときは、観護措置は、遅くとも24時間以内にこれを行わなければならない（法17条2項）。

なお、この24時間の起算点については、身柄到着のときとする説、記録受理のときとする説もあるが、その双方が到着することによって観護措置をとるべきかどうかの判断が可能になった時点と解するのが相当である。また、この身柄拘束の性質について、法17条2項の認めた特別の効力とする説と逮捕状又は勾留状の効力の延長とする説とに分かれている。

観護措置をとる場合には、一般に次のような手続で行われている。

- ① 人定質問
- ② 黙秘権及び付添人選任権の告知
- ③ 非行事実の要旨の告知及び少年の陳述の聴取
- ④ 決定の告知

観護措置をとる場合の手続、すなわち観護措置決定手続について、法及び規則は、勾留に関する刑訴法、刑訴規則と異なり、決定について決定書を作成すべきこと、決定は面前告知すべきこと等の若干の規定を置くにとどまり、その他の手続については裁判官の裁量にゆだねていたが、平成12年改正に伴う規則改正により、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び付添人を選任することができることを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機

会を与えなければならないこととされた（規則19条の3）。

②の黙秘権及び付添人選任権の告知は、個々の事案における少年の理解力や緊張の度合いなどに応じて「分かりやすく」説明しなければならない。付添人選任権を「分かりやすく」説明するとは、付添人の意味・役割や付添人を選任することができることを、少年が理解できる程度に説明するという趣旨である。それ以上に、弁護士に対する具体的な委任の方法や扶助付添人制度（後掲111頁）、当番弁護士制度等の内容の告知まで必要とされるわけではない。また、③非行事実の要旨の告知についても、少年が理解できるように分かりやすく告げるべきことは当然であり、従前から、難しい用語はかみくだいて表現したり、複数の事件がある場合には事件ごとに確認していく等の工夫が行われている。

なお、観護措置の決定に当たって少年に対し異議申立権（法17条の2）を告知すべき旨の規定はないが、運用上、少年が異議申立て制度についてよく理解していない場合など、異議申立権を実質的に保障する必要があると認められる場合に、異議申立権の趣旨を説明するということも考えられよう。

そして、観護措置決定手続に立ち会った書記官は、この手続で、②黙秘権及び付添人選任権の告知、③告知と聴聞等適正手続の保障の要請から行うものとされている手続を履践したことを客観的に担保するため、少年の観護措置決定手続陳述録取調書（規則12条1項）を作成するという運用になっており、観護措置決定手続陳述録取調書の様式も示されている（平成18年9月14日最高裁家二第949号家庭局長、総務局長送付「少年事件に関する書類の参考書式等について」家月53巻12号186頁参照）。

更に、事案によっては、観護措置決定手続を開始して裁判官が少年の弁解を聴く前に、調査官が短時間少年に面接し、観護措置の要否について調査官の立場からの意見を裁判官に提出するという運用や調査官を観護措置決定手続に立ち合わせて関係機関等との連絡などに当たらせるという運用が相当である。そこで、事件処理要領に一定の事件について、調査官の事前面接及び観護措置決定手続への立会い等を行う旨を明記しているのが一般的である。

観護措置の決定は、面前告知を要する（規則3条2項、3項）。

第2章 少年審判の運営

観護措置決定書には、観護措置の基礎となった非行事実の要旨及び事件名を記載するという運用が行われている。その際、非行事実の要旨の記載に代えて、記録中の書類の記載を引用するという運用もあるが、その場合には、観護措置決定書の謄本（又は抄本）に、関係機関からの送致書等に記載された審判に付すべき事由に該当する部分の写しを添付するなどの措置をとるのが相当である。

また、観護措置決定及び観護措置更新決定は異議の申立て（法17条の2）の対象となるため、決定書に理由の記載が義務付けられている（規則2条5項1号）。もっとも、理由記載の程度については、観護措置がとられる事件の数も多く、事件ごとに個別の詳細な理由を記載することは困難であろうから、刑事事件における勾留決定、勾留延長決定又は勾留更新決定を参考にある程度理由を類型化して記載することで足りるであろう。

観護措置の決定は、決定をした家庭裁判所の裁判官の指揮によって執行される（規則4条）。執行担当者は、法律上は、調査官、書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司である（法26条1項）が、各庁において、庁内の申合せあるいは警察、少年鑑別所との協議によって、執行担当者ないし補助者を定めているのが普通である。また、執行の際の手錠の使用等、その細則については、事件処理要領に規定が設けられている。

非行の内容、少年の年齢、前歴等から、上記の執行に当たっては、少年の情操を害さないよう、かつ、逃走などの事故が生じないように注意を怠らないことが必要である。

少年鑑別所は、各家庭裁判所の本庁所在地のほか、八王子及び小倉に設置されているにとどまる（少年院及び少年鑑別所組織規則12条、18条）から、支部によっては観護措置決定後直ちに少年を収容することが著しく困難な場合がある。そのような場合には、仮収容決定をして、72時間を限度として最寄りの少年院又は刑事施設の特に区別した場所に仮に収容することができる（法17条の4）。

ウ 期間

観護措置の期間は、原則として2週間であり、特に必要があるときに

第2 事件の受理

1回に限って更新できる(法17条3項, 4項本文)。したがって、通常の事件においては、最大限4週間である。実務上は、少年鑑別所において行う行動観察や心身鑑別に相当の日時を要するため、更新する機会が多い。また、平成12年改正により、犯罪少年の禁錮以上の罪の事件で非行事実の認定に関し証人尋問等を行うことを決定したもの又はこれを行ったものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、更に2回の更新が許されることとなった(特別更新, 法17条4項ただし書。なお、触法少年は対象とならないことに注意を要する。)。したがって、特別更新の場合の観護措置の期間は、最大限8週間となる。少年事件においても、非行事実の存否が深刻に争われ、多数の証拠調べが必要な場合があり、そのようなケースにおいては、社会調査や心身鑑別も含め、審理を4週間で終えることは極めて困難であったことから、必要に応じて更に更新することができることとされたものである(第8表参照)。証人尋問等を行い終わった場合でも、資質鑑別や社会調査のために特別更新をすることができるが、これらを含む要保護性審理のためだけの観護措置期間が通常の場合の4週間を実質的に超えることは、事実認定手続の一層の適正化という特別更新の立法趣旨を逸脱することになり、相当でない。

第8表 一般事件における少年鑑別所収容期間別表 (平成20年)

区分	総数	28日以内	42日以内	56日以内
人数	11,517	11,447	39	31
比率(%)	100	99.4	0.3	0.3

検察官からの再送致事件で、先に観護措置がとられているか、勾留されているときは更新できない(法17条5項)。また、法55条により移送を受けた事件や抗告審から差し戻され、あるいは移送された事件については、更新することができるものと解されるが、法17条5項の趣旨にかんがみ、できる限り更新を避ける運用が相当とされている。

なお、最高裁平成5年11月24日第二小法廷決定(刑集47巻9号217頁, 家月46巻2号180頁)は、更新の可否には触れていないが、家庭裁判所は抗告裁判所から差し戻しを受けた事件が先に法17条1項2号の観護措置が

第2章 少年審判の運営

とられたものであっても、審判を行うため必要があるとき、改めて同号の観護措置をとることができ、その場合の少年鑑別所に収容する期間は先にとられた観護措置の残りの収容期間に限られないと解するのが相当である旨判示している。

次に、観護措置は人を単位とすべきか、それとも事件を単位とすべきかについて争いがある。すなわち、①観護措置は、少年の資質、環境の調査のためのものであるから、少年を単位として考えるべきであるとする説と、②審判の対象は非行事実と要保護性であり、事件は少年と非行事実によって特定されるとの見地に立って、事件を単位として考えるべきであるとする説とがある。後者の事件単位説による運用が一般的である。

もっとも、事件単位説に立つ場合でも、少年の権利保障の見地から、観護措置をとる際に家庭裁判所に受理されている事件が複数あったとしても、1個の観護措置しかとれないとされている。

これに対し、A事実について観護措置をとった後追送致されたB事実について、新たに観護措置をとることは、事件単位説からは認められることになる。実務上も、例えば、試験観察中に行われた再非行の事件等について新たに観護措置をとる例は少なくない。

この場合、新観護措置の期間が問題となる。①新たな観護措置である以上、最大限4週間（特別更新ができる場合は、8週間）まで可能であるとの説、②A事件についての観護措置期間中B事件の調査、審判に利用し得た期間は、B事件についての観護措置を継続する必要性を判断するに当たって、個別的に考慮すべきであるとの説、③追送致事件の受理の日から起算して最大限4週間（特別更新ができる場合は、8週間）まで可能であるとの説などがある。②の考え方が妥当であろう。

また、複数の事実について一つの観護措置がとられた場合に、特別更新が可能な事件とそうでない事件があった場合の取扱いであるが、この場合も基本的には事件単位で特別更新の要件の存否を判断することになる。したがって、複数の事件について観護措置がとられた場合には、特別更新の段階で、要件の有無を事件ごとに検討して、要件のある事件を基礎として観護措置を更新することになる。

なお、更新以前に観護措置をいったん取り消し、その後同一事件につき再度観護措置をとった場合に、更新手続をなすべき時期について、最初の観護措置の残日数経過後更新する扱いと、新観護措置について2週間経過後更新する扱いがある。後者が一般的であろう。ただし、1回目の更新後に観護措置を取り消してその後再び観護措置をとる場合には、後者の扱いをとると観護措置の期間が通じて4週間を超えることになるので、再度の観護措置をとる時点で特別更新の要件が満たされていない場合には、この時点で特別更新の要件が満たされていない場合には、前者の扱いとし、更新時に再び特別更新の要件があるかどうかを検討することになろう。いずれの扱いをとるにしろ、前後を通じて、期間は最大限4週間（特別更新ができる場合は、8週間）である。

エ 観護措置の効力の消滅

観護措置は、期間の満了によって当然消滅するほか、取消決定及び終局決定によって消滅する。観護措置は、「審判を行うため」とられるものであるから、終局決定がなされると目的を達成して当然に終了し、少年院送致決定及び検察官送致決定の場合を除き、少年を釈放しなければならない。実務上は、出所についての事務的連絡を円滑確実にするため、家庭裁判所において、少年鑑別所処遇規則47条1項の「適法の文書」として出所指揮書を少年鑑別所に交付している例が多い。しかし、終局決定があった場合には、観護措置は当然終了するのであるから、本来、改めて裁判官が出所を指揮する必要はない。要は、少年鑑別所に対して、退所の根拠と時期を明確に知らせることにあるから、少年鑑別所長あての審判結果通知書を適法の文書として交付する扱いでも足りよう。

試験観察決定等の中間決定は、観護措置の効力に影響を及ぼさないから、少年を出所させるために観護措置の取消決定を行わなければならない。この取消決定の決定書は観護措置取消決定書で行われ、少年鑑別所に対する「適法の文書」としては同決定の謄本又は抄本が交付されることが多い。

オ 観護措置中の余罪の取調べ

観護措置により少年鑑別所に収容中の少年について、捜査機関が余罪の取調べを行うことは、法律上は特に禁止されていない。また、少年の

第2章 少年審判の運営

行ったすべての非行事実について同時に調査審判することは、手続経済上も、少年の要保護性の正確な把握という点からも望ましく、そのためには、余罪の取調べも必要となる。しかし、捜査機関の取調べにより少年が精神的に動揺し、鑑別や調査の障害となる場合も考えられる。

そこで、観護措置があくまでも家庭裁判所の調査、審判のための措置であるという点にかんがみ、捜査機関から余罪の取調べの「許可」を家庭裁判所に求めさせ、家庭裁判所が調査、審判を行う上で差し支えないと判断した場合にこれを許可するという取扱いが一般に行われている。

観護措置中の少年について逮捕状が発せられた場合は、観護措置の必要性と逮捕の必要性を比較考慮し、逮捕を相当と認めるときには、観護措置を取り消すのが多数の取扱いであろう。もっとも、この場合には、観護措置の取消しがされるまでの間は、事実上の競合状態が続くので、捜査機関はあらかじめ家庭裁判所及び少年鑑別所に連絡し、逮捕の必要性等について事実上の了解を得ておくことが望ましい。

カ 異議の申立て

観護措置決定及び観護措置更新決定に対しては、少年、その法定代理人又は付添人から、家庭裁判所に対し、異議の申立てをすることができる（法17条の2）。特別抗告（法17条の3）とともに、平成12年改正で新たに設けられた不服申立て制度である。

異議の申立ては、「保護事件に係属する家庭裁判所」すなわち本案の保護事件を審理する裁判体が所属する国法上の家庭裁判所に対して行う。したがって、観護措置決定がされた後、本案の保護事件が別の家庭裁判所に移送された場合、異議を申し立てるべき家庭裁判所は、観護措置決定をした原裁判所が所属する移送元の家庭裁判所ではなく、移送先の家庭裁判所になる。移送決定がされても事件記録がまだ原裁判所にある間は事件は依然として原裁判所に係属していると解されるので（資料集(-)の上237頁）、このような場合は移送元の家庭裁判所において異議の申立てについての決定をしなければならない。移送の効果が生じた後に、少年等が誤って移送元の家庭裁判所に異議の申立てをした場合にも、不適法な申立てとして処理するのではなく、申立書を移送先の家庭裁判所に送付することが相当であろう。

第2 事件の受理

異議の申立てをするには、申立書を管轄家庭裁判所に提出する（規則22条の2第4項、43条1項）。申立書には異議の理由を記載しなければならないが（規則22条の2第4項、43条2項）、審判に付すべき事由がないことを理由とすることはできない（法17条の2第2項）。

少年本人からの異議の申立ては、少年鑑別所に入所中であることから、少年鑑別所の長を経由して申立書が提出されることになる（規則22条の2第4項、44条1項、2項）。少年鑑別所の長から家庭裁判所への申立書の送付が遅れると、異議申立て事件の処理が遅れ、本案の保護事件の調査・審判にも支障を来たしかねないので、申立書の迅速な処理については少年鑑別所と十分な打合せをしておく必要がある。なお、少年鑑別所の長又はその代理者を経由しないで申立書が提出された場合（法定代理人又は付添人が異議を申し立てた場合など）は、速やかにその旨を少年鑑別所の長又はその代理者に通知しなければならない（規則22条の2第4項、44条3項）。

異議の申立てについては、家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない（法17条の2第3項本文）。この決定には、原決定に関与した裁判官は関与できない（同項ただし書）。本案の保護事件を審理する裁判官であっても、観護措置決定等の原決定に関与していない限りは、異議裁判所を構成して差し支えないであろう。

異議裁判所への保護事件記録の送付については、一律に送付するのではなく、本案の保護事件を審理する裁判体が必要かを判断することになる（規則22条の2第1項。ただし、異議裁判所が送付を求めることもできる。同条2項）。異議裁判所は、観護措置及び更新の要件の有無を判断することから、異議申立て事件の記録のみならず保護事件の記録も検討する必要がある場合が多いと考えられるが、送付するかどうかの判断に当たっての判断要素としては、異議の対象が元々の観護措置決定か、1回目の更新決定か、2回目以降の更新決定かという観点や、異議の理由がどのような実質を持った内容となっているかという観点、更には、記録送付によって保護事件自体の審理にどのような影響があるかという観点などが考えられ、これらを総合的に考慮に入れて、記録送付をするかどうかを検討することになる。この取扱いについては、異議裁判所と

第2章 少年審判の運営

の間でも十分な意思疎通を図っておく必要がある。

異議裁判所は、決定をするについて必要があるときは、事実の取調べをすることができる（法17条の2第4項、32条の3第1項）。事実の取調べは、合議体の構成員にさせ、又は他の家庭裁判所の裁判官に嘱託することができる（同条2項）。記録の送付を求めるまでもなく、事実の取調べとしての事情聴取で足りる事項もあろう。

異議裁判所においては、地方裁判所における勾留に関する準抗告事件が、通常、申立後直ちに決定がされているのと同様に、保護事件の調査・審理計画も踏まえた上で極めて迅速に決定をすることが求められる。本案の保護事件を審理する裁判体から保護事件記録の送付を受けた場合は、本案事件の審理への支障がないように、特に迅速な判断が必要である。

観護措置の判断は、単に法律的観点のみならず後見的、福祉的観点からの判断も要するものであることから、その判断の適否を審査する際にも、原決定のこのような特質を十分に踏まえる必要がある。原決定の段階では、当該保護事件に関する少年調査票がいまだ作成されていないことがほとんどであると思われるが、これに代わるものとして、本案の保護事件を審理する裁判所の意見書（規則22条の2第4項、45条2項）を活用することが考えられる。更に、少年調査記録中の「経過一覽」に調査・審判の経過等が分かるように事項を随時記入しておくことや、原裁判所において、観護措置決定手続前に調査官による事前面接を行った場合にはその結果を記載したメモを作成するなどして原決定の判断の基礎とした事情を記録化しておくことが考えられる。また、在宅事件について身柄を引き上げたような場合には、判断の基礎とした要保護性に関する事情を記載した調査報告書が作成されているのが一般であり、これらも審理の参考となろう。ただし、異議裁判所が事実の取調べにおいて調査官を利用することは、異議事件に関する調査が調査官の職務権限に含まれていない（裁判所法64条の2第2項、31条の3第1項参照）ことから疑義がある。また、異議審においては極めて迅速な審理が求められており、事実の取調べの方法としても、調査官を利用して、例えば少年や保護者との面接調査類似の方法を採ることは相当ではないと思われる。

第3 調 査

異議の申立ての手続がその規定に違反したとき、又は異議の申立てが理由のないときは、決定をもって、異議の申立てを棄却しなければならない（法17条の2第4項、33条1項）。異議の申立てが理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消し、必要があるときは、更に裁判をしなければならない（同条2項、法17条の2第4項後段による読み替え）。異議裁判所が自判をする場合としては、原決定に瑕疵があつて取り消さざるを得ないものの、直ちに少年の身柄を保全する必要があると判断した場合や、収容観護は適当でないが、調査官観護は必要であると考えた場合などが考えられる。異議裁判所の決定は、特別抗告の対象となるので、決定書において理由等の記載を省略することはできない（規則2条5項4号）。

異議裁判所の決定は、少年に告知するとともに（規則3条4項前段）、本案の保護事件を審理する裁判体に通知しなければならない（規則22条の2第3項）。

第3 調 査

家庭裁判所は、こうして事件を受審すると、これについて調査をしなければならない（法8条1項）。この調査には、審判条件や非行事実等の存否について、主として事件記録によって行う法的調査と、要保護性の判断のための資料収集を行う社会調査とがある。

法的調査は、事柄の性質上、裁判官自らが行うが、社会調査は調査官に命じてこれを行わせる（法8条2項）。これは、社会調査の対象となる要保護性が対象少年の人格及び環境全体に対する専門的総合判断を要求しているため、行動科学の知見を活用した専門的な調査についての訓練を受けている調査官に行わせるのにふさわしいからである。

1 法的調査

(1) 法律記録の検討

事件が家庭裁判所に送致されると、まず、事件係があらかじめ事件処理要領で規定された点検事項について点検し、これに不備がある場合には提出者に任意の補正を促すものとされている。事件が受理されると、あらか

第2章 少年審判の運営

じめ定められた事務分配に従って、裁判官に配てんされる。事件担当書記官は、いわゆる進行管理事務の一環として、速やかに、配付を受けた記録を調査し、管轄の有無、年齢要件、その他の審判条件の存否、証拠物領置の必要性、少年が非行事実を否認しているかどうか及び関連事件の有無等について点検してこの結果を事前点検票という書面にチェックして裁判官に報告するとともに、この調査の結果、記録上移送又は回付することが相当であると認められる事件及びいわゆる年迫事件については、手続選別票により、裁判官に報告するものとされている（前掲40頁参照）。

裁判官は、この事前点検票及び手続選別票を参考としつつ法律記録を精査し、管轄、年齢要件等の審判条件が欠けている事件及び移送又は回付すべきことが明らかな事件については、調査命令を発することなく、移送、回付、検察官送致（いわゆる年超検送）、審判不開始等の所要の決定を行い、年迫事件についても、調査を行うことが時間的に困難でありかつ不適当であると認めるときには、成年に達するのを待って検察官送致（いわゆる年超検送）を行う。

審判条件を具備し、当該家庭裁判所の事務分配規定上も当該本庁（又は支部）で処理すべき事件であって調査を行う時間的余裕がある場合には、更に非行事実の存否の検討に入ることになる（なお、いわゆる軽微事件について、主任調査官等が裁判官の命令権発動の補佐として第一次的な調査方法の選別を行うものとされている。この点は、第9において説明する。）。その結果、非行事実が存在することについての蓋然的心証が得られた場合には、調査官に社会調査を命ずる（調査命令）。しかし、少年が非行事実を争っている場合や記録上不明な点があって非行事実の認定に問題があると考えられる場合には、調査命令の前に審判を開いて、非行事実の存否を審理する必要があるときもある。この点についての詳細は、「第5の7 否認事件の取扱い」（後掲150頁）の項で述べることとする。

また、法律記録を精査しても、非行事実の存在につき何らの心証も得られないときは、非行なしを理由とする審判不開始決定を行う。この点については、「第7 終局決定」（後掲186頁）の項で述べる。

このように法的調査が社会調査に先行するのは、社会調査が少年や保護者のプライバシーに深くかかわるものであるから、審判条件や非行事実の

存否が不明確なままこのような社会調査を行うことは、不適当であると考えられるからである。したがって、少年が否認していても他の証拠から非行事実が存在する蓋然的心証が得られれば調査命令を発することができるけれども、調査に先立って調査官と十分打合せを行い、かつ、調査の進行段階に応じて逐次報告を求め、適切な指示を行う必要がある。また、調査開始後に少年が非行事実を否認した場合や審判条件や非行事実の存否について疑問が生じた場合には、調査官は、速やかに、裁判官にそれぞれ否認部分、否認態様及び疑問点を報告してその指示を求めることが必要であり、この場合、社会調査を中止し、非行事実の存否等につき、まず裁判所として審理することが適当な場合もあろう。なお、調査官は、否認事件の調査報告に当たっては、少年の否認及び弁解の態様を少年調査票等に記載することが相当である。

さて、法律記録を検討するに際して留意すべき事項を次に述べることとする。

ア 審判条件

少年事件について、実体的な調査、審理を行い、実体的な裁判をするための手続的条件を審判条件と呼ぶ。これについては、明文の規定はないが、一般に次のものが挙げられている。

- ① 我が国の裁判権があること
- ② 管轄権があること
- ③ 対象少年が生存していること
- ④ 対象少年が20歳未満であること
- ⑤ 有効な送致、通告、報告が存在すること
- ⑥ 事件について一事不再理の効力が生じていないこと

このうち②の管轄権について、法5条1項は、少年保護事件の土地管轄を少年の行為地、住所、居所又は現在地によるとしている。そのうち、住居地については保護者の住居地をもって少年の住居地とみなすことができるかどうか問題となるが、少年は、多くの場合、保護者を中心とした生活関係にあるので、おおむね保護者の住所をもって少年の住所とみなしてよいであろう。

④の年齢確認は、身上照会回答書又は戸籍謄本によって行うが、その

第2章 少年審判の運営

添付がない事件について、法19条2項の決定を行う場合には、本籍のある市町村役場に電話等で照会する必要がある。なお、稀な例ではあるが、未成年であるかどうか疑問の残る事案で、鑑定を行った裁判例もある（名古屋家裁昭和44年6月20日決定・家月22巻2号92頁、岡山家裁昭和62年7月16日決定・家月39巻12号167頁）。

⑤の送致手続に関し、児童福祉機関先議との関係で、行為時には14歳未満であったが、送致時（受理時）には14歳に達している少年について、児童相談所を経由する必要があるか否かについて、かつては必要とする見解が有力であったが、今日では、不要とする見解が通説となっている。更に、送致時（受理時）に14歳未満であっても、処理時に14歳に達していれば、審判できるという見解も見られる。

上記①から⑥までのほか、同一事件の二重係属のないことが審判条件になるか否かについては説が分かれているが、実務上は、併合して審理した上単一の決定をし、二重の処分や矛盾した裁判が行われることのないよう配慮すれば足りるであろう。

また、非行後、刑が廃止されていないこと、大赦がないこと、公訴時効が完成していないこと等が審判条件となるか否かについても見解が分かれているが（資料集(-)の下74頁参照）、実務上は、ほとんど問題とならない。

なお、交通反則通告制度の適用のある道路交通法違反保護事件については、

⑦ 適法な通告後10日を経過しており、かつ反則金が未納付であること

が審判条件となる（道交法130条）。

イ 非行事実

裁判官の行う法的調査のうち、非行事実の存否の検討は、司法的機能の中心であり、その重要性については多言を要しない。以下、調査命令前の事件記録の検討段階における留意点について説明する。

まず第1に、現状では、検察官から送致される犯罪事件のほとんどは、司法警察員の作成した送致書記載の犯罪事実を引用している。そのため、送致事実の記載が不明確であったり、構成要件の一部を欠いていたりす

るものも見受けられるので、その場合には、検察官に対し、送致事実を確認し、場合によってはこれを補正させるなど送致事実を明確にさせることも必要であろう。

第2に、検察官が引用している司法警察員から検察官への送致事実が複数あって、それらが何回かに分けて送致されている関係で、送致書と追送致書とが記録中に分散してとじられていることが多い。したがって、記録の検討の際、これを看過することがないように注意しなければならない。また、犯罪事実が多数あるため、例えば、「犯罪事実一覧表」を付して送致事実が記載されている場合、1個の事実が重複して記載されていることもある。このように、非行事実が複数である場合には、これらの点に留意し、どの非行事実が送致されているのかを正確に把握することが大切である。

第3に、このようにして把握した非行事実について、証拠関係を検討することになる。少年事件の場合、そのほとんどは非行の存在を争っていない事件である。しかし、少年、特に年少少年は、一般的に暗示を受けやすいため、その自白の信用性の検討は、成人以上に慎重になされなければならない。また、少年法には、自白の証拠能力、証明力についての規定はないが、刑事裁判の場合と同様に、任意性のない自白は証拠能力がなく、少なくとも犯罪少年について補強証拠を必要とすることについては、今日ではほとんど争いが無い。そこで、各送致事実ごとに、他の証拠をも十分に対照して、非行事実の存在の蓋然性の有無を検討しなければならない。とりわけ、犯罪事実一覧表を用いて多数の非行事実が送致された場合には、補強証拠のない事実や、証拠と合致しない事実があったりすることがあるので、記録の検討に当たっては十分注意することが必要である。

第4に、以上の結果、裁判官としてはいかなる事実が認定でき、その事実が法的にどのように評価されるのかを検討しておかなければならない。なぜなら、非行事実の内容及びその法的評価が要保護性の判断に影響を与え、調査官の行う社会調査の在り方や方法も、それによって変わることが考えられるからである。

したがって、法律記録の検討の際に、送致事実とは別の非行事実が認

第2章 少年審判の運営

定され、あるいは送致された非行名とは別の非行名が成立する蓋然性があると思われる場合には、その旨を担当調査官へ伝えておくことも必要となるであろう。

ところで、少年事件においては、訴因の概念は採用されていないので、裁判所は、送致事実拘束されずに、これと異なる事実であっても、送致事実と単一・同一の関係にあれば認定できるとされている。ここでの単一性・同一性も刑事訴訟における公訴事実の単一性・同一性の観念と同様に考えてよいであろう。

ウ その他の検討事項

以上の審判条件及び非行事実の存否の検討とは別に、次の諸点も調査命令を出す前に検討することになる。

- ① 少年が間もなく20歳に達する事件で、速やかに審判期日を指定する必要があるか否か。事件係は、事件の受付事務の一環として、少年が事件の受付後間もなく成年に達する事件について「年迫事件」と記録表紙に朱書するという運用が一般に行われている。
- ② 移送、回付の必要があるか否か。特に身柄事件においては、移送、回付を受けた裁判所において、十分な調査、審判を行うだけの観護措置期間を確保できるように配慮することが必要である。
- ③ 併合できる事件の有無。規則25条の2により、同一少年に対する複数の事件はなるべく併合して審理しなければならないからである。事件係は、少年の前歴の有無を検索し、前歴があることが判明した場合には記録の表紙の裏面等の前歴欄に記入するなどして記録上明らかにすることとなり、事件担当書記官は、この記載等から未済事件を含め関連事件の有無を事前点検票に記載するという運用が行われている。なお、事件の配てん上、いわゆる前件主義を採り、前件を担当した裁判官に後件も配てんするよう定めている庁が多いので、複数の事件が異なった裁判官に配てんされていることが判明した場合には、速やかにその点を調整しておく必要がある。

これに関連して審判の併合について若干の説明をしておくこととする。規則25条の2が、同一少年に対する事件につき併合審判を求めている理由は、要保護性、とりわけ、その中核である累非行性を正確にとらえ

るためには、審判時点での非行をすべてとらえていることが必要であること及び併合しないで審判を重ねるという手続の重複が少年の情操に悪影響を及ぼすということによるものである。

規則25条の2は、同一の国法上の裁判所に係属する複数の事件についての定めであるとされている。しかし、前述の趣旨からすれば、他の裁判所の事件や本庁・支部間に別個に係属している事件についても、それらが判明した場合には、移送又は回付を求めた上、併合審判するのが望ましいであろう。

なお、少年審判においては、その個別主義及び密行主義の要請から、数人の少年の審判の併合は、原則として許されない。しかし、共犯少年について非行事実の存否の認定のために共通の証拠調べを行う場合など訴訟（審判）経済、審判の迅速等の観点から、併合による利益に比べてその弊害が少ない場合には、例外的にこのような審判の主観的併合も許されるであろう。ただし、この場合でも、証拠調べ手続が終わり、要保護性認定の段階に至れば、再び手続を分離すべきであることはいうまでもない。もっとも例外的に、共犯少年が兄弟であるような場合で、要保護性認定段階において併合しても弊害がほとんどない場合には、分離の必要がないであろう。

以上の事件記録に基づく検討は、捜査機関から送致された事件を念頭において説明した。捜査機関からの事件送致は、十分に捜査を遂げた上でなされ（法41条、42条）、送致の際は、少年や参考人の供述調書をはじめ捜査記録一切が送付される（規則8条2項）からである。

これに対し、児童相談所長等からの送致の場合やその他の通告の場合には十分な資料が添付されていないことが多い。そのため、上記アからウまでで述べたことをそのまま履践することは難しいが、できるだけその趣旨を生かして記録を検討し、あらかじめ審理の計画を立てておくことが望ましい。

また、平成20年改正で審判傍聴制度が導入されたことにより、事件担当書記官が、記録を調査し、傍聴対象事件の該当性、被害者等の特定、傍聴希望の有無等を点検して裁判官に報告するものとされており（前掲38頁参照）、報告を受けた裁判官は、法律記録の検討の際に、当該事件

第2章 少年審判の運営

が傍聴対象事件に該当するか否か等を検討することになる。この検討は、被害者等に傍聴制度の案内をするかどうか、調査官が調査において傍聴許否の判断に資する事情等を収集する必要があるかどうか、使用する審判廷をどうするか等、その後の進行に影響するので、可能な限り早期に済ませておく必要がある。被害者に傷害を負わせた事案については、その傷害により「生命に重大な危険を生じさせたとき」(法22条の4第1項)に該当するか否かを検討しなければならない。医師の診断書や写真撮影報告書等の証拠によっては不明確な場合、傷害の程度については非行事実及び情状に関する重要な事情でもあるから、捜査機関に対し傷害の程度に関する補充捜査を依頼することになろう。補充捜査の依頼については、「第5の3 非行事実の審理」(後掲133頁)の項で詳しく述べる。

(2) その他の方法による法的調査

ア 任意調査及び強制調査

法的調査は、前述のような法律記録の検討に限定されるものではなく、その他の方法による調査も必要に応じて行わなければならない。この調査方法は、任意調査と強制調査の2種に分けられる。

任意調査は、調査の原則的な方法である。具体的には、例えば、傷害保護事件において傷害の程度や後遺症の有無等を医師に照会するなどがその例であろう。社会調査の項で述べる本籍照会や学校照会も裁判所で行う調査の一種である。このほか、参考人の陳述を聴くという方法もある。

なお、前述の観護措置をとる際に、少年の陳述を聴くのも裁判所で行う任意調査の一つである。

強制調査には、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索等がある(法14条1項、15条1項)。これらについては、刑訴法中の裁判所が行うこれらの手続の規定が、「保護事件の性質に反しない限り」、準用される(法14条2項、15条2項)。この場合、被告人とあるのは少年、弁護人とあるのは付添人と読み替えて行うべきであろう。また、証人尋問、鑑定、検証、搜索については、少年事件の性質にかんがみ、保護者もできるだけ立ち合わせるべきである。なお、裁判所の職権証拠調べについては「第5の3 非行事実の審理」(後掲133頁)の項で詳しく述べる。

イ 証拠物の取扱い

少年保護事件においては、事件送致の際に記録とともに証拠物も送付されてくる。証拠物については、家庭裁判所が領置の必要があると認め、領置決定を行えば、領置の効力により、裁判所と被押収者との間に押収関係が生じることになる。そこで、事件の配てんを受けた裁判官は、(1)で述べたとおり、事件担当書記官から提出される事前点検票を踏まえ、法律記録の検討と併せて、送付された証拠物を領置するか否かを速やかに判断しなければならない。

この事務処理について説明すると次のとおりである（講義案119頁以下参照）。

押収物主任官（各庁ごとに訟廷管理官などが指定されている。）は、受領した証拠物について、押収物整理簿に所定の事項を記入し、押収物総目録を作成するなど受入手続を行う。この受入手続を終えた証拠物は、保管物主任官に送付されて保管に付され、裁判官の手元には、事件担当書記官を通じて、事件記録及びこれに編てつされた押収物総目録のみが提出されるのが普通である。

そこで、裁判官は、領置の必要性を判断することになる。領置の対象となる物としては、没取の対象となるべき物や非行認定のための証拠となるべき物がある。これに対し、送致事実と関係のない物や証拠価値のない物などについては、原則として領置の必要性はない。

証拠物を領置する場合には、領置決定書を作成する。実務上は、押収物総目録の上部余白に「この事件について、下記物件はこれを領置する。」などの文言によるゴム印を押捺し、これに決定の年月日を記入の上、裁判官が押印して領置決定書としていることが多い。

没取は、その物が本人以外の者に属しないときに限ってできるのであるから、将来の執行を円滑に行うためには、なるべく所有者である少年の事件について押収することが望ましい。したがって、共犯少年など一冊の記録で複数の事件が送致された場合には、どの事件について領置するかに注意し、これを明確にしておくことが相当である。特に押収物総目録の余白を利用して領置決定書を作成する場合には、押収物総目録の事件番号及び少年氏名欄には、最も若い番号のそれだけが記載されてい

第2章 少年審判の運営

ることが多いので、一層の注意が必要である。

このようにして領置がなされると、事件担当書記官は押収物総目録の「品目」欄の上部欄外に「領置」と表示し、主任書記官の認印を受けた上、送付票により押収物を押収物主任官に送付する。

領置がなされなかった物については、検察官等事件の送致者に返還することになる。

領置した物についての返付等の処分は、裁判所が行う。

2 社会調査

(1) 家庭裁判所調査官制度

ア 制度の沿革

少年事件については、旧少年法において、少年審判所に少年審判官を補佐して審判の資料を提供し、観察事務を行う者として少年保護司が置かれ、少年の保護育成に大きな業績を上げてきた。この制度の趣旨は現行少年法にも引き継がれ、当初は、旧少年法における少年保護司という官名がそのまま使用されていたが、昭和25年5月、少年調査官（補）と改称された。

一方、家事事件については、当初は少年事件のような調査態勢はとられていなかったが、これについてもその適正迅速な解決を図るために専門的な調査機関の設置の必要性が強く要望された結果、昭和26年4月、各家庭裁判所に家事調査官（補）が置かれることになった。

そして、少年調査官と家事調査官とは、共に家庭裁判所の職員として、事件に関する調査等の事務に当たり、その職務の本質には共通するものがあるため、裁判所法等の改正により、昭和29年6月、少年調査官と家事調査官とが統合され、「家庭裁判所調査官」に一本化されたのである。

イ 採用、養成、研修

調査官として任命されるためには、家庭裁判所調査官補採用I種試験に基づいて採用された後、裁判所職員総合研修所において、民法、刑法、家事審判法、少年法等の法律や、心理学、教育学、社会学等の行動科学、家事事件及び少年事件に関する調査理論、調査技法等に関する専門的な養成課程研修を受け、所要の課程を修了する必要がある。

更に、各家庭裁判所において家事事件、少年事件の実務に携わるよう

になった後も、関係諸科学の学問の進展に応じて、調査実務能力を高めることができるよう、調査官に対し各種の専門的な研修が実施されている。

現在、裁判所職員総合研修所で行われている研修及び研究には、調査官を対象とする主なものとして、実務研修や専門研修、指定研究や実務研究が、管理職調査官を対象とする主なものとして、首・次席の研究会や主任研修がある。

このほかに、裁判所職員総合研修所が各高等裁判所に委嘱して行う調査官実務研究会、各家庭裁判所や高等裁判所が独自に企画立案して行う自庁研修等があり、更に、関係機関と行うケース研究会や、調査官内部で自主的に日常行われているケース研究会などがある。

(2) 社会調査の目的、性格

家庭裁判所は、通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するとき及び審判に付すべき少年事件の送致を受けたときは、事件について調査しなければならない(法8条1項)。この調査のうち、その少年が非行のある少年であるかどうかを判断するために行う法的調査は、事件担当書記官の補助(前に述べた事前点検票に基づく記録の調査)を得つつ裁判官自身によって行われるが、非行のある少年に対して、その処遇を定めるための社会調査は、主として調査官に命じてこれを行わせる(法8条2項)。

この社会調査は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識、特に少年鑑別所の鑑別結果を活用してこれを行うよう努めなければならない(法9条)。そして、この調査は、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について行うのであるが(法9条)、具体的には、家庭及び保護者の関係、境遇、経歴、教育の程度及び状況、不良化の経過、性行、事件の関係、心身の状況等審判及び処遇上必要な事項を調査し(規則11条1項)、家族及び関係人の経歴、教育の程度、性行及び遺伝関係等についてもできる限り調査を行うものとされている(規則11条2項)。

調査官の調査は裁判官の命令に基づいて行われる。その調査は先にも述べたように、究極的には、少年にとってどのような処遇が最も有効適切であるかを明らかにするためのものであり、換言すれば、要保護性に関する判断のためのものである。

第2章 少年審判の運営

それには、少年についての人間理解を深めつつ、犯罪的危険性の予測と教育的可塑性への理解及び少年の持つ将来への可能性を洞察することが必要である。したがって、そこに調査の科学性が要請される。法9条等で規定されている人間関係等に関する科学的な調査の方針は、そのような調査の基本的性格を具体化したものにほかならない。

なお、要保護性に関する判断のための調査の一環として、少年鑑別所が行う調査があるが、これは主として心理検査や行動観察等によって、少年の心身の状況を把握し、更に、それらとの関係において非行行動を理解し、今後の処遇内容を方向付けるためのものであって、資質鑑別又は心身鑑別と呼ばれている。

これに対して調査官の行う調査は、少年の心身の状況の理解のみならず、少年の置かれる社会的環境の調整等にも照準を当てた、幅広い総合的な調査であって、その方法も極めて多様であるところから、社会調査と呼ばれている。

(3) 社会調査の方法

社会調査の方針については法9条等に規定されているが、それを具体的に実践する方法は多岐にわたっている。また、個々の技法やその根底にある基本的な人間観についても、歴史的に変遷を経てきている。しかし、調査の基本は、前項で掲げた調査の目的に沿って、面接、照会、検査等によって少年の要保護性理解のために必要な事実を把握し、それに対する専門的総合的判断を行い、その結果を文書にして裁判官に報告するという基本において変わるところはない。

本項においては、このような調査方法の詳細については触れないが、裁判官として理解しておくべき調査官実務に関する基本的知識について、その要点を述べることにする。なお、試験観察については、「第6 試験観察」(後掲177頁)の項で述べることにする。

ア 家庭裁判所調査官の職務に対する要請

調査官の職務に対する要請としては、専門性、迅速性、社会性、倫理性などが挙げられる。

第1に、調査官の職務においては、行動科学についての高度の専門的な知識とそれに基づく面接技法を活用して行うことが要請される。しか

し、少年事件に関する調査官の調査は、当然のことながら調査官事務の中で自己完結的に目的を達するものではなく、裁判官によって主宰される少年審判手続全体の目的に奉仕するものであり、かつ、少年の保護矯正に関与する関係機関の協働と連携によって成り立っているものである。したがって、調査官の職務は独自の領域と方法を有しながら、それが関係者に十分伝達され、理解されるものでなければならない。

第2に、調査官の職務においては、事件処理の迅速性が要請される。いかに高度な専門的判断も、時機を逸すれば、その実効を失ってしまう。このことは民事、刑事を含めて裁判所の取り扱う事件に共通の要請であるが、殊に、事件処理において最も重要な要素となる本人及び保護環境等の要因が時々刻々変化する少年事件においては、迅速処理が必須の要請であるといわなければならない。そのためには、事件処理の迅速かつ円滑な手順の習得や事案の軽重に応じた手続の選別等が必要であり、日常の指導の在り方を検討しなければならない。

第3に、調査官の職務における社会性の要請がある。少年の更生には、社会から真に反省したと認められ、社会の一員として受け入れてもらうことが不可欠であるから、少年事件の審理は、社会からの信頼を得られるものでなければならない。そのため、家庭裁判所でも、社会に対してきちんと説明でき、その効果について納得が得られやすい措置を行うことが必要になってくる。例えば、保護的措置を実施する際に、地域社会の協力を得ながら、少年や保護者を社会的な活動に取り組みさせることを通じて、少年らに社会の一員としての自覚や連帯感を実感させたり、被害者調査等によって、非行の社会的意味を把握した上で、それを少年に認識させ、責任を自覚させるといったことが調査官には求められている。

第4に、調査官の職務における倫理性の要請がある。少年審判は、福祉的、教育的配慮から非公開とされ、秘密の保持に配慮すべきこととされている。とりわけ、調査官の職務は対象者の内面に密着した事実や感情をも把握しようとするものであるから、少年や関係者のプライバシーを守り、常に教育的な配慮をめぐらすことが要請されることはもちろん、人間の尊厳に対する深い理解を持ちつつ、調査の方法、程度が、事件処理の目的に照らし調和のとれたものであるかどうかについても、常に考

第2章 少年審判の運営

慮を払うべきであろう。この意味で、調査官の仕事には高度の職業倫理が必要とされる。

最後に、調査官の職務はあくまでも司法機関という枠組みの中での仕事であるから、司法機関としての目的、機能の制約を受けることは当然である。調査官は、その科学的な専門性のゆえに関係者の人格やプライバシーに立ち入ることが許されるのではなく、法によって認められた家庭裁判所の手続の中で初めて調査の権限と責任が与えられていることを忘れてはならない。

イ 初期段階の調査

裁判官の調査命令を経て、事件記録が調査官室の各組に配付されると、通常主任調査官は、組の各調査官に事件の分配を行う。分配に当たっては、事案の内容、問題点、事務処理上の難易と調査官の経験、能力、事務の繁閑、組の調査官の事務量の衡平とが総合的に考慮される。

事件の分配を受けると、担当調査官は、調査命令の趣旨を十分踏まえて、速やかに事件記録（更には前件少年調査記録）を精査して、事件の内容を把握し、問題の所在について一応の理解を得た上で、調査の対象、範囲、方法、処理期間等の具体的な調査計画を立てることになる。例えば、身柄事件の場合は、観護措置決定から審判期日までの間の限られた期間の中で、事件の性質に照らして各種の調査をどう進めていくかというきめ細かい手順を考えて日程を組むことが必要であり、在宅事件の場合は、適切な時期を逸せず家庭裁判所としての手当てができるよう、自分の手持事件量をも勘案して調査計画を立てる。まず、最初に行われるのは、文書による照会等の調査である。通常は、市町村長に対する本籍照会、中学校、高等学校等の学校長に対する学校照会、少年、保護者、勤務先等に対する書面照会などが行われる。そのうち、前二者は裁判所名で、後者は調査官名で行われるのが通常である。

これらの文書による調査は、いずれも少年、保護者等の秘密保持など、人権保障について十分配慮して行われなければならない。特に学校への協力依頼（学校照会等）については、少年に関する重要な資料収集方法であるにとどまらず、今後の処遇上の強力な資源として、学校の理解と協力を求めるために欠かせないものである。ただし、高等学校への照会

については、それによって少年の非行が学校側の知るところとなり、その結果、場合によっては、少年に対し退学、停学処分が行われる可能性もあるので、当該学校や教育委員会等の一般的な方針を承知しておくなど慎重な取扱いを要する。学校への協力依頼にはいずれも日常の連携と相互理解が必要である。また、職場照会についても、過去の勤務実態、職場での人間関係等を知ることと同時に、今後の処遇上の資源として協力を求めるという観点が大切である。

次に調査計画に基づいて、少年、保護者等に面接することになる。面接は、身柄事件における鑑別所での面接、あるいは家庭訪問や学校、職場に出張して行われる面接の場合を除いては、原則として家庭裁判所に出頭を求めて行われる。そのために、面接対象者に出頭を求める呼出状を発送する。この調査官の行う調査呼出しは、通常、調査官名による任意の呼出しである。したがって、この呼出しに応じないからといって、直ちに同行状を発することはできない。また、調査官の呼出しは任意のものであるから、電話や伝言などの、相当と思われる方法によることも差し支えがないが、あくまでも少年事件における秘密性の原則を保持するよう慎重な配慮をしなければならない。したがって、封書の裏書きにも家庭裁判所名を表示したりせず、私書箱あるいは調査官の個人名を表示するなどの工夫がされている。

初期の調査過程においては、以上のほかに、本件より前に作成された少年調査記録の検討、保護観察所等からの少年調査記録取寄せ、証拠品の調査、付添人との連絡、関係機関との連絡などが必要に応じて行われる。

ウ 面接調査

調査官が行う調査の主な方法は通常次のように要約することができる。

- ① 面接調査
- ② 照会調査（本籍照会、学校照会、職業照会等）
- ③ 環境調査（家庭・学校等への訪問、地域環境調査）
- ④ 各種検査（心理学的検査等）
- ⑤ 記録調査（事件記録調査、少年調査記録調査、日記、手記などによる調査等）

第2章 少年審判の運営

⑥ その他の調査（少年の行動観察等）

これらの方法は、具体的な状況に応じて相互に併用、複合されて調査は深められ進展していくものである。このような調査方法の中で、最も中心的な方法が面接調査である。

調査官の面接は、少年の要保護性の解明など専門的判断を導くために情報や資料を収集する事実の調査機能と、少年や保護者の内省や自覚を深めさせ立ち直りへの意欲を高めさせる教育的機能を有しており、心理学の領域で編み出された面接の技法を基盤にして、家庭裁判所の調査の構造や特質を踏まえ、調査官の中で工夫が積み重ねられてきたものである。面接においては、被面接者との信頼関係を構築し、その感情を受け止めながら、客観的事実を収集するとともに、その事実を被調査者がどのようにとらえたかなどという主観的な側面をも重視している。それにより、調査の妥当性、信頼性を一層高めることにもつながり、同時に、それは被面接者の自己理解を深め、その自立を助けることにもなるわけである。

このように調査官の面接は、少年の処遇方針に大きな影響を及ぼすものであるから、その方法や内容の適正さが極めて重要である。あくまでも少年の処遇決定を行う審判手続の一環として行われるものであって、被面接者に対し、過度の安易感や依存感を抱かせてはならず、そのためには、調査、審判など家庭裁判所の手続やその役割、機能について、正しい情報を与えることも必要である。なお、調査官による調査面接における黙秘権の告知については、社会調査の性格が少年、保護者との信頼関係に基づいて行われる要保護性の調査であるということや、調査の雰囲気等を害するおそれがあるという理由で、これを義務付けることには消極的な意見が多い。

調査命令は、先に述べたとおり、裁判官が事件記録等によって審査を行い、非行事実が存在する蓋然性があると認めた場合に発出され、また、非行事実の認定は、最終的には審判等によって裁判官が行うことになる。しかし、調査官の面接においても非行事実に関する調査は欠かせない。なぜならば、少年保護事件の調査においては、非行事実を離れた調査はあり得ず、しかも、調査の目的である少年の要保護性判断の最も重要

な資料が、少年の非行行動の中に包含されているからである。面接過程の中で少年が、非行事実を否認したり、陳述を拒否したり、あるいは否認はしないが、調査官自身が非行事実の存在に疑問を抱くことがある。このような場合には、いったん調査を中止して、裁判官にその旨を報告し、その指示を受けることが相当である。この場合、裁判官は非行の存否についての審判を先行させるなどの適切な措置を講じる必要がある。

エ 鑑別結果の活用

少年鑑別所には、少年の心身の状況を鑑別するための法務技官（主に心理学的方法によって検査等を行う鑑別技官や医学的方法によって診断等を行う医師など）と、少年の観護（身柄の保全や行動観察等）を行う法務教官（少年鑑別所においては観護教官と呼ばれている。）等が配置されている。

ここで、調査官の調査と少年鑑別所の鑑別との関係が問題となる。

これについては、少年鑑別所は少年の心身の状況について鑑別を遂げ、その結果を家庭裁判所に提出するものであるが、鑑別に必要な場合で、かつ、家庭裁判所の調査、審判に支障のない限り、調査官の社会調査の結果その他の家庭裁判所の資料を利用することができる。調査官は、自己の社会調査の結果に、鑑別の結果を参照して処遇意見を付し、これを家庭裁判所に提出する。家庭裁判所は、調査官の少年調査票と少年鑑別所の鑑別結果通知書とを裁判所の立場から総合して審判を行う。

したがって、調査及び鑑別の的確な結果を得るためには、調査官は、少年鑑別所へ少年の調査に赴いたときなどの機会を活用し、鑑別技官や観護教官との間で互いに情報交換及び意見交換を必要に応じて行うことが有益である。特に、少年鑑別所で実施される各種心理テストの結果及びその解釈、少年簿中の処遇記録票、少年の日誌等については、少年鑑別所に赴いた都度閲覧を求め、鑑別技官等と十分な意見交換を行う必要がある。

観護措置期間は特別更新が行われない通常の事件では最大限4週間であるが、通常、調査官の調査と鑑別のためには20日前後を要するため、おおよそ3週間で審判が行われるのが一般的である。

なお、在宅事件の少年に対する簡易な鑑別も各地で行われており、これには少年を少年鑑別所に通所させて鑑別を受けさせる方法と、鑑別技

第2章 少年審判の運営

官が家庭裁判所に出張して鑑別を行う方法とがある。

オ 科学調査官室、医務室の活用

科学的処理態勢の一環として科学調査官室が設けられている庁がある。

科学調査官室の事件処理に関する主要な役割は、在宅事件の少年に対する心理テストや面接を中心とした資質検査と、調査技術向上に関する資料、情報の収集、提供や研究活動などであるが、場合によっては事件担当の調査官と科学調査官室とで共同調査を行うこともある。

医務室は精神科医の医学的診断等を中心として事件処理のため活用されている。

カ 被害者調査

被害者（遺族等を含む。）調査は、法8条2項に基づく調査であり、被害者等の申出による意見の聴取（法9条の2）とは性格が異なる。

被害者調査は、被害の実態を把握することによって、①非行理解、要保護性の判断のための資料収集、②少年及び保護者に対して有効な措置を講じるための情報を得ること、③結果を処遇選択に反映させることなどを目的としている。具体的には、外形的な被害にとどまらず、被害によって受けた心理的影響や社会的不利益を把握すること、謝罪や被害弁償の状況を把握すること、被害者と加害者との関係を把握することなどが重要である。特に、被害者の感情は捜査段階から変わっていることが珍しくなく、被害感情を正確に把握しておくことは、非行を正確に理解し、より適正な処遇選択をすることに結び付く。このため、社会に重大な影響を与えた事件であるほど、面接による被害者調査をすることが求められよう。審判傍聴対象事件における被害者調査では、その結果を傍聴許否の判断に用いることもできるから、その重要性は一層高まるといえよう。そのほか、目的としては位置付けられていないものの、被害者調査の副次的な効果として、情報提供や精神的ケアなど被害者への配慮という意義があることが指摘されている。

被害者調査の留意点としては、①中立性の維持、②被害者調査場面における情報提供、③被害者に対する配慮の3点が挙げられる。このうち、②に関しては、被害者調査を行う際に、被害者から審判期日、処分の見通し、少年や保護者の態度、非行の動機などについて質問されることが

あるので、事案に応じて、裁判官と調査官とで十分に打ち合わせておく必要がある（被害者調査については、「少年事件における被害者調査の在り方について」家月57巻1号175頁参照）。

キ その他

保護観察中の少年については、保護観察所から保護観察状況等報告書によって成績の報告がされるから（実務要覧(下)368頁以下参照）、これによって保護観察の経過及び内容を把握することができるが、必要に応じ、保護観察官、保護司等から、その詳細についての事情を聴取したり、少年の処遇に関する意見を交換することも行われている。

なお、中学校又は高等学校在学中の生徒については、就職先も決まらないまま卒業し、あるいは高等学校を中途退学することになれば、その立ち直りに重大な障害となる。また、家庭裁判所で調査が行われている期間も、少年は通学し、学校生活を送っていることになる。したがって、調査官は、事案に応じ、少年の生活指導、進学、就職等の進路指導の問題について、学校との連絡調整を行っている。

(4) 共同調査

一つの事件について複数の調査官に共同で調査事務を処理させるいわゆる共同調査は、例えば、重大な結果をもたらした事件、原因の理解が困難な事件、非行性が進み、要保護性が高い少年の事件など広範かつ詳細な調査を要する事件を適正に処理する上で、極めて有効な方法であるとされている。また、共同調査は、経験豊富な主任調査官等と経験の少ない調査官とが共同で調査事務を処理する中で、経験の少ない調査官に対する指導育成効果を上げることを目的としても実施されている。

共同調査のもたらす指導育成効果としては、①先輩調査官と後輩調査官との間において調査事務に関して切磋琢磨が行われること（調査事務に関し相互に批判し検討し合う機会を与えられることは、その職務能力の向上に非常に有益である。）、②後輩調査官の調査能力の向上とともに、主任調査官等の指導力を向上させることができることなどを挙げることができる。

このように共同調査は、調査事務の適正処理及び調査官の職務能力の向上に役立つことはもちろん、ひいては指導監督態勢の充実に寄与するものである。

第2章 少年審判の運営

このような観点から、各庁の事件処理要領には共同調査の実施要領が定められている。

(5) 調査結果の報告

ア 意義

調査官は社会調査の結果を書面で裁判官に報告することになっているが、それには調査官としての処遇上の意見を付けなければならない。更に、その書面報告の前後を問わず、対象少年の処遇に関して意見を述べなければならないとされている（規則13条）。

調査結果の報告書（少年調査票）の機能として次のようなことが挙げられる。

- ① 要保護性についての調査官の総合的な評価を記載した、いわゆる診断書的機能を持つものであり調査官の専門的知見を示すものであるとともに、裁判所が適切な処遇決定をするための資料である。
- ② 少年や保護者の特徴などが記載されることによって、適切な審判運営に資する機能がある。
- ③ また、少年調査票には、いわゆる「記録」としての機能があり、単に当該事件のためだけに必要なのではなく、担当裁判官や調査官の変更、移送・回付、抗告、後件係属等があった場合にも、一貫して少年に対する必要な措置をとるための情報を、各担当者に提供するものである。
- ④ 保護処分執行機関における分類、処遇計画の資料となる。少年調査記録は保護観察所、少年院、児童自立支援施設等の保護処分執行機関に送付され、少年の適正な処遇に利用されるほか、地方更生保護委員会における少年の仮退院等の審理の場合の参考資料ともなる。
このような機能にかんがみ、少年調査票を作成する基本的な心得として、
- ⑤ 必要に応じて資料源を明示し、記載内容の客観化に努めるなどして、裁判官の適正な事件処理に資すること（特に少年の陳述については、そのまま客観的な事情であるかのように記載するのではなく、その妥当性、信憑性等を吟味して記載する必要がある。）。
- ⑥ 利用できる社会資源、処遇上の問題点、留意点等をできるだけ具体

的に記載して、関係執行機関による有効な利用が図られるように留意すること。

などがかねて指摘されている。

イ 少年調査票の種類と性格

現在使用されている少年調査票は、平成12年に改訂されたもので、これにはいわゆるA票、B票、C票の3種類がある。

A票は、少年調査票の基本と位置付けられ、B票、C票は、A票を簡易化したものである。これらの少年調査票は、当該保護事件の事案の軽重難易、少年の要保護性の程度、処遇意見等を考慮して、適宜選択して使用することとなっている。

観護措置がとられた事件については、A票を使用することが多いが、事案が軽微である場合や前件でA票が作成されている場合などには、B票又はC票を使用するなど、事案に応じた弾力的な使用が必要である。

そのほかに後に述べる軽微事件について使用する簡易な調査票、交通関係事件について使用する少年調査票などが各庁ごとに作成されている。

ウ 少年調査票の読み方

裁判官にとって、少年の要保護性に関する判断を行うための最も重要な資料が調査官の作成する少年調査票である。裁判官は、十分これを読みこなして審判に臨むことが必要である。そこで、A票の各調査項目に記載されるべき事項の詳細と、閲読に当たっての注意事項を述べる。

(7) 「本件の非行」

本件の非行は、少年が家庭裁判所に係属するに至った端緒であり、かつ、少年の欲求充足過程としての反社会的な生活行動の一つの現われであるから、少年の人格を理解するとともに要保護性判断の重要な手掛かりとなる。また、少年が事実を否認している場合はその旨が付記されることになる。

本欄には、調査官としての専門的見地による非行行動としての分析や、様々な角度からの非行の評価、解釈の記載がなされる。したがって、ここでは、非行場面における少年の行動の態様や、共犯関係、被害者との関係及び場所的状况など、いわば非行の横断的な側面と、非行の動機、原因や非行後の少年、保護者の態度など、非行のいわば縦

第2章 少年審判の運営

断的な側面について、総合的にとらえられねばならない。更に、調査官がどのような事実から、どのような理由で評価、解釈したかについても、明らかにされている必要がある。

他方、調査官は、送致された非行事実を要保護性の観点からとらえ、分析することが求められているので、本件の非行についても、その観点から記載すれば足り、いわゆる法律記録にあることと重複する記載が求められているものではないことに留意する。

なお、被害者調査を行った場合、その結果の要旨は本欄に記載されるか、別途報告書が作成される。加えて、被害者調査の結果を少年及び保護者に伝えた際は、その反応についても記載される。これらの情報は、少年の要保護性をよりの確に判断する上で重要な情報であるほか、適切な審判運営にも利用することができる。

(4) 「家庭」

少年事件の調査においては、非行の原因や背景を理解するために家庭を知ることは極めて大切であり、また、非行からの回復のためにも家庭は重要な力や資源となる。ここでは、家族構成、経済状態、住居の状態など家庭の基本的な状況が記載されるほか、家族構成員の性行や家庭内の状況が記載される。したがって、少年の家庭が如実に描き出され、その中で生活する少年像が具体的に浮かび出るような記載が望まれる欄である。ここでは、特に家庭内の情緒的側面を中心とした家族関係の実態と、今後、どのように変化していくのかを重点として読み取ることが肝要である。

(7) 「生活史」

生活史は、現在の少年像あるいはケースの全体像を理解する上で、その基盤となる事項である。人間の人格や行動を理解するには、環境との相互作用の中で成長し歩んできた歴史に焦点を当てて、現在の姿を理解しようとするのが重要である。特に少年の場合には、現在の姿は過去の諸事実と強い因果関係を持っていることが多く、また、その人格がまだ未熟で可塑性に富んでいるだけに、保護、教育においては常に将来を展望する観点が必要であり、これまでの少年や家族の歴史を踏まえてこそ、現在の姿や将来の展望がより明らかになる。

したがって、少年の生活史は、単に少年の履歴を知ることではなく、少年の今ある姿が、過去の諸事実との関係の中でどのように形成され、更にそれが将来どのように発展していくか、あるいは、将来、予測される危惧に対してどのような手当が必要か、などといった観点から読まなければならない。

本欄に記載されている事項を具体的に読み取る際の若干のポイントを掲げると、次のとおりである。

- ① 就学、転校、卒業、就職、転職、疾病、家族異動（死別、生別等）など、生活上の節目となる客観的事実を押さえるとともに、それらについての少年の受け止め方、心理的影響を読み取ること。これらはある意味では当該少年にとって生活上の危機場面であり、これをどう乗り越えたかが、少年の問題解決行動のパターンを形成する基礎となっていると解される。
 - ② 特に初発非行又は問題行動の初発について、その時期、原因、少年のそれについての評価や受け止め方、その時点における保護者等の対応などについて把握し、そこから少年の現在の非行性とその今後の消長を考えること。
 - ③ 問題行動など、否定的なものにだけ目を向けず、少年にとって明るい材料など、肯定的なものにも目を向けること。否定的な面を指摘する方法は、ある意味で分かりやすく調査もこうした方向に流れがちであるが、肯定的な面に目を向けることにより、少年の更生可能性を発見することも大切である。
 - ④ 家庭欄、学業・職業関係、交友関係等欄など、他の欄の記載内容も参照して、総合的に生活史を把握する必要がある。生活史欄には重点的に要約された記載がされており、他の欄の記載内容と総合することによって、一層その内容が明確になる場合が多い。
- (エ) 「学業・職業関係、交友関係等」
- ① 学業・職業関係

幼児にとっては、その生活環境の大部分が家庭であるが、成長するにしたがって行動の領域は拡大し、学校や職場が少年の行動や性格形成等に極めて大きな影響を及ぼすようになる。

第2章 少年審判の運営

本欄は学業、職業につき現在の状態が記載されることになっているが、現在の状態にのみ固定せず、時間的な幅をもった柔軟な記載がされることが多い。

ここでは、少年の人格や非行の解明という観点からだけではなく、少年の今後の成長や非行からの立ち直りの基盤にもなるという観点から、教師や雇主の意見・受入れ態勢、学校や職場の雰囲気、少年の学校生活や職業生活の実態、学校や職場への適応性、少年の学業に対する意欲、職業観などが具体的に記載される。

② 交友関係

一般に交友関係は非行と密接な関係があり、欠かせない事項である。

ここでは、本件の共犯者に限らず、学校、職場、近隣その他における友人やグループ関係について、その友人やグループの行動状況、知り合った端緒、交友の程度や態様、その交友が少年に与えた影響、少年の友人やグループに対する感情などが記載される。特に、不良者との交友があったり、不良集団に加入しているような場合は、その交友の程度あるいは不良集団加入の動機・方法等についても記載される。

この欄の理解を深めるために組織関係図、交友関係の一覧表などが付記される場合もある。

(オ) 「性格、心身の状況等」

① 性格・行動傾向・生活態度、心身の状況、趣味、嗜好・特技・志望

性格及び行動傾向については、少年の自己像、保護者・教師・雇主・鑑別技官等が見た少年像、調査官が観察した少年像、心理テストの結果が示した少年像等が記載され、生活態度については、日常場面での生活習慣等に関して特記すべき情報が記載される。これらは相互に関連し合い、総合されて、少年の人格が描き出されるべきものである。更に、心身の状況、趣味・嗜好・特技・志望に関する記載も含めて、より具体的に生き生きとした少年像が描き出される。鑑別結果なども活用して人格の底流にある心理機制に光を当てるこ

ともある。また、生活史や家庭関係などを読み返してみても、それらとの関連から少年の全体像を把握することも肝要である。更に留意すべきことは、ややもすれば非行に関連する特性や、一般的に否定的評価がされがちな特性に目を奪われ、偏った少年像を心に描いてしまうことである。したがって、少年の優れている特性にも目を向けて、良い面も含めた、総体としての少年を理解するよう努めねばならない。

② 利用できる資源、関係機関の意見

利用できる資源としては、少年の処遇を行う際の社会資源や好条件が記載される。少年審判の主たる目的が少年の保護育成であって、調査の目的は、そのための具体的方法の発見と推進に帰着すると考えられるので、本欄の記載は極めて重要であって、適正な審判のために欠かせない資料である。

ここでは、少年の立ち直りを支える社会資源（保護者、親族、教師、知人等）のみならず、性格や能力など少年自身が持つ内部的な長所（性格における長所・知識の高さ等）をも広くこれを求めて記載される。そのため、他の欄との重複が生じることもあるが、それを資源として再検討し、まとめてここに記載される。関係機関の意見には、少年鑑別所、保護観察所、児童相談所等当該事件の送致機関以外の関係機関の判定又は処遇意見の要旨が記載されている。

(カ) 「調査官の意見」

冒頭に処遇意見が明記され、その下に理由が記載される。理由は、処遇意見が適切妥当であることを明確かつ論理的に説明し、今後の保護育成の指針となるべき目標と方法を、具体的に記載することが要請されている。この欄は調査官がその専門性に基づき、最終的、総合的な結論を述べる場所であり、現実的諸条件を踏まえて、分かりやすく、要領よく記載されなければならない。そのためには、各欄に記載されている情報を総合的に評価し、①事案の法的評価を踏まえた本件非行のまとめ、②少年の持つ非行性及びその程度、③少年自身及び少年を取り巻く環境についての問題点、④③の問題点についての今後の見通し等を整理し、考察して記載し、併せて、今後少年が健全な生活を送

第2章 少年審判の運営

るための指針も具体的に記載されることが必要である。また、処遇勧告、処遇に関する意見、保護観察の特別遵守事項についての意見等も記載される必要がある。更に、少年鑑別所で鑑別が行われた事件においては、鑑別結果をそしゃくし、これを踏まえるとともに、調査官としてこれをどのように評価したかを明快に記載しなければならない。また、調査の過程で行われた保護的措置について具体的に記載されることがある。

なお、共同調査が行われた場合には、担当調査官において、処遇意見が一致するように十分協議を尽くすことになるが、このような協議にもかかわらずなお意見が一致しない場合には、例外的にそれぞれの意見を併記することになる。

これを受けた裁判官としては、適宜、調査官から説明や補足意見を求めるなどして、より総合的で高次の観点から最終的判断を導いていくことになる。

エ 調査結果の報告に関するその他の留意点

裁判官が少年調査票を読むに当たって注意すべき点は、以上のとおりであるが、調査官による調査結果の報告に関し、更に留意すべき点を付言する。

① 裁判官は、調査官に対し、報告の前後を問わず、少年の処遇について意見を述べさせること（規則13条3項参照）

少年の要保護性は刻々変化する。少年自身の心境の変化はもちろん、家族、学校、職場等の環境が調査の過程で変動することによって、少年に対する処遇の在り方も変わってくる。したがって、調査官は、刑事訴訟の鑑定人のような立場で、いわば静的な要保護状態を书面化して裁判官に報告するだけでは足りず、報告の前後を問わず、必要に応じて少年の処遇に関して意見を述べなければならないのである。かくして、裁判官は、調査官を通じて常に少年の要保護状態を把握し、必要に応じて緊急の身柄保護の措置や、関係者への連絡等を行うことが可能となる。

② 担当調査官の個性を知ること

調査官は、前述のように、採用後少年事件や家事事件を扱う実務家

としての総合的な能力を身に付けるよう養成訓練を受けている。また、首・次席、総括主任及び主任調査官による指導監督も行われている。しかし、それにもかかわらず、調査官の個性等によって、調査官の作成する少年調査票には、おのずと重点の置き方やものの見方に特徴が表れることも否定できない。したがって、裁判官は、調査官との日常的な接触の中で早期に調査官の個性等を飲み込んでおくことが、調査票の内容を理解するために不可欠であるばかりではなく、調査官を指導する上でも必要である。

③ 「簡にして要を得た」調査票の実現に向けた指導をすること

従来から、調査票について、情報の取捨選択が十分にされないまま冗長になっており、「調査官の意見」欄において示される処遇意見とそれまでの各欄に記載された情報が有機的に関連せず、裁判官にとって分かりづらい記載になっているとの指摘がある。「簡にして要を得た」調査票の浸透・定着は、調査官だけでなし得るのではなく、裁判官とも共通の理解を持つことが不可欠であり、そのための議論の場を設けるなどして、適宜、調査官の指導を行うことが必要である。

④ 経過一覧を活用すること

少年調査記録には、必ず経過一覧が付いている。ここには家庭裁判所が事件を受理してから保護処分が終了するまでの、すべての経過が記載される。この欄は、単なる経過の記録にとどまらず、家庭裁判所が事件受理後に行ったあらゆる措置の日時、措置の種類と方法、回数など、その手続の適正さや内容の全貌が一目で把握できるものであり、特に調査官活動の形態や手順を直ちに把握できる指標としての意味もあるので、注意深く確認する必要がある。

⑤ 秘密事項についての発言に注意すること

照会回答書や少年調査票などに、少年や保護者、あるいは関係者に対して、明らかにしてはならない事項、あるいは、明らかにするにしても何らかの配慮を要する事項などについて、付せんがはられていたり、傍線が引かれていたりする場合がある。例えば、少年に対する教育的配慮から、親の前科や少年の出生上の秘密等を告げてはならない場合や少年や保護者の属する団体、組織について、その表現等に十分

第2章 少年審判の運営

気を付けなければならない場合などである。審判においては、それに十分配慮するとともに調査官と事前に打合せ等を行っておく必要があらう。

3 裁判官と調査官との関係

(1) 組織法上の関係（最高裁判所事務総局「家庭裁判所調査官執務必携」参照）

調査官は、裁判官の調査命令を受けて、前述の社会調査を行い（法8条2項参照）、その結果を書面で報告する（規則13条1項）。調査官の職務は、これだけに限らないが、この調査事務に関するものが、その中心部分をなすといつてよい。

調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従わなければならない（裁判所法61条の2第4項）。これとは別に調査官は規則（昭和57年6月14日最高裁判所規則第4号「首席家庭裁判所調査官等に関する規則」）及び通達（平成7年7月14日最高裁家三第237号事務総長依命通達「首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について」）によって、首・次席、総括主任、主任調査官の指導監督を受けることになるが、当該事件処理に関しては、まず、裁判官の指揮、命令に従うことになる（第6図参照）。

したがって、調査事務に関しても、組織上、手続上は、すべて裁判官の命令に基づくことになるので、具体的な調査の範囲、程度、調査の方法、調査結果の報告の仕方なども、裁判官の指示に従わなければならないが、これまでの運用の積み重ねによって、現在では、少年事件の調査事務の内容が前述のようにある程度定型化され、更に、これが各庁の事件処理要領に明記されているので、調査官は、これに従って調査を行い、定型様式の少年調査票を作成して、これを中心として、調査結果を裁判官に報告しているのが通常である。もちろん、調査事務に関して、更に裁判官から個別的な指示があれば、調査官はこれに従うべきことは当然である。

(2) 調査官の専門性との関係

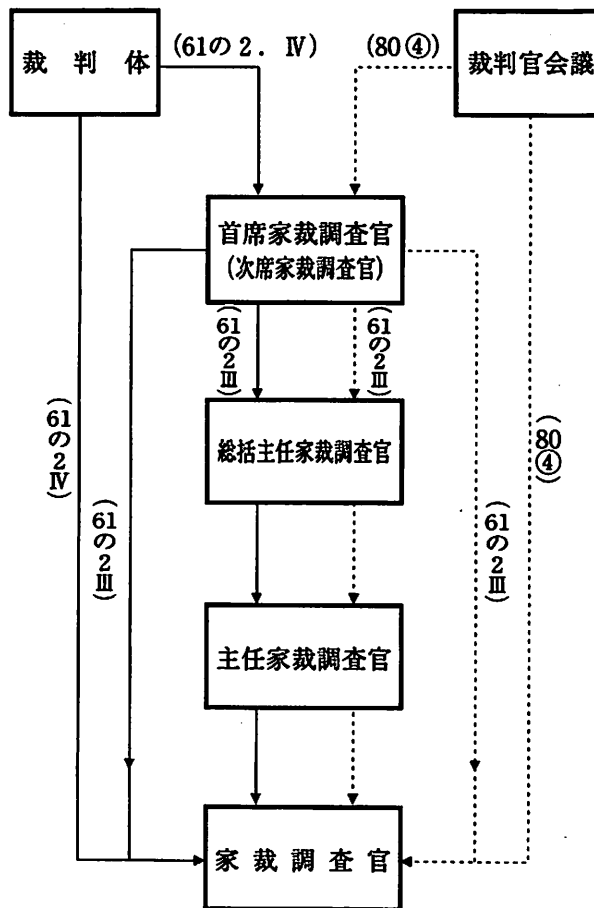
前述のように、組織上、手続上は、裁判官は調査官に対し、指揮、命令を行う関係にあるが、ここで、調査官の専門性に基づく指導監督態勢との関係が問題とならう。

ところで、調査官の専門性といっても、それは家庭裁判所の目的に沿って、事件処理が適正妥当になされるためのものであり、かつ、調査官の職

第3 調 査

務が首・次席，総括主任及び主任調査官の系列下の行政組織の中で行われることを考えれば，調査官の職務については，同一の専門家集団に属する首・次席，総括主任及び主任調査官による指導監督を受けることによって，その専門性を高めるべきことが，制度上当然に予定されているものといわなければならない。上記規則，運用通達上も，首・次席，総括主任及び主任調査官は，進行中の事件についても，裁判官の（裁判事務の）指揮監督権の補佐，補充として指導監督を行うことができるものとされている。したがって，裁判官は，この指導監督の方法について，首・次席，総括主任及び主任調査官と日ごろからよく打合せを行っておくことが必要であろう（前掲「家庭裁判所調査官執務必携」第1部第3章第3参照）。

第6図 調査官に対する指導監督系統図



- (注) 1 ...→は司法行政上の指導監督を示し、
 →は裁判事務上の指導監督を示す。
 2 括弧内の数字は、裁判所法の根拠条文を示す。

以下は、指導監督における裁判官と調査官との関係についてのみ述べる。調査官は、前述のように、心理学、教育学、社会学等の行動科学の知見に基づいて調査を行う。したがって、調査過程において行われる調査官の判断は、経験科学的判断といわれる。

この判断の対象となるものは、非行の原因に関する部分と、少年に与えるべき処遇に関する部分に分けられる。この判断は、前述の行動科学の知見に基づいて行われるわけであるが、第1に、行動科学の発達が目覚ましいものの、完全ではあり得ず、したがって、そこに謙抑的姿勢が要求されること、第2に、現実の調査は、科学的知見だけではなく、調査官個人の経験や価値観も交えて行われることなどから、上記の判断は他の分野の知見や経験による修正の余地があり、そこに健全な法的素養を有する裁判官による適切な判断が必要とされるのである。

特に、調査官による調査結果は、少年審判手続の構造上、外部からの批判にさらされる機会が少ないので、事件を担当する裁判官からの問題点の指摘は極めて有益であり、調査官の専門性の向上にも役立つと考えられる。

以上は、調査の診断的側面に関して述べたものであるが、調査には、このほか、教育的側面もある。調査の結果、少年の要保護性が解消したとして、審判不開始となる事件がかなりあることを見ても、このことは分かるであろう。

もっとも、上記のような教育的側面は、初めからこれを目的として行われるわけではなく、調査官による調査の結果として表れるものである。このような側面が認められる理由としては、少年保護事件の調査の目標が、少年の健全育成という教育目的につながることで、調査官の調査が司法機関である家庭裁判所の指導監督の下で行われ、絶えず裁判官の司法的コントロールによって、少年や保護者等の人権保障が図られるシステムになっていることなどが考えられる。

調査官が、調査結果の前後を問わず、少年の処遇に関し、裁判官に対して意見を述べなければならない（規則13条3項）とされているのは、このためである。調査官は、鑑定人の場合とは違って、裁判官といわば直結したパイプでつながれているといえるので、絶えず裁判官と意思の疎通を図り、裁判官を補佐しつつその機動性を発揮して調査事務を行わなければな

第2章 少年審判の運営

らない。

かくして、裁判官は調査官に対し、その専門性を尊重しつつも、その足らざるところを補い、司法的な判断を行うことが期待されているといわなければならない。したがって、裁判官は、必要に応じて随時、調査官に経過報告を求め、円滑かつ適切に調査事務が遂行されるよう配慮し、指導することが必要である。特にそれは、身柄を拘束されている少年、卒業や進学等を間近に控えて保護環境の変化が予想される少年、無為徒食中の少年等の場合に、より多く必要とされるであろう。

4 調査の嘱託等

(1) 調査の嘱託

家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができる（規則19条の2）。

これは、裁判所法79条の裁判所の共助に対応する規定である。これによって、例えば、他の管内に居住する少年の保護者、参考人等から事情を聴く必要がある場合等に他の家庭裁判所に嘱託して、当該家庭裁判所の調査官による事実の調査の結果を回答してもらうことができるわけである。ただし、これは、家庭裁判所から他の裁判所あての嘱託であり、調査官から直接嘱託を行うことはできない。

また、嘱託できるのは、事実の調査に限る。証拠調べの嘱託は、法14条2項により、刑訴法125条、142条、163条が準用され、これによって実施されることになる。

(2) 援助、協力依頼

家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる（法16条1項）。これを援助依頼という。

家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる（法16条2項）。これを協力依頼という。

前者は、少年の所在調査や試験観察への援助を求める場合などに用いられ、後者は、事件に関して、いわゆる本籍照会や学校照会を行う場合などに用いられる。

本条は、裁判所の権限として行われるものであるから、裁判官名で依頼することになる。相手方はこれに応ずる義務があると解される。

調査官が、実務上、調査官名で本条の機関や団体等に対し、援助、協力を依頼するのは、調査官による任意調査として行うものであって、これにより、相手方に対し、なんら義務を負わせるものではない。したがって、これらの相手方に対し、調査上必要不可欠な回答を求める場合には、裁判官名による法16条の援助、協力依頼を行うべきであろう。

なお、家庭裁判所が事実上又は法16条により捜査機関（警察・検察）に補充捜査を求めることができるかという問題については後記139頁を参照されたい。

第4 審判の準備

調査官による調査が終了すると、調査官はその結果を少年調査票に記載して裁判官に報告する。この調査の結果及び法律記録等を検討し、審判に付すべき事件は、審判開始決定、審判期日の指定、期日の呼出しというように順次手続を進めていかなければならないが、審判に付することができず、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない（法19条1項）。これを審判不開始決定というが、これについては、「第7 終局決定」（後掲186頁）の項で詳述する。ここでは、審判の準備として、保護者、付添人、記録の閲覧謄写、審判前の打合せ、審判開始決定の時期及び告知の方法、審判期日の指定及び関係人の呼出し等について、その主な問題点を述べる。

1 保護者

保護者とは、少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいう（法2条2項）。実務上、前者を法律上の保護者、後者を事実上の保護者という。

法律上の保護者としては、親権者（民法818条、819条）、親権代行者（民法833条、867条）、監護者（民法766条、749条、771条、788条）、未成年後見人（民法839条、841条）及び少年が児童福祉施設に入所中で、親権者及び未成年後見人がない場合の児童福祉施設の長（児福法47条1項）等がある。

第2章 少年審判の運営

事実上の保護者とは、少年を事実上ある程度継続的に監護している者で、必ずしも少年と同居をしていることは必要でないが、少年の生活全般にわたって一般的な監督をしている者でなければならない。したがって、住込中の雇主、寮や寄宿舎の責任者、里親、継父母、同居先の親族等はこれに入ると思われるが、通勤の場合の雇主や学校の教師等は一般的に見て、事実上の保護者とは認められないであろう。また、保護者は法が一定の権利義務を認めた法律上の地位ともいえるので、監護が違法な状態であるような場合、例えば、やくざの親分とか売春宿の主人とかは、外観上は雇用関係が成立していたとしても、保護者と認められない場合が多い。

次に、法律上の保護者と事実上の保護者との関係であるが、この点については、事実上の保護者は、法律上の保護者が現に監護を行っていない場合に初めて認められるとする見解と、常に両者は重複して存在し得るとする見解がある。いずれの見解をとるにしても、少年を保護処分に付するときは、特に法定代理人である保護者については、なるべく審判に出席させるなどして、抗告権の実質的保障に配慮する取扱いが望ましい。

保護者は、二つの異なった性格を有する。一つは、審判手続における主体的地位としての性格であり、他は、審判手続における客体的地位としてのそれである。

(1) 主体的地位

① 少年の権利、利益の擁護者的立場

この立場から認められるものとして、審判立会権、意見陳述、付添人選任権、抗告権等が挙げられる。ただし、抗告権については、法定代理権を有する保護者に限定されている（法32条）。

② 少年に対する国家的保護の協力的立場

この立場に基づく権利義務として、保護者は自己の監護に服する少年が非行を犯したときは、家庭裁判所に通告する義務（法6条1項、2項）を負うこと、審判手続の適正運営に協力するために付添人選任権が認められていること等が考えられる。

(2) 客体的地位

保護者は、常に要保護性についての重要な調査対象となる。保護者が調査、審判の呼出しに対し、正当な理由なく出頭しないときは同行状を発行

することができる(法11条)のは、この性格によるものである。また、少年の健全育成にとって不可欠な地位にあるために、種々の保護的措置による働き掛けの対象となる。少年の非行の背景には、保護者の側にも問題がある場合が多いことが指摘されており、少年の保護者にその責任を自覚させ、少年の改善更生に向けた努力をさせることも重要である。そのため、平成12年改正により、家庭裁判所や調査官が保護者に対し、訓戒、指導その他適当な措置をとることができることが明文で規定された(法25条の2)。

2 付添人

(1) 付添人の機能

前述したように少年審判手続は刑事訴訟手続のような対審構造を採っておらず、裁判所を中心とする職権主義構造を採っている。したがって、付添人は刑事訴訟手続における弁護士とは性格が異なり、第一次的には、少年保護事件手続の目的が適正に実現されるための裁判所に対する協力者でなければならない。そして第二次的には、少年の権利の擁護者、代弁者としての弁護人的性格を有する。これは少年審判手続が司法的機能と福祉的機能の二重的性格を有することに対応するものである。

(2) 付添人の種類

付添人には三つの種類がある。

ア 少年又は保護者の選任する付添人(法10条1項)

弁護士を付添人に選任したときは家庭裁判所の許可は不要であるが、弁護士以外の者を付添人として選任する場合は、家庭裁判所の許可が必要である。

なお、少年保護事件については、後記のとおり、法22条の3第1項及び第2項並びに法22条の5第2項が規定する場合を除き、刑事事件の国選弁護士(刑訴法36条、36条の2、36条の3、37条、38条)のような一般的な国選付添人の制度はない。そのため、弁護士である付添人の援助を必要とする事案であっても、少年の家庭が貧困であるような場合には、その援助が得られないことがある。このような事態を解消するため、従前から、各庁において、法律扶助協会支部及び弁護士会の協力を得て、付添人の扶助を依頼する運用が行われていた。法律扶助協会が平成19年3月末日をもって解散した後は、日本弁護士連合会が付添人援助事業を

第2章 少年審判の運営

自主事業として引き継ぎ、同年10月からは、日本司法支援センターが日弁連の委託を受けて、付添人援助業務を行っている（総合法律支援法30条2項、業務方法書83条）。また、弁護士会においては、観護措置をとられた少年が弁護士の面会を希望する場合に、弁護士が当番弁護士として鑑別所に赴き、少年から付添人として受任する取組がなされている（当番付添人制度）。

イ 保護者（法10条2項）

保護者は、自ら家庭裁判所の許可を受けて付添人となることができる。

ウ 国選付添人（法22条の3、22条の5、32条の5）

国選付添人には3種類ある。一つは、平成12年改正により導入された国選付添人であり、検察官関与決定がされた場合等で少年に弁護士付添人がないときに、裁判所が必要的に弁護士である付添人を選任するものである（法22条の3第1項、32条の5第1項、32条の6）。もう一つは、平成19年改正により導入された裁量による国選付添人で、一定の重大事件について、少年に弁護士付添人がいない場合で、必要と認めるときに、裁判所が職権で弁護士である付添人を選任できるというものである（法22条の3第2項、32条の5第2項）。もう一つは、平成20年改正により導入された国選付添人であり、被害者等による少年審判の傍聴を許す場合に、少年に弁護士付添人がないときは、少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示していない限り、裁判所が必要的に弁護士である付添人を選任するものである（法22条の5第2項、第3項）。

検察官関与決定がされた場合で少年に弁護士付添人がないときは、家庭裁判所が、少年に対し、弁護士付添人を選任するかどうかの照会をし（規則30条の3第1項）、回答提出期間内に回答がなく、又は私選付添人の選任がない場合に、国選付添人選任手続をとることになる（同条2項）。これは、それまで付添人を選任していなかった少年であっても、検察官が関与するのであれば自ら付添人を選任したいと考える者もいるであろうと思われるので、選任の機会を与えるために照会するとしたものである。これに対し、傍聴を許す場合に少年に弁護士付添人がないときは、弁護士付添人を選任するかどうかの照会を必要とする規定がないので、照会をすることなく速やかに国選付添人選任手続をとることになる。こ

これは、少年に及ぼす影響をできる限り軽減するとの観点からは、必ずしも少年の意思にかかわらず付添人を選任すべきであり、また、限られた観護措置期間の中で手続を迅速に行うため、選任手続はできる限り簡素にするのが望ましいためである。

なお、少年及び保護者が国選付添人を必要としない旨の意思を明示したときは、国選付添人を選任する必要はない（法22条の5第3項）。

国選付添人の選任に関する業務は、日本司法支援センターの業務の一つとされる（総合法律支援法30条1項3号）。家庭裁判所は、国選付添人を付すべきときは、日本司法支援センター地方事務所（以下「地方事務所」という。）に対し、その候補を指名して通知するよう求め（総合法律支援法38条1項）、地方事務所は、国選弁護士等契約弁護士の中から、国選付添人の候補を指名し、家庭裁判所に通知する（同条2項）。裁判長（官）は、国選付添人を選任したときは、直ちにその旨を少年、保護者、検察官関与決定があった場合における検察官及び地方事務所に通知しなければならない（規則30条の3第4項）。

(3) 付添人の選任時期

付添人の選任時期については、国選付添人を除き、特に明文の規定はない。しかし、一般には、家庭裁判所が事件を受理した後であり、保護処分決定の確定前の段階であれば、保護処分決定の言渡し後であっても選任できるとされている。

保護処分決定後に選任された付添人の抗告権については争いがあったが、「原判決後被告人のために上訴をする権限を有しない選任権者によって選任された弁護士であっても、被告人を代理して上訴申立をすることができる」との判例（最高裁昭和63年2月17日大法廷決定・刑集42巻2号299頁・家月40巻3号99頁）の趣旨を少年事件にも及ぼせば、保護処分決定後に選任された付添人も少年の抗告申立権を代理行使できることになろう。

また、捜査段階で選任された弁護士は、家庭裁判所に送致された場合、自動的に付添人となるわけではないことに注意すべきである。したがって、事件担当書記官は、記録の配付を受けた後、事前点検票に基づいて記録を調査するとともに、併せて捜査段階において弁護士が選任されているか否かを注意し、もし弁護士が選任されている事件について付添人選任届が提

第2章 少年審判の運営

出されていない場合には、当該弁護士に対し、付添人となる意思の有無を確認し、その意思を有するときは、付添人選任届の提出を促すという運用が一般に行われている。同様に、平成19年改正により導入された調査における付添人（法6条の3）についても、当該事件が家庭裁判所に送致された場合、当然に付添人となるものではなく、審判段階の付添人として活動するためには、改めて規則14条2項に規定される選任届が差し出されなければならない（規則7条2項参照）。

被疑者国選弁護士（刑訴法37条の2）についても、事件が家庭裁判所に送致されると選任の効力が失われるため、事件が裁量による国選付添人選任制度の対象である場合及び必要な国選付添人選任制度の対象となった場合に、国選付添人への切替えが問題となる。この点に関しては、各家庭裁判所において、弁護士会、地方事務所との間で国選付添人への移行の問題等を協議して、全国的に次のとおり運用されている。

事件が裁量による国選付添人選任制度の対象である場合は、被疑者国選弁護士に選任された弁護士は、①国選付添人となることを希望するときは、事件が家庭裁判所に送致される前に、少年と面接して、裁量による国選付添人選任制度及び自身が国選付添人として選任されることがあり得ることを説明し、②地方事務所に対し、自らを国選付添人候補として指名通知されたい旨の要請書を提出し、③事件が家庭裁判所に送致された後、家庭裁判所に対し、自らを国選付添人として選任されたい旨の職権発動を求める上申書を提出することとなっている。これにより、④家庭裁判所は、法17条1項2号の観護措置がとられた場合、できる限り、即日又はその翌日中に、裁量による国選付添人選任の必要性を審査し、必要ありと判断したときは、速やかに地方事務所に対し、国選付添人候補の指名通知依頼を行い、その際に被疑者国選弁護人の氏名を依頼書に付記し、必要なしと判断したときは、当該弁護士に対し、電話等の相当と認める方法によってその旨を連絡することになっている。また、⑤当該弁護士が国選付添人に選任されるまでの間、家庭裁判所に対し、観護措置等についての意見書提出、又は裁判官・調査官との面会を希望したときは、そのような活動ができるよう取り計らうものとされる。

援助付添人が選任されている事件が必要な国選付添人選任制度の対象

となった場合は、援助付添人は、①検察官関与決定がされた場合及び傍聴の申出がされ、付添人に対する意見聴取手続が開始された場合に、援助付添人から必要的国選付添人に移行することがあることについて、適宜の時期に少年に説明し、少年の理解を得ておき、②検察官関与決定がされた場合、又は、援助付添人に対する傍聴の意見聴取手続が開始された場合、家庭裁判所に対し、速やかに辞任届を提出し、その際、辞任届に国選付添人への就任意思があることを付記することとなっている。これにより、③家庭裁判所は、地方事務所に対し、国選付添人候補の指名通知依頼を行い、その際、援助付添人の氏名を依頼書に付記し、傍聴の申出がされて付添人に対する意見聴取手続を行うに当たって国選付添人選任手続を行う場合には依頼書の連絡事項欄に「傍聴の申出に伴う指名通知依頼である。」旨を記載することとなっている。

(4) 付添人の権限

付添人の権限については、保護者と共通の権限と付添人固有の権限とがある。保護者と共通なものとしては、審判立会権（規則25条2項、28条4項）、証拠調べの申出（規則29条の3。ただし、請求権までは認められず、職権発動を促すことにとどまる。）、意見陳述（規則30条）等があり、固有なものとしては、抗告権（法32条）、記録閲覧権（規則7条2項）、少年本人に対する発問権（規則29条の4）等がある。なお、抗告権については、法定代理人である保護者もこれを有する（法32条）。付添人は、少年との面会等に関し、弁護人の権限（刑訴法39条参照）とほぼ同様の権限を持つものと考えてよいであろう（少年鑑別所処遇規則39条2項、講義案52頁参照）。

弁護士以外の付添人の選任については、付添人になろうとする者が付添人として不相当と認められる場合を除き原則として許可をするのが妥当であろう。しかし、いったん許可した後でも付添人として不相当であることが判明すれば、いつでも取り消すことができる（規則14条6項）。付添人に選任される者の資格には制限はないが、ある程度法律的知識を有し、かつ少年保護や教育に経験のある者、その他少年問題に理解のある者が望ましい。

(5) その他

付添人は、これまでみたとおり、刑事事件の弁護人とは異なる特徴があ

第2章 少年審判の運営

る。この点に十分に配慮した付添人の精力的な活動が、少年の改善・更生及び適正迅速な審判運営に寄与する例が見られるが、他方で、初めて付添人となる弁護士の中には、少年審判の特徴や刑事弁護人との相違を十分に理解していないと思われる者もみられる。

少年審判において付添人が果たす役割は重要なものであるから、裁判官に限らず、書記官、調査官においても、付添人とのカンファレンス等を通じて、付添人に、少年審判、付添人活動についての理解を深めてもらうよう働き掛けることが必要となる場合もあろう。また、弁護士会から、研修のための講師派遣の依頼や意見交換の申出があった場合には、前向きに応じていく必要がある。

3 記録の閲覧、謄写

(1) 少年事件において作成される記録

少年審判手続において作成される記録は、二つの種類に分かれている。一つは、司法的手続に関する書類を中心として、非行事実の存否を認定するための資料を主な内容としているもので、実務上これを法律記録と呼んでいる。

法律記録に編てつされる主な書類は次のようなものである。

- ① 検察官、司法警察員、警察官、知事又は児童相談所長の送致書及びこれに添付の資料
- ② 通告書（規則9条）、報告書（規則9条の3）
- ③ 陳述録取書（規則12条）又は少年等の陳述書
- ④ 付添人選任届又は国選付添人選任手続に関する書類
- ⑤ 同行状
- ⑥ 観護措置等の身柄に関する決定書及び捜査段階における令状
- ⑦ 援助依頼、協力依頼等の回答書
- ⑧ 調査囑託回答書
- ⑨ 審判調書及び審判期日外における証人尋問調書
- ⑩ 被害者等からの意見聴取書（規則13条の6）
- ⑪ 審判手続段階における中間決定書
- ⑫ 終局決定書

なお、⑦、⑧の各書類は、後述する少年調査記録に編てつされることも

ある。

他の一つは、少年に対する調査官が行う社会調査や、少年鑑別所で行う心身の鑑別を記録した書類等少年の処遇を決定する上で参考となる資料を編てつしたもので、これを少年調査記録又は社会記録と呼んでいる。少年調査記録又は社会記録には、非行を巡る諸般の事情はもとより、少年、保護者及び家族の性格、生活態度、行動傾向、心身状況、遺伝関係、生育歴、処分歴そのほか少年を取り巻く過去、現在の人間関係のあらゆる面にわたる調査の結果が記載されるものであり、それらの多くは、少年、保護者その他の関係人の家庭裁判所に対する信頼関係と秘密保持を基にして作成されたものである。したがって、特に社会記録の閲覧謄写については慎重な取扱いが必要である。

少年調査記録に編てつされる主な書類は次のようなものである。

- ① 経過一覧
- ② 身上調査表
- ③ 本籍照会回答書、戸籍謄本等
- ④ 学校照会回答書
- ⑤ 援助、協力依頼回答書
- ⑥ 調査囑託回答書
- ⑦ その他の照会回答書（職業照会書、保護者照会書等）
- ⑧ 保護観察状況等報告書
- ⑨ 鑑別結果通知書
- ⑩ 少年調査票
- ⑪ 試験観察経過報告書
- ⑫ 意見書
- ⑬ 終局決定書謄本、処遇勧告書謄本
- ⑭ 処遇意見書謄本

(2) 少年審判記録の非公開の原則

少年事件における秘密の保持の要請（法61条参照）及び少年の情操保護の見地から、審判は非公開（法22条2項）とされている。この審判非公開の原則は、少年審判手続全体に適用されるものであり、その趣旨から、保護事件の記録についても原則としてこれを公開しないものとされている。

第2章 少年審判の運営

すなわち、保護事件の記録又は証拠物は、法5条の2第1項の規定による場合（被害者等による閲覧及び謄写）又は記録等を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写することができない（規則7条1項）。ただし、付添人は、審判開始決定があった後は、許可がなくとも保護事件の記録又は証拠物を閲覧することができ（規則7条2項）、検察官関与決定があった後の検察官も、非行事実の認定に資するため必要な限度において、同様である（法22条の2第3項、規則30条の5）。

このように、少年保護事件記録の開示を一般的に制限しているのは少年事件処理における次のような要請によるものである。

- ① 秘密性 審判非公開の原則から、少年の非行、人格、環境について調査収集された資料は、みだりに審判手続外の者に公開してはならない。
- ② 信頼性 家庭裁判所において収集された資料は、少年、保護者及び関係者の家庭裁判所に対する信頼関係と秘密の保持を基礎として作成されたものであるから、公開することによってその信頼を裏切ってはならない。
- ③ 情操保護 審判の円滑な進行及び適正な処遇決定のため、家庭内の秘事、出生の秘密等に関する情報は、非公開とし、少年の情操保護を図る必要がある。

したがって、記録の開示の申請に対しては、これら三つの要請と開示を求める側の必要性とを比較衡量して決定されるべきものであろう。また、事件担当書記官は、記録（又は証拠物）の閲覧、謄写をする者に対して、このような少年事件における秘密の重要性を説明し、配慮を求めることが望ましい（法5条の2第3項参照）。

(3) 記録の閲覧、謄写、謄抄本の交付申請、記録の取寄せ等を巡る問題点

以下では、記録の閲覧、謄写、謄抄本の交付申請、記録の取寄せ等を巡る問題点について簡単に触れてみることにする（最高裁事務総局家庭局「少年保護事件の記録の開示について」家月34巻5号194頁参照）。

ア 社会記録の閲覧、謄写

まず、記録の閲覧、謄写に関連して、規則7条1項にいう「保護事件の記録」に社会記録を含むかという問題がある。これは同条2項で、付

添人が審判開始決定後は、保護事件の記録を裁判所の許可なしに閲覧できると規定していることと関連して、従前から度々問題とされている。

確かに、社会記録を自由に閲覧させることには種々の問題点があることは理解できるところであるが、規則の規定上から考える場合、上記の「記録」中には社会記録を含まないとするのは困難である。適正手続の要請から見ても、少なくとも審判開始決定があった後は、付添人は、社会記録を含むすべての記録を閲覧することができるということになる。また、検察官についても、法22条の2第3項にいう「事件の記録」は、社会記録を除外するものではないと解されている。これは、抗告受理の申立て（法32条の4）の要否を判断する際に事実誤認等が最終的な結論に影響するか否かを検討するためなど、検察官においてこれを閲覧する必要がある場合もあるからである。ただし、運用に当たっては、記録を閲覧させる際に、不用意に秘密の情報を少年や保護者に漏らして、少年の情操を傷つけたり、情報源を漏らすなどして調査における情報提供者と家庭裁判所との信頼関係を損なうようなことはしないよう特段の配慮を求めることが必要であろう。

イ 記録、裁判書の謄抄本の交付申請

次に、記録、裁判書の謄抄本の交付申請の取扱いを巡る問題があるが、この点については少年法規上には明文の規定はなく、専ら運用にゆだねられている。実務上の取扱いとしては、裁判書の謄抄本の交付につき、少年本人、保護者及び付添人から申請のあった場合はこれに応じる扱いが一般であり、検察官関与事件においては、検察官についても同様の取扱いとすべきであろう（なお、被害者等に対しては審判結果等の通知の制度がある。）。また、官公署からなされる交付依頼については、高度の公益上の必要性があり、かつ家庭裁判所に対する信頼性及び事件の秘密性を損なうおそれのない場合に限って、これに応じているのが一般である。学校内の非行の場合には、学校としても原因を究明した上で、再犯防止策を講ずる必要があるので、裁判書の謄抄本の交付を認めてよい場合があると思われる。

裁判書以外の記録の謄抄本の交付については、実務上は消極的取扱いをしている庁が大部分である。

第2章 少年審判の運営

ウ 地方裁判所等からの記録の取寄せ、送付嘱託

地方裁判所等からの記録の取寄せ、送付嘱託について問題となるのは、刑事裁判所による社会記録の取寄せである。これには、①被告人が少年本人である事件に関するもの、②被告人が成人となって後の事件に関するもの、③共犯者、その他の者の刑事事件に関するものが考えられる。

①については、法50条及び刑訴規則277条の規定の趣旨から見て、これに応ずるのが望ましく、実務上の取扱いもそうになっている。ただ、取寄せに応じた場合、刑事裁判所での記録の取扱いについて、少年やその家族の名誉、情操の保護、調査における信頼性を十分に考慮するよう刑事裁判所との間で協議がされることが望ましい。

②の取扱いについては、①と異なり、直接には、刑訴規則277条の適用がない。したがって、家庭裁判所としては、刑事裁判所における取寄せの必要性が、秘密性、信頼関係の保護を上回るかを具体的に検討する必要がある。若年成人の場合については、①に類似するものとして、少年時代の社会記録の取寄せに応じる取扱いが多いものと思われる。

③の取扱いについては、②の取扱いよりもより慎重な配慮が必要であり、特に社会記録の取寄せについては一般的には消極的な取扱いをしている。

(4) 被害者等による閲覧及び謄写

被害者等による閲覧及び謄写については、平成12年改正により少年法に規定が設けられ、平成20年改正により対象となる記録の範囲の拡大と要件の緩和がされた結果、審判開始決定があった後、被害者等から申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、当該保護事件の記録の閲覧又は謄写をさせるものとされた(法5条の2)。この規定に基づいて被害者等に閲覧又は謄写をさせるかどうかの判断に当たっては、事件の内容を知りたいという被害者等の心情を十分尊重するという立法趣旨を踏まえた運用を心掛ける必要がある。

閲覧又は謄写の申出ができる主体は、被害者又はその法定代理人、被害者死亡又はその心身に重大な故障がある場合はその配偶者、直系の親族又

は兄弟姉妹であり、これらの者から委託を受けた弁護士も含まれる。

閲覧又は謄写の対象となる記録の範囲は、いわゆる社会記録、すなわち「家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したもの」を除いた保護事件の記録である。平成20年改正前は非行事実に係る部分とされていたが、少年の身上・経歴等に関する記録についても閲覧・謄写の対象とすべきであると考えられたことから、対象記録の範囲が拡大されたものである。これにより、これまで閲覧・謄写の対象とされていた記録に加え、少年の身上に関する供述調書や審判調書、少年の生活状況に関するその保護者の供述調書等についても、その対象となる。

「理由が正当でない」と認める場合」の具体例としては、暴走族の対立抗争事件などにおいて、被害者等が、加害者又はその関係者への報復や不当な働き掛けに必要な情報を得るために保護事件の記録を閲覧・謄写しようとしていると認められる場合が考えられる。平成20年改正前は、「損害賠償請求権の行使のために必要があると認められる場合」が正当な理由の例示とされていたが、この例示が削除されたことにより、単に事件の内容を知りたいとの理由でも、正当な理由があると認められることとなった。

「相当でない」と認める場合」とは、閲覧又は謄写をさせた場合に、不当に少年の健全な育成を妨げ、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穏を害し、あるいは調査、審判に支障を生じさせるなどの不当な影響が生じるおそれがある場合をいう。例えば、

- ① 少年が過去に受けた性的虐待の内容や保護者の夫婦関係等、プライバシーに深くかかわる事柄が記録に記載されている場合
 - ② 後に証人として証言することが予定されている被害者等が、当該保護事件の記録に記載された内容を目にするにより何らかの影響を受け、その結果、自らが体験した事実とは異なる証言を行うおそれがあると認められる場合
 - ③ 毒劇物を使用した殺人事件において、犯行に用いられた殺傷能力の高い毒劇物の生成方法等が記録に記載されている場合
- などが、これに当たり得るものと考えられる。

第2章 少年審判の運営

被害者等が閲覧又は謄写を申し出る時期については、法5条の2第1項において「第21条の決定があった後、…申出があるときは」と規定されているので、法21条の審判開始決定がされる前に申出があっても、即時の閲覧謄写は認められないが、被害者等に対する配慮の観点から、申出は受け付けた上、閲覧又は謄写の許否の判断を留保して、審判開始決定後に閲覧又は謄写をさせるという運用が望ましい。

4 審判開始決定

家庭裁判所は調査の結果、審判を開始するのが相当と認めるときは、審判開始決定をしなければならない(法21条)。「調査の結果」とあるのは、調査が完了したということではなく、調査の段階において審判の形式により手続を進めた方がよいと判断される段階に達したときという意味である。「審判を開始するのが相当と認める」というのは、①審判期日における公式な手続で非行事実の存否を確定した方がよいと判断された場合、②調査の結果、保護処分に対する蓋然性が認められた場合のほか、③審判廷における厳粛な雰囲気の中で裁判官が直接保護的措置を加えることが相当と認められる場合と解すべきである。したがって、審判開始決定後は一切調査ができなくなるというものではない。なお、この決定は、いつでも取り消すことができる(規則24条の4)。例えば、審判開始決定後少年が死亡したり、所在不明となって審判を行うことができなくなった場合とか、法5条2項による移送決定をする際に審判開始決定の要否を受移送裁判所の判断にゆだねた方がよいとして移送前に審判開始決定を取り消す場合などがある。

審判開始決定及び取消決定は、実務上独立した決定書を作成する例は少なく、少年保護事件記録(法律記録)の表紙の裏面等に不動文字で印刷された決定欄を利用してなされるのが通常である。

審判開始決定は、少年に告知しなければならないが、それは、相当と認める方法でよい(規則3条4項)。

なお、審判開始決定のあった事件に他の事件を併合するときは、これについて、更に審判開始決定をする必要はない。

5 審判期日の指定、呼出し

審判開始決定がなされると、審判をすることになるが、審判をするためには、審判期日を指定しなければならない(規則25条1項)。指定の方法は、実

務上は記録表紙の期日指定欄に年月日時を記入し、裁判官が押印することによって行われている。

審判期日には、少年及び保護者を呼び出さなければならず（規則25条2項）、付添人には審判期日を通知しなければならない（規則28条5項）。なお、検察官関与事件における検察官への通知については、後述する（後掲161頁）。また、前述のように少年の処遇に関し、保護観察官若しくは保護司又は少年鑑別所の鑑別技官若しくは観護教官の意見を聴くことを相当と認めるときは、保護観察所又は少年鑑別所にその旨及び意見を聴くべき日時等を通知しなければならない（規則26条）。通常は、この意見聴取は、審判期日において行われることが多いので、期日指定をするに当たっては、関係者の出頭を可能ならしめる事前の配慮が望ましい。これら期日指定のための事前折衝等は、事件担当書記官が進行管理事務の一環として裁判官の事前の包括的命令に基づき、行うものとされているのが通常である。このほか、裁判官が指示した事件について、事件担当書記官が、付添人、少年及び保護者に対し、取調べを希望する証拠の有無、証人、参考人の氏名等を照会するという運用も行われている（なお、規則30条の4第3項は、検察官関与事件における書記官の問い合わせ権限を規定しているが、もとより、これ以外の事件における書記官による問い合わせを認めない趣旨ではない。）。

また、いわゆる身柄事件については、身柄拘束期間が限定されているので、迅速な期日の指定を要することになるが、特に弁護士である付添人が選任されている場合、しばしば期日指定に困難を伴うことがある。その場合には、少年保護事件の特殊性を認識し、迅速な期日指定に協力してもらうことが必要である。また、身柄事件について試験観察を行う場合には、その後の経過によっては再度観護措置をとる必要が生じることもあるので、審判期日の指定に当たっては、あらかじめ観護措置の残存期間を配慮し、少なくとも三、四日の余裕を残して指定することが必要であろう。在宅事件については、このような制約はないが、少年事件の性質上、なるべく迅速に処理することが望ましい。また、審判期日の指定に当たっては、送達に要する日時や、少年側の準備期間を考慮して、少なくとも期日の10日ぐらい前には指定を行うようにしておくことが必要であろう（刑訴規則178条の4参照）。

呼出しの方法には、正式の呼出しと簡易の呼出しとがある。

第2章 少年審判の運営

正式の呼出し（法11条1項）は、少年、保護者に対し、家庭裁判所の名において行うもので、出頭の義務を負わせるものであり、正当な理由がなくこの呼出しに応じないときは、同行状を発することができる（同条2項）。この呼出状は送達しなければならないが、送達の方法としては、民事訴訟の送達に関する規定及び刑訴法65条2項、3項の規定を準用する。ただし、就業場所における送達（民事訴訟法103条2項）、送達場所等の届出（同法104条）及び公示送達（同法110条、111条）に関する規定は、少年の健全育成の見地から秘密性の保持が強く要請されていること及び人権保障の見地から、準用されていない（規則16条2項ただし書）。

簡易の呼出し（規則16条の2）は、実務上原則的に用いられているもので、相当と認める方法によって行われる。したがって、電話、口頭等でもよいが、少年や保護者の期日呼出しについては、実務上は、少年の情操を考慮して、書記官名による「審判期日通知書」という書面を封書で、かつ、封筒の裏面には裁判所名を出さず、私書箱と係書記官の氏名のみを記載して、普通郵便で呼び出す場合が多い。このような簡易の呼出しは、正式の呼出しの場合と違って、不出頭の場合でも同行状を発することはできない。

したがって、同行状による強制力を行使する必要がある少年、保護者に対しては、簡易の呼出しではなく、正式の呼出しを行うことになる。また、保護者の呼出しを欠いた審判は、原則として違法であると解され、抗告の理由となるので（法32条参照）、抗告審において審判期日の呼出しの有無が問題になった場合に、簡易の呼出しでは、果たして到達したか否かの立証が困難な場合が多い。したがって、不出頭のおそれが強い保護者に対する審判期日の呼出しは、なるべく正式の呼出しによるのが無難であろう。なお、一人の少年に対して複数の保護者が存在する場合には、家庭裁判所において真に保護者としてふさわしいと認定した者を呼び出せば足り、必ずしも全員を呼び出す必要はない（東京高裁平成8年11月22日決定・家月49巻4号70頁）。

6 審判前の打合せ

審判期日に先立ち、裁判官は調査の結果を踏まえて、非行事実及び要保護性について、記録を中心として検討することとなる。検討の結果、非行事実や要保護性の認定上疑問が生じたような場合には、事前に、調査を担当した調査官に調査の経過、結果等について詳細な報告を求め、場合によっては、

処遇の内容、方法等を巡って調査官と意見交換をするなどして疑問点を整理し、その他の事項についても、付添人、保護者等の関係者と必要な事前打合せをした上で、審判に臨むことが必要であろう。なお、検察官関与事件における事前打合せについては、後述する（後掲161頁）。

まず、調査官との事前打合せとしては、主として調査結果や処遇意見を巡るものが中心となるが、その他考えられるものとしては非行事実に対する少年の認否の状況や、審判を行うに当たっての留意事項、特に少年、保護者の性格、態度、家庭の秘密に関する情報等についての審判に際し裁判官限りの了解としてとどめておくべき事項等が対象となろう。

次に、書記官は常に審判に列席し（規則28条1項）、審判の円滑な進行について重要な役割を持つので、裁判官は、事前に書記官との間で、審判当日の進行上必要な事項について十分に打合せをしておくことが望ましい。裁判官と調査官との事前打合せの際も書記官の同席を求めるべきであろう。

更に、関係機関との事前打合せとしては、例えば、少年鑑別所の鑑別結果及び処遇意見が、裁判官の心証あるいは調査官の意見とそごを来している場合とか、少年の処遇を巡り意見交換の必要があるときは、少年鑑別所の鑑別技官に審判前に出頭してもらい、打合せをすることによってある程度処遇上の見通しをつけておくことも有益である。これらの意見交換なり情報交換は、調査の段階で調査官と鑑別技官との間で行われることになっているが、裁判所が自ら保護司、保護観察官及び鑑別所の職員等の意見を聴くことが有益な場合も少なくない（規則26条参照）。

第5 審判の進め方

以上のようにして、調査が終わり、審判の準備が完了し、審判開始決定と期日の呼出しが行われると、いよいよ審判が行われることになる。刑事裁判手続の公判に当たるものである。しかし、審判期日における手続の進め方については、少年法は「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」（法22条1項）、「審判の指揮は、裁判長が行う。」（同条3項）と規定するだけで、具体的には何ら規定がなく、広く裁判官の裁量にゆだねている。また、規則におい

第2章 少年審判の運営

でも審判の冒頭における告知等の手続を定めた29条の2の規定がある程度である。

現在、通常行われている審判手続の進め方は、大体次のとおりである。

まず、裁判官は、少年審判廷に関係者がそろったところで審判の開始を宣言し、初めに少年や保護者に対し、氏名、年齢、住所等の人定事項を確認する。次いで、少年に対し、供述を強いられたことはないことを分かりやすく説明した上、法律記録に基づいて、陳述された非行事実の内容を読み聞かせ、又は説明して、これについての少年の陳述を聴く（規則29条の2）。少年が非行事実を認め、記録上も証拠が十分整っていて、少年が非行を犯したことが確実に認められる場合には、引き続き要保護性についての審理に入る。そこでは、主として、調査官の作成した少年調査記録に基づいて、裁判官は、少年や保護者に対し、少年の生育歴、非行の動機・原因；家族関係、学校、職場等の保護環境上の問題点等について、特に重要と思われる点を確認し、あるいは、少年、保護者に対し、自発的な発言を促し、十分にその発言に耳を傾け、必要に応じて、審判に出席している学校の教師、職場の雇主、少年の親族等の関係者に対し、意見を述べさせる。場合によっては、少年や保護者を退席させた上で、裁判官から疑問点を指摘しつつ、関係者から少年の処遇についての意見を述べてもらうこともある。このようにして、裁判官の心証が固まった段階で、少年に対し、終局決定を言い渡す。

以上のような手続の進め方やその具体的な方法も、裁判官の個性によっていろいろ異なるが、何よりも審判そのものに教育的機能を持たせることが必要なので、非公開の審判廷ではあっても、厳粛さを保ちつつ、和やかな雰囲気の中で、少年の非行についての責任や今後の生活に対する自覚を促すといったやり方が一般である（審判運営全体に関しては、近藤文子「少年審判運営の留意点、工夫について」家月57巻10号1頁以下が参考となるので、特に初めて少年審判を担当する裁判官は目を通してから審判に臨むとよいであろう。）。

なお、検察官関与事件に特有の審判の進め方については、後述する（後掲158頁）。

1 少年審判廷の構成

審判は、家庭裁判所又はその支部で行われるのが原則であるが（裁判所法69条1項）、場合によっては、裁判所外で行うこともできる（規則27条）。

その例としては、少年院在院中の少年について当該少年院内で行われる場合や、補導委託中の少年について、委託先で行われる場合がある。他方、いわゆる身柄事件については、少年鑑別所内で行うことも考えられるが、少年審判は最終処分を決定するだけでなく、少年に反省を求め、あるいはこれを激励するなど、重要な教育の場でもあるから、それにふさわしい雰囲気を保つ場所で行われなければならない、例外的な措置と見るべきである。また、保護者、付添人等の関係者の出頭にも便利であることが必要なので、例外的に審判を裁判所外で開くときは、十分これらの点について配慮する必要がある。

審判廷の構造や備品の形状、その配置については、法廷のような一般的な型は定められていない。各家庭裁判所における審判廷の間取り、面積等によって、いろいろなタイプがあるが、一般的には、少年審判廷用の卓子をはさんで、裁判官の正面に少年、保護者が着席する。裁判官の両脇のうち出入口に近い側に書記官が、その反対側に調査官が着席する。付添人は調査官の脇に着席することが多い。このほか、学校の教師、雇主、保護司、保護観察官等が出席する場合には、少年とのつながりの深浅等に応じ、随時裁判官が指示して、その座席の位置を定める。

特に、少年が18、19歳の年長少年で、事案の内容が重大であり、少年や保護者に深く反省を求める必要がある場合などには、厳粛な雰囲気を出すための工夫をしている庁もある。ただ、いたずらに少年を威嚇し、裁判所に対する畏怖感を与えたのでは、せっかくの教育目的が達せられないので、審判を進めるに当たっては、少年に対し、刑事裁判とは異なること、審判の場は、少年が自ら非行の原因について反省し、再び非行を犯さないための方策を真剣に考える場であることを十分に理解させることが必要であろう。

なお、身柄事件で少年院送致等が言い渡された場合、少年の中には、衝動的に審判廷で暴れたり、押送の途中で職員のすきを見て逃走するなどの例があるので、これらの点に対する注意を忘れてはならない。審判手続が非形式的な余り、油断をすると、思わぬ事故を招くこともあるので、特に身柄事件の取扱いに当たっては、細心の注意が必要である。そのため、実務上は、審判手続には、事件担当書記官のほか少なくとも一人の裁判所職員が出席するものとし、少年の年齢、性別、性格、性向、非行の内容等から見て、少年に

第2章 少年審判の運営

逃走、暴行、自殺等のおそれがあると認められる要注意事件については、このほか適当な人数の裁判所職員を出席させるなどの配慮がされている。また、審判の傍聴が認められた傍聴人については、少年との一定の距離を保つことや審判廷内での動線を考慮すると、比較的スペースのある審判廷後方の廊下側付近になることが多いであろう。

次に、審判への出席者であるが、少年はもちろん、保護者も必ず審判期日に呼び出さなければならず（規則25条2項）、付添人には審判期日を通知しなければならない（規則28条5項）。これらの者に対する適法な呼出し又は通知を欠いた審判手続は原則として違法であることに注意をする必要がある。

調査官は、裁判長の許可を得た場合を除き、審判の席に出席しなければならない（規則28条2項）。

この規定によると、調査官は原則として審判に出席するものとされているが、事件の中には調査官が立ち会う意義に乏しいものも少なくないし、また、全事件について調査官が立ち会うことは實際上困難である。そこで、実務上は、①観護措置のとられている事件、②試験観察相当の意見の付されている事件、③試験観察中の事件については、原則として、調査官の出席の下に審判を行うものとし、それ以外の事件については、裁判官の事案ごとの判断によるものとしている例が多い。この①から③までに該当しない事件で、調査官を出席させることが適当な事件としては、例えば、不処分で終局する見込みの事件ではあるが、直接に少年や保護者について詳細に社会調査を行った調査官が審判廷に在席することにより、少年が安心して自由に発言できる雰囲気醸成したり、調査官の適切な助言によって、審判を円滑に進行させることを通じて、少年に対する教育的効果が期待できる事件などが挙げられる。

審判の席には、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる（規則29条）。実務上よくある例としては、担任の教師、職場の雇主、補導委託先予定者、保護司、保護観察官などである。なお、この場合の「相当と認める者」は、一般的にはこのような少年の保護、教育に協力する者を予定しており、警察官、検察官等の送致機関の関係者や被害者は予定していないとするのが実務の一般的な取扱いである。

2 審判の方式

刑事裁判における公判手続の場合には、検察官による起訴状の朗読から始

まって、起訴状記載の公訴事実を中心として、検察官、被告人双方の主張、立証が積み重ねられ、相互に攻撃、防御活動が行われて、最終段階における判決に到達する。このような対審構造が、被告人の権利保障に役立つと同時に、真実発見に結び付き、ひいては、刑罰法令の適正かつ迅速な実現に役立つ（刑訴法1条参照）と考えられているからである。したがって、個々の手続は、法及び規則によって細かく規定され、裁判官はこれらの規定を厳格に守ることが要求される。

これに対して、少年審判は前述のように、裁判官による広範な裁量を認めている。これは、少年審判の基本原則である職権主義の表れであり、裁判官が裁量権を適切に行使して、個々の事案に応じた合目的な解決を図ることが期待されているからである。

しかし、いかに裁量性があるとはいえ、裁判官のし意的な審判運営が許されるものではないことは当然である。いわゆる流山中央高校放火未遂事件において、最高裁判所は、「非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定は、家庭裁判所の完全な自由裁量に属するものではなく、その合理的な裁量にゆだねられたものである」旨判示している（最高裁昭和58年10月26日第一小法廷決定（前掲17頁））。

まず、審判を行うに当たっては、法の適正な手続の保障に配慮することが要求される。この場合、後述の黙秘権や非行事実の告知の仕方などに見られるように刑事手続における権利保障の各事項をそのまま機械的に導入するのではなく、少年審判の非形式性に調和する形に修正して、少年の権利を実質的に保障することに心掛けることが肝要である。

次に、少年審判の個別処遇の原則並びに秘密性の要請等から、個別審理が原則とされ、共犯少年相互であっても、審判は各別に行わなければならない。ただ、例外的に、共通の証拠調べをする場合などに裁量によってその段階だけ審判を併合することは妨げないと解される。

では、次に個々の手続について、より具体的に述べることとする。

(1) 審判の開始、人定質問等

通常は、関係者が全員審判廷にそろったところで、裁判官が入廷する。また、審判傍聴事件においては、裁判官入廷後、傍聴人を入廷させることが多い。

裁判官が入廷したときは、全員が起立してこれを迎えるようにするのが望ましいと思われる。これによって、例えば、日常のあいさつのしつけも受けていない少年や、家庭裁判所の取扱いを甘く考えている保護者などに適度の緊張感を与え、非形式的な審問構造ではあっても、裁判官の主宰する厳粛な審判であることを知らせる効果をもたらすであろう。

次に、裁判官による開廷の宣告の仕方については、実務上いろいろな型がある。「ただいまから、審判を開いて、君の処分を決めることにします。」という例が多い。これについては、「審判」とか「処分」という表現が固すぎ、少年に無用の警戒心を与えるのではないかという配慮から、例えば、「君のやったことをこれからいろいろ調べて、今後の君の将来について決めることにします。」という軟らかい表現を用いる例もある。これも、少年の年齢、事案の内容、審判廷における少年や保護者の態度等によって、臨機応変に行うことが必要である。

人定質問についても同様のことがいえよう。刑事裁判式に、裁判官が、少年に対し、「名前」、「年齢」、「住所」と尋ねていく例が多いと思われるが、年少少年などの場合、日常の会話を交わして、緊張感がほぐれたあと、裁判官が、「〇〇君だね。」「住所は〇〇番地で間違いないね。」などと確認するやり方も見られる。

要するに、これら冒頭の手続は、これから審判を行うための導入部であるから、少年や保護者に無用の警戒心を起こさせることなく、何でも打ち解けて会話を交わすことのできる雰囲気を作り出すことが必要である。ただし、このことは、審判廷において不作法な態度をとる少年や保護者がいた場合に、これをきちんと直させることと矛盾するものではない。あくまで、審判は裁判所の行う一つの公式の場であることも忘れさせてはならないからである。

次に、保護者の確認であるが、実務上よく見られるのは、母親任せにして、特段の理由がないのに審判に出席しない父親がいることである。調査記録をよく読んで、家庭に問題があると思われる場合には、両親そろって出頭させることが必要である。また、親の代理と称して、少年の兄弟や親族、雇主、友人などが出頭している場合があるので、その場合には、少年とのつながりをよく尋ね、いわゆる事実上の保護者として扱い得るか否か

を判断し、決定しておかなければならない。

その場合にも、法律上の保護者が出頭できなかった理由を十分確かめ、審判終了後も裁判官からの注意事項を法律上の保護者に十分伝えるように説示しておくことが望ましい。なお、保護処分が言い渡された場合には、これに対する抗告権は事実上の保護者にはないこと（法32条参照）に留意することが必要である。

(2) 黙秘権、非行事実の告知

裁判官は、第1回の審判期日の冒頭において、少年に対し、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならない。この場合において、少年に付添人があるときは、当該付添人に対し、審判に付すべき事由について陳述する機会を与えなければならない（規則29条の2）。

少年審判手続において、少年にいわゆる黙秘権が認められるか否かについては、理論上いろいろ論議のあるところであるが、少なくとも犯罪少年の場合には、検察官送致を介して、刑事責任を追究される可能性があるので、憲法38条1項の黙秘権は保障されるべきであるとする考えが一般である。また、黙秘権の告知については、憲法上の義務とは解せられないが、適正手続の保障の見地から、少年審判手続においてもこれを行うべきことと考えられている。

このほか、事件担当書記官から少年及び保護者に対し「少年と保護者の皆さんへ」といったパンフレットを交付又は郵送し、その中で家庭裁判所の手続、処分の内容のほか黙秘権について分かりやすく説明する取扱いが運用上行われている。

もっとも、審判期日の冒頭でこれを告げると言っても、刑事裁判のようなやり方（刑訴法291条3項参照）ではなく、少年の理解力に応じて、分かりやすく説明し、要するに、裁判所は少年に無理に供述を強要するものではないことを少年に理解させると同時に反面、少年の処遇を決めるためには、少年が自ら進んで述べることを歓迎する姿勢を示すことが予定されている。

次に、審判期日における非行事実の告知についてであるが、法の適正な手続の中核は、いわゆる告知と聴聞（notice and hearing）である。調査

第2章 少年審判の運営

段階においても、非行事実についての調査は行われているが、裁判官の面前で、直接、非行事実の存否について少年に確認をし、その弁解を聴くことは、適正手続の基本的要請である。平成12年改正に際し規則29条の2が設けられるまでは、これに関する規定がなかったが、運用上は必ずこれが履践されてきたゆえんである。

審判廷における非行事実の告知については、告知の時期及び告知の方法の問題がある。審判期日において告知をすべき時期は、特段の事情がない限り、人定質問及び黙秘権の告知の直後に行うべきであろう。ただ、教育上の配慮から、年少少年などの場合、ある程度、少年の家族関係や日常生活に関する質問が終わったあと、次のようにして切り出すのも一つの方法であろう。

「君は今回の事件のことは、警察などでも聞かれ、もう思い出したくないかもしれないが、やはりここで、この事件のことについて、もう一度振り返ってみて、なぜ自分がこういうことをやってしまったのか、今後どうすればいいのかといったことを考えてみるのが大切だと思う。それでは、警察から送られてきている事件の内容をここで確かめてみるから、もし、間違っているところがあったら、遠慮なく言ってごらん。」

告知の方法については、送致書記載の非行事実をそのまま朗読してよいかどうかの問題がある。検察官経由事件ではあっても、司法警察員の送致書をそのまま引用している例が大部分であり、そこに記載されている非行事実が必ずしも法律的に正確でない場合も見られる。また、法律的には正確ではあっても、少年が理解しにくい表現が含まれている場合もある。これらの場合には、裁判官において適当に言葉を補い、あるいは表現を変えるなどして、少年や保護者に分かりやすく説明するのが望ましい。

実務上よくある例としては、「共謀の上」という表現を法律的に分かりやすく説明したり、「窃取」「喝取」「強取」などをそのまま読み聞かせることなく、別の表現を用いたりしているようである。また、強姦や強制わいせつなどの性犯罪についても、少年の情操を考慮して、非行事実の同一性、特定性を失わない限りにおいて、適当に表現を工夫することも行われている。

構成要件が必ずしも明白でない例として、く犯があるが、これも可能な

限り日時、場所、態様を特定して、各犯構成要件に該当する事実を告げるようにするのが望ましい。

また、非行事実の件数が多数にわたり、例えば、「別紙犯罪一覧表」などのようなものが送致書に引用されているような場合には、あらかじめこの一覧表等のコピーを用意しておき、審判の始まる前に控え室等で少年、保護者にこれを交付して検討させておく例も見られる。審判廷で一度に多数の非行事実を告げられても、少年は正確な答弁がしにくいであろうとの配慮からこのような工夫がされているわけである。

なお、送致された非行事実と異なる事実を認定する場合には、認定しようとする事実を少年に告げ、この事実に関する少年の言い分を聴取することが、適正手続の保障の要請から必要である。したがって、証拠調べの結果送致事実と異なる事実の心証を得たときには、改めて、この事実の告知と聴聞を行わなければならない。

3 非行事実の審理

まず、非行事実の審理の重要性について簡単に触れておきたい。現行少年法の発足当初は、刑事裁判との違いが力説され、少年審判の対象は要保護性のみであって、非行事実は少年に対する裁判権や管轄権等と同様に審判条件の一つにすぎないとの考え方が有力であった。審判の対象として、行為よりも人格に重点を置くことから、人格主義とも呼ばれた。これに対し、少年審判における適正手続の保障を重んじる立場から、少年審判における非行事実の持つ意義をより重視し、非行事実は単なる審判条件ではなく、要保護性と並んで審判の対象とすべきであるとの説が有力に主張されるに至った。その理由としては、次の点が挙げられる。

第1に、人格主義の立場によれば、非行事実の存在は、単なる審判条件にとどまるから、非行事実の存否の確定ということは少年審判の目的とされない。複数の非行事実が送致されてきた場合には、そのうち、いずれかが認められれば、調査、審判を遂行することができ、他の非行事実の存否を確定する必要がないことになるが、これは、少年の人権保障上許されないと解すべきである。第2に少年の人格を正しくとらえるには、やはり、人格の現実的表現である少年の行為、すなわち非行事実を知る必要があり、これを明らかにすることによって、非行の動機、原因を解明し、少年の再非行の危険

第2章 少年審判の運営

性の有無を判断することが可能になる。その意味において、非行事実は、「要保護性の排他的推定根拠」であるといつてよい。第3に、保護処分は、少年の自由を拘束する処分を含み、強制力を有するが、このような強制力の行使が許されるのは、少年に非行が存するからである。その意味で、非行事実は要保護性と並んで保護処分を理由付ける実体的要件である。

現在では、非行事実は要保護性と並んで審判の対象であるとする考え方がほぼ通説となっている。

そこで、以上のような考え方を前提とすれば、少年審判における非行事実の審理の重要性については、多言を要しないところであろう。現在の少年審判は、厳密な意味において、いわゆる手続二分とはなっていないが、現実の審判期日における運用では、まず、非行事実についての審理が行われ、これについての確信の心証が得られてから、引き続き要保護性についての審理に入るといふ扱いが行われている。したがって、審判の段階を、一応、非行認定過程と処遇決定過程とに分けて考えるのが便宜である。

非行認定過程にあつては、家庭裁判所の司法的機能を發揮し、審判手続における適正手続の保障に配慮することが必要である。その内容については、以下、具体的に触れるが、大切なことは、少年審判と刑事裁判との手続構造の違いに着目し、少年の権利保障を形式的に行うのではなく、実質的に配慮することであろう。

少年審判手続では、刑事手続におけるいわゆる起訴状一本主義が採られておらず、捜査機関から送付された証拠はすべて裁判官の手許にそろっているわけであるから、裁判官はあらかじめこれをよく検討し、十分頭に入れてから審判に臨み、少年に対して、いつでも非行事実や不利益な証拠の内容を争う機会を保障する心構えで審判を運営することが必要であろう。なお、現行法は審判前調査の構造を採っているので、調査官が調査を開始した後に少年が非行事実を否認することがある。この場合には、速やかに否認部分及びその態様等を裁判官に報告し、その指示を求めるものとするとともにこれを少年調査票又は調査報告書に具体的に明示することが相当である。なお、調査段階で少年が全面的に非行事実を争っていたり、一部否認であってもこれが重要な部分である場合には、一時調査を中止し、裁判官による非行事実の審理を先行させるのが妥当である。

(1) 合理的な疑いを超える心証

少年に対し、保護処分の決定を行うに当たっては、非行事実の存在について、いわゆる「合理的な疑いを超える」(beyond a reasonable doubt)心証、すなわち確信が必要とされる。抽象的には、刑事判決における有罪認定の場合に必要な心証の程度と同一である。保護処分が必ず審判を経て行うこととされているのもこのためである。これに対し、必ずしも審判を経て行うことが義務付けられておらず、また、他の機関による再審査を予定しているような法20条の決定等においては、非行事実の存在について、必ずしも上記のような確信の心証までは必要でなく、いわゆる蓋然的心証の程度で足りるとされている。

ところで、少年審判手続における、「合理的な疑いを超える心証」とは、具体的にはどのようなものであろうか。刑事裁判の場合には、裁判官は白紙の状態で法廷に臨み、有罪判決がなされるまでは、被告人には「無罪の推定」が働く。具体的には、検察官が提示した公訴事実という主題について、当事者である検察官が有罪認定のための立証活動 — 書証、証拠物、人証などの証拠調べ — を行い、これに対し、被告人、弁護人が反証を挙げるなどして防御活動を行う。そこでは、証拠能力について厳格な法則が適用され、伝聞証拠は原則として証拠能力を有しない。証拠調べの方式も厳格な手続に従ってなされる。このような当事者双方の主張、立証活動を経て、裁判官において、合理的な疑いを超える心証が形成されたときに初めて、有罪認定がされることになる。

これに対して、少年審判手続の場合には、事件の送致に際して、捜査関係の書類一切を含む参考資料が家庭裁判所に送付され(規則8条2項)、裁判官はあらかじめこれを検討した上で審判に臨む。しかも、前述したように裁判官が調査官に調査命令を出すに当たっては、非行事実についての蓋然的心証を得ているわけである。したがって、少年審判においては、刑事裁判手続におけるような予断排除の原則の適用はない。ただ、ここでの心証は、捜査機関側がいわば一方的に収集した証拠によって得られたもので、少年側のテストを経ていない蓋然的心証にすぎない。また、伝聞法則の適用はないと解されるため、被害者などの第三者の司法警察員に対する供述調査も、そのまま証拠能力があるものとして扱われる。

第2章 少年審判の運営

そこで、このような蓋然的心証を確信の心証まで高めるためには、審判廷において、少年側のテストにさらす必要があるといわなければならない。具体的には、裁判官において、少年に対し、非行事実の内容を告知して陳述を聴き、少年に不利益な証拠の内容を示して、これを争う機会を与えなければならない。特に少年が非行事実を争っているときには、裁判官の手許にある法律記録のうち、一応蓋然的心証の得られる書証の内容を要約してこれを少年に告げ、これに対する少年の弁解ないし反論に十分耳を傾ける必要がある。証拠物があれば、これを少年の前に提示すべきことは当然である。

少年の弁解や反論には筋の通っていないものもある。これを弁護する付添人が付くとも限らない。そこでは、裁判官は後見的に、少年の側に立って、少年の言い分に十分耳を傾けるという姿勢が必要である。少年の言い分が、意味のあるものであるか、単なる言い逃れにすぎないかを裁判官として冷静に判断しなければならない。第一次的には被告人自身及び弁護人の防御活動にゆだねることで足りる刑事裁判との違いはここにあるといえよう。

現行法上は、少年、保護者等には証拠調請求権は認められていないが、非行事実の存否を巡って、少年、保護者、付添人等から特定の証拠（例えば、証人など）の証拠調べの申出（規則29条の3）があった場合には、後述の裁判所の職権証拠調義務の範囲の問題とも関係するが、少年の権利保障等の見地から、事実上これを尊重して、その要否を実質的に検討する取扱いをすることが望ましい。具体的には、証拠調べの採否を判断する際に、少年、付添人及び検察官等の意見を聴取し、また、証拠調べの申出を採用しない場合には、その旨を少年、付添人及び検察官等に伝える運用が考えられる（佐藤卓生「少年法14条2項及び15条2項について－少年保護事件の職権証拠調べにおける刑事訴訟法等の規定の準用－」家月57巻6号19頁，30頁）。

捜査機関の収集した肯定的証拠によって得られた心証は、少年側の否定的証拠によるテストを経て初めて、裁判官による揺るぎのない確信の心証に至るのであって、このような心証が、とりもなおさず、少年審判における「合理的な疑いを超える」心証といえるものである。

(2) 証拠法則

前述のように、少年審判手続においては、刑事手続におけるような厳格な証拠法則の適用はない。しかし、自白の証拠能力と証明力の問題については、刑事手続の場合と別異に取り扱うべき理由はない。したがって、任意性に疑いのある自白については、その証拠能力を否定すべきである。特に少年の場合には、精神的に未熟なため、暗示にかかりやすく、捜査官の取調べに対しても、十分に弁解ないし反論を述べないまま非行事実を全面的に認めるような供述をするおそれが一般的にはあるといわれている。また、行為の日時、場所や、被害物件の品名、数などについても、あまり吟味することなく、そのまま認めている例もある。これらは、成人の場合であれば、任意性の問題を生じないかもしれないが、少年の場合には、生まれて初めて警察官の取調べを受けることによる極度の緊張、混乱等によって、正確な供述ができない場合が多いことによるものと考えられる。したがって、任意性の有無を判断するに当たっては十分これらの点を考慮する必要がある。特に、逮捕、勾留などの身柄拘束を経た少年については、審判廷では、十分にその言い分を尽くさせ、捜査段階での少年の供述の任意性、信用性について慎重に判断しなければならない。

次に、自白の証明力、すなわち、補強証拠の要否の問題がある。これについては、まず、犯罪、触法、く犯の各少年について同一の扱いをしてよいか、次に、審判廷における自白については、補強証拠を要しないものと解してよいかなどについて論議が分かれている。しかし、少なくとも犯罪少年については捜査段階の自白だけで、犯罪事実を認定することは許されないとする点では、実務の運用も一致している。したがって、窃盗や恐喝事件などで、犯罪事実が多数にわたる場合でも、一つ一つ補強証拠の有無を確認しておく必要があることに注意しなければならない。

次に、調査官による調査結果を非行事実の認定に用いてよいかという問題がある。これについても、いろいろ論議が交わされているが、犯罪事実の認定に関する限り、調査結果を用いないことに運用は固まっているといっている。調査官の面接調査では黙秘権を告知していないことも多く、黙秘権を告知しないで面接調査をして得た少年の供述を非行事実の積極的認定の資料とすることは、適正手続の保障の趣旨にそぐわないし、適切な社会調査の前提となる少年、保護者等との信頼関係を傷付けるおそれがある

第2章 少年審判の運営

からである。ただ、く犯や触法の場合には、送致機関からの参考資料の送付が少なく、事実上、調査官による調査結果によって、く犯事由など非行事実の認定を補強する必要のある場合も考えられよう。

(3) 証拠調べ

ア 証拠調べの範囲

少年審判手続においては、審判が行われる前に裁判官はあらかじめ一件記録を読み、非行事実について蓋然的心証を抱いて審判に臨んでいるのが普通であることは、前述したとおりである。少年事件の送致は、刑事裁判における公訴の提起と違って、裁判所に対する処分請求ではないが、非行事実の審理構造のみを見れば、送致機関から一括して証拠調べの申請がされ、裁判所がこれを一括採用している状態であるとも見ることができ。したがって、少年審判は、少年側からの反論があればこれを十分聴取し、送付されている一件記録のうち非行事実を基礎付ける証拠の信用性を一つ一つ再検討していく作業であるともいうことができる。このような少年審判の運営について少年法は、細かい手続規定を置かず、広く家庭裁判所の合理的な裁量にゆだねているのであるが、運用上次の原則が守られるべきであろう。

第1に、少年審判手続においては、伝聞証拠の法則は適用がないとしても、例えば、少年が第三者の供述調書の内容を強く争い、この点を確定することが事実認定上不可欠であると認められれば、裁判所は原供述者を喚問し、少年側に反対尋問の機会を与えるのが相当である。少年側から証拠調べの申出がなされたときも、これを尊重するのが望ましいことは前述したとおりである。

第2に、捜査機関から送付された資料によって、非行事実の存在について確信の心証に至らない場合において行う職権証拠調べについては、従来は、ややもすると家庭裁判所の後見的、福祉的機能を強調する余り、実体的真実の発見や適正手続の保障といった刑事司法的機能を過度に軽視しすぎた嫌いが無いでもない。実体的真実を明らかにすることによって初めて少年の健全育成という少年法の究極の目的が達成される上、真実の発見は裁判所の司法的機能にもよく合致することを考慮すると、家庭裁判所としては、公正な判断機関としての立場を踏み出さない範囲で、

基本的にはできる限り真実の発見に努めることが相当である。その限界については、次の三つの場合に分けて考えることが相当である。まず、①捜査機関において送致時までに作成された資料及び②通常捜査機関において作成され、家庭裁判所に送付されるべき資料（例えば、被害届、被害者の供述調書、実況見分調書などのように通常捜査機関によって作成されるが、関係者の病気、負傷、所在不明等のため、作成、送付することができなかった資料）については、職権で取り調べることができる。更に、③少年が送致後アリバイ等全く新たな事実を主張したときには、少年の弁解ないし反論をたやすく否定することが立証上可能であると容易に認められる場合など刑事手続でいわれる「一挙手一投足の労」をもって取り調べ得る場合に限らず、必要な証拠調べを行うことが相当である。例えば、少年の非行時前後の行動を知る者など、少年の弁解を裏付け又はそれを打ち破ることの予想される者の存在が判明しているときは、家庭裁判所が証人として取り調べることは、実務上一般に行われている。

イ 補充捜査の依頼

家庭裁判所が事実上又は法16条により捜査機関（警察・検察）に補充捜査を求めることができるかという問題については、かつては、家庭裁判所の中立性を理由とする消極説が支配的であったが、近時、補充捜査を依頼することが直ちに家庭裁判所の中立性に反することにはならないこと、家庭裁判所の証拠収集能力には限界があることなどを理由として、これを積極的に解する見解が多数となっている。最高裁平成2年10月24日第一小法廷決定（刑集44巻7号639頁、家月43巻1号146頁）は積極説に立ち、家庭裁判所は捜査機関に補充捜査を依頼することができることを判示したものであるが、どのような場合に、いかなる範囲について補充捜査を求めることができるかについては触れていない。

一般的にいえば、捜査機関において事件送致時までに作成された資料の送付を求めることや、通常捜査過程で作成され家庭裁判所に送付されるべき資料、あるいは指紋の鑑定、証人の所在捜査などについての補充捜査の依頼が認められることは問題がないと思われる。更に、関係人の取調べや供述調書の作成についても、多数の関係人の取調べが必要である場合や、関係人が遠隔地に居住している場合などには、その必要性も

第2章 少年審判の運営

高く、許されるのではないかと考えられる。ただ、非行事実の成否を左右するような重要な事項については、少年の実質的な反対尋問権を保障するという観点から、原則として証人尋問によることが相当であろう。また、少年の取調べについては、少年審判における少年の地位に照らして、相当でない場合が多いであろう。

少年の弁解に不合理な部分があって、真偽いずれとも決し難く、家庭裁判所においては少年の弁解を裏付け又はこれを打ち破ることを予想できる証拠の存在が判明しない場合、送致機関に対して少年の弁解を伝えて、証拠の収集を含めた検討と証拠資料の追送を求めることができるかどうかについては、難しい問題であるが、実体的真実の発見という面からすれば一概にその必要性を否定し得ないと思われる。家庭裁判所の司法機関としての公正さを保つという観点も考えざるを得ない反面、その新たな主張を少年が捜査段階で述べなかったために、捜査機関には捜査する機会がなかったということも同時に考え、捜査機関に対して少年の弁解の趣旨を伝え、その点の真偽の確認をなし得る手掛かり（証拠の存否、所在等の問い合わせ）を得る限度で捜査権の発動を促すことは裁判所の公正さを損なわず、実務上も望ましい措置であると考えられる。なお、この場合、原則的には供述調書の作成まで求めるべきではないであろう。

補充捜査を依頼する方法としては、捜査機関に対し事実上補充捜査を促す方法と、法16条の援助依頼による方法とがあり、上記最高裁決定は、いずれの方法も可能である旨判示している。この二つの方法の違いは、法16条による場合は観念的に捜査機関に義務を負わせるのに対し、事実上の依頼はそのような義務を負わせないところにあると思われるが、そのどちらが適切であるかは、事案によるであろう。

なお、捜査機関から補充捜査の結果の送付を受けた場合には、少年の付添人にその旨通知し、閲覧の機会を与える必要がある（規則29条の5、最高裁平成10年4月21日第三小法廷決定・刑集52巻3号209頁、家月50巻9号151頁参照）。

ウ 証拠調べの方式

証拠調べの方式については、刑事手続の場合と違って、何らの規定もないため、実務の取扱いも一定していない。ただ、これまでも述べてき

たように、適正手続の保障の見地から、非行事実の審理の重要性が強調されるに従って、少年に対し、不利益な証拠を争う機会を与えるためにできるだけ証拠の内容を少年が知ることができる状態で証拠調べをする運用がされているといえよう。特に、少年が非行事実を争い、あるいは他の証拠との関係で、非行事実の存在について、いわゆる合理的な疑いが生じてきたような場合などには、裁判所は少年に不利益な証拠を少年側に開示する運用となっている。

具体的には、例えば、問題となる書証の要旨を告げ、必要に応じて朗読するといった運用になる。ただ、朗読をする場合には、少年の情操を害しないような配慮もすべきである（規則1条2項参照）。少年が非行事実を認め、他の証拠からも疑問がないと認められるような場合には、一つ一つ書証の内容を示す必要はなく、証拠物があれば、これを示すことで足りるであろう。

家庭裁判所が法14条によって証人尋問を行う場合、少年、保護者は法律専門家ではないので、弁護士たる付添人がいない場合には、裁判官が少年側の希望する事項について、少年側に代わって尋問をするといった後見的配慮も必要である。尋問の方式については、刑訴法304条及び刑訴規則199条の2から13までの規定が準用されないと解されていることから、まず裁判官において主要な点を尋問した後、補完的に付添人等に尋問させる扱いが多いようである。他方で、付添人、検察官等の申出により証人等を尋問する場合には、まず申出をした者に尋問を行わせることが効率的であるという配慮から、刑訴法304条2項後段及び3項の趣旨を踏まえて、尋問の申出をした側から尋問させる手続運営も考えられるところである（前掲佐藤卓生28頁）。

裁判官が尋問を行う際には、証人が、少年にとって、いわゆる敵性証人か否かにもよるが、原則として、裁判官は中立的な立場で尋問を行っているという姿勢を保つのが望ましい。付添人、少年等に必ず尋問の機会を与えるとともに、裁判官が尋問に介入する場合には、介入する理由を説明するなどして裁判所の公正・中立性を疑われることのないよう配慮することも必要であろう（前掲佐藤卓生30頁参照）。また、少年が非行事実を争っているときに、裁判官がこれとは反対の立場で、証人から少

第2章 少年審判の運営

年に不利益な供述を引き出そうとしているような外観を呈することは、少年側に不信感を与えるおそれがあり、一般的には好ましくないといえるであろう。しかしながら、裁判官が適切に裁量権を行使し、少年に対する後見的立場からの配慮も怠らず、少年の弁解を十分聴きながら、証人調べを行う場合には、仮に不利益な供述が出てきたとしても、真実発見に対する裁判官の真摯な努力が少年にも伝わり、教育的にも好ましい結果が得られるであろう。

なお、証拠調べの方式に関しては、①証人等の資格に関する刑訴法143条から145条までの規定、②証人の召喚、勾引等に関する刑訴法150条から153条の2までの規定及び162条並びに刑訴規則110条から113条までの規定、③証人の宣誓等に関する刑訴法154条、155条、160条並びに刑訴規則115条から120条までの規定、④証言拒絶権に関する刑訴法146条から149条までの規定並びに刑訴規則121条及び122条は、少年審判にも準用されると解されている。宣誓に関しては、少年事件においては、事件関係者等が未成年者であることが少なくないことから、証人の宣誓能力の有無に注意する必要がある（前掲佐藤卓生37頁以下）。

このほか、一般に少年審判への準用が否定されている刑訴法及び刑訴規則上の証拠調べの方式に関する規定についても、その趣旨を生かして、例えば、①証拠調べの申出に際しては、証人等の氏名及び住所を適宜の方法で明らかにしてもらうこと（刑訴規則188条の2第1項参照）、②尋問を効率的に行い、また、充実したものとするために、証人の申出に際して尋問事項及び尋問見込時間を明らかにしてもらうこと（刑訴規則106条、188条の3参照）、③誘導尋問や誤導尋問等の規制に配慮すること（刑訴規則199条の2ないし199条の7参照）、④後に尋問が予定されている者については、証人尋問に在席させるのは相当ではなく（刑訴規則123条参照）、規則31条1項により退室させる措置をとることなどが考えられると指摘されている（前掲佐藤卓生32頁、45頁以下、49頁、59頁）。

4 要保護性の審理

少年の要保護性に関する調査は、いわゆる社会調査と呼ばれ、主として調査官に命じてこれを担当させる。調査の内容は、少年の家庭環境、生活史、少年の性格、行動傾向、非行の動機、原因など多岐にわたり、少年の資質上、

環境上の問題点について詳細な調査がなされる。その調査結果は、通常は少年調査票にまとめられ、裁判官に報告される。したがって、裁判官の要保護性に関する心証は、まず少年調査票を中心として少年調査記録を読むことによって形成されることになる。

ただ、調査官による調査結果の報告は必ずしも書面に限られず、口頭の報告も許されること、調査の観念的な主体はやはり家庭裁判所であり、調査官はその命を受けて活動するものであることなどからすれば、調査官は絶えず裁判官と連絡を取り、必要な情報を裁判官に伝えることが要請される。したがって、裁判官は、調査記録を検討するに当たっては、いつでも作成者である調査官を呼んで、疑問点をただし、補充的に説明をさせ、審判に臨む前に、あらかじめ調査記録の内容を十分に頭に入れておくよう心掛けることが大切である。

なお、調査官による調査はすべて任意調査であり、証人尋問等の強制的調査をなす権限はないから、調査に応じる関係人は、すべて参考人である。家庭裁判所も特に要保護性に関しては、強制的取調べまでする必要性は余りないので、証人尋問に代え、参考人の取調べにとどめる場合が多い。

審判期日における要保護性の審理は、次のように行われる。すなわち、前述のような過程を経て、非行事実に関する審理が終わり、非行事実の認定について確信の心証が得られると、引き続き要保護性の審理に入ることになる。そこではまず、裁判官は、調査記録に基づいて、少年の家族関係、学校、職場等の環境、少年自身の生い立ち、本件非行の動機・原因、少年の性格や行動傾向等について、主として少年調査票の記載に基づいて、その主要な事実を少年や保護者に確かめる。この場合、少年にそのまま告げることが少年の情操上問題があると考えられる事項（例えば出生の秘密など）は、あらかじめ調査官の意見も聴いた上で慎重に扱うのが相当である。

調査記録の事前開示の問題とも関連するが、少なくとも、少年や保護者に対し、情報源を一つ一つ明らかにする必要はないであろう。ただ、要保護性の判断に重大な影響を及ぼす事項については、事案に応じてこれまでの調査の結果を少年側に告げ、これに対する少年、保護者等の供述を求めるのが相当であろう。特に、被害の実情や被害者の置かれた状況について、少年がどのような認識を有しているかは重要であり、更に、裁判官は、この点につい

第2章 少年審判の運営

て少年の認識を確認するだけでなく、少年とのやりとりを通じて少年が被害者について内省を深めていけるような働き掛けを行うことが必要である。再非行の可能性が強いと判断するに当たっては、その根拠となる諸要素について、十分少年側の言い分を聴くべきであろう。要保護性の内容については、諸説あるが、累非行性がその中心をなすものだからである。また、将来の方針に関する少年、保護者の供述は必ず求めるようにし、少年が自ら立ち直る意欲を真に有しているか否か、保護者の保護能力は十分か否かを見極める必要がある。

このような要保護性の審理の段階は、家庭裁判所の福祉的、教育的機能が大きく期待される場所である。したがって、この段階における審理を行うに当たっては、次のような点に心掛けることが必要である。

第1に、前述のとおり、少年審判において、被害の実情や被害者の生の声を伝えることなどにより、責任に直面させて内省を深めさせたり、社会性及共感性を育てる契機となるように、事案及び審判の状況に応じた適切な働き掛けをする必要がある。

第2に、少年審判における教育的機能とは、裁判官が自ら少年に対する教育者として振る舞うことを意味するものではなく、少年が非行の原因や自分の抱えている問題点について自己洞察を深め、自らの力で立ち直ろうとするのを裁判所が援助するものであることに留意する必要がある。したがって、事案にもよるが、裁判官は審判廷において、むやみに説得や訓戒のみを行うのではなく、調査記録の内容を十分頭に入れた上で、少年に問題点を指摘し、少年や関係者と会話を交わすことによって、少年に問題の所在を分からせ、再び非行を犯さないためにはどうすればよいかといったことを、より具体的に少年自身の言葉で語らせるという姿勢が大切である。

第3に、保護者に対する家庭裁判所の適切な働き掛けが必要である（法25条の2）。審判は、少年に対する保護、教育の場として、一つの大きな転機となるものであるが、審判が済めば、大部分の少年は再び日常生活に戻るわけであり、以後、少年の身近にあって、これを継続的に指導し得るのは、保護者をおいてほかにない。したがって、少年が完全に立ち直れるか否かは、保護者の指導いかんによるといっても過言ではない。しかし、保護者にもいろいろなタイプがあり、非行を契機として、学校や職場と連絡を取りながら、

家族ぐるみで少年の教育、指導に当たっている親もあれば、これとは反対に、全くの放任状態を続け、少年に対する指導の意欲や自信を失っている親もある。そして、実務上は、後者のようなタイプの保護者がよく見られ、少年審判の困難さを感じさせる。したがって、このような保護者に対し、いかにして少年に対する指導の能力と意欲を回復させるかが、家庭裁判所の重要な役割である。

第4に、以上のような家庭裁判所の役割を果たすためには、裁判官にとって、調査官その他の職員、学校、職場などの関係者の協力が必要である。審判廷において、黙りこくっている少年や、むやみに少年を叱りつける保護者などに対し、調査官が適切な助言と指導を加えることによって、審判が円滑に進行し、裁判官と少年、保護者との間で人格的交流が深まるという例もある。その他、審判の場において、学校の教師や職場の雇主が、それぞれの立場から率直な意見を述べることによって、より適切な審判の運営がされることになろう。このため、これら関係者の協力を引き出すことができるよう、あらかじめ事案をよく検討して、必要があれば、関係者を審判に出席させるよう準備しておくべきである。

5 審判指揮 — 裁判官の役割

これまで見てきたように、審判は、それまでの家庭裁判所の調査の結果に基づいて、裁判官が直接手続を主宰し、少年、保護者その他の関係者の前で、非事実及び要保護性の双方について審理を行う非形式的な手続である。少年法の教育主義の根本理念から、処遇の個別化を図り、行動科学の知識を活用した要保護性の判断が審判の重要な部分を占めること、審判それ自体にも教育的機能が期待されていることなどから、このような職権主義的審問構造が採られていることは前述したとおりである。

それだけに審判期日における裁判官の審判指揮（法22条3項）は重要な意味を持つ。非形式的な手続であり、広範な裁量を許しているため、少年審判は、民事、刑事の裁判に比べて、裁判官の個性が大きく現れる。むしろ法はそれを予定していると考えられるので、裁判官は無理に個性を押し殺すことなく、非形式的な構造の長所を生かして、少年の年齢、性格、保護者の態度、事案の内容、審判出席者の状況等に応じて、弾力的な運用をするのが望ましい。

第2章 少年審判の運営

非行事実及び要保護性の審理の在り方については、それぞれ既に述べたとおりであるが、これらを通じて、具体的な審判の場面における裁判官の審判指揮の在り方について、注意を要する点を列挙すれば、次のとおりである。

第1に、裁判官は、単に事件を「処理」するだけでなく、少年の改善、更生について、重要な役割を果たす審判の最終責任者としての自覚と自信を持って指揮を行うこと。

審判に対する取り組み方について、少年の人格に重点を置く考え方と非行事実を重視する考え方に差異があることは前述した。前者は、少年に対する保護、教育的機能を重視し、要保護性の審理に重点を置くのに対し、後者は、少年に対する司法的機能、特に、適正手続の保障を重視し、要保護性と非行事実の双方を審判の対象と考えるものであるが、具体的な審判の運用を見ると、必ずしも一つの立場だけでは説明しきれないものもある。大切なことは、必ずしも一つの立場に固執することなく、事案に応じた適切な審判の運営を図ることである。

なお、この場合、裁判官はあくまで法律専門家であって、心理学、社会学、教育学等の行動科学の専門家ではないことに留意する必要がある。裁判官は、少年法上も自らこれら諸科学の専門家であることは要求されていない。調査官の調査及び少年鑑別所の鑑別は正に諸科学の知見を活用して行われる必要があるが、裁判官はそれらの調査、鑑別の結果を理解し、十分使いこなすことにこそ心掛けるべきであろう。

第2に、裁判官は、具体的な審判指揮において、公平、中立であることを疑われないようにすること。

裁判官も人間である以上、例えば審判廷において、少年や保護者が明らかに虚構とみられる事実を述べたり、理由なく事実を争い、あるいは裁判官に反論を加えるといった場合、このような少年、保護者の態度に対する憤りの念を抱くことがあり得るが、これをそのまま少年、保護者の面前であらわにして、不快感を示すことは、多くの場合、少年等の反感を招き、裁判所の判断機関としての公正さに疑いを抱かせるおそれもあり、得策ではない。このような感情の高まった場合には、努めて冷静に振る舞い、場合によっては休憩をとって、一呼吸おこなうなどして、心の平静を保つことも一つの工夫である。審判の進行に従って、裁判官の審判指揮が少年や保護者にどのような影響を

与えるかを、裁判官はおおむね予測し、効果を確認するだけの冷静な観察眼を持っていなければならない。

なお、少年審判法規には、除斥、忌避の規定はないが、規則上、回避が認められているので（規則32条）、刑訴法における除斥や忌避の事由のある場合、その他審判の公平について疑いを生ずべき事由があると思われる場合には、裁判官はためらわず職務の執行を回避すべきである。なお、少年保護事件における裁判官の忌避、回避をめぐる解釈論、決定例については、家月42巻2号112頁、同43巻2号92頁、同46巻2号96頁を参照されたい。

また、被害者等が傍聴する場合であっても、被害者等におもねるような態度をとることは問題である。被害者等に配慮することは、迎合することとは異なるものである。裁判官の被害者等に対する姿勢は、少年・保護者に注視されていることに留意して、少年審判の教育的機能を後退させるような審判運営を行わないようにしなければならない。

第3に、適正な審判指揮のため、規則上裁判官に与えられている権限、すなわち、関係者の在席の許可（規則29条）、意見の陳述の許可（規則30条）、発言の制止、退席措置（規則31条）などを適切に行使用すること。

少年に対する教育的効果からも、学校の教師、職場の雇主、保護司、保護観察官、鑑別技官、観護教官等多くの関係者の出席が有益であることは前述したとおりである。

そして、これらの関係者に対し、適当な時期に意見の陳述を求めることは、より教育的な効果をもたらす。ただ、これらの意見の陳述が、直接、少年や保護者の前でなされるのが不適当な場合があるので、裁判官としては、事前に調査官を通じて、これらの関係者が、少年の処遇に関し、どのような意見を有しているかを十分に把握しておくことが必要である。そして、必要に応じて、少年や保護者を退席させて、これらの関係者から率直な意見を聴くことも有益であろう。なお、少年については、その情操を害するものと認める状況が発生したときのみ、少年を退席させることができる（規則31条2項）ことに注意を要する。また、適正手続の保障の見地からは、少年に対し、その退席中になされた審判の内容のうち、非行事実の認定又は要保護性の判断に重大な影響を及ぼす事項について、少年の情操を害しない範囲内において、その要旨を告げることが必要である。

第2章 少年審判の運営

第4に、裁判官は、審判廷において少年や保護者が進んで発言できるような雰囲気を作ること。

これは、審判指揮を適切に行うに当たって、最も基本的で、かつ、難しい要件の一つであるといえよう。特に、民事、刑事の裁判手続のみを経験している裁判官は、事件の当事者、代理人、検察官及び弁護士等による訴訟活動を相互に調整し、迅速に訴訟指揮をすることには習熟しているが、少年審判廷で、発言しようとしないう少年や保護者から自発的な発言を引き出し、それをもとに審判を効果的に進めるといった審判指揮については、余り習熟していないのが普通であろう。審判指揮の重要な目標は、黙りこくっている少年を、いかにして自由に発言させるかにあると言っても過言ではない。この場合、少年が沈黙する理由は、いろいろ考えられるが、一番大きいのは、非行を犯し、警察等の取調べを経て、裁判官の面前に呼ばれ、最終決定の言渡しを待っているという精神的圧迫によるものであろう。したがって、裁判官は、まず、少年のこのような精神的緊張を解きほぐしてやる必要がある。そのためには、できるだけ少年に分かりやすい表現を用いるとか、少年審判は刑事裁判と違って、少年の責任を追及するものではなく、将来の再非行防止のための方策を少年とともに考える場であることを少年、保護者に十分に説明することが必要である。

また、裁判官において、絶えず記録をめくりながら、尋問口調で審判を行うことは、少年に対し、審判があたかも捜査機関による取調べの延長であるかのような印象を与えるおそれがあり、一般的に好ましくない。できれば、裁判官は、事前に法律記録及び社会記録を十分に読んで、その内容を頭に入れ、原則として、少年や保護者の動静、表情等に絶えず気を配りながら、臨機応変に審判指揮を行うのが望ましい。

6 処遇の選択

このようにして、非行事実及び要保護性の双方について審理が行われると、最終段階として、少年に対する終局決定をしなければならない。どのような終局決定がされるべきかという問題を仮に処遇の選択と名付けるならば、少年審判手続においては、民事や刑事の裁判手続とは違って、手続の進行と処遇の選択が密接不可分な関係を有しており、家庭裁判所は絶えず最終段階の決定内容を考えながら手続の進行を図らなければならない。すなわち、この

ような処遇の選択は、手続の最終段階に至って突然できるものではなく、事件受理から始まって、調査、審判の進行中も少年の処遇をいかにすべきかを考慮しながら、手続を進めなければならない。

処遇の選択の主体は、言うまでもなく裁判官である。裁判官は、調査官の調査、少年鑑別所の鑑別の結果や、審判の結果に基づいて最終的な決定を行うわけであるが、このような処遇の選択に当たっては、家庭裁判所は、前述した多くの関係者、例えば、学校の教師、職場の上司や雇主、補導受託者、保護司、保護観察官、児童福祉司、鑑別技官、観護教官等から、少年の処遇について意見を聴取することができる。

このような意見の聴取は、調査官を通じて個別的にされてもよいし、調査、審判の段階で、これら関係者全員の出席を求めて、少年の処遇について意見を聴取するという方法（ときに、ケース・カンファレンスと呼ばれることがある。）で行われることもある。

この意味でのケース・カンファレンスを行う場合には、次のような点に留意することが大切である。

第1に、この席に、付添人、学校の教師、補導受託者（予定者）、職場の雇主等の民間人を加える場合には、秘密の保持に十分配慮すること。

第2に、過去の事例について行われるケース研究と違って、あくまで現に係属中の少年の処遇に関するものであり、しかも、少年に対する決定を行うのは家庭裁判所であるから、カンファレンスの進行、運営はすべて家庭裁判所の主宰とその責任の下にされるべきであること。

第3に、保護司、保護観察官、少年鑑別所職員等の意見を聴取する場合には、必ず、当該保護観察所又は少年鑑別所へあらかじめ連絡すること（規則26条）。

処遇の選択は、審判手続のいわば最終ゴールであるが、個別処遇を目的とする少年審判にあつては、処遇選択についての基準というものは存しない。当該非行の原因については、少年の資質及び環境上の様々の因子が考えられ、したがって、処遇の選択は正に事案ごとに異なるからである。

ただ、現行法上の保護処分の現状や家庭裁判所の保護的措置の内容に照らして、一般的に、いかなる少年について、いかなる処遇が望ましいかという選択の基準は、多くの少年事件を経験するに従って、おのずと形成されるも

第2章 少年審判の運営

のである。したがって、裁判官は、少年院送致や保護観察等の保護処分が現在どのように運用されているか、全国の家裁裁判所における終局決定はどのようにされているか、児童相談所、児童自立支援施設、児童養護施設等の児童福祉機関における取扱いはどのようになっているかなどについて、常に関心を持ち、これらについての正確な知識を有している必要がある。これらの点に関する文献等の参考資料も多数刊行されているので、少年の最終的な処遇の決定権者である裁判官は、この点について研さんを怠ってはならない。

特に、これら関係機関では、最近、少年の非行の質的变化に対応して、運用上いろいろな試みを行っていることが注目される。家裁裁判所は、その対応する関係機関と定期的に協議会を開いているが、それらの協議会を通じて、運用上の最新の情報を得ることも可能である。

また、広い意味における処遇選択の適正を期するためには、裁判官は、逆送後の少年の処遇についても、ある程度の見通しを持つことが必要であり、少年に対する罰金刑や自由刑等の刑罰処遇の現状についても、正しい知識を有していることが望ましい。

7 否認事件の取扱い

(1) 否認事件の態様

少年事件では、少年が非行事実を自白している場合が大部分であり、非行事実を争ういわゆる否認事件は少ない。しかし、この否認事件の取扱いは、少年審判手続における適正手続の保障の在り方を考える上で重要であり、通常の事件以上に慎重な運用が望まれる。

一口に否認事件といっても、いろいろな態様がある。例えば、非行事実のすべてを争う全部否認の場合もあれば、一部否認にすぎない場合もある。一部否認の中にも、複数の非行事実のうち一部を否認するのと、一個の非行事実の構成要件の一部を否認するもの（例えば、財産犯で被害目的物の内容を争うなど）とがある。特に後者の場合には、否認の態様によっては、全部否認として取り扱うべきもの（例えば、故意犯における犯意の否認など）もあろう。

また、否認をする時期によって、捜査段階からの否認事件もあれば、家裁裁判所の調査、審判段階から否認する事件もある。

特に、身柄事件の場合には、観護措置をとる段階で、裁判官は少年に直

接非行事実の要旨を告げて、これについての陳述を聴くことになるので（規則19条の3）、事件受理の段階で、少年が自白するか、否認するか、否認する場合の態様などを直接知ることができ、比較的、その後の調査、審判の計画が立てやすい。

それに比べて、在宅事件の場合には、裁判官は事件記録を通じて、これを知るしかないのが通常であるから、調査命令前の記録の検討に当たっては、少年の供述調書に十分注意を払う必要がある。仮に、少年が非行事実を認める供述をしていますが、共犯少年の供述調書の内容や他の証拠との間で不合理な矛盾が発見される場合には、非行事実について更に慎重に審理を行う必要のあることは当然である。

それだけに供述調書において、少年が非行事実を争っている場合は重要であるが、中には、よく検討してみると、非行事実の要件たる事実は認めているが、その周辺の犯罪の手口、直接の動機等いわゆる犯情を争っているにすぎない場合もあるので、裁判官は記録の検討に当たって、これらの点を十分に審査する必要がある。

(2) 事件受理、調査段階の取扱い

まず、理論上の問題として、否認事件について、裁判官は調査官にそのまま社会調査を命じることができるかという問題がある。

前述したように、調査命令を出すに当たっての裁判官の非行事実に対する心証の程度は、一応、蓋然的心証で足ると解されるので、少年がこれを否認したからといって、必ず審判を先行させなければならないというのではない。記録を検討した結果、少年が否認をしているにもかかわらず、他の証拠から、一応少年が非行を犯したと認められる相当な理由があれば、裁判官は調査官に対し、調査を命ずることは可能である。いわゆる審判前調査の建前を採り、非行認定手続と処遇決定手続との2段階区分を採用していない我が国の少年審判制度にあっては、このような結論にならざるを得ない。

しかし、少年が非行事実のすべてを争い、保護者とともに、調査官による社会調査を受けることを拒んでいるような場合には、たとえ非行事実の蓋然性が認められるとしても、そのまま社会調査を強行することは、原則として妥当ではなく、良い結果も得られないであろう。

第2章 少年審判の運営

そこで、実務上の取扱いとしては、次のような方法が考えられる。

身柄事件の場合には、前述した方法により裁判官が自ら否認の態様を確かめ（仮に、観護措置をとった裁判官と事件を担当する裁判官とが異なる場合には、書面その他の方法により、その態様が伝達されることが望ましい。）、その結果によって非行事実の有無についての審判を先行させることも可能であろう。ただし、身柄拘束期間が特別更新ができる場合でも最大限8週間に限定されているので、少年の否認にもかかわらず、非行事実の蓋然性が認められるときは、同時に調査命令を出して、法的調査と社会調査を並行して進める場合も考えられよう。その場合にも、調査官は裁判官と密接な連絡を取り、状況の変化に応じて、裁判官の指示に従うよう努めなければならない。

在宅事件の場合にも、原則は上記のとおりであるが、裁判官は直接少年の弁解を聴いていないので、否認の態様が正確にはつかめない。したがって、事件記録の検討により、少年の否認部分がそれほど重要ではなく、他の証拠によって、非行の蓋然性が認められれば、調査を命じて差し支えない。この場合、調査を命ぜられた調査官は、裁判官と十分事前に打合せを行うとともに、調査の進行段階に応じて、絶えず裁判官に連絡を取り、その指示に従うべきであろう。調査官が調査を開始した後に少年が非行事実を否認した場合には、速やかに、裁判官に否認部分、否認態様を報告し、その指示を求めるとともに否認及び弁解の態様を少年調査票等に記載しておくべきである。

実務上よく見られるのは、記録上否認していても、調査面接の段階で直接少年に確かめてみると、いわゆる共謀共同正犯の意味が分からないために犯罪の成立を争ったり、狭義の犯情を争ったりしていることが判明する場合である。このような事件では、調査官が適切な説明を行うことによって、少年、保護者の納得を得ることができる。

(3) 審判段階の取扱い

否認事件の審判だからといって、特別の方式があるわけではないが、やはり、少年が非行事実を争っている以上、十分に審理を尽して、少年側の言い分を聴き、それを手続に反映させるような進行を図ることが相当である。

そのためには、まず、審判の場において、正確に送致された非行事実の内容を少年に告知し、これについての少年の言い分を十分聞いたあと、少年に不利益な証拠の内容を告げて、少年側の弁解ないし反論に耳を傾けることが大切である。そして、必要に応じて、証拠調べ（法14条、15条参照）を行うことになるが、その場合の心構えについては、「3 非行事実の審理」（前掲133頁）の項で述べたとおりである。

なお、この場合、審判期日について、保護者、付添人も必ず出席できるよう配慮するとともに、調査官を在席させることが望ましい場合もあろう。

審判の結果、やはり非行事実が認められた場合には、仮に終局処分が不処分等であったとしても、少年側に対し、裁判所が非行事実を認定した根拠を説明するのが相当である。

8 裁定合議

(1) 裁定合議の趣旨

平成12年改正により、裁判所法31条の4が改正され、家庭裁判所における審判又は裁判に、裁定合議制度が導入された。

一般に、合議体により審理を行うことは、複数の裁判官による合議の過程を通じて、各裁判官の知識や経験を活用し、多角的な視点からの分析、証拠評価が可能となり、また、各裁判官の主観性が捨象され、判断がより客観的なものになるといったメリットがある。刑事事件においては一定の重い犯罪の事件につき合議制が義務とされ、また、民事刑事を通じて重要な事件について裁定により合議体による裁判が行われているのは正にそのためである。そこで、従来はどのような事件も裁判官一人で担当することになっていた少年審判にも裁判所の裁量により合議体による審理を行うことができるとする裁定合議制度が導入されたものである。

主として事実認定手続の一層の適正化のため導入されたものであるが、非行事実に争いがなく専ら処遇選択が問題となる事件についても裁定合議とすることはもとより可能である。したがって、非行事実が激しく争われる重大事件や社会の耳目を引き処分の選択に慎重な検討を要する事件等において、合議体による審理が活用されることになろう。

合議体による審理については、3人の大人の裁判官が居並び、少年に威圧感を与えるのではないかとの懸念も指摘されていることから、審判の運

第2章 少年審判の運営

営に当たっては、例えば3人の裁判官が適宜役割分担を行うなど、当該事件にふさわしい方法を考えながら審判を運営するなど、少年審判の教育的機能を損なうことのないような配慮が必要であろう。

(2) 裁判長の権限

合議事件において、審判の指揮は裁判長が行う（法22条3項）。規則上、具体的に裁判長の権限とされているものは、次のとおりである。

- ① 陪席の裁判官が決定書に署名押印できないときの措置（規則2条1項後段）
- ② 調書決定の措置（規則2条7項）
- ③ 決定の言渡し（規則3条1項、2項）
- ④ 呼出状の記名押印（規則15条、41条）
- ⑤ 同行状の記名押印（規則17条1項、42条1項）
- ⑥ 観護措置決定手続における黙秘権等の告知（規則19条の3）
- ⑦ 観護措置が勾留とみなされる場合の告知（規則24条の2第1項）
- ⑧ 審判期日の指定（規則25条1項）
- ⑨ 調査官の審判欠席の許可（規則28条2項）
- ⑩ 相当と認める者の審判在席の許可（規則29条）
- ⑪ 審判期日における黙秘権等の告知（規則29条の2）
- ⑫ 審判における意見陳述の許可（規則30条、30条の10）
- ⑬ 国選付添人の選任及び少年、保護者、検察官（検察官関与決定があった場合に限る。）及び日本司法支援センターに対する通知（規則30条の3第2項、46条の4第2項、3項、30条の3第4項、46条の4第4項）
- ⑭ 発言の制止、退席等の措置（規則31条）
- ⑮ 審判調書への記載命令（規則33条2項8号）
- ⑯ 審判調書の作成又は記載事項の一部の省略の許可（規則33条3項本文）
- ⑰ 審判調書の認印（規則34条1項、4項）

また、合議事件において、裁判長は、急速を要する場合には、次の①から④までの事項について、自ら単独で行い、又は合議体の構成員にさせることができる。

- ① 観護措置の決定並びにその取消し及び変更（法17条10項）

- ② 少年鑑別所送致の場合の仮収容決定（法17条の4第2項）
- ③ 緊急同行状の発付（法12条2項，法26条6項）
- ④ 決定及び同行状の執行者の指定（法13条3項，法26条6項）

このほか，次の⑤及び⑥の事項についても，裁判所の裁量により（裁判長限りの判断ではない），合議体の構成員にさせることができる。

- ⑤ 審判期日外における証人尋問等（法14条2項，15条2項，刑訴法163条1項，125条1項等）
- ⑥ 検察官及び付添人との打合せ（規則30条の4第2項）

審判期日における手続（少年本人質問等）を受命裁判官にさせることができるかについては，法や規則に規定がなく，これを認めると上記のような合議制度の趣旨を没却してしまうおそれがあるので，消極に解すべきであろう。

9 検察官の関与

(1) 検察官関与制度の趣旨

家庭裁判所は，一定の重大な事件において，その非行事実を認定するための手続に検察官が関与する必要があると認めるときは，決定をもって，審判に検察官を出席させることができる（法22条の2第1項）。検察官関与決定をした場合において，少年に弁護士である付添人がないときは，家庭裁判所が弁護士である付添人（国選付添人）を付する（法22条の3第1項）。事実認定手続の一層の適正化のため，平成12年改正によって導入された制度である。

検察官を関与させる理由の第1は，証拠の収集・吟味における多角的視点の確保という観点である。非行事実が激しく争われ非行事実の認定に困難を伴う事件においては，少年，保護者，付添人という少年側からの視点に加えて，これと異なる公益的見地からの視点をも確保し，より客観的な証拠の収集・吟味を行うことが適当と考えられたものである。

第2は，裁判官と少年側との対峙状況の回避という観点である。裁判官が少年側と異なる立場からの証拠の吟味を行おうとすればするほど，非行事実を争う少年に対して他の証拠との矛盾点や供述の不自然さを指摘しながら質問したり，少年の主張・弁解と矛盾するような証拠がないかを検討するようになり，裁判官と少年側とが対峙するかのような様相を呈するこ

第2章 少年審判の運営

とになる。このような状況をできるだけ解消し、裁判官を公平中立な判断者及び教育的働き掛けを行う者としての立場に専念するのを容易にするために、一定の要件のもとに検察官の関与を認めることとされたものである。

このように一定の事件で少年審判にも検察官が関与することになったが、少年審判の基本構造が変わるものではない。すなわち、検察官は、刑事裁判のような当事者・原告官として関与するのではなく、少年審判の職権主義的審問構造の枠内において、家庭裁判所の手続主宰権に服しつつ、審判の協力者として関与するものである。また、事実認定の手続が終わると審判の席から退き、その後の要保護性審理の過程には立ち会わない。

裁定合議制度は、異なる知識、経験を持つ複数の裁判官が合議をすることにより、いわば裁判体内部における多角的視点を確保し、その判断を一層客観的かつ的確なものにしようとする制度であるのに対し、検察官関与制度は、裁判所と少年側との対峙状況を回避するとともに裁判体とは別の視点に立って事実認定を吟味する者を加え、審判の客観性を確保しようとするものである。この両制度は、視点や得られるメリットが異なるのであるから、裁定合議決定がされる事件と、検察官関与決定がされる事件との間にもおのずと一定の相違があるものと考えられる。

(2) 検察官関与の要件

検察官関与決定の要件は、①犯罪少年に係る事件であること、②その事件が(i)故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は(ii)死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件であること、③その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認められること、である。

犯罪少年に係る事件に限られるので、触法少年及びぐ犯少年に係る事件には検察官が関与することはできない。

「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」とは、故意による犯罪行為及びそれによる死の結果が犯罪構成要件となっている罪をいう。殺人(既遂)、傷害致死、危険運転致死などが含まれるが、過失致死のように故意の要素を含まないものは含まれない。また、死の結果が発生しなかったものも含まれないが、殺人未遂のように「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」の事件であれば検察官関与決定が可能で

ある。犯行時16歳以上の少年に係る事件の場合は、いわゆる原則検送（法20条2項本文）の対象事件ともなるが、検察官送致とするためには非行事実が認定されることが前提であるので、非行事実が激しく争われる場合などには審判に検察官を関与させた上で非行事実を認定し検察官送致とすることもあり得る。

「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」としては、上記の殺人未遂のほか、建造物等放火、強盗、強姦などいわゆる「凶悪犯」がおおむねこれに該当する。

どのような場合に「非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要がある」と認められるかは、検察官関与制度導入の趣旨に照らして個々の事件ごとに必要性を検討することになる。検察官関与制度導入の趣旨が、①証拠の収集、吟味における多角的視点の確保及び②裁判官と少年側との対峙状況の回避という観点から見た困難場面をできるだけ解消することにあることからすれば、これらの困難性が顕在化し、運用上の工夫では賄うことが困難である場面などが想定されている。ここでいう「非行事実」とは、犯罪構成要件に該当する事実に限られるものではなく、犯罪の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含むものである（法17条4項）。実務上は、非行事実が争われている場合に検察官関与決定されることが多い。

(3) 検察官関与決定の手續

検察官関与決定をするには、検察官の申出がある場合を除き、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない（法22条の2第2項）。求意見の際、検察官にどの程度の情報を提供すべきかについては、例えば、少年が捜査段階から一貫した否認をしている事件であれば多くの情報は不要であろうが、送致後にアリバイ等の新たな主張があった場合には、その主張の概要等相当踏み込んだ内容の情報を伝える必要もあろうし、必要に応じて、検察官に記録の閲覧を許可することも考えられる（規則7条1項）。

検察官関与決定の主文においては、審判に検察官を出席させる事件（事実）を明らかにしなければならない（規則30条の2）。検察官関与決定は事件（事実）単位で行うことになっているところ、どの事件（事実）について検察官関与決定があったかが、検察官の活動の範囲（法22条の2第3項）

第2章 少年審判の運営

を画するのみならず、検察官による抗告受理申立ての理由として主張できる事由の範囲（法32条の4第1項）及び一事不再理効類似の効力が生じる範囲（法46条2項、3項ただし書）をも画することから、検察官関与決定の対象事件（事実）を明確にする必要があるからである。

検察官関与決定の主文の形式としては、例えば、「別紙記載の事件の審判に検察官を出席させる。」とした上で、送致事実を記載した別紙を決定書に添付することが考えられる。殺人と併合罪の関係に立つ銃砲刀剣類所持等取締法違反（所持）や科刑上一罪の関係に立つ住居侵入などが同時に送致されてくることは実務上多く見られるところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法違反（所持）や住居侵入は法22条の2第1項各号の検察官関与決定ができる事件に該当しないので、このような場合に殺人について検察官関与決定をするには、別紙には殺人の事実のみを記載し、銃砲刀剣類所持等取締法違反（所持）や住居侵入の事実を記載しないよう留意する必要がある。

(4) 検察官が関与する事件の手続の流れ

少年の否認の時期、証拠関係等によって一様ではないにせよ、私選付添人がない場合の手続の流れは大略以下ようになる。

観護措置決定手続又は審判期日における少年本人質問などによって、少年の否認の趣旨及び態様が確認できた段階で、検察官関与の必要性判断を行い、検察官に対する求意見手続（法22条の2第2項）を経て、検察官関与決定をする。審判開始決定がされていない場合には、審判開始決定をする。

併せて少年に対する付添人選任の照会手続に入り、私選付添人の選任がなければ国選付添人を選任する（規則30条の3）。

国選付添人の選任を終えた後、適正迅速な審理を行うためには、争点の明確化、審理計画の策定、審判期日の内定等について、検察官及び付添人との打合せを行うことが必要になる（規則30条の4）。また、検察官又は付添人からは、この段階で証人尋問等の証拠調べの申出（規則30条の7、29条の3）がされるのが通常であろう。なお、検察官及び付添人は、この打合せまでの間に、記録の閲覧等を行うことになる（規則30条の5、7条2項）。

第5 審判の進め方

次に、審判期日において、証人尋問その他の証拠調べを行う。検察官及び付添人は、裁判官に告げて、証人等を尋問し（規則30条の8第1項、刑訴法157条3項）、少年本人に質問することができる（規則30条の8第2項、29条の4）。なお、証人尋問等は審判期日外においても行うことができ、検察官及び付添人はこれに立ち会うことができる（規則30条の6第1項、刑訴法157条1項）。

必要な証拠調べを終えた段階で、審判期日において、検察官及び付添人から、非行事実の認定に関する意見陳述が行われることになる（規則30条の10、30条）。

以上の後、非行ありの心証に至らなければ、審判期日において非行なし不処分決定を行う。

非行ありの心証に至った場合には、新たな審判期日において、いわば事実上の中間判断として、非行事実の認定に関する心証を開示し、少年及び保護者に対して爾後の本格的な社会調査や心身鑑別に向けた動機付けを行うことになる。この段階で、非行事実認定のための手続は終了することになるため、検察官は退席する。

その後、本格的な社会調査や心身鑑別を経て、審判期日において要保護性の審理を行い、終局決定を行うことになる。検察官は、終局決定を告知する審判期日に立ち会うことができるとされており（規則30条の6第1項）、その期日は検察官に通知しなければならない上（同条2項）、検察官関与事件の終局決定は、すべて審判期日において言い渡さなければならないものとされている（規則3条1項）。このようにして、検察官には審判期日において終局決定の内容を知る機会が保障されているが、これは、検察官が終局決定に対して抗告受理の申立て（法32条の4第1項）をするかどうかを検討する機会を確保するためである。この点は、非行事実認定の審理が終了した後、試験観察が行われるなどして、終局決定をする審判期日までの期間が空いた場合には、終局決定を言い渡す審判期日を検察官に通知するのを失念することがあり得るので注意が必要である（検察官に対する審判期日の通知を怠った結果、抗告申立期限を徒過したが、期限経過後の検察官の抗告受理申立てに刑訴法362条を類推適用して上訴権回復請求が認容された事例として仙台高裁平成16年9月9日決定・家月57巻6号169頁参照）。

第2章 少年審判の運営

(5) 検察官が関与する審判の運営等に当たっての留意点

ア 国選付添人の選任手続

検察官関与決定に伴う国選付添人の選任手続は、刑事の被告人の国選弁護人の選任手続と同様、少年に対し付添人選任に関する照会を行わなければならない（規則30条の3第1項、第2項。裁量的選任及び被害者等による少年審判の傍聴に伴う選任の場合には照会手続が不要であることに注意を要する。）。照会の結果、国選付添人を選任する場合には、裁判所は、日本司法支援センターに対し国選付添人選任通知依頼書を送付し（綜合法律支援法38条1項）、送付を受けた日本司法支援センターが家庭裁判所に対し指名通知を行い（同条2項）、その通知に基づき、国選付添人を選任することになる。

観護措置期間が最大でも8週間という限られた期間の中で、選任手続を迅速に行わなければならないので、少年に対する照会の際の回答期限を3日程度と短く定めるなどして、速やかに付添人の選任手続に入るよう努める必要がある。

また、少年事件に理解の深い弁護士が国選付添人として迅速に選任されるためには、各庁において、日本司法支援センター地方事務所及び都道府県単位の弁護士会との間で適切な運用協議がされる必要がある。

イ 検察官による記録等の閲覧謄写

社会記録も検察官による閲覧の対象となることは、前述したとおりである。

検察官は「非行事実の認定に資するため必要な限度で」記録等を閲覧できるので（規則30条の5）、裁判官がこの限度を超えると判断した記録は検察官に閲覧させないことになる。もっとも、例えば、身上や経歴等に関わる記録であっても、間接的にせよ非行事実の認定に影響を及ぼす可能性があるときは、閲覧できるものと考えられる。

検察官関与決定は事件単位で行われるが、併合事件のうちの一部について検察官関与決定をした場合には、一つの記録中に検察官関与決定があった事件の資料と検察官関与決定のない事件の資料とが混在する場合があります。このような場合、例えば、殺人事件とそれに用いた刃物の窃盗事件とが併合審理されている場合のように、検察官関与決定のない

事件の事実が、検察官関与決定をした事件の密接関連重要事実にあたる場合もあること、職権主義的審問構造を採る少年審判においては、刑事訴訟における立証趣旨の拘束力の問題もないことなどを考えると、全く関連のない事件や書類は別として、検察官関与決定のない併合事件の記録の閲覧等も可能と考えられる。

ウ 検察官及び付添人との打合せ

適正迅速な審理を行うために、検察官及び付添人との打合せ（規則30条の4）において、争点の明確化、審理計画の策定、審判期日の内定等を行うことになるが、観護措置期間の最長期間が8週間と限られていることもあって、この打合せが重要である。職権主義的審問構造の下での打合せであるから、家庭裁判所が責任を持ってしっかりとリードしていく必要がある。

また、検察官関与事件においても、補充捜査は可能であり、家庭裁判所が検察官に補充捜査を依頼することもあり得るが、補充捜査を依頼する場合には、できる限り依頼の内容を打合せの場で明確にしておくことが相当であろう。

エ 検察官に対する期日の通知

検察官関与決定をした事件の非行事実を認定するための手続を行う審判期日及び当該事件を終局させる決定の告知を行う審判期日は、検察官に通知しなければならない（規則30条の6第2項）。中間決定である試験観察決定を行うことが選択肢として予定されている期日であっても、検察官に対して期日を通知することになろう。当該期日の進行によっては、少年院送致等の終局決定を告知することも考えられるからである。また、要保護性の審理と終局決定の告知を同一期日に行う場合も、検察官に対して期日を通知することになろう。ただし、実際に出頭する時刻は別途連絡するとか、同一日でも別期日として指定することも考えられよう。

なお、審判期日外における証拠調べの日時及び場所の通知は、法14条2項及び15条2項で準用される刑訴法の各規定による（証人尋問につき刑訴法157条2項、鑑定につき刑訴法170条後段、通訳及び翻訳につき刑訴法178条、検証につき刑訴法142条、押収及び捜索につき刑訴法113条2項）。

オ 証人尋問の方法

第2章 少年審判の運営

職権主義的審問構造においては、一般論としては、まず裁判所が尋問することになろうが、個々の事案においては、いかにすれば適正かつ迅速な証人尋問が可能かという実際の観点から考えていくべきであろう。例えば、既に供述調書が送付されている証人の場合であれば、まず裁判所が概括的な尋問をした後に、検察官及び付添人が更に詳細な尋問を行うのが基本となるが、家庭裁判所送致後に新たに主張されたアリバイに関する証人などについては、付添人及び検察官の尋問の後に裁判所が補充的に尋問するという運用になろう。

カ 調査官の調査事務

検察官関与事件における調査官事務の在り方は、否認事件一般の場合と基本的に異なるところはなく、非行事実の蓋然的心証が得られるのであれば、調査命令を発することも可能である。ただ、少年が非行事実を全面的に争い、あるいは一部否認であっても重要な部分を争っている場合などは、少年及び保護者が調査に乗りにくいこともあるので、調査を命ぜられた調査官は、非行事実認定が終了するまでは学校照会その他の周辺の調査にとどめておくのか、状況の変化に応じて、法的調査と並行して本格的な社会調査を進めていくのか、裁判官と一層入念な打合せを行っておくべきであろう。

例えば、事実関係に争いはないが、法的評価が争われている場合（殺意や正犯性等）、あるいは、役割分担を争っている場合には、付添人にも確認の上、社会調査を進めていく例もある。

なお、本格的な社会調査を進めるに当たっては、どうしても、自白事件に比べて調査回数や時間を要し、付添人等の対応や調査時間の確保などに困難が伴うので、調査予定日についても、裁判官と付添人との準備手続に調査官も同席して希望を述べ、付添人との日程の調整をして確実に調査が進められるようにしておく必要がある。

調査官の審判出席についても、否認事件一般の場合と基本的に異なるところはなく、非行事実認定過程における少年又は保護者の対応ぶり、認定された非行事実の内容等について、適正迅速な要保護性調査の前提として、調査官が把握しておくことが有益な場合があり、事案に応じて、少年本人質問、事実上の中間判断などを行う審判期日には出席すること

も考えられる。

10 被害者等からの意見聴取

(1) 意見聴取制度の趣旨

家庭裁判所は、被害者等から被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は調査官に命じてこれを聴取させる（法9条の2）。平成12年改正により、被害者への配慮の充実のため、記録の閲覧謄写（法5条の2）、審判結果等の通知（法31条の2）とともに設けられた制度である。

これは、被害者等が被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べたいとの希望を持つことがあることから、被害者に対する配慮の一環として、家庭裁判所又は調査官において、その意見を聴取することとされたものである。これにより審判が被害者等の心情や意見も踏まえた上でなされることがより明確となって、少年審判に対する被害者等をはじめとする国民の信頼を一層確保することに資することになり、また、少年に被害者等の心情や意見を認識させることも可能であり、この場合には、少年の反省を深め、その更生にも資することになる。

意見聴取の対象となる「被害者等」の範囲については、平成20年改正により、法5条の2第1項に規定された定義によることとされ、改正前は意見陳述の対象とされていなかった被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が、被害者本人が意見を陳述することが困難な場合も考えられることから、意見陳述の対象とされた。

意見聴取の法的性格については、刑訴法292条の2の被害者等による意見の陳述に共通する性格を有すると考えられる。また、その手続についていえば、調査官による聴取の方法も採り得ることから、参考人取調べ（法8条2項）に近い性格も有するものといえる。しかしながら、いわゆる被害者調査とは区別する必要がある。すなわち、被害者等の申出による意見聴取の制度は、被害者等の申出によりこれらの者に事件に関する意見を述べる機会を与える制度であるが、他方、被害者調査は、家庭裁判所の調査及び審判の必要性に基づき、社会調査の一環として行われるものであり、①非行理解、要保護性の判断及び処遇選択における多角的な視点を確保すること、②被害者側から得た情報を少年及び保護者に対する有効な保護的

第2章 少年審判の運営

措置の前提とすることを目的としており、趣旨・目的が異なるからである。

意見陳述の申出がある場合には、原則としてその意見を聴取しなければならないが、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見聴取をしないことができる（法9条の2ただし書）。意見聴取が相当でない場合としては、被害者多数の事件で多数の者が意見陳述を希望しており、希望者すべての意見を聴取すると少年審判手続の遅延を招くおそれがある場合や、暴走族同士の抗争事件である場合などが考えられる。

法9条の2による意見の聴取は、審判のための手続であるから、終局決定後には本条は適用されず、これを行うことはできない。

(2) 意見聴取の方法及び留意点

被害者等の申出があり、聴取することが相当であると判断された場合には、次に、家庭裁判所が自ら（審判期日又は期日外において）聴取するか、又は調査官に命じて聴取させるかを選択することになる。家庭裁判所としては、①被害者等が直接裁判官に対する意見陳述を求めているかどうか、②心情等の微妙なニュアンスを直接把握する必要があるかどうかなど、裁判官による直接聴取の必要性の程度のほか、③被害者等の精神的及び身体的状態や少年の状況などの事情も勘案して、総合的に判断する必要がある。

なお、法9条の2の「聴取」という文言にかんがみ、口頭による意見聴取が念頭に置かれているものと考えられるが、申出人が書面による陳述を希望しており、それが相当である場合などには、例外的に、家庭裁判所に書面を提出し、これを受領することで意見を聴取したことにする 것도法律上排除されていないと考えられる。

家庭裁判所が自ら意見を聴取する場合においても、証人尋問手続とは異なることから、被害者等に対する尋問はできないが、裁判官が陳述の趣旨が不明な点を確認することは考えられるし、裁判官の裁量によって、付添人等が同席している場合に陳述の趣旨を明確にするための質問を許すことは考えられる。

調査官に命じて意見聴取をさせる場合は、被害者調査と性格が異なるので、調査命令（法8条2項）とは別途の命令を発しなければならない。被害者調査を実施中に意見聴取の申出がされる場合も考えられるが、その場

合にも意見聴取の正規の手続として被害者の心情等を聴取するためには、裁判官の別途の命令が必要である。

意見を聴取するときは、被害者等の心身の状態に配慮しなければならない（規則13条の4）。

(3) 意見聴取結果の記録及び利用

意見を聴取した場合には、審判調書等に被害者等の意見の要旨を記載する（規則13条の6、33条2項4号の2）。また、必要に応じて陳述者の証人尋問等を申し出る機会を与えるために、被害者等から意見聴取した旨を付添人に通知する（規則13条の5）。検察官関与事件においては、検察官に対しても同様に通知する（規則30条の9第2項）。

意見聴取において被害者等が自ら述べたことにより家庭裁判所が把握した被害感情や非行の背景等に関する情報を処遇選択や要保護性の判断のために利用できることは当然であり、更に、少年に被害者の置かれている状況を正しく認識させ、責任についての自覚を深めさせるため、意見聴取の結果を少年に伝えることを考える必要がある。

一方、少年審判においては刑事訴訟のように伝聞法則の適用はないものの、いわゆる流山中央高校放火未遂事件に関する最高裁決定（前掲17頁）にかんがみると、少なくとも、少年側及び検察官の立会いが必ずしも保障されない意見聴取の機会に、非行事実を中心として聴取すべきではなく、また、陳述の内容に非行事実に関する部分が含まれている場合でも、その内容を非行事実の認定のための資料とすることは相当ではない。

11 被害者等による少年審判の傍聴

(1) 傍聴制度の趣旨

家庭裁判所は、犯罪少年及び12歳以上の触法少年に係る一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、審判の傍聴を許すことができる（法22条の4第1項）。平成20年改正により、被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、審判の状況の説明（法22条の6）とともに導入された制度である。

平成20年改正前においては、人格的に未成熟で傷つきやすい少年の情操

第2章 少年審判の運営

を保護すると同時に、少年・関係者のプライバシーに関わる事項を含めて要保護性を審理して教育的、保護的措置をとる必要があることから、少年審判は非公開とされ（法22条2項）、被害者等であってもその傍聴は認められていなかった。しかしながら、犯罪被害者等基本法3条1項が規定する「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」との基本理念からすれば、特にこの「個人の尊厳」の根幹をなす人の生命を奪われた場合やこれに準ずる場合には、審判の過程を直接見聞きしてその具体的な状況を知りたいという被害者等の心情は十分尊重すべきものであることから、一定の重大事件に限り、被害者等に審判の傍聴を許すことができるとされたものである。被害者等による審判の傍聴は、少年審判に対する被害者等を始めとする国民の信頼を一層確保することにもつながるものと考えられ、また、少年が、被害者等が傍聴している場所でその立場や心情にも思いを致しながら審判を受けることにより、自らの非行の重大性を認識することもあると考えられるが、この場合には、少年の反省を深め、その更生にも資することになると考えられている。

(2) 対象事件

ア 傍聴の対象となる一定の重大事件とは、

(7) 法3条1項1号に掲げる少年（犯罪少年）に係る事件であって、①故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪又は②刑法211条（自動車運転過失致死傷等）の罪のもの

(4) 法3条1項2号に掲げる少年（触法少年）（12歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。）に係る事件であって、上記の①又は②に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの

である。ただし、いずれも被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限られる。

「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪」とは、故意による犯罪行為及びそれによる死傷の結果が構成要件になっている罪をいう。具体的には、殺人罪や傷害罪のように死傷の結果について故意のある罪のほか、危険運転致死傷罪のように死傷の結果自体についての故意がないものや、殺人未遂罪で傷害の結果が生じた場合のように構成要件上傷害

の結果が評価されているものも含まれるが、過失致死傷罪のように、構成要件に故意の要素を含まないものは含まれない。該当する罪については、正犯だけでなく、教唆犯や幫助犯も対象となると解される。

また、被害者を傷害した場合の要件である「生命に重大な危険を生じさせたとき」とは、医療措置を施しても、被害者が死亡に至る蓋然性が極めて高い状態を意味すると解されている。危篤状態に陥った場合はもとより、人工呼吸器等が欠かせない状態となり、医療措置をやめれば直ちに死亡すると考えられる場合も該当するとされている。これに対して、下半身不随等身体機能に重大な障害を生じさせた場合であっても、生命への危険を生じさせるものでない限り、要件を満たさないとされている。

この生命への重大な危険は、犯罪行為による傷害により生じていることが必要であり、医療機関への搬送中の交通事故等、傷害とは別の要因により生じたような場合は、傍聴の対象にはならないとされている。他方、事件後傷害により生命に重大な危険が生じた場合であれば「生じさせたとき」に該当し、その後回復してそのような危険がなくなったような場合であっても、要件を満たすとされている。

イ 法22条の4第1項各号に定める罪に該当するか否かは、家庭裁判所に送致された送致事実に基づき判断すべきものであるから、家庭裁判所が審理によって送致事実が対象犯罪に該当しないと心証を抱いたとしても、審判の傍聴を認めることができなくなるものではないとされている。

他方で、傷害の程度が「生命に重大な危険を生じさせたとき」に該当するか否かは、送致事実によって決められるものではなく、送致事実が各号に該当することを前提としつつ、更に裁判官が証拠に基づいて判断するものであるから、審理の結果、裁判官が「生命に重大な危険を生じさせたとき」に該当しないと心証を抱いた場合には、被害者等による傍聴は認められないことになるとされている。

(3) 傍聴の対象

ア 「審判期日における審判」

傍聴の対象となるのは、「審判期日における審判」である。少年審判においては期日外の手続として、証人尋問、鑑定、検証、搜索、押収及び被害者等の申出による意見聴取等が行われる場合もあるが、これらは

第2章 少年審判の運営

傍聴の対象とはならない。

なお、保護処分取消事件、収容継続申請事件、戻し収容申請事件は、その性質に反しない限り保護事件の手続の例によることとされており（法27条の2第6項、規則55条、更生保護法72条5項）、いずれについても、被害者等による審判の傍聴が認められると解されている。他方、施設送致申請事件については、遵守事項違反という新たな非行事実について審判を行うものであり、当初の保護観察決定に係る事件の被害者等は、審判の傍聴が認められる被害者等には該当しないから、審判の傍聴は認められないと解されている。

イ 傍聴対象事件以外の事件が併合審理される場合

同一の被害者に係る複数の事件が併合審理された場合に、傍聴対象事件以外の事件が含まれているときは、これが傍聴対象事件と同時に審理されることになるが、法22条の4第1項は「審判期日における審判」を傍聴できることとし、傍聴が認められる部分について特段の限定をしていないことから、被害者等は、傍聴対象事件以外の事件の審理も傍聴が可能となると解されている。

もっとも、傍聴対象事件以外の事件の審理について証人尋問等の審理を行う場合には、傍聴を認める必要性が乏しいと判断され、この点が傍聴の相当性判断における「その他の事情」として考慮され、傍聴が許可されないこともあると解されている。

他の被害者に係る非行事実が併合審理されている場合に、他の被害者に係る非行事実の審理の傍聴ができるかについても、上記と同様に解されている。ただし、他の被害者等のプライバシー保護の観点から、傍聴が相当でないと判断され、傍聴が一部不許可となったり、被害者等を退室させるなどの措置がとられることもあり得よう。

ウ 否認事件の場合

当該被害者が受けた被害に係る非行事実の存否が争われ、後に被害者が証人として出廷することが予定されている場合には、非行事実についての審理の傍聴を認めることが相当でないと判断され、この点が傍聴の相当性判断における「審判の状況」として考慮され、傍聴が一部不許可とされることもあり得よう。

エ 要保護性に関する審理

審判の傍聴は、非行事実に関するものに限定されておらず、要保護性に関する審理も傍聴の対象となる。もっとも、少年や保護者からプライバシーに深くかかわる事項を聴取することが予定されていて、傍聴を認めることが適当ではないと判断され、この点が傍聴の相当性判断における「審判の状況」として考慮され、傍聴が一部不許可となったり、被害者等を退室させるなどの措置がとられることもあり得る。

(4) 少年審判の傍聴の申出資格

少年審判の傍聴の申出をすることができるのは、対象事件の「被害者等」であり、具体的には、①被害者が生存している場合には、被害者本人又はその法定代理人、②被害者が死亡した場合又は被害者の心身に重大な故障がある場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である（法5条の2第1項参照）。ここにいう「被害者」とは、刑訴法230条にいう「犯罪により害を被った者」と同様に、少年の犯罪行為又は触法行為によって直接害を被った者をいうとされている。また、「被害者の心身に重大な故障がある場合」とは、被害者に傍聴をすることが困難な程度の重大な精神的又は身体的故障がある場合をいうとされている。

強盗致死傷罪や建造物等損壊致死傷罪などについては、加害行為によって生命を奪われ、あるいは、傷害を負った者と、財産に損害を被った者が別に存在する場合がありますが、少年審判の傍聴は、個人の尊厳の根幹をなす生命を侵害された者（又はこれに準じる傷害を負った者）を対象とするものであるから、財産に損害を被った者は、ここでいう「被害者」には含まれないと解されている。したがって、生命、身体を持たない法人は、少年審判の傍聴の申出をすることはできないことになろう。

なお、「配偶者」には、いわゆる内縁関係にある者は含まれないと解されている。また、被害者等と叔父・叔母、甥・姪の関係にある者は、傍聴の申出ができる者には該当しない。

(5) 少年審判の傍聴の許否判断

家庭裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、審判の傍聴を許可することができる（法22条の4第1項）。ま

第2章 少年審判の運営

た、触法少年に係る事件の審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たっては、当該少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならないものとされている（法22条の4第2項）。

少年審判は、審判期日ごとに内容が異なるものであり、被害者等の傍聴が少年に及ぼす影響の有無・程度も期日ごとに異なり得るものであるから、その傍聴の許否は、基本的には審判期日ごとにすべきものとされている。もっとも、例えば、複数の審判期日にわたり同一の証人の尋問を行うような場合に、当該複数の審判期日について包括的に傍聴を許可することも可能と解されている。個々の審判期日について裁量によって審判の全部の傍聴を許可することができるものとされていることから、審判期日のうちの一部に限って傍聴を許可することも考えられよう。

なお、傍聴の許否の判断に対して不服申立てを認める規定が存在しないことから、少年審判の傍聴を許可された場合の少年側、あるいは、傍聴が許可されなかった場合の被害者等側のいずれについても、不服申立てはできないものと解されている。

(6) 被害者等が傍聴する場合の付添い

家庭裁判所は、被害者等に審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者等が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、審判を傍聴する被害者等に付き添わせることができる（法22条の4第3項）。

付添いを行うことができる者としては、例えば、傍聴をする被害者等とのかかわりが非常に深い近親者（兄弟姉妹の配偶者等）や、事件直後から相談に乗り被害者等の信頼を得ている被害者支援団体の担当者などが考えられる。また、被害者等の不安や緊張を緩和するのに適当であると認められる場合であれば、弁護士もこれに当たり得ると解されている。

(7) 少年審判の傍聴実施事件の手続の流れ

これまでの実際の運用等を参考に、傍聴対象事件が家庭裁判所に送致された場合の手続の流れについて簡単に説明する（手続の運用イメージについては、平成20年改正少年法資料173頁以下も参考になる。）。

ア 被害者等への制度案内

被害者等の中には、事件がいつ家庭裁判所に係属したか分からない者もあり、そのままだと、傍聴の機会を逸してしまうことも考えられる。そこで、家庭裁判所においては、少年事件が家庭裁判所に送致されると、直ちに事件記録を精査（法的調査）し、当該事件が傍聴対象事件であるかどうかを確認した上で、傍聴対象事件については、被害者等に対し、傍聴制度を分かりやすく説明したリーフレットを送付して、制度を案内する運用がされている。被害者等への途切れのない配慮という観点から、捜査機関において、捜査段階で被害者等の傍聴の希望を把握したときは、家庭裁判所に伝達する運用もされており、これによって、家庭裁判所としては、早期に被害者等の希望を把握することができ、直ちに申出書等を送付することが可能となっている。

リーフレット等の送付に際しては、傍聴を許可する場合には、弁護士である付添人からの意見聴取等があり、その後の手続に時間を要することから、被害者等に対し、できる限り早期の申出を促す運用となっている。

イ 傍聴の申出、弁護士である付添人への求意見等

審判傍聴の申出を希望する被害者等は、家庭裁判所に対し、申出人の氏名及び住所、当該申出に係る事件を特定するに足りる事項及び申出人が傍聴の申出をすることができる者であることを基礎付ける事項を明らかにして、申出をしなければならない（規則30条の11第1項）。申出に係る事件を特定するに足りる事項とは、具体的には、少年の氏名、事件番号及び事件名などが考えられるが、通常は、少年の氏名が明らかになれば、家庭裁判所にとっては事件の特定が可能であろう。審判傍聴の申出は、口頭によることも可能である（規則9条2項）が、手続明確化の観点から、定型の書面を用いて申出をしてもらうことが望ましく、実際には、各家庭裁判所備付けの定型の申出書を利用してもらう運用となっている。なお、申出の代理をできるのは、弁護士に限られている（規則30条の11第2項）。

被害者等から傍聴の申出があると、既に弁護士である付添人がいる場合には、当該付添人に対し直ちに求意見をすることになるが（法22条の

第2章 少年審判の運営

5第1項), 申出時に弁護士である付添人が選任されていない場合には, 少年及び保護者が弁護士である付添人を必要としない意思を明示したときを除いて, 家庭裁判所は, 弁護士である付添人を選任しなければならない(同条2項, 3項), 当該付添人から審判傍聴に関する意見を聴くことになる。

ウ 傍聴の相当性判断

傍聴の相当性を判断するための資料としては, 事件記録中の少年や被害者等の供述調書, 調査官による少年, 保護者に対する調査結果, 弁護士である付添人からの意見聴取の結果等が考えられる。また, 傍聴対象事件のような重大事件については, 被害の実情や被害心情等をより正確に把握した上で, 少年審判手続に反映させる必要が高いことから, 被害者等の了解が得られなかった場合を除いて, 原則として, 調査官が被害者等と直接会って話を聞く運用がされている。

家庭裁判所は, このようにして得られたいろいろな情報を基に, 被害者等による傍聴があっても少年が十分に発言できるかどうかを見極めた上で, 傍聴を許可するかどうかを判断することになるが, 少年の年齢や心身の状態, 事件の性質, 審判の状況等を考慮し, きめ細かく相当性を判断することが必要となろう。

エ 傍聴の許可, 不許可の通知及び審判期日の準備

家庭裁判所は, 被害者等による審判の傍聴を許したときはその旨及びその審判期日を, 審判の傍聴を許さないこととしたときにはその旨を, 速やかに申出人並びに検察官関与決定をした場合における検察官及び弁護士である付添人がある場合には当該付添人に通知しなければならない(規則30条の12)。被害者等による審判傍聴が許されたか否かは, 審判の運営上重大なことであるから, 実務上は, 少年及び保護者のほか, 身柄事件の場合には少年鑑別所に対しても通知する運用となっている。通知の方法については, 特に制限はなく, 書面, 電話等適宜の方法によることができるが, 手続の明確化の観点から, 時間的余裕がない場合等を除いては, 基本的には書面によるのが相当であろう。なお, 傍聴の付添の申出があった場合において, 傍聴を許可するときは, 申出人に対し, 傍聴が許可された旨のほか, 付添の許可判断についても通知する運用とな

っている。

傍聴許可の通知を受けた少年に対しては、それによって動揺していることも考えられるので、調査官が、審判前に少年と面接をして、審判では自分の考えていることをしっかりと話すように働き掛けて落ち着かせるなどの工夫がされている。

他方、被害者等については、少年審判の手続を知らないことが通常であり、そのまま傍聴しても何が行われているのか理解できないと思われるので、申出人に傍聴の許可通知を行う際には、併せて、少年審判の特徴、進め方の説明や、傍聴の際の留意点などを盛り込んだ説明書面を同封し、審判期日当日の円滑な傍聴に備えてもらう運用がされている。

審判傍聴が行われる審判期日を円滑に運営するためには事前の準備が重要である。裁判官としては、三者カンファレンスなどで、傍聴人及び傍聴付添人の人数に見合った審判廷の決定、安全確保のための手荷物検査等の実施方法、少年及び保護者と被害者等の動線の確認並びに被害者等の控え室の確保、審判期日における被害者等の不規則発言等への対応方法、審判期日における審判廷内の職員の配置、着席位置、傍聴をする被害者及びその付添人の着席位置、事務局との連絡体制・情報の共有状況などの点につき事前に把握しておくことが考えられよう。なお、裁判長は、傍聴する被害者等及びその付添人の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めるに当たっては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならないとされている（法22条の4第4項）。

事前準備に当たっては、少年、保護者の状況など付添人だからこそ把握している情報があり、また、付添人の立場から見た事件の見立てもあることから、付添人からの情報収集に努め、付添人を交えた四者カンファレンスを含め、付添人とのカンファレンスを積極的に行うという運用もされているようである。

オ 審判期日当日

審判期日においては、少年及び保護者、傍聴する被害者等の双方の様子に気を配る必要があろう。

傍聴制度の導入後も、適正な処遇選択や少年の内省の深化が妨げられることなく審判を行うことが求められるのであり、少年等のプライバシー

第2章 少年審判の運営

一に深くかかわる事項に立ち入って話してもらう必要がある場合に、被害者等を一時退室させる等の措置（規則31条1項）をとる運用も考えられよう。また、少年が緊張のためうまく話すことができないときは、調査官の方から幾つか質問をして少年の緊張をときほぐす、少年の声小さくて被害者等に聞き取りにくいときは、裁判官が少年の発言を復唱するといった工夫もされてるようである。

また、円滑な審判運営という観点から、被害者等に開始時刻の少し前に来庁してもらい、改めて、裁判所職員から、少年審判の特徴を説明したり、必要に応じて事前に審判廷を見学してもらい、少しでも不安や緊張を取り除くといった運用がされている。

審判期日の終了後は、調査官等が、少年に言いたいことがきちんと言えたか確認する一方で、書記官等が、被害者等からの質問に応じたり、決定内容や以後の手続について説明したりしており、検察官送致となった場合には、被害者参加制度等についても説明を行うといった運用がされている。

12 被害者等に対する審判の状況の説明

(1) 説明制度の趣旨

犯罪少年又は触法少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、家庭裁判所が被害者等に対し審判期日における審判の状況を説明する制度が設けられた（法22条の6）。被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、平成20年改正により導入された制度である。

被害者等のためには、記録の閲覧謄写制度（法5条の2）、被害者等からの意見聴取（法9条の2）、審判結果等の通知制度（法31条の2）、少年審判の傍聴制度（法22条の4）が設けられているが、これらの制度に加えて、審判を主宰する家庭裁判所において、その審判の状況についての説明を行うことにより、被害者等の要望に対しより一層応えることができるものと考えられたため、導入されたものである。

なお、説明制度の運用イメージについては、平成20年改正少年法資料238頁以下も参考になる。

(2) 審判の状況の説明制度の対象事件及び要件

審判状況の説明制度の対象となる事件は、犯罪少年（法3条1項1号）及び触法少年（法3条1項2号）に係る事件であり、被害者を観念できないく犯少年（法3条1項3号）に係る事件は対象とはならない。

説明の申出をすることができる「被害者等」の範囲は、少年審判の傍聴の申出をすることができる「被害者等」（前掲169頁参照）と基本的に同一であるが、説明制度については、法人も申出をすることができる（法人の代表者に説明を行うことになる。）。

審判状況の説明は、家庭裁判所が「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」に行われるものであるが、相当とは認められない場合としては、例えば、被害者等が説明内容のみだりに公表する危険性が高いと認められるような場合が考えられる。また、少年審判で取り上げられた事柄であっても、少年に性的な虐待を受けていた過去があるなどプライバシーの根幹に関わる事実や、裁判所が最終処分を決める前の段階における事実関係などについては、説明することが相当とは認められないことになるものと考えられる。

審判状況の説明の申出は、申出に係る事件を終局させる決定が確定した後3年を経過したときはすることができない（法22条の6第2項）。

なお、家庭裁判所が「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとき」に当たらないとして説明をしないこととした判断に対しては、被害者等の不服申立てを認める規定が存在しないことから、不服申立てをすることはできないと解されている。

(3) 説明事項及び説明者

審判期日における「審判の状況」には、審判期日における客観的・外形的な事実が該当し、具体的には、審判期日の日時・場所・出席者、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等が含まれる。これに対し、少年が反省しているかといった説明者の評価にかかわる事項は、裁判所が審理の結果を踏まえて判断すべき事項であり、終局決定等による場合以外にこれを説明することは相当でないから、「審判の状況」に含まれないと解されている。

規則30条の14は、家庭裁判所は書記官又は調査官に説明させることができるとしているが、説明は、基本的には、審判の席に必ず列席し（規則28

第2章 少年審判の運営

条1項)、審判調書を作成する(規則33条)など、審判の手続及びその内容を公証する書記官が行うことが適当であると考えられており、実際にも説明を行っているのは書記官である。調査官が挙げられているのは、被害者等の精神状況等によっては、例外的に調査官がその専門性を発揮しつつ説明をした方がよい場合も考えられるからであるが、そのような場合でも書記官が主として説明し、調査官は補助的な立場で対応することになる。

(4) 説明の基本となる資料

審判調書が作成されている事件では、審判調書に基づいて審判の状況が説明されている。

規則33条3項に基づき審判調書の作成が省略される事件については、説明のための資料として、審判の状況を記載したメモ(審判の状況メモ)を作成し、これに基づいて審判の状況を説明する運用となっている。従来から、審判調書の作成を省略する事件でも、書記官は、審判立会中に審判の状況を書き留めた手控えを残していたのであり、審判の状況メモは、このような手控えの延長線上にあるものである。少年事件における審判調書の作成目的は、審判手続の公正の担保及び上訴審の裁判資料の確保にあるところ、被害者等に対する説明のために審判調書を作成することはその目的と整合せず、また、軽微な事案も含めてすべての事件について審判調書を作成することは現実的でないと解されている一方で、軽微な事案であっても、事件終局後、少年側に誠意が感じられないなどを理由として説明制度が利用される可能性があり、時間が経過し、あるいは裁判官や書記官の異動があった場合であっても、何らかの資料を残すことで説明を実施できるようにしようという配慮から、こうした運用がされている。

審判の状況メモについては、審判調書の作成を省略する事件の多くが比較的軽微な事案であり、審判も短時間で終わることから、審判立会中に簡略なメモを作成することで足りる場合が多いと考えられる。もっとも、事案によっては、ある程度詳細なメモを作成することも考えられるところであり、例えば、次に挙げる事件については、ある程度詳しいメモを作成することが考えられよう。

- ① 被害者等から事前に説明の申出があった事件
- ② 審判傍聴の対象事件

- ③ 被害者等から記録の閲覧・謄写の申出、意見陳述の申出、事前に結果通知の申出がされている事件
- ④ 被害者等の言動から、説明の申出がある可能性が高いと想定される事件（来庁・電話の問い合わせが多い場合、被害者側の被害感情が強い場合など）
- ⑤ 強姦・強制わいせつ等の性犯罪、いじめ等の交友関係に起因する傷害・恐喝の事案
- ⑥ その他裁判官から指示された事件

審判の状況メモについては、裁判長（官）が確認のための押印をする取扱いとしている庁が多いようである。

裁判官としては、審判の状況メモの記載内容を、きちんと確認することが求められるが、その際には、審判状況の説明制度の対象となる事件の範囲が非常に広く、メモの作成が書記官にとって過度な負担となり得るものであることにも配慮しなければならず、前記(3)の実際に説明される事項と比較して、必要以上に詳細な記載とならないよう目を配ることも必要であろう。

(5) 説明の方法

「説明」という文言からは、一般的には口頭による説明が想定されるが、裁判所に来庁できない等被害者側の様々な事情も考えられるため、被害者等の希望に沿って、口頭又は書面のいずれかの方法により説明する運用となっている。

第6 試験観察

1 試験観察の目的、機能

(1) 試験観察の目的

家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間調査官の観察に付することができる（法25条1項）。これは、試験観察と呼ばれており、少年に対する終局処分を留保して、少年の行動等を観察するために行われる中間決定である。試験観察の状況を全国的に見ると第9表のとおりである。

第2章 少年審判の運営

第9表 少年保護事件の補導種別試験観察人員歴年比較表（平成20年）

年次	一般事件			業務上(重・自動車運転)過失致死傷事件			道路交通事件		
	身柄付き	補導のみ	その他	身柄付き	補導のみ	その他	身柄付き	補導のみ	その他
平成16年	255	91	1,865	5	3,735	16	22	1,384	246
17年	241	116	1,775	2	3,183	35	17	1,044	199
18年	187	90	1,663	1	2,649	95	26	810	174
19年	180	98	1,573	0	2,497	97	20	801	155
20年	151	109	1,371	2	2,335	95	23	568	166

試験観察の制度は、旧少年法にはなかった。現行少年法がこのような制度を設けたのは次の理由による。すなわち、第1に、現行少年法は、保護処分決定と執行を分離し、別々の機関に行わせるとともに保護処分決定をした場合、原則としてその取消、変更を認めないこととしたが、他方、保護処分は、人身の自由を拘束する強制的内容を持っている上、その種類によってその程度が大きく異なるため、その決定は適切かつ慎重に行わなければならない。また、第2に、少年の処遇決定は、要保護性の判断という将来への展望を持ったものであるため、少年の将来に相当の見通しを得るまで審理を遂げた上で、適切な処遇決定を行う必要があるのである。

(2) 試験観察の機能

調査官の調査という側面から見れば、試験観察は調査を更に補強、修正し、要保護性についての専門的判断を一層的確にするためのものであるから、試験観察中の調査官活動はすべて調査の延長であるといえる。しかも、それは少年を静的に観察するのではなく、少年を特定の場所ないし条件の下に置き、教育的な働き掛けを行いつつ観察するという能動的なものである。これは、いわば試薬を与えて反応を見るものともいえよう。これによって、より適正な処遇選択が可能となるばかりでなく、調査官の課題設定や受託者の指導等を通じた有効な教育的働き掛けを行うことができる。

このほかにも、裁判官は、少年が、試験観察期間に調査官や関係者の働き掛けを受けて見違えるように改善していく有様を見ると、少年の可塑性を言葉として理解するだけでなく、実際に検証することができるのである（近藤文子「少年審判運営の留意点、工夫について」家月57巻10号40頁参照）。他方、少年が試験観察中に再非行を犯すなど、必ずしもうまくいかないケースもあるが、その場合でも、得られることは少なくない。このように、試験観察は、よりの確な処遇選択に資する意義があるだけでなく、裁判官、

調査官が一定の期間、実際にケースを抱えることによって様々な経験を積むことができ、今後の事件処理に生かすことができるという効果も期待できる。

試験観察の機能を理解するために、保護処分としての保護観察（1号観察）との違いについて述べる。

第1に、観察の期間について、試験観察の場合は規定はないが、中間決定という性質上、おおむね三か月から四か月を一応の目途としているのに比べ、保護観察は法律上、20歳まで続き（更生保護法66条本文）、運用上も一般保護観察で1年以内に解除される例は非常に少なく、一般短期保護観察では、おおむね6月以上7月以内の期間内に解除されることとされている。第2に、保護観察は保護観察官が担当することになっているが、現実には保護司を介して間接的に行われることが多い。これに比べ、試験観察の場合は調査官が少年を直接指導、観察することができる立場にあり、少年に対する影響力が大きい。第3に、保護観察は、終局処分の執行として行われるのに対して、試験観察は家庭裁判所が終局処分を留保して行う中間的な措置であり、その後の処遇選択は、試験観察中の少年の成績いかんによるので、期間中、少年に与える心理的強制力は極めて大きい。第4に、試験観察の場合には、状況に応じ、随時、遵守事項を定めてその履行を命じ、又は、適当な施設、団体又は個人に補導を委託することができる（法25条2項）など、観察、指導の方法に弾力性、融通性を持っているほか、更に強力な保護処分の可能性が背後に控えているなど、保護観察よりは多様な対応措置を持っていることである。

なお、保護観察中の少年の再非行につき、試験観察に付すことによって、両者が競合する場合は、少年や保護者に両機能の意味を十分理解させ、保護観察所と家庭裁判所が、事前によく打合せを行い、その具体的な観察の方法を検討したり、情報交換を行うなどして、連携を密にする必要がある。

2 試験観察の方法

(1) 対象者の選択

試験観察の一般的要件としては、第1に、保護処分に付する蓋然性があること、第2に、直ちに保護処分に付することができないか、又は相当でない事情があること、第3に、調査官の観察活動が必要であり、かつ、そ

第2章 少年審判の運営

の結果適切な終局決定ができる見込みがあることなどである。また、第4に、非行事実についてどの程度の心証が必要かについては議論があるが、保護処分にし得る程度の心証を要するという説が有力である。

実務上、どのような場合に試験観察を行うかについて一応の基準を挙げれば、次のとおりである。

- ① 少年に対するこれまでの社会調査、資質の調査等の結果によれば、すぐには保護処分を決定するまでには至らないが、更に相当期間社会調査を継続し、行動観察を続けることによって、保護処分の必要性の有無、保護処分の種別を見極められること
- ② 観察期間中、少年、関係者に対し調査官のケースワーク的技法等を用いた働き掛けによって、少年の社会復帰の蓋然性がある程度予測することができること
- ③ 観察期間中に学校、職場、地域社会における社会資源の活用ないし環境調整等の措置を加えることによって、少年の更生が容易となる見通しが存在すること
- ④ 少年に特定の保護処分を加える可能性が強いが、保護処分を直ちに執行するのが不適当な事情があるため、少年、保護者に働き掛けて、保護処分の執行に円滑に移行できるよう調整する必要が認められること

なお、補導委託については別項で述べることにする。

(2) 試験観察決定

試験観察決定は、審判を開始して行うものとされている。試験観察は、保護観察と同様、プロベーション的機能を発揮しているという実質に着目すれば、適正手続の保障の観点から、原則として、審判期日において少年に対し非行事実を告げて反論の機会を与えるという「告知と聴聞」の手続を保障することが必要であろう。

(3) 試験観察の期間

試験観察は終局処分を決定するための暫定的措置であることから、いたずらに長期化し過ぎないように留意することが相当である。

試験観察は終局決定をするための暫定的措置であることから、試験観察の期間が不必要に長期化しないようにする必要があり、一般的にはおおむ

ね三か月から四か月までを目処として行うが、試験観察の目的を達するために三、四か月では不十分なこともあり、実際にそれよりも長い期間試験観察が行われることも少なくない。いずれにしても、四か月を超えて継続する必要があるときには、調査官から裁判官に報告し、その指示を受ける必要があるだろう。

(4) 観察方法の概要

試験観察の具体的方法は事案の内容によって千差万別であるが、その一般的方法及び留意点について述べる。

- ① 少年や保護者を定期的に出頭させたり、通信や訪問などによって、調査官が直接的に観察を行う方法。その際、作文指導、日記指導、心理検査、家族関係調整等を行う場合がある。
- ② 職場の雇主、学校教師、BBS会員などの協力、援助を求めて行う方法。少年が、中学生、高校生の場合は特に学校教師との連携を密にして観察を行うことが多い。
- ③ グループワークによる方法。交通関係事件、毒物及び劇物取締法違反事件などで、講習の形式により観察指導を行う。これには、グループカウンセリング、集団討議、課題研究などの方法が用いられることが多い。個別処遇、秘密保持の観点から、慎重な配慮の下で実施されている。
- ④ 補導委託による方法。法25条2項3号の措置により、適当な施設、団体又は個人に少年の補導を委託して観察する。これには身柄の委託を伴うのが普通であるが、学校長に委託する場合のように、身柄の移動を伴わないで少年の補導を委託する場合がある。

前述のように、試験観察の付随措置として、この補導委託のほかに遵守事項を定めてその履行を命じたり、条件を付けて保護者に引き渡すことがあるが、これらは少年や保護者がその意味を十分理解できる具体的なものでなければならず、特に遵守事項の設定に当たっては、少年が自発的にこれを遵守しようとする心構えを持たせるようにしなければならない（規則40条2項、3項）。

このような方法により試験観察を行う場合、特に次の点に留意することを要する。

第2章 少年審判の運営

- ① 調査官は、試験観察中、適宜、少年及び保護者に面接し、常に少年の動向を把握することに努めること
- ② 調査官は、少なくとも1か月に1回、書面又は口頭で、観察経過を裁判官に報告すること
- ③ 調査官は、試験観察中、少年の所在が不明になったとき、再非行を犯したときなど少年の要保護性に著しい変化が生じた場合には、その都度、速やかに、書面又は口頭で、その旨を裁判官に報告すること

なお、試験観察に併せて身柄付き補導委託を行った場合には、少なくとも1か月に1回、補導受託者に少年の状況を書面で報告させることが相当である。

(5) 補導委託（「執務提要」参照）

ア 制度の趣旨

家庭裁判所発足以来、補導委託は試験観察の重要な方法の一つとして、少年の保護育成のために多大な貢献をしてきた。これは試験観察の付随措置として、民間の篤志家に対し少年の補導を委託し、民間の社会資源の長所を十分に生かした家庭的な処遇を行いながら、少年の行動等を観察しようとするものである。

補導委託には、いわゆる身柄付き補導委託と在宅補導委託とがある。前者は、少年の身柄を現在の居所から移して、委託先に宿泊又は居住させて補導を行うものであり、後者は、このような身柄の移動を伴わず、在宅のまま少年の補導のみを委託するものである。

実務上は、更に次の三つの態様に分類できる。

第1の態様は、社会奉仕活動であって、特別養護老人ホームでの介護補助や、乳児院での保育補助を体験させること等を主な活動内容とする奉仕活動を行う社会奉仕活動を目的とした補導委託である。これには施設に通所して行う在宅補導委託と、宿泊して行う身柄付き補導委託とがある。

第2の態様は、関係機関委託講習であって、交通関係事件の少年を在宅のまま自動車学校や交通安全協会といった関係機関等に委託して交通安全講習を受講させるものである。もっとも、近時、交通短期保護観察

の充実等に伴い、関係機関委託講習は漸減の方向にある。

第3は、第1と第2の態様を除いた補導委託であり、身柄付きと在宅とがある。通常単に補導委託というときは、この第3の態様のもので、かつ、身柄付きのものを指すことが多い。

補導委託の具体的な運用については、規則に若干の関連規定があるだけで、主として家庭裁判所の裁量にゆだねられており、そのため家庭裁判所は、事件処理の過程において弾力的にその機能を活用することが可能であるが、それだけにまた、適正な運用を統一的に確保することが難しく、対象少年や委託先の選定、補導の在り方、委託期間等について、従来、運用上問題がないではなかった。

しかし、補導委託の制度の趣旨を生かし、効果的な運用を図るためには、裁判機関による配慮だけではなく、司法行政上の立場から各家庭裁判所において、補導委託の運営全般に関する処理態勢の整備を図ることが必要である。

このような見地から、昭和55年7月10日、最高裁家二第228号家庭局長依命通達「補導委託の運営について」が発出され（なお、同通達はその後改正を重ね、現在は平成9年3月31日付け最高裁家二第99号家庭局長依命通達「補導委託の運営について」（以下「補導委託運営通達」という。）によって補導委託が運営されている。）、各家庭裁判所における補導委託の運営に関する基本的指針として、「補導委託運営要領」が定められた。この要領によって、各家庭裁判所は、次の事項について、処理態勢の整備を図るべきこととされている。

- ① 補導委託先の適格性の基準の設定
- ② 補導委託先の登録
- ③ 補導委託先に対する一般的指導
- ④ 補導委託先における事故等に対する措置
- ⑤ 共同利用庁間の連絡調整

なお、最近の補導委託実務の動向や補導委託に関連する法律、規則、通達の改正等も踏まえて、平成20年3月に家庭裁判資料第188号「三訂補導委託執務提要」が各庁に配布されているので、網羅的な理解をする上での参考となる。

第2章 少年審判の運営

イ 運用上の留意点

裁判官は、補導委託を運用するに当たっては、補導委託運営通達の趣旨にかんがみ、補導委託に関する自庁の処理態勢を十分把握した上、その範囲内で、適正な運用を行うよう心掛けなければならない。特に、運用上留意すべき点は、次のとおりである。

① 対象者の選択

まず、補導受託者と少年のマッチングが非常に大切であり、そのためには、まずは調査官が補導受託者と十分に連携して、補導受託者の指導方法や個性などを把握しておかなければならない。そして、裁判官としても、そのような情報を共有しておく必要がある。

調査官が委託先の情報を把握していなければ、裁判官から適宜指導することも考えられよう。

裁判官として、委託先の状況を知るために、実際に行って見ておくことが大切である。この点、例えば、委託先への見学を実施している例、裁判官を含む少年事件担当職員が参加し、委託先での現地協議会を実施している例のほか、委託先との懇談会を開催し、委託先の生の声を聞くことで、普段から連携を密にしておき、補導委託を依頼しやすくしておく例など、各庁において様々な取組がされている。

また、各補導委託先の住居、就労場所、指導状況など、適宜写真を用いて視覚的にも分かりやすくまとめ、いつでも職員が閲覧して参考にできるようにするなどの工夫例もある。日ごろから補導委託の経験が豊富な者が積極的に情報発信して、補導委託の意義や効用の共有化に努めている庁もある。

裁判官として、適当な補導委託先が少ないと感じるのであれば、調査官に開拓を指導する、他庁の委託先で共同利用できる場所がないか検討させるなど、裁判官としても一緒になって取り組んでいく必要がある。

② 委託先の選定

新しく開発した社会資源である委託先に少年の補導を委託しようとする場合には、その社会資源がおよそ裁判所の委託先とするに適したものであるかどうか（委託先としての一般的な適格性）を判断すると

もに、それが当該少年の資質等に照らしてふさわしい委託先であるかどうか（委託先への少年の適合性）を判断することになると考えられる。このうち、適格性については、補導委託運営通達に基づき、各庁において補導委託先について、あらかじめ審査、登録がされている。ただし、例外的に、事件の審理の過程で現れた職場の雇主や知人等を当該少年の補導委託先として利用しようとする場合には、上記のような審査、登録を経ていないので、その適格性の調査を慎重に行う必要がある。

適合性については、事案に応じて判断するほかはないが、これに関連して特に留意すべき点は、複数の家庭裁判所で利用しているいわゆる共同利用委託先の場合である。共同利用については、各家庭裁判所間で、委託すべき少年の選択基準、委託期間等に関する取扱いの方針に不統一を生じやすく、このため少年の心情が不安定になり、又は少年相互間にあつれきが生じ、ひいては、事故が発生する一因ともなりかねない。補導委託運営通達では、このような事態を避けるために、共同利用庁間の連絡調整を緊密に行うべきことを定めているが、現実の事件処理に当たっても、十分な配慮・検討が望まれる。

③ 委託期間

補導委託の期間については、特に規定はなく、実務上も一応の目安は立てながらも具体的な委託期間を定めず、委託中の少年の経過を観察しながら、適当な時期に委託を打ち切って、最終処分を決定するという運用が行われている。

したがって、委託期間は、結果的には事案によって異なることとなる。しかし、試験観察は終局決定をするための暫定的措置であることに加え、補導委託は、事実上少年の自由に大きな制約を加える面があることなどからして、試験観察の期間が不必要に長期化しないようにする必要があり、一般的にはおおむね三か月から四か月までを目処として行う。もっとも、試験観察の目的を達するために三、四か月では不十分なこともあり、実際にそれよりも長い期間試験観察が行われることも少なくない。最近の少年の特徴から、受託者が少年との関係を築くのにある程度時間を要するようになったとの指摘もあるので、受

第2章 少年審判の運営

託者の意向にも配慮する必要がある。いずれにしても、四か月を超えて継続する必要があるときには、調査官から裁判官に報告し、その指示を受ける必要がある。

第7 終 局 決 定

1 終局決定の種類

家庭裁判所に少年事件が受理されてから、調査、審判を経て、終局決定がされるものと、事件によっては、調査段階だけで、審判を経ずにされるものがある。これらの終局決定としては、次の5種類がある。

- ① 審判不開始 (法19条1項)
- ② 不処分 (法23条2項)
- ③ 知事・児童相談所長送致 (法18条, 23条1項)
- ④ 検察官送致 (法20条, 23条1項, 19条2項, 23条3項)
- ⑤ 保護処分 (法24条1項)

このうち、①審判不開始決定は調査段階における決定であり、③知事・児童相談所長送致及び④検察官送致は調査段階のみならず審判段階においても行うことができる (法23条参照)。これに対し、②不処分決定及び⑤保護処分

第10表 一般事件終局

年次	総 数		検 察 官 送 致				保 護			
			刑事処分相当		年 齢 超 過		総 数		保 護 観 察	
	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)	人 員	比率(%)
平成16年	78,916	100	417	0.5	508	0.6	22,518	28.5	17,360	22.0
17年	70,017	100	362	0.5	501	0.7	20,769	29.7	15,972	22.8
18年	63,551	100	332	0.5	461	0.7	19,480	30.7	15,058	23.7
19年	59,636	100	352	0.6	379	0.6	17,975	30.1	13,993	23.5
20年	53,993	100	259	0.5	356	0.7	16,968	31.4	13,116	24.3

(注) 簡易送致事件を除く。

決定は必ず審判を開いた上でなければならない。

裁判官としては、適正な処遇選択を図るために、それぞれの決定・処分の内容や特徴に精通しなければならないことは当然である。特に保護処分については、処遇機関において日々改善が図られているところであり、動向視察の機会などを活用して、少年院や児童自立支援施設における処遇の実情を自らの目で確認したり、新しい文献に積極的に当たって研さんを深めることも重要である。

一般事件の終局処分の状況を全国的に見ると、第10表のとおりである。

(1) 審判不開始

家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない(法19条1項)。これを審判不開始決定と呼んでいる。

ア 「審判に付することができないとき」

まず、「審判に付することができないとき」というのは、次の三つの場合が挙げられる。

第1に、少年が死亡しているとき、又は、送致の手續が法令に違反し、無効であるときなど、いわゆる審判条件が欠けているときである。また、同一事件について、既に保護処分決定がされ、一事不再理効類似の効力

処 分 別 歴 年 比 較 表

処 分				児 童 相 談 所 長 等 送 致		不 処 分		審 判 不 開 始	
児 童 自 立 支 援 施 設 等 送 致		少 年 院 送 致		人 員	比 率 (%)	人 員	比 率 (%)	人 員	比 率 (%)
人 員	比 率 (%)	人 員	比 率 (%)						
343	0.4	4,815	6.1	236	0.3	13,868	17.6	41,369	52.4
334	0.5	4,463	6.4	246	0.4	12,732	18.2	35,407	50.6
358	0.6	4,064	6.4	292	0.5	12,429	19.6	30,557	48.1
297	0.5	3,685	6.2	225	0.4	12,132	20.3	28,573	47.9
299	0.6	3,553	6.6	207	0.4	10,657	19.7	25,546	47.3

第2章 少年審判の運営

が生じているとき（法46条）も同様である。前処分が審判不開始、不処分である場合には仮に実体的審理を経て非行事実の存否を判断した上でのものであっても、一事不再理効類似の効力は認められないものと一般に解されている（最高裁昭和40年4月28日大法廷判決・刑集19巻3号240頁、家月17巻4号82頁）。ただし、検察官関与事件においては、不処分であっても一事不再理効類似の効力が認められる（法46条2項）。管轄権がないときや、本人が20歳以上であるときも、審判条件が欠けることになるが、別に移送決定（法5条3項）や年齢超過による検察官送致決定（法19条2項、23条3項）が認められていることに注意を要する。

第2に、非行事実の蓋然性が認められないときである。実務上、「非行なし」による不開始と呼ばれる。

その一つとして、事件が構成要件（法3条1項）に該当せず、非行が成立しないと認められる場合がある。刑事手続における「被告事件が罪とならないとき」（刑訴法336条前段）がこれに当たる。少年事件の場合には、ぐ犯という特殊な構成要件が認められており、送致事実である犯罪事実が認定できないときでも、これと同一性があるぐ犯事実を認定できる場合があることに注意する必要がある。この場合、認定替えに当たって、告知と聴聞の手続を踏む必要がある。

その2として、証拠上非行事実が存在する蓋然性が認められない場合である。刑事手続における「被告事件について犯罪の証明がないとき」がこれに当たる。ただし、この場合の不開始は、いわゆる確信の程度の証明ではなく、非行事実存在の蓋然性すら認められない場合にされるものである。

前述のように、他の機関から家庭裁判所に少年事件が送致される場合には、同時に参考資料が送付される（規則8条2項）ので、証拠上非行事実の蓋然性が認められる場合がほとんどであるが、それでも法律記録をよく検討してみると、各証拠の間に矛盾があつて、到底非行事実の蓋然性が認められなかったり、かえって少年の無実が明らかな場合がある。なお、非行事実の存否について疑義があり、直ちに調査命令を発することが相当でなく、速やかに審判を開いてこれを確定した上で調査に移行することが相当である場合もあろう。

第3に、調査や審判を行うことが、法律上又は事実上不可能と認められるときである。その例としては、少年が心神喪失のために、手続を継続し得ないときや、少年の長期にわたる所在不明、疾病などがこれに当たる。

イ 「審判に付するのが相当でないとき」

次に、審判不開始事由の2番目である「審判に付するのが相当でないとき」というのは、審判を行う必要性のないとき、すなわち、要保護性が存在する蓋然性すら認められず、裁判官が少年に対し、直接審理を行う必要がない場合をいう。具体的には、次の三つの場合が考えられる。

第1は、簡易送致事件などのように、非行事実が極めて軽微で、既に警察段階や家庭、学校、職場などで適切な措置がされたことにより、要保護性が解消し、再非行のおそれがないものと認められる場合である。実務上、「事案軽微」による不開始と称されている。

第2は、家庭裁判所の調査段階におけるいろいろな保護的措置（例えば、調査官による少年、保護者、学校、職場等に対する教育的な措置）の結果、再非行のおそれがないと認められる場合である。実務上、「保護的措置」による不開始と称されている。

第3は、少年が現に他の事件で保護処分等に付されているため、当面はその処分の執行にゆだね、本件では特に処分をする必要がないと認められる場合である。実務上、これを「別件保護中」による不開始と呼んでいる。

以上のような審判不開始は、ここ数年一般事件全体の終局処分の中でも、50%前後を占めており、その内訳は第11表のとおりである。

第11表 一般事件審判不開始理由別歴年比較表

年次	審判不開始 総数	保護的措置 (%)	別件保護中 (%)	事案軽微 (%)	非行なし (%)	所在不明等 (%)	その他 (%)
平成16年	41,369	86.4	8.3	4.3	0.1	0.7	0.2
17年	35,407	86.9	8.1	4.0	0.1	0.7	0.3
18年	30,557	86.5	8.6	3.8	0.1	0.6	0.3
19年	28,573	86.5	8.5	3.9	0.1	0.8	0.2
20年	25,546	86.6	8.5	3.9	0.1	0.7	0.2

(注) 簡易送致事件を除く。

(2) 不 処 分

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない（法23条2項）。これを不処分決定と呼んでいる。審判を行った結果、保護処分を加えることが不可能又は不適當であり、かつ、児福法上の措置や刑事処分に付するのが相当でないときに行われる。

ア 「保護処分に付することができないとき」

まず、「保護処分に付することができないとき」とは、審判不開始の場合に準じて考えられる。したがって、審判の結果、①審判条件が欠けていることが判明したとき、②非行事実が認められないとき、③保護処分を行うことが法律上又は事実上不可能と認められるときがこれに当たる。

ただし、前述のとおり、保護処分決定を行うには、非行事実について、いわゆる合理的な疑いを超える確信の心証が必要であるから、心証がこの程度に至らない場合には、不処分決定を行うべきである。したがって、上記②は、非行事実の蓋然性が認められない場合のほか、確信の心証に至らない場合も含む。また、上記③の場合でも、決定の告知が不能の場合には、不処分決定はできないので（規則3条参照）、その場合には、結局、審判開始決定を取り消して、審判不開始決定をするしかないことに注意すべきである。

イ 「保護処分に付する必要がないとき」

次に、「保護処分に付する必要がないとき」とは、審判不開始の場合の「審判に付するのが相当でないとき」に準じて考えられる。したがって、審判を行った結果、要保護性が認められず、保護処分に付す必要性が認められない場合であり、具体的には、審判不開始の場合に準じて、①「保護的措置」及び②「別件保護中」を理由とする不処分の類型がある。

特に、上記①の類型による不処分決定は、審判を開いた上でされるものであるから、調査、審判の過程で、調査官や裁判官によって、少年の抱えている問題点に応じた教育的措置や保護環境に対する働き掛けが行われ、このような保護的措置によって、少年の要保護性が解消したもの

として、最終的に不処分となるものが大部分を占めている。更に、必要があれば、家庭裁判所は前述の試験観察を行い、その過程で、ケースワークやカウンセリングの技法を用いて、少年の非行性に応じた適切な措置を加えることができる。このような保護的措置の具体的内容については後述する。

保護的措置を理由とする審判不開始や不処分決定は、全体の終局処分の中で占める割合は大きいですが、家庭裁判所としては、この中に多く含まれる初発型非行について、個々の少年が抱える問題に見合った教育的働き掛けを行うことで、少年を立ち直らせていかなければならない。また、保護処分とすることなく家庭裁判所の手当てだけで終局させる以上、再非行の芽をしっかりと摘み取ることが社会からも強く求められていることを十分認識しなければならない。このように、この場面において家庭裁判所が果たすべき教育的機能は、非常に重要なものとなっている。

なお、上記の不処分の内訳は第12表のとおりである。

第12表 一般事件不処分理由別歴年比較表

年次	不処分総数	保護的措置 (%)	別件保護中 (%)	非行なし (%)	所在不明等 (%)	その他 (%)
平成16年	13,868	84.6	14.7	0.6	—	0.0
17年	12,732	85.3	14.1	0.6	—	0.0
18年	12,429	85.4	14.1	0.5	—	0.0
19年	12,132	86.6	13.0	0.4	—	0.0
20年	10,657	87.6	12.0	0.4	—	0.0

(注) 簡易送致事件を除く。

(3) 知事又は児童相談所長送致

ア 通常の送致

家庭裁判所は、調査の結果、児福法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもって、事件を権限を有する児童相談所長に送致しなければならない(法18条1項)。法18条1項は、都道府県知事に対しても送致できるかのごとく規定しているが、児福法26条1項は、事件の送致を受けることができる者を児童相談所長に限定しており、家庭裁判所も児童相談所長に送致すべきものと解されている。

第2章 少年審判の運営

児福法の規定による措置とは、具体的には、いわゆる要保護児童（児福法25条参照）について、児福法26条、27条に掲げられている知事又は児童相談所長のとるべき措置のことであり、その主なものを挙げると、①訓戒、誓約書の徴取、②児童福祉司、児童委員等による指導、③里親又は保護受託者への委託、④児童養護施設、知的障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等への入所措置である（付録2の(3)（後掲305頁）参照）。当然に、対象は児福法の対象となる少年、すなわち、18歳未満の少年に限られるが（同法4条）、これに加え、家庭裁判所における処理（保護的措置による審判不開始や不処分、保護処分、刑事処分）よりも、児童福祉機関の手にゆだねた方が適当と認められる場合に行われる。一般的基準としては、犯罪性はそれほど強くないが、家庭環境が不十分で、継続的な保護が必要と認められる少年などが考えられよう。実務上は、15歳以下の者が平成20年度においては92パーセントを占めており、ほとんど年少少年のみがこの決定の対象となっている。

通常の送致の場合、審判を開かないで決定することも違法ではないが、審判を開いて行うのが実務上一般的な取扱いである。

イ 特別の送致 — 強制的措置許可申請事件 —

以上が通常の送致といわれるものであるが、特殊なものとして、児福法27条の3、法6条の7第2項の規定によって、知事又は児童相談所長から送致された事件、すなわち、児福法の適用がある少年について、行動の自由を制限又ははく奪するため強制的措置を必要とするとして送致された事件がある。この事件について家庭裁判所は、決定をもって、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、知事又は児童相談所長に送致することができる（法18条2項）。この事件は、強制的措置許可申請事件と呼ばれ、その実質は、家庭裁判所に対する許可申請であるが（最高裁昭和40年6月21日第二小法廷決定（前掲51頁参照）、これを認容する決定は、形式上は知事又は児童相談所長への送致という形で行われる。

強制的措置を付して送致する場合の決定主文には、実務上いろいろなタイプが見られるが、一般には、「本件を〇〇児童相談所長に送致する。少年に対し、平成〇年〇月〇日から向う1年の間に、通算〇〇日を限度

として、(逃走防止の設備のある特別の施設に収容し、その行動の自由を制限する)強制的措置をとることができる。」とする例が多く、このように具体的に期限やその限度を示すことが必要である。児童の福祉のためとはいえ、行動の自由を制限又ははく奪する措置であるから、審判を開いて行うのが適当であろう。

なお、家庭裁判所の許可を得て、強制的措置をとり得る児童自立支援施設は、実際には、男子が国立武蔵野学院、女子が国立きぬ川学院の二か所のみである。

以上のような、家庭裁判所と児童福祉機関双方に関連する事件の取扱いについての基本は、昭和24年6月15日厚生省発児第72号厚生省事務次官通知「児童福祉法と少年法との関係について」(児童福祉関係資料343頁)で定められている。

(4) 検察官送致

検察官送致には、刑事処分相当を理由とするものと、年齢超過によるものとの2種類がある。いずれも、調査、審判の各段階での決定が認められているが、年齢超過による検察官送致決定は、調査、審判の結果、本人が20歳以上であることが判明した場合にされるものであるから、ごく例外的なものである。

ア 刑事処分相当の検察官送致(法20条, 23条1項)

(7) 決定の要件

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない(法20条1項)。通常、検送ないし逆送というときは、この刑事処分相当を理由とする検察官送致を指す。

その要件の第1としては、法定刑として禁錮以上の刑罰が定められている犯罪事件に限られることである。したがって、く犯、触法事件は対象から除かれる。

また、罰金以下の刑のみが定められている事件も対象から除かれる。これらの軽い罪の事件は、検察官を経由しないで、司法警察員から直接家庭裁判所に送致することができること(法41条)と対応するわけ

第2章 少年審判の運営

である。道路交通法違反事件や自動車運転過失傷害事件などのように、懲役、禁錮刑に付加して罰金刑が定められている事件も、検察官送致の対象となる。これらの事件については、検察官送致後の刑事裁判において、罰金刑を選択することは差し支えない。実務上は、交通関係事件について、罰金刑に処せられることを見込んで行われるいわゆる罰金見込み検送が行われており、検察官送致事件の大部分が、このような交通関係事件によって占められている。

現行少年法は、刑事処分相当の検察官送致が許される年齢について何ら規定を置いていない。そのため、刑法41条に照らして、少年に刑事責任を問うことができる犯行時14歳以上の場合であれば、刑事処分相当を理由とする検察官送致をすることができるものと解されている。

要件の第2としては、罪質及び情状に照らして刑事処分が相当であると認められることである。

これについては、実務上、次の三つの場合があるとするのが一般である。

その1は、少年の非行性が保護処分によっては、もはや矯正される見込みがない場合（保護不能）である。例えば、非行歴が長く、保護観察や少年院送致等の保護処分を受けた経験がありながら、なお非行性が解消されず、もはや、いかなる保護処分をもってしても改善更生が不可能と認められる少年の場合などである。保護処分優先主義の建前を採る現行法の下でも、保護処分による矯正が不可能となった場合には、刑罰による矯正を考えるしかない。

その2は、保護処分による矯正ないし改善更生も不可能ではないが、事案の内容や社会に与える影響等を考慮して、むしろ、刑事責任を問う、その罪責を明らかにするのが相当と考えられる場合（保護不適）である。保護不適の場合も「罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」に当たるとする点については、保護優先主義との関係で議論があるが、法20条1項に「罪質及び情状に照らして」と規定されており、事案の重大性、悪質性が重要な判断要素となること、重大事件などについては、社会感情などを無視すると少年の社会復帰を困難とするおそれもあること、一定以上の重大事件を刑事手続で扱うの

は諸外国に共通してみられるところであり、少年犯罪の質、量の現状などからも、少年事件においても社会防衛や一般予防を無視できないことなどから、保護不適の場合もこれに該当すると解されている。

その3は、前に述べた交通関係事件について行われる罰金見込み検送である。

(4) 原則検察官送致事件

平成12年改正により、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官送致決定をしなければならないこととされた(法20条2項本文)。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない(同項ただし書)。

これは、少年事件の処分等の在り方の見直しの観点から、故意の犯罪行為によって人を死亡させる行為は、自己の犯罪を実現するため何物にも代え難い人命を奪うという点で、反社会性、反倫理性の高い行為であるところ、このような重大な罪を犯した場合には、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な育成を図る上で重要なことであるとの考えに立つものである。法20条1項は、刑事処分を相当と認めるときに検察官送致決定をするものとしているのに対し、同条2項の規定は、一定の場合には検察官送致を原則としているので、この限りで原則と例外とが逆転している。

原則検送の対象犯罪は、殺人、強盗殺人、傷害致死等であり、未遂や過失致死は除かれる。また、犯行時16歳未満の少年による場合も除かれる。

法20条2項ただし書の「調査」は法8条の調査を指しているので、基本的には原則検送の対象事件についても調査官に対し調査命令を発して審理することが予定されており、調査の内容も要保護性を対象としたものになる。ただ、次のとおり、ただし書に該当するか否かの判断においては、犯罪行為自体に関する情状の考察が中心となることに注意しなければならない。すなわち、上記の立法趣旨等を踏まえると、

第2章 少年審判の運営

当該少年に対して刑事処分とそれ以外の措置とのいずれが妥当かという単純な比較をすることは相当でなく、犯行の動機、方法及び態様、犯罪結果の大小・程度、数量等の犯罪行為自体に関する情状を検討し、その事案内容において、少年についての凶悪性、悪質性を大きく減ずるような特段の事情が認められる場合に限り、刑事処分とそれ以外の措置のいずれが相当かを判断すべきものと考えられる（長岡哲次、入江猛、溝園禎久、大森直子「改正少年法の運用に関する研究」司法研究報告第58輯1号9頁、北村和「検察官送致決定を巡る諸問題」家月56巻7号70頁以下）。また、裁判所が例外である保護処分を選択する際には、なぜ検察官送致としなかったのかについて、合理的かつ説得力のある説明をすることが求められることになる。

なお、いわゆる未特例判事補は、これらの法20条決定をすることはできない（法4条、裁判所法31条の5、27条1項、判事補の職権の特例等に関する法律1条）が、調査、審判はできると解されているので、実務上、事件の配てんは判事又は特例判事補であるか、未特例判事補であるかを区別しないで行われている。ただ、未特例判事補は、調査、審判の結果、事件が法20条決定相当であると判断した場合には、自らその決定を行うことはできないので、当該事件はその段階で判事又は特例判事補へ配てん替えになるよう事務分配で定められているのが通常である。原則検送の対象事件については、判事又は特例判事補に配てんする例もある。

法20条によって送致を受けた検察官は、犯罪の嫌疑がある限り、原則として、これを刑事裁判所に起訴しなければならない（法45条5号本文）。いわゆる起訴強制と呼ばれるものである。法20条の決定をするには、犯罪事実の存在について、蓋然性の心証があれば足りるとされているので、送致を受けた検察官は、公訴を提起するに足る犯罪の嫌疑の有無について、改めて捜査をした上で独自の判断ができるが、刑事処分が相当か否かの点については、先の家庭裁判所の判断に従わなければならないわけである。

ただし、次の場合は、例外として、起訴強制が働かず、事件を家庭裁判所に再送致しなければならない。すなわち、①検察官送致となっ

た複数の事件の一部について犯罪の嫌疑が認められない場合、又は②犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料する場合、あるいは、③送致後の状況により訴追を相当でないと思料する場合である（法45条5号ただし書）。これらの場合には、家庭裁判所による刑事処分相当との判断の基礎となる事情が変化したものと言えるので、改めて家庭裁判所の判断を経る必要があるからである。

(ウ) 検察官送致決定の運用状況

この検察官送致に関する現在の家庭裁判所の運用を見ると、やはり、年齢や事案の大小に応じた処遇選択がされている。平成20年の統計で見ると、第13表のとおりであるが、年長少年による重大事件（短期1年を超える懲役、禁錮に当たる主要犯罪事件）の検送率は14.3%であり、特に殺人では69.2%となっている。

第13表 主要非行別検察官送致（刑事処分相当）率表（平成20年）

非	行	別	総数	検察官送致	比率(%)
刑 法 犯	粗	暴	7,889	55	0.7
		悪	770	41	5.3
	窃	盗	27,661	49	0.2
		そ	11,879	50	0.4
特	別	法	5,227	64	1.2
小	計		53,426	259	0.5
業務上(重)過失致死傷等			26,937	369	1.4
道路交通事件			29,369	3,426	11.7

イ 年齢超過による検察官送致（法19条2項、23条3項）

年齢超過を理由とする検察官送致は、調査、審判の過程で本人が20歳以上であること、すなわち審判条件が欠けていることが判明した場合のいわば形式的裁判である。法20条の決定と違って、未特例判事補でもできる。なお、いわゆる年齢切迫少年について、20歳未満のうちに法19条2項によって検察官送致をすることは違法である。実務上、観護措置がとられている事件で、身柄拘束期間の長期化を避けたいとの配慮も働くと思われるが、年齢超過という時間的審判条件は厳格に扱わざるを得ない。

第2章 少年審判の運営

(5) 保護処分

保護処分は、非行のある少年に対し、性格の矯正及び環境の調整を目的として行われる現行法の中心的な処分であり（法1条）、具体的には、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致及び少年院送致の3種類がある（法24条1項）。

保護処分決定を行う要件としては、①審判条件があること、②非行事実が認められること、③要保護性があることの三つである。そのうち、②については、いわゆる「合理的な疑いを超える」心証が必要であることは前述した。そのため、保護処分は必ず審判を開いてこれを決定することになっている（法24条1項）。③の要保護性の内容については、いろいろな説があるが、再非行の危険性、矯正可能性及び保護相当性（保護処分によって更生させるのが相当であること。）の三つであるとするのが一般である。

ア 保護観察

保護観察は、少年を家庭や職場に置いたまま、保護観察所の行う指導監督と補導援護によって、少年の改善更生を図る保護処分である。施設収容を伴わない社会内処遇としてのプロベーションの一種であり、広く諸外国の少年法制でも採用されている。

(7) 保護観察の種類

我が国では、保護観察は、保護処分としてされるだけでなく、成人犯罪者の更生のための処分としても用いられており、次の5種類がある（更生保護法48条各号等にちなんで1号観察ないし5号観察と呼ばれている）。

① 1号観察

少年法上の保護処分としてされるもの（法24条1項1号、更生保護法48条1号）

② 2号観察

少年院から仮退院中の少年に対してされるもの（同条2号）

③ 3号観察

刑事施設から仮釈放中の者に対してされるもの（同条3号）

④ 4号観察

刑の執行猶予に伴って、保護観察に付された者に対してされるも

の(刑法25条の2第1項,更生保護法48条4号)

⑤ 5号観察

婦人補導院から仮退院中の者に対してされるもの(売春防止法26条1項)

(4) 保護観察の機関

保護観察は,保護観察対象者の住居地を管轄する保護観察所が行う(更生保護法60条)。保護観察対象者に対し指導監督及び補導援護を行うのは,保護観察官又は保護司である(同法61条1項)。これまでの運用では,事件数に比して専門家である保護観察官の数が少なかったこともあり,保護観察対象者との接触はほとんど大部分が民間のボランティアである保護司にゆだねられていたが,更生保護法において,保護観察における指導監督及び補導援護は,保護観察対象者の特性,とるべき措置の内容その他の事情を勘案し,保護観察官又は保護司をして行わせるものとする(同項),保護観察官の関与が強化されることとなった。

(7) 保護観察の期間

1号観察,すなわち,保護観察処分少年に対する保護観察の期間は,本人が20歳に達するまでであるが,決定のときから本人が20歳に達するまでに2年に満たない場合には,期間は2年間である(更生保護法66条)。そして,本人の成績が良好であるときは,一時解除又は解除されることが認められている(同法69条,70条)。

(i) 保護観察の方法

保護観察対象者は,遵守事項を守らなければならない。更生保護法の下においては,遵守事項は,それに違反した場合にはいわゆる不良措置に結び付く法的規範として明確に位置付けられている。保護観察対象者にとっては,保護観察中に遵守しなければならない事項は何か,また,遵守しない場合にどのような措置がとられ得るのが明確になり,他方,保護観察を実施する側にとっては,社会内処遇によっては改善更生が困難な状況に至った者について,的確に警告・施設送致申請等の不良措置をとって施設内処遇に移行し得ることとなっている。

遵守事項は,一般遵守事項と特別遵守事項の二種類から構成されて

第2章 少年審判の運営

いる。

一般遵守事項としては、①再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること（更生保護法50条1号）、②呼出又は訪問を受けたときは面接を受け、また、生活の実態等について明らかにするよう求められたときは、事実を申告し、資料を提示するなど、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること（同条2号）、③速やかに住居を定め、保護観察所長に届け出ること（同条3号）などの保護観察対象者が当然守るべき事項が規定されている。こうした規定によって、保護観察対象者の生活実態が明らかとなり、保護観察所において、適時、機動的な措置をとることができるようになってきている。

これに加えて、保護観察対象者は、同法51条2項各号に規定されている類型のうち、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定められる特別遵守事項が定められたときは、これも遵守しなければならない（同法51条1項）。1号観察における特別遵守事項の設定については、その設定時期を問わず、保護観察所長が、当該保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を設定することができることになっている（同法52条1項）。

また、保護観察対象者は、その改善更生に資する生活又は行動の指針（生活行動指針）が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない（同法56条3項）。生活行動指針は、それに違反しても不良措置に結び付かない点において特別遵守事項と異なっており、違反した場合においても不良措置をとることが相当でない事項や、不良措置をとることを前提として義務付けるまでの必要性が認められないような事項について定められる。具体的には、①規則正しい生活をする事、②何事も家族とよく相談すること、③友達をよく選び良い友達を作ること、④異性と不純な交際をしないこと、⑤交通法規をよく守ること、⑥被害者等への謝罪、被害弁償に努めることなどといったものが定められている。

保護観察は、指導監督（同法57条）及び補導援護（同法58条）を行

うことにより実施されるが（同法49条1項）、1号観察及び2号観察については、保護処分の趣旨を踏まえ、保護観察対象者の健全な育成を期して実施しなければならないこととされている（同条2項）。保護観察における指導監督の方法としては、保護観察対象者と適当な方法により接触を保ち、その行状を把握し、遵守事項を遵守し、生活行動指針に則して生活し、行動するよう必要な指示その他の措置をとることなどであり（同法57条）、補導援護の方法としては、職業を補導し、就職を助けることなどである（同法58条）。保護観察の経過に応じて、時期に応じて不良措置を背景とした的確な指導を行うとともに、職業補導、就労支援などの支援を行うことによって、保護観察対象者の社会復帰が図られるのである。

保護観察の内容に関する基本的な事項はこのように更生保護法で定められているが、その具体的な実施の手続等については、①平成20年4月23日法務省令第28号「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」②同日法務省保観訓第261号大臣訓令「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程」③同年5月9日法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」にそれぞれ定められている（最高裁判所事務総局「改訂保護処分関係主要通達集」参照）。

なお、現在では、少年に対する保護観察の実施方法や実施期間等については、①一般保護観察、②一般短期保護観察、③交通保護観察、④交通短期保護観察の4種類に分けて運用されている。その具体的な内容については、「第3章 保護処分の現状」（後掲258頁）の項で触れることとする。

(オ) 施設送致申請及びぐ犯通告

従来、1号観察において、保護観察官等による再三の指示を無視して遵守事項の不遵守を繰り返し、あるいは、保護観察官等が接触することすらできない状態を惹起するなど、社会内処遇としての保護観察が実質的に機能し得なくなっている事例もあったが、遵守事項に違反したことを直接の理由として施設内処遇に移す措置が設けられてい

第2章 少年審判の運営

かったこともあり、有効に対処できる法的枠組みは必ずしも十分なものとは言えなかった。これに対して、平成19年改正において、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかった場合に、保護観察所長が警告を発することができることとされ（更生保護法67条1項）、それにもかかわらず、その者がなお遵守事項を遵守せず、その程度が重く、かつ、保護観察によってはその改善更生を図ることができないと認めるときは、保護観察所長の申請により、家庭裁判所において、決定をもって、少年院送致又は児童自立支援施設等送致の保護処分をすることとされた（同条2項、法26条の4第1項）。

また、保護観察処分少年について、新たに犯罪事実が認められるときは、保護観察所長から家庭裁判所に通告することができる（更生保護法68条1項）。この場合、家庭裁判所は、本人が20歳以上であっても、これを少年とみなして審判を行うことができ、終局処分として保護観察又は少年院送致を行う場合には、本人が23歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院収容の期間を定めなければならない（同条2項、3項）。

イ 児童自立支援施設又は児童養護施設送致

児童自立支援施設は、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設であり（児福法44条）、児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設である（児福法41条）。児童自立支援施設及び児童養護施設の入所対象者は、18歳に満たない者である（児福法4条）が、運用としては、義務教育中の児童がほとんどであるのが実情であり、また、開放施設であって、できる限り家庭的な雰囲気の中で処遇しようとするものであるため、非行性の進んだ少年は適さないとされている。

保護処分として、児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させることには、入所措置が義務付けられ、親権者、後見人の意に反しても入所

させることができること（児福法27条の2）、少年調査記録が送付されることになっていること（規則37条の2）などの意義がある。なお、決定後直ちに入所措置が行われるために、具体的な施設の確保など、決定前に児童相談所側と十分な連携を図っておくことが必要である。

ウ 少年院送致

少年院送致は、少年を少年院に収容して矯正教育を行う保護処分である。現行法上の3種類の保護処分のうち、少年の自由を拘束する点で最も強力な処分である。

少年院の種類、収容期間、処遇等については、少年院法及び少年院処遇規則で定めているが、現在の実務はこれらの法や規則の運用について定めた平成3年6月1日法務省矯教第1274号矯正局長依命通達「少年院の運営について」（家月43巻11号213頁）を基本として運用されていることに注意を要する。

この通達に基づく現在の運用の概要については、「第3章の第3 少年院送致」（後掲274頁）の項で触れることとし、ここでは、現行少年院法及び少年院処遇規則上の骨子について述べる。

(7) 少年院の種類

少年院の種類は、次の四つである（院法2条）。

① 初等少年院

心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。

平成19年改正により、おおむね12歳以上14歳未満の少年についても、「特に必要と認める場合に限り」少年院送致できることが規定された。

改正前の少年院法において、少年院には14歳以上の者を収容すると定められていたため、従来は、14歳未満の少年を保護処分にするときは、少年院送致を選択することができず、保護観察又は児童自立支援施設等送致のいずれかを選択するほかなかった。

しかしながら、14歳未満であっても、性格に深刻・複雑な問題があり、それが原因で殺人等の凶悪重大な非行に及んだ少年や、幼少のころから非行を繰り返し、何度も施設に入所してもなお非行に及

第2章 少年審判の運営

ぶなど非行性の極めて進んだ少年等、深刻な問題を抱える者に対しては、早期に矯正教育を授けることが、本人の改善更生を図る上で必要かつ相当と認められる場合があると考えられる上、開放処遇を原則として、家庭的な雰囲気の中で生活指導を行う児童福祉施設では、無断外出を繰り返したり、暴力的な言動を行ったり、医療措置が必要であるなど、対応が困難と考えられる場合もみられた。

そこで、これまでのように年齢によって一律区分するのみではなく、個々の少年が抱える問題に即して最も適切な処遇を選択できる仕組みとするため、14歳未満であっても、「特に必要と認める場合に限り」、初等少年院又は医療少年院に収容できることとなったものである。

「特に必要と認める場合」とは、14歳未満という低年齢の少年の施設内処遇は従来どおり児童福祉施設で行うのが原則であることから、保護処分の種類の選択に当たり、非行事実及び要保護性の程度・内容に照らして、少年院送致の保護処分が最も適当であり、かつ、児童自立支援施設送致等の他の保護処分によってはその目的を達することができないと認められる場合をいうとされている。

② 中等少年院

心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上（おおむね）20歳未満の者を収容する。

③ 特別少年院

心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。

④ 医療少年院

心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。

家庭裁判所が少年院送致決定をする場合には、少年の年齢、要保護性の程度、医療の要否等を考慮して、上記の4種類のうち、いずれに送致すべきかを指定（これを「種別指定」と呼んでいる。）しなければならない（規則37条1項）。

(1) 収容期間

収容期間は、原則として少年が20歳に達するまでであるが、決定時に少年が19歳を超えているときは、送致決定のときから1年間収容することができる（院法11条1項）。少年院送致決定を受けた少年が、少年院に収容される前に20歳に達した場合でも、本条によって少年院に収容すべきものと解されている。なお、この1年間の収容の継続は、これを院長権限による収容継続と呼ぶ見解もあり、実務上はこの見解で行われているという指摘もあるが（法務省矯正研修所・研修教材少年院法（改訂版）204頁）、理論的には、20歳に達するまで2年未満の少年に対し、保護観察決定がされた場合の保護観察の期間に関する更生保護法66条本文の規定と同様に、法定期間と解される。

更に在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない（院法11条2項）。これが、準少年保護事件の一つである収容継続申請事件と呼ばれるものである（規則55条参照。なお、講義案315頁以下参照）。家庭裁判所がこの申請を認める場合は、期間を定めて収容継続決定を行うが、その期間は23歳を超えてはならない（院法11条4項ただし書）。ただし、23歳に達する在院者の精神に著しい故障があり、公共の福祉のため少年院から退院させるのに不相当であると認めるときは、26歳を超えない期間を定めて、医療少年院に収容継続すべき旨の決定をしなければならない（院法11条5項）。

少年院から少年が出院する場合としては、収容期間の満了による退院（院法11条1項、8項）、地方更生保護委員会の決定による退院及び仮退院（院法12条）がある。院法12条の退院及び仮退院を許すべき旨の申出は、少年院長が地方更生保護委員会に対して行うものであるが、上記少年院運営通達では、この規定を利用して、少年院における収容期間（入院後仮退院までの期間）を運用上次のように定めた。

① 一般短期処遇

6か月以内とする。必要があれば、家庭裁判所の意見を聴き、最大限6か月収容期間を延長する。

② 特修短期処遇

第2章 少年審判の運営

4か月以内とする。収容期間の延長は行わない。

③ 長期処遇

2年以内とするが、2年を超えて処遇する必要があるときは、少年院長が収容期間を定める。必要があれば、収容期間を延長する。再延長もできる。

(ウ) 処遇内容

少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、規律ある生活の下に教科教育、職業補導、適当な訓練及び医療を授けるものである(院法4条)。これについても、上記通達は、処遇の個別化、各少年院の処遇内容の特色化等を図る見地から、短期処遇と長期処遇とに分けて、具体的に処遇方法、分類処遇、処遇計画、処遇内容等を一般的に定めている。詳細は「第3章 保護処分の現状」(後掲258頁)の項で述べる。

(イ) 戻し収容

少年院から仮退院中の少年について、一般遵守事項(更生保護法50条)又は特別遵守事項(同法51条)を遵守しなかったと認めるときは、地方更生保護委員会は、保護観察所長の申出により、家庭裁判所に対し、仮退院者を少年院に戻して収容すべき旨の決定の申請をすることができる(同法71条本文)。家庭裁判所は、申請に係る仮退院者について、相当と認めるときは、これを少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる(同法72条1項)。これを戻し収容申請事件という(審記官事務の研究323頁以下参照)。

なお、23歳以上26歳未満の仮退院中の者については、精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適切であると認めるとき(院法11条5項)に該当すると認めるときに限って、戻し収容の決定の申請をすることができる(更生保護法71条ただし書)。

2 審判不開始、不処分決定における「保護的措置(教育的措置)」

少年保護事件の終局決定の過半数を占める審判不開始、不処分の決定に当たっては、少年の要保護性の認定に関し、家庭裁判所がその調査、審判の過程で行った事実上の措置及びその効果が参酌されることが多い。この事実上の措置は、実務上、保護的措置(教育的措置ということもある。)と呼ばれて

いる。一般に少年非行には、万引きや乗り物盗などの初発型非行に典型的にみられるように、心身の発達過程にある少年たちが、その未成熟な社会性から一時的に陥る逸脱行動の一つとして理解できる場合が多く、事案も比較的軽微なものが多い。このような逸脱行動、初発型非行については、その段階で芽を摘むことが家庭裁判所の役割として重要である。非行に陥った少年の再非行を防止するためには、個々の少年の抱える問題に応じた措置が必要であり、刑罰をもって臨むよりも、適切な指導や援助を加えることによって社会規範の内面化を図り、健全な社会性を得させることが効果的である。具体的には、非行によって生じた少年の心理的動揺や親子関係の変化などを的確に把握し、事案に応じた保護的措置をとることが、少年の健全な発達にとって何よりも必要なのである。事案が軽微であるからといっておざなりに対処するならば、かえって少年の情操を害したり、再非行を促す結果になりかねないことを考えると、保護的措置の意義は極めて深いものがあるといえよう。

昨今は、罪障感に乏しい少年が多いことから、教育的な働き掛けの一つとして、犯罪被害者の視点をとり入れた「犯罪被害を考えさせる講習」が全国的に行われている。万引きやバイク窃盗のような非行では、被害者の姿が見えにくいこともあり、少年が自らの行為について安易に考えがちであるが、こうした講習においては、スーパーマーケット、書店又はバイク販売店の経営者など実際に犯罪の被害に遭った方や万引き防止に取り組むNPO法人の方などを講師に招き、被害の実情や生の経験に基づいた犯罪被害者の気持ちなどを少年に聴かせている。こうした体験を通じ、少年は、自らの行為により生じた結果の重大さを実感し、また、非行に向き合って、反省を深めるのである。更に、最近では、更生の意欲を持っていても、就労先が見つからないために再非行に至る少年も少なくないことから、就労支援に向けた教育的働き掛けの取組も始まっている。

このように、保護的措置については、社会や少年の変化に応じた取組が求められている。裁判官としては、保護的措置の一層の充実のために、改善・工夫に向けて、リーダーシップを発揮していく必要があるといえよう。

(1) 保護的措置の主体

保護的措置は、調査の段階では主として調査官が、審判の段階では主として裁判官がこれを行うのが通常である。審判に調査官が立ち会う場合に

第2章 少年審判の運営

は、裁判官は、調査官を活用して、より効果的な保護的措置をとるように努めている。

審判不開始、不処分の対象となる事件の大半を占める軽微な事件については、少年の心情安定の観点から迅速な処理を図ることが要請されるため、当該事件が一過性のものであるかどうかについての的確な判断とそれに基づく適切妥当な保護的措置がとられることが望ましい。

(2) 保護的措置の内容

保護的措置の内容については、試験観察のように専門的な技法や知識を必要とするものから、「誓約書」提出のように比較的簡単な手続によるものまで多岐にわたり、また、関係機関への協力や援助の依頼など、いわば行政的な活動も予定されている。試験観察については既に述べた（前掲177頁）ので、ここではそれ以外の保護的措置について見ることにする。

調査段階で、調査官によって行われる保護的措置は、面接調査の過程でされるものが多い。その内容には、まず指導助言、訓戒、指示、禁止など少年や保護者に対していわば規範的に働き掛ける方法がある。裁判所は、家庭裁判所といえども権威的な雰囲気のある場所であるから、相当の緊張と不安を強いられている少年や保護者の心情をよく理解した上で働き掛けを行うことが大切である。また、遵守事項を指示したり、夜間外出や不良交友を禁止するとしても、少年の行動傾向の背後にある欲求や不安、葛藤といった内面的なものをよく理解することが重要であり、場合によっては、それらが理解されたという体験が、少年に強い安定感をもたらし、直接的に禁止するよりもかえって効果を生じることもある。

助言、訓戒などとともに、反省文を書かせたり、誓約書を提出させることもあるが、前者はそれを材料に更に深い面接を行うことができ、後者は一種の心理的強制の効果を期待することができるという性質を持っている。

また、適切な情報の提供が保護的措置となる場合がある。登校拒否の少年について、保護者に治療機関を紹介したり、養育態度に関する助言を与えたりすることなどのほか、少年に対しては非行行為についての社会的責任、法的な措置などの情報を与えることが効果的である場合が少なくない。

調査官は、以上のような措置のほか、少年や保護者の心理に即して、その不安や葛藤状態を受け容れたり共感的に理解したりして、対象者が自ら

問題に気付き解決していくようにその自立性を促していくという方法をとることもある。例えば、少年において親からの自立の欲求が強くなっているにもかかわらず、親の強い禁止的な態度によって、欲求が抑圧され、それが何かの誘因によって非行という形をとったものと理解されるような事例の場合には、ただ、そのことを指摘するよりも、少年や保護者が自らそれに気が付くように配慮することが重要なのである。もちろん、このような場合には、親子関係の調整ということも必要になってくるであろうし、親子の相互理解を深めるために、親子を同席させて話し合うということも考えられるであろう。

このような方法は、保護的措置というよりも、少年や保護者をよりよく理解する方法として、むしろ面接調査の一方法として考えられているといっている。家庭裁判所のする調査が、単なる取調べと異なり、それ自身が保護的措置としての意味を持つのは、調査官の専門性を活用したこのような調査方法があるからである。先に掲げた助言、訓戒、指示、禁止、情報の提供といったものも、この科学的、専門的な調査による対象者の的確な理解に裏付けられてこそ、それらが対象者にふさわしい内容を持ち、対象者に受け容れられ、更にはその行動の変容をもたらすといった効果を生じるのである。そして、この点にこそ、家庭裁判所における保護的措置の独自性と専門性とがある。

面接による保護的措置以外には、学校や教師その他関係機関に対する協力や援助の依頼があり、場合によっては、裁判官は調査官にこれらの関係者と十分な連絡や協議を行わせることができる。保護的措置の重要な領域である。

調査官による保護的措置を調査の中で行うもの（面接型の保護的措置）、各種講習や社会奉仕活動などに参加させて指導を行うもの（体験型の保護的措置）、家庭内の問題の調整や関係機関との調整を行うもの（調整型の保護的措置）に分ける考え方もある。このうち体験型の保護的措置としては、①薬物講習、交通講習、「被害を考えさせる教室」などの講習型、②親子合宿、保護者会などのグループワーク型（講習の中でのグループワークを含む。）、③特別養護老人ホームなどで入所者の介護を手伝ったり、公園の清掃や落書き消しに参加させるといった社会奉仕活動型がある。①講習型は、

第2章 少年審判の運営

専門的な知識を付与することで非行の危険性や重大性をよりよく理解させたり、被害者の視点を取り入れることで被害の実情や被害者の心情をリアリティを持って理解させるねらいがあり、②グループワーク型は、少年、保護者の問題解決能力を向上させるねらいがあり、③社会奉仕活動型は、周囲から感謝される体験をすることで自己イメージを高めさせたり、社会の一員であるという意識を高めさせ、改めて社会的な視点から自らの非行を見つめ直すきっかけとさせるねらいがある。体験型の保護的措置を行ったときは、講習や体験を通じて学んだことを、面接の中で話し合ったり、感想文を書かせたりして振り返り、保護的措置の効果を把握した上、効果を定着させることも重要である。

以上のように、保護的措置の内容や方法は多様であるが、その運用に当たって最も重要なことは、どのような場合にどのような方法をとるかということである。一口に少年といっても非行の動機、性格、家族関係などは千差万別である。更に、少年、保護者のなかには、非行を犯したことについて過度に敏感に反応し、深い挫折感にとらわれて神経質になっている場合や、反対に、それ程罪障感もなく、かえって警察や裁判所の干渉に不満を持っている場合もある。保護的措置の多様性は、このような対象者の多様性に対応すべきもので、個々の事例に応じた適切妥当な方法をとることが重要であり、かつ効果的なものである。

(3) 審判段階での保護的措置

裁判官は、審判の教育的機能を果たすために、審判廷において、①非行事実の重みや重大性を伝える、②事件及び事件後の被害感情を自覚させ、償いの方法を考えさせる、③非行の原因や自己の問題性を考えさせて、再非行防止のために改善しなければならないことを気付かせ、処遇へ動機付ける、④保護者に少年を更生させる意欲を持たせることをしなければならない。

裁判官としては、被害の実情を踏まえ少年の非を厳しく問うこともあれば、ときには、少年の立直りを促すために励ましてやることも必要となる場合があるだろう。審判廷におけるこのような措置は、調査面接の場面とは異なり厳粛な雰囲気の中で、裁判官によってされることに意味がある。つまり審判を体験すること自体が、少年にとって社会規範の内面化を強化

する契機となったり、心理的強制が生じて非行抑止力が強まったりするという効果を持っている。また、不処分決定を裁判官が面前告知すること自体、大きな教育的効果を持つものである。

保護者に対しては、生活指導ができていないなどの問題があることが明らかでも、親として少年の指導に心を砕き、疲弊している状態であることが多いことから、親自身の問題も含め、親の担っている重荷を認め、その境遇に共感することが必要な場合もあろう（少年や保護者に対する具体的な働き掛けの実践例については、近藤文子「少年審判運営の留意点、工夫について」家月57巻10号29頁以下に詳しいので参考になる。）。

審判において効果的な保護的措置を行うには、調査官がどのような保護的措置をとったかということも十分に把握しておくことが欠かせない。そのためには事前に調査官と十分な打合せを行っておくことが必要であり、調査官を審判に立会させることが必要なこともあろう。調査官を審判に立会させる場合には、調査官に意見を述べさせるなど適宜な方法によって審判の効果を高めるように配慮することが大切である。

(4) 審判不開始決定と不処分決定の選択

審判不開始及び不処分決定の選択について、保護的措置という側面から考えると、調査官による保護的措置だけで、再非行のおそれがないと思われる場合には審判不開始決定で終了させることになる。しかし、審判を受けさせることによって、保護的措置をより強化することが必要な場合には、審判を開始することが考えられる。もちろん両者の選択は、保護的措置の内容や方法によってのみされるものではないが、保護的措置の効果については十分参酌する価値があるといえよう。

審判不開始か不処分かの選択に当たっては、裁判官は、調査官の作成した少年調査票等を資料として判断するのが通常であるが、この場合、調査官がとった保護的措置の内容やその措置をとった理由及びこれに対する対象者の反応など保護的措置に関する報告をさせることが望ましい。この点については、調査段階において保護者に対する教育的な働き掛けを行った場合には、措置の内容を「措置票」に記載して社会記録に添付し、また、審判における措置についても、「措置票」を作成して法律記録に添付して、措置の内容が明らかになるよう工夫されている庁もある。これらによって

第2章 少年審判の運営

調査段階と審判段階との保護的措置の一貫性を担保することができる。

以上のように家庭裁判所の行う保護的措置の内容や方法は多様であり、科学的な専門性に支えられたものである。それはまた、家庭裁判所の調査、審判手続の持つ教育的機能の具体化であるともいえよう。非行に陥った多くの少年たちが、その初期の段階において適切な手当てを受けることによって、再非行に至らずに終わることを考えると、保護的措置の内容と方法については、絶えず研さんを重ねていくことが必要である。少年に再非行があった場合には、前件処分の妥当性が検証される結果になるから、そうした場を通じて、非行や要保護性の問題の類型別に実効性のある措置を研究する必要がある。

3 終局決定の告知

(1) 総 説

決定の告知一般については、規則3条で定められており、そのうち、終局決定に関する部分は次のとおりである。

① 審判不開始決定

相当と認める方法によって告知する（規則3条4項前段）。所在不明等のために告知をすることが不可能であるときは、告知をすることを要しない（規則3条5項）。

② 不処分決定

少年の面前で言い渡す（規則3条2項1号）。これによることができないとき又は相当でないときは、相当と認める方法によって告知する（規則3条4項後段）。ただし、検察官関与事件については、必ず審判期日において言い渡さなければならない（規則3条1項2号）。

③ 知事又は児童相談所長送致決定

相当と認める方法によって告知する（規則3条4項前段）。ただし、検察官関与事件については、必ず審判期日において言い渡さなければならない（規則3条1項2号）。

④ 検察官送致決定

相当と認める方法によって告知する（規則3条4項前段）。ただし、観護措置（法17条1項2号の場合に限る。）のとられている事件については、必ず少年の面前で言い渡さなければならない（規則3条2項2号）、検察官

関与事件については、必ず審判期日において言い渡さなければならない(規則3条1項2号)。

⑤ 保護処分決定

審判期日において言い渡さなければならない(規則3条1項1号)。書記官は、告知が行われた場合には、告知の方法、場所及び年月日を、告知しなかった場合にはその旨を決定書又は決定を記載した調書に付記して押印しなければならない(規則3条6項)。

相当と認める方法による告知としては、①決定書謄本の送達、送付、②決定通知書の送達、送付、③電話、口頭による通知等がある。そのうちいずれによるかは、事案によって決めることになろう。

(2) 告知上の留意事項

ア 審判不開始決定の告知

決定がされると、通常は、書面による告知がされるが、その場合にも、特に独立した書面で決定書を作成しない限りは、決定書謄本を少年の住所へ送達するという事はされていない。通常は、書記官が少年及び保護者あてに、次のような内容の「決定通知書」を普通郵便で送付している例が多い(書記官事務の研究112頁参照)。

「少年に対する平成〇年少第〇〇号〇〇保護事件については、調査の結果、本日〇〇裁判官の決定により、少年法19条1項を適用し、この事件については審判を開始しないで事件を終らせることになりました。この決定は少年自身の自覚により再非行のないことを期待して行われたものですから、再び過ちを犯さないよう心掛けて下さい。」

書面による審判不開始決定の告知は、少年、保護者に対し、家庭裁判所における事件の係属が終了したことを知らせる重要な通知であるとともに、再非行に陥らないことを願う家庭裁判所の気持ちを伝えるものであるから、できるだけ分かりやすい表現を用いるのが相当であろう。

なお、簡易送致事件における不開始決定の告知については、各庁において、書面調査の上、審判不開始決定をした場合、郵便送達等の方法によって直接本人に告知することは、弊害を生ずるおそれもあるとして、送致警察に対する結果通知の際に、当該警察において適宜決定の趣旨を少年に伝達するよう依頼することによって、相当方法による告知とする

第2章 少年審判の運営

運用がされている（平成17年7月13日家二第730号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」家月57巻10号155頁）。

イ 不処分決定の告知

前述のように、面前告知が原則となっており、審判期日において直接少年に告知される場合が多い。

実務上、いろいろと工夫を要するのは、家庭裁判所の保護的措置を加えた結果、要保護性が解消したと認めて不処分決定を行う場合の告知の仕方である。特定の例外を除いて、告知だけのための続行期日を定めるということはないので、通常は非行事実及び要保護性の審理が終了したあと、引き続き、不処分決定の告知が行われることになる。この場合、条文の表現に従うと、「保護処分につさないこととする」（法23条2項参照）という表現をとることになるが、このような否定形の文章を審判廷でそのまま告げたのでは、少年、保護者に対する感銘力が薄いとして、多少表現を変えたり、場合によっては、より積極的な表現を用いるなどの工夫がなされている。

例えば、比較的少年の年齢が高く、事案の内容からも、裁判所の決定として何らかの処分を行った印象を少年、保護者に与えるのが教育上必要であると認められるような事案の場合には、「以上の結果、裁判所としては、君に対し、嚴重注意処分ということにするが、十分に反省していることなどから、これ以上処分はせず、今日限りで本件は終了させることにした。」という告げ方をすることも考えられる。また、非行が発見されてから、審判期日に至るまでの間、少年や保護者が過度に緊張感を高めているため、むしろ、裁判所としては、特に処分はせず、少年が安心して日常生活に戻れることを宣言してやるのが、今後の少年の更生のため好ましいと認められるような場合には、文字どおり「処分しない」という表現にウェイトを置いて告げるのが効果的であろう。

要は、事案の内容、少年、保護者の態度、教育上の効果等を考えて、適宜、事案に応じた表現方法を用いることである。

ウ 検察官送致決定の告知

在宅事件の場合の検察官送致決定については、相当な方法による告知でよいことになっているが、少年の所在不明等によって事実上告知がで

きない場合には、決定は外部的には効力を生じていないので、所在不明等による審判不開始決定をすることができるかとされている（注釈少年法51頁参照）。なお、実務上は、決定書謄本又は決定通知書を普通郵便で少年あてに送付して告知している例が多い。

一方、法17条1項2号の観護措置がとられている身柄事件については、前述のように面前告知が義務付けられているが、更に、この観護措置は検察官送致決定の結果、勾留とみなされるので（法45条4号、45条の2）、年齢超過又は刑事処分相当を理由とする検察官送致決定を行う場合には、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実、刑訴法60条1項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない（規則24条の2第1項）ことになっていることに注意を要する。また、いわゆる被疑者国選の対象となっている事件（刑訴法37条の2第1項）においては、国選弁護人を選任することができるので（法45条7号、45条の2）、国選弁護人選任請求権の告知及びそのための手続の教示を行わなければならない（規則24条の2第2項、刑訴法207条第3項）。これらの場合、書記官が立会い、調書（告知調書）を作成する（規則24条の2第3項）。

検察官送致決定後のみなし勾留中の事件について検察官が公訴を提起したときは、検察官は、いわゆる勾留関係書類として、刑訴規則167条1項の勾留状の提出に代えて、観護措置決定書、検察官送致決定書の謄本又は抄本（予断排除の見地から、必要部分のみ抄本とした場合）及び上記の告知調書を刑事裁判所に差し出すのが相当であると解される（みなし勾留の基礎となる事実の範囲については、講義案231頁以下参照）。

エ 保護処分決定の告知

前述のように保護処分の決定は、審判期日において行わなければならない。具体的な告知の仕方については、不処分決定の告知について述べたように、事案に応じて、それぞれふさわしい方法を工夫すべきである。ただ、保護処分の場合には、今後、他の機関による継続的な執行を予定しているので、できるだけ、当該執行機関側の職員を審判廷に在席させるなどして、いわゆるバトンタッチが円滑にいくよう工夫することが必要である。

第2章 少年審判の運営

保護処分決定を言い渡す場合には、少年及び保護者に対し、保護処分の趣旨を懇切に説明し、これを十分に理解させるようにしなければならない（規則35条1項）。

また、その際に、2週間以内に抗告の申立書を裁判所に差し出して抗告をすることができる旨を告げなければならない（規則35条2項）。

保護観察という在宅処分を言い渡した場合には、余り不利益処分という印象を与えないため、少年に対し抗告権を告げることは、かえって審判の雰囲気になじまないとする見解もあるが、保護観察といえども本人にいろいろな制約を与える不利益処分たる性格をも有しているのであるから、必ずこれを告げるべきである。その表現の仕方や告知の時期に工夫をすれば、全体としての審判の雰囲気を害することはないと思われる。

実務上困難とされるのが、少年院送致決定の告知の方法であろう。その原因は、少年院送致が保護処分、すなわち教育的、福祉的処分でありながら、少年の自由を拘束し、強制的に身柄を少年院に収容する処分であり、かつ、少年院送致というものに対して少年、保護者が暗いイメージを抱いていることから、少年院内における課題に積極的に取り組み、自ら立ち直ろうとする意欲を持たせることが困難だからである。したがって、少年院送致決定を行う場合には、まず、その固定した少年院に対するイメージを正し、少年院における生活を通じて立派に立ち直る決意をさせるよう努めることが必要である。

これまでも少年院送致決定の告知のやり方については、実務上いろいろ苦心が払われている。例えば、次のような告げ方がある。

「君はこれまで多くの人に迷惑を掛けてきた。裁判所は、君が自分の力で立ち直ることができるように機会を与えてきたが、今回またこのようなことをしてしまった。君も分かっているようだが、今回は少年院へ行ってもらおう。少年院の中で一生懸命頑張るように……。」

「君にとって、今必要なのは、今回の事件を契機に、自分のこれまでの生き方について反省し、これから進むべき道を決めることだ。そのためには、少年院で教育を受けてくることが一番いいと思う。君の人生の中で、立ち直れるかどうかとても大切な時期にあるから、少年院の中で、先生の指導に従ってしっかり勉強してきなさい。努力して成績が上がり

ば、それだけ早く退院できるのだから、頑張りなさい。……」

このほか、具体的事案に即して、少年のこれまでの行状から、犯罪性が常習化していること、保護環境が不安定と見られ、どうしても収容処分によって矯正教育を施す必要があることなどを理由として述べたり、場合によっては、一般予防的な立場、被害者の立場などからの説明を付加したりして、刑事裁判における判決の宣告のように厳格な雰囲気言い渡す例もあるようである。

初めて少年院送致決定を言い渡す場合は、とかく少年を納得させた上で決定をしようという気持ちから、あれこれ理由を長く述べて最後に結論を告げようとする例が多いが、現実には、少年の真の納得が得られることは告知の段階では困難な場合が多いだけでなく、反対に、少年に対し安易な期待感（少年院に行かないで済むかもしれないという）を抱かせてしまうおそれもあるので、むしろ結論が決まった場合には、いわば本文と理由を簡潔に述べて、抗告の手続を告げたあと、裁判官は速やかに退廷するというのも一つの方法であろう。そのため、少年院送致決定の告知の前に十分に少年、保護者の言い分を聴き、審理を尽くしたあと、休憩を置いてから、簡潔に決定の告知を行う方法もある。

少年院送致決定を行う場合、いわゆる種別指定を行うことになっている（規則37条1項）ので、少年院の種類も告知する必要があるが、後述の終局決定に伴う付随的な措置（法24条2項、規則38条2項）は必ずしもこれと同時に少年に告知する必要はない。ただし、前述の少年院における収容期間等につき、運用上明らかに区別されている①長期処遇、②一般短期処遇、③特修短期処遇のいずれに定められるかは、少年にとって最も重大な利害関係のあるところであるから、法令上はその告知は要求されていないが、少年院送致決定と同時に裁判所が行う処遇勧告の内容等について少年や保護者に十分説明しておくことが望ましい。

なお、上記のような告知のあと、少年が突発的な行動に出たり、逃走を企てることが実務上時々見られるので、これらの点につき万全の注意をしておくことが必要であることは、前述したとおりである。

4 終局決定に伴う付随措置

少年審判手続においては、その後見的性格から、終局決定に伴う付随的な

第2章 少年審判の運営

措置をいろいろと予定している。ここでは、いわゆる環境調整命令（法24条2項）と処遇勧告（規則38条2項）について述べる。没取決定（法24条の2）は厳密な意味で付随措置とはいえないかもしれないが、便宜上ここで触れることとする。

(1) 環境調整命令

家庭裁判所は、保護観察決定又は少年院送致決定を行う場合、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる（法24条2項）。家庭裁判所が調査、審判の段階で把握した環境上の問題点を具体的に指摘した上で必要な指示をすることは、処遇上の一貫性を確保するという見地及び環境調整にできるだけ早期に着手し、適切かつ効率的な環境調整を行い得るという点から極めて意義があると考えられる。しかし、少年院に送致された少年については、少年院長から保護観察所長に身上調査書が送付されると、必ず環境調整が行われることになっているのであり、法24条2項の環境調整命令が保護観察所長に対して、指定された措置の実施を義務付けるものであることも考え併せると、一般的には、環境的負因の大きい少年であって、環境調整に期間を要する者や、早期かつ重点的な調整の必要性の高い者について環境調整の措置を命じることが考えられよう。

環境調整の措置を命じる形式に関しては、保護処分決定と環境調整命令の名宛人の違い（前者は少年、後者は保護観察所長）及び環境調整命令としての趣旨の明確化という点から、決定書のほかに、別途保護観察所長を名宛人とする書面を作成するのが妥当であろう。

(2) 処遇勧告

保護処分の決定をした家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年の処遇に関し、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設又は少年院に勧告することができる（規則38条2項）。少年審判手続の後見的性格をよく示している規定である。現行法は、原則として、保護処分の決定とその執行とを分離したが、保護処分の性格上、その決定機関の意見が十分に反映されることが望ましいので、参考書類の送付等の規定（規則37条の2）や少年の動向視察に関する規定（規則38条1項）とともに保護処分決定後の処置についてアフターケア的な規定を設けたものである。

実務の運用においても、処遇勧告の制度は大きな役割を果たしている（その詳細は「第3章 保護処分の現状」を参照のこと。）。

すなわち、前述の少年院における①一般短期処遇、又は②特修短期処遇の実施の決定については、家庭裁判所が所定の「処遇勧告書」にその旨記載して送付をすることによって行われ、また、③一般短期保護観察及び④交通短期保護観察については、家庭裁判所によるその旨の処遇勧告がされた者が対象となることとされているからである。そして、運用上、執行機関側は家庭裁判所によるこれらの各処遇勧告にすべて従うこととなっているので、上記4種類の処遇勧告は、家庭裁判所の一つの処分類型的な性格を有しつつあるともいえよう。したがって、これらの勧告を行うに当たっては、十分に調査、審理を遂げて、各通達に示されている対象者の基準に合致するよう適正な処遇選択が図られなければならない。

このほか、少年院運営通達によれば、家庭裁判所が行う処遇勧告の取扱いについて、次の①、②及び③の場合はその勧告の趣旨を十分尊重するものとされている。

- ① 家庭裁判所において、医療少年院に送致する少年の医療措置終了後の移送先少年院の種別につき、その旨を記載した処遇勧告書を送付されたとき
- ② 家庭裁判所において、長期処遇を実施する少年院に送致する少年で比較的短期間の矯正教育をもって足りるとする少年につき、その旨を記載した処遇勧告書を送付されたとき
- ③ 家庭裁判所において、送致を決定した少年の少年院における処遇につき、特別の希望意見があり、その旨を記載した処遇勧告書を送付されたとき

このように、処遇勧告書による処遇勧告は、事実上少年院の処遇の内容、方法等を拘束するものであるから、家庭裁判所として処遇勧告を行うに当たっては、少年の状況、少年院の処遇内容等を十分に把握し、それに照らして処遇勧告の趣旨が実行可能かどうか吟味して適正な処遇勧告を行うようにしなければならない。

そして、処遇勧告の性質から、執行機関に不能を強いるもの、勧告を実施することが執行機関に処遇上の混乱をもたらすもの（例えば、不適切な

第2章 少年審判の運営

処遇課程での処遇を求めるもの)、執行機関の裁量を認めないもの(例えば、必ず6か月で仮退院させることを求めるもの)などは一般的に相当とはいえないものと思われる。

なお、昭和61年3月31日付けで少年院運営通達の全部改正が行われたことにより、医療少年院において、医療措置終了後に移送すべき少年院の種別が、あらかじめ家庭裁判所の処遇勧告により指定してあり、かつ、指定された種別の少年院に移送する場合には改めて家庭裁判所への求意見の必要がないものとされた(昭和61年4月25日最高裁家二第102号家庭局長通達「少年院の運営について」の全部改正について」家月38巻5号132頁参照)。更に、昭和61年4月25日付けで発出された家庭局長通達「少年院の運営に関する少年院等関係機関との連携について」(平成3年6月20日最高裁家二第234号家庭局長通達(家月43巻11号245頁参照)において全部改正)においても「少年鑑別所の鑑別結果通知書に、医療少年院送致が相当であるとした上、移送先少年院の種別についても記載されている場合には、これを十分に参考にして、処遇勧告を活用することが望まれる。」とされ、同通達の中で示されている処遇勧告書の様式の中に、医療措置終了後に移送すべき少年院の種別についてチェックする項目が設けられた。

また、平成9年9月9日付けで少年院運営通達の一部改正が行われ、例外的に2年を超える収容期間を設定する長期間の長期処遇が実施されることになった(平成9年9月11日最高裁家二第368号家庭局長通知「少年院の運営について」の一部改正について」家月50巻2号233頁参照)が、このような処遇を選択する必要がある場合には、事前に少年鑑別所と十分連携をとった上で、その趣旨を明確にして処遇勧告を適宜活用することも考えられよう。具体的な処遇勧告例としては、2年を超える期間の長期処遇を求める場合には「相当長期間の矯正教育を施すことが相当である」などの表現を、2年以内であるが通常(おおむね1年程度)よりも長期間の長期処遇を求める場合には「比較的長期間の矯正教育を施すことが相当である」などの表現をそれぞれ用いる実務例が多いようである。

(3) 没取決定

家庭裁判所は、犯罪少年及び触法少年について、法18条、19条、23条2項又は24条1項の各終局決定を行う場合には、刑法上の没取の場合とほぼ

同様の要件によって没取の決定をすることができる（法24条の2）。ただし、あくまでも犯罪事実又は触法事実の存在することが前提であり、審判条件の不存在による審判不開始や不処分決定等の場合には、没取はできないものと解すべきである。

没取決定は、刑法上の没取が付加刑とされている（刑法9条）のに対し、形式上は独立の決定ではあるが、その性質上、終局決定に付随するので、終局決定と同時に行うべきであろう。ただし、必ずしも同一の決定書の主文中で行う必要はなく、別個の決定書によって行ってもよい。

没取決定に対して独立して抗告を申し立てることができないことは、疑いのないところである（法32条）。これに対し、保護処分決定に対して申し立てられた抗告の効力が没取決定に及ぶかどうかについては、見解が分かれている（この点に関する学説等については資料集(-)の下538頁参照）が、いずれにしても、保護処分決定が抗告審で取り消された場合には没取決定も効力を失うことについては、ほぼ争いがないといってよい。従来は、この点については、保護処分決定に対して抗告がなされた場合であっても、没取決定の部分は移審することなく確定するが、これが保護処分決定に対して付随的な性質を有するところから、保護処分決定が取り消されると、結局、効力を失うとの説明が比較的有力であったように思われる。しかし、付随性を是認する以上は、たとえそれ自体については抗告が許されないとしても、本体について抗告があったならば没取決定も確定することなく移審すると説明した方が、簡明といえよう。

法27条の2により保護処分が取り消された場合には、没取決定も効力を失うと解される。これに対し、法27条により競合処分の調整のために保護処分が取り消された場合には、没取決定は効力を失わないと解すべきであろう。

第8 終局決定後の手続

1 決定書の作成

終局決定をするときは、裁判官が決定書を作成して、これに署名押印又は記名押印し（規則2条1項、2項）、主文及び理由のほか、少年の氏名、年齢、

同様の要件によって没取の決定をすることができる（法24条の2）。ただし、あくまでも犯罪事実又は触法事実の存在することが前提であり、審判条件の不存在による審判不開始や不処分決定等の場合には、没取はできないものと解すべきである。

没取決定は、刑法上の没取が付加刑とされている（刑法9条）のに対し、形式上は独立の決定ではあるが、その性質上、終局決定に付随するので、終局決定と同時に行うべきであろう。ただし、必ずしも同一の決定書の主文中で行う必要はなく、別個の決定書によって行ってもよい。

没取決定に対して独立して抗告を申し立てることができないことは、疑いのないところである（法32条）。これに対し、保護処分決定に対して申し立てられた抗告の効力が没取決定に及ぶかどうかについては、見解が分かっている（この点に関する学説等については資料集(-)の下538頁参照）が、いずれにしても、保護処分決定が抗告審で取り消された場合には没取決定も効力を失うことについては、ほぼ争いがないといってよい。従来は、この点については、保護処分決定に対して抗告がなされた場合であっても、没取決定の部分は移審することなく確定するが、これが保護処分決定に対して付随的な性質を有するところから、保護処分決定が取り消されると、結局、効力を失うとの説明が比較的有力であったように思われる。しかし、付随性を是認する以上は、たといそれ自体については抗告が許されなくても、本体について抗告があったならば没取決定も確定することなく移審すると説明した方が、簡明といえよう。

法27条の2により保護処分が取り消された場合には、没取決定も効力を失うと解される。これに対し、法27条により競合処分の調整のために保護処分が取り消された場合には、没取決定は効力を失わないと解すべきであろう。

第8 終局決定後の手続

1 決定書の作成

終局決定をするときは、裁判官が決定書を作成して、これに署名押印又は記名押印し（規則2条1項、2項）、主文及び理由のほか、少年の氏名、年齢、

第2章 少年審判の運営

職業、住居及び本籍を記載しなければならない（規則2条4項）。ただし、法20条の検察官送致決定、保護処分決定、没取決定を除く終局決定にあつては、主文、少年の氏名及び年齢以外の記載を省略することができる（規則2条5項）。検察官関与決定をした事件の終局決定にあつては、不処分とする場合でも理由等を省略することができない（規則2条5項5号）。決定書には、記録中の書類の記載を引用することもできる（規則2条6項）。更に、相当と認めるときは、決定を調書に記載させて決定書に代えること（いわゆる調書決定）もできる（規則2条7項）。

決定書は、決定の内容を証明する文書として極めて重要な意義を有するとともに、抗告又は抗告受理申立ての対象となる終局決定（法32条、32条の4）がされた場合は、抗告権等を有する者に対して抗告等をするかどうかの考慮の機会を与え、かつ、抗告審等においては主要な審査の対象となるものである。したがって、決定書の作成に当たっては、このことを念頭に置き、理由の不備等遺漏のないよう細心の注意を払わなければならない。

ところで、決定書は、決定言渡しに際しては作成未了でも差し支えないと解されているところから、言渡し後に作成される場合が多いが、性質上できるだけ速やかに作成すべきである。特に、保護処分決定がされた場合には、直ちに執行される関係上、実務では、執行機関に対して遅くとも1週間以内に到達するように、少年調査記録を送付すべきこととされている。なお、少年調査記録規程3条により、少年調査記録には、決定書の謄本又は抄本を編み綴ることになっている。また、抗告及び抗告受理申立ての期間は、保護処分決定等が言い渡された日の翌日から起算することとされており（刑訴法55条1項参照）、しかも、抗告申立書等には抗告の趣意又は抗告受理申立ての理由を記載しなければならないものとされているから（規則43条2項、46条の3第1項）、このような観点からもできるだけ速やかに決定書を作成するとともに、抗告権者等に決定書の閲覧、謄写や謄本交付申請の機会を与えることも考慮しなければならない。また、少年院送致等を除いては、書記官がまず決定書原案を作成した後、裁判官にそれを提出し、裁判官の決裁により決定書を完成させることが多いと思われるが、決定書作成の最終責任は当然のことながら裁判官にあるので、終局した事件につき決定書が作成されていないものがないかについては、書記官任せにすることはしてはならず、裁判

官としても、しっかり管理しなければならない。

検察官関与決定をした事件を終局させる決定の決定書には、検察官の活動の範囲（法22条の2第3項）、検察官による抗告受理申立ての理由として主張できる事由の範囲（法32条の4）及び一事不再理効類似の効力が生じる範囲（法46条2項、3項ただし書）を明確にするために、検察官関与決定をした旨及び当該決定に係る事件を特定する事項を記載しなければならない（規則2条4項5号）。例えば、主文の前に、「上記少年に対する頭書保護事件について、当裁判所は、〇〇保護事件については検察官関与決定をし、審理した上、次のとおり決定する。」と記載するべきである。検察官関与決定をした事件を特定する事項の記載については、検察官関与決定が事件（事実）単位で行われるものであることに注意を払わないと、事件が複数ある場合に、検察官関与決定をした事件を特定する事項の記載を失念することになりかねない。また、事件が複数ある場合で、いずれも検察官関与対象事件であって、すべての事件について検察官関与決定をしたときにおいても、疑義が生じないようにするためには、すべての事件について関与決定をした旨の記載が必要であろう。決定書の点検に当たっては、これらの点についても十分に注意する必要がある。

(1) 審判不開始、不処分決定

審判不開始、不処分の決定書には、主文並びに少年の氏名及び年齢を記載し、署名押印又は記名押印をすればよく、理由の記載は要求されていない（規則2条5項）が、実際の運用は、前述したように、通達に基づき、最小限の理由として「保護的措置」、「別件保護中」、「事案軽微」、「非行なし」、「所在不明等」及び「その他」（ただし、「事案軽微」は審判不開始についてのみ）の別を明らかにすべきものとされている。

決定書の様式については、法律記録表紙の裏面等に不動文字によるそれぞれの決定欄があるので、これを利用するのが一般的取扱いである。ただ、非行事実が認められないとの理由による審判不開始、不処分決定を行う場合には、独立の決定書を作成して、これに対する裁判所の判断を明らかにしておくべきであるし、実際にもそのようにしている例が多いと思われる（特に、被害者等のある事件においては、結果通知制度の利用があり得ることに留意すべきであろう）。また、Aの事実については非行なし、その他の

第2章 少年審判の運営

事実については保護的措置を理由とする審判不開始、不処分決定を行う場合は、上記の決定欄を用いて、「保護的措置」の番号を○で囲むと同時に、欄の余白に、「A事実については非行なし」と記載するという運用も実務上は見受けられるが、独立の決定書を作成することが望ましい。

なお、保護的措置や別件保護中を理由とする審判不開始、不処分決定に際して没取決定をする場合、この没取決定については、規則2条5項による簡略記載が許されていないので、原則に戻って、主文及び理由のほか、少年の氏名、年齢、職業、住居及び本籍を記載しなければならないことに注意する必要がある。

また、検察官関与事件について不処分決定をする場合には、理由等の省略ができないことは前述のとおりである。更に、検察官関与決定をした事件の不処分決定が確定すると一事不再理効類似の効力が生じるので（法46条2項）、その効力の及ぶ範囲を明らかにするため、理由中に非行事実（非行あり不処分の場合）又は送致事実（非行なし不処分の場合）を明示することが相当である。

(2) 知事又は児童相談所長送致決定

知事又は児童相談所長に送致する決定には、いわゆる通常の送致と特別の送致（強制的措置を付して児童相談所長等に送致するもの）とがあることは前述したとおりである。これらの決定書については、いずれも規則2条5項による簡略記載が許されているので、規定上は、主文及び少年の氏名、年齢以外の記載を省略して差し支えないわけであるが、実務においてはそれ以外の理由等もすべて記載するのが普通である。もっとも、実務上は、通常の送致については、理由といっても簡単な形式的理由を示すだけのものも見られるが、法3条の審判に付すべき事由を記載するとともに、児童福祉上の措置を相当とする理由を記した上で、適当と認める措置を指摘すべきであろう。

強制的措置許可申請事件については、許可、不許可にかかわらず、少年院送致決定と同様にその実質的理由を記載するのが一般的取扱いである。

強制的措置を許可する決定が、児童の福祉のためとはいえ、実質において自由の拘束を伴うものであることからすれば、これを必要とする理由を明らかにすべきは当然のことといえよう。また、許可しない場合であって

も、現に児童の教護に当たる児童相談所等の関係者に対して、いかなる理由で許可しなかったのかを明示することは、結局は児童の福祉の実を上げるゆえんでもある。

事件を知事又は児童相談所長に送致する決定をするには、送致すべき都道府県知事又は児童相談所長を指定しなければならない（規則23条）。児童相談所長に送致する場合は、当該家庭裁判所の所在地を管轄し又は当該児童の住所若しくは居所を管轄する児童相談所長を指定することになる。

ところで、法18条1項による通常送致事件の送致先については、児福法26条1項で同事件の受理権限を児童相談所長のみ限定しているところから、都道府県知事に送致することはできず、常に児童相談所長に送致すべきであると解されている。法18条2項の強制的措置を付して送致する事件の送致先については、法律上は上記のような制限はないが、実際には都道府県の事務委任規則によって都道府県知事の入所措置の権限や家庭裁判所への送致権限が児童相談所長に委任されていることが一般であるため（児福法32条1項、地方自治法153条2項）、この場合もほとんどすべて児童相談所長に送致している。

強制的措置許可決定の主文は、強制的措置をとることができる期限と限度を明示する必要がある。

「この事件を〇〇児童相談所長に送致する。

少年に対し、平成〇年〇月〇日から〇年の間に通算〇〇日間を限度としてその自由を制限する強制的措置をとることができる。」

というように、強制的措置をとることのできる期間とその期間内に強制的措置をとり得る通算日数とを記載している（購義案216頁参照）。強制的措置の内容については、一般的には、前述のような、逃走（無断外出）を防ぐため特定の児童自立支援施設内を自由に出入りすることができないような設備のある場所に少年を収容することを指すことが明らかであるため、特に記載しない例が多い。そのほか、例えば「ただし、1回の強制的措置の期間は5日間を限度とする。」というような記載を付加する裁判例もあるが、家庭裁判所が余り細部にわたる指示を行うのは適当とはいえないであろう。

強制的措置を認めない決定の主文の形式については、実務上、単に「少

第2章 少年審判の運営

年に対し強制的措置をとることを許可しない。」とするものと、これに「この事件を〇〇児童相談所長に送致する。」との文言を付加するものに分かれているが、法18条2項において、強制的措置を許可する場合にも児童相談所長に送致すべきとされていることとの対比上、不許可の場合にも同様に、事件を児童相談所長に送致するのが適当であろう（東京家裁平成14年3月5日決定、家月54巻9号144頁参照）。

(3) 検察官送致決定

検察官送致には、「刑事処分相当」（法20条、23条1項）を理由とするものと、「年齢超過」（法19条2項、23条3項）によるものとの2種類があることは前述したとおりである。このうち「年齢超過」による場合の決定書については、簡単な定型様式を用いるのが一般である。なお、主文、少年の氏名及び年齢以外の記載を省略することができる（規則2条5項）。

「刑事処分相当」を理由とする決定書には、規則2条4項による記載事項（主文、理由のほか、少年の氏名、年齢、職業、住居及び本籍）のほか、罪となるべき事実及びその事実に応用すべき罰条を示さなければならない（規則24条）。これは、送致事件の範囲と犯罪事実の内容を明確にしておく必要から設けられた規定であるが、特に、司法警察員の作成にかかる事件送致書記載の犯罪事実を引用する場合には、時として記載漏れや記載の不明確なものが見受けられるので、この点を十分確認した上で引用するよう心掛ける必要がある。これを引用せずに自ら罪となるべき事実を記載することによって、司法警察員作成の事件送致書記載の犯罪事実記載漏れ等のあることにはじめて気付くということも珍しくないことも十分踏まえる必要がある。なお、これまで、検察官送致決定は中間判断であり抗告もできないということから、その決定書は比較的簡潔な記載が多かったように思われる。しかし、特に法20条2項に定められた原則検察官送致対象事件については、事実認定のみならず処遇選択についても社会的関心が極めて高く、被害者遺族からの結果通知の申出がされることも多い。このような事情に照らすならば、検察官送致決定についても、判決書や保護処分決定ほどの詳細なものでなくとも、裁判所の判断理由をある程度具体的に記載すべきであって、実際もほとんどがそのようにされている。

次に、数個の事実のうち一部についてのみ法20条検送をする場合、その

余の事実についてどのような措置をとるべきかについては、実務の取扱いが分かれている。その余の事実について審判不開始又は不処分で処理する場合には、手続の明確性の観点から、その部分に関する判断を主文に併記し、理由中でも触れる扱いが相当と考えられ、保護処分が付するのであれば、事件を分離し、各別の決定書を作成するのが相当であろう。検察官関与決定をした事件のうち一部についてのみ法20条検送とし、その余の事実について不処分で処理する場合には、不処分の部分が抗告受理申立ての対象となるので（法32条の4第1項）、その部分に関する不処分の判断を主文で明らかにしておくことが望ましい。

罰条は、起訴状の場合とほぼ同様の記載でよい。したがって、通常は、犯罪構成要件の規定（未遂を含む）、処罰規定及び共犯に関する刑法総則の規定等を記載すれば足りる。

一部不処分の判断を主文に明示した記載例としては、次のようなものがある。

「主 文

少年につき、暴行、傷害及び殺人予備事件（後記1に掲げる事件）を〇〇地方検察庁検察官に送致する。

軽犯罪法違反事件（後記2に掲げる事件）については少年を保護処分に付さない。」

(4) 保護処分決定

ア 一 般

保護処分が付する決定書には、主文及び理由のほか、少年の氏名、年齢、職業、住居及び本籍を記載しなければならないことは既に述べたとおりである。特に、罪を犯した少年の事件について保護処分決定をするときは、罪となるべき事実及びその事実に適用すべき法令を示さなければならない（規則36条）。これは、法46条が、犯罪少年に対して保護処分決定がされたときに一事不再理効類似の効力を認めていることから、その効力の及ぶ範囲を明らかにするために設けられた規定である。しかし、この一事不再理効類似の効力を犯罪少年のみに限定する必要はなく、触法少年、ぐ犯少年に対して保護処分決定がされたときも同様に認められるべきであるとするのが一般の解釈であり（資料集(二)の上732頁参照）。

第2章 少年審判の運営

実務上も、およそ保護処分が付する決定書には、犯罪少年の場合に限らず、非行事実及び適用法令のほか、当該保護処分を選択した理由をも記載するのが一般的である。

イ 主 文

主文のうち、保護観察の決定をするときは保護観察をすべき保護観察所を、少年院送致の決定をするときは少年院の種類をそれぞれ指定しなければならない(規則37条1項)。少年院における短期処遇課程と関連して、少年院送致の主文において、従前は、例えば「少年を中等少年院(一般短期)に送致する。」というように、一般短期処遇相当の旨の勧告内容を表示する実務例が若干見受けられた。しかし、一般短期処遇課程や特修短期処遇課程を実施する少年院というのは、現行少年院法上の「少年院の種類」として規定されたものではなく、あくまでも運用上のものであることと、更に、少年を収容すべき少年院を具体的に指定するのは矯正管区長(実際には、その委任を受けた少年鑑別所長)であり、決定書は第一次的には決定を受ける少年本人を名宛人とするものであることからすれば、現行法制の下で、執行機関に対する勧告の趣旨を決定主文に表示することは避けなければならない。したがって、少年院送致決定書とは別に独立の処遇勧告書を作成することが相当である(前述の家庭局長通達「少年院の運営に関する少年院等関係機関との連携について」参照)。

次に、数個の非行事実のうち、一部について非行が認められない場合、あるいは審判条件を欠くという場合の取扱いについては、①その一部についての不処分決定を主文に併記し、理由中でも触れる、②主文ではなく理由中に記載する、③その一部を手続上本体から分離して「非行なし」を理由とする審判不開始、不処分決定を行う、④主文にも理由中にも特に触れない、という取扱いが考えられる。手続の明確性の観点からは、①の扱いが望ましいと考えられ、特に、検察官関与決定をした事件のうち一部についてのみ保護処分とし、その余の事実について非行なし不処分処理する場合には、不処分の部分も抗告受理申立ての対象となるので(法32条の4第1項)、その部分に関する不処分の判断を主文で明らかにしておくことが相当であろう。

なお、被疑者段階において、少年のために国選弁護人が付されていた場合、不処分決定又は保護処分決定をするときは、家庭裁判所が少年に訴訟費用の負担を命ずるかどうかを決定する必要があることに注意を要する（法45条の3第1項、刑訴法181条1項、同条2項、185条）。

ウ 理 由

① 非行事実

犯罪、触法、ぐ犯のそれぞれの構成要件に当たる事実が記載される。前述したように、当該保護処分の一事不再理効類似の効力が及ぶ範囲を明確にする意味でも、裁判所の認定した非行事実を明確に記載しなければならない。

なお、調査、審判中に判明した新たな非行事実については、不告不理の原則から、調査官による報告立件ないしは捜査機関からの送致の手続を経なければ非行事実として認定することができないことについては、現在はほぼ争いがない。

事実摘示に関して問題が多いのがぐ犯事件についてである。法3条1項3号イからニまでに規定する各ぐ犯事由は、その行為の態様が、継続的、習慣的に行われることを前提とするものであるから、そのうちの個々の行為の日時、場所、内容について一々詳細に特定して摘示する必要はないが、概略の、時期、期間、場所、態様、内容及び回数等はできるだけ具体的に摘示する必要がある。

また、警察あるいは児童相談所等の作成した送致書、通告書の中には、単に法3条1項3号所定の各ぐ犯事由の抽象的文言をそのまま記載したにすぎないような不正確、不十分なものが多く見受けられるので、これらの記載を引用する場合には、十分注意しなければならない。

② 法令の適用

犯罪、触法、ぐ犯について、それぞれの構成要件に該当する非行事実に応用すべき法令を記載する。犯罪の場合には、犯罪構成要件を示す実体法の規定（未遂を含む）及び共犯に関する刑法総則の規定を記載するのが一般である。法令の適用は刑罰を科するためのものではないから、刑事判決のように、処断刑、宣告刑に至る道筋を示すような法令の適用まで示す必要はない。ぐ犯の場合には、「少年法3条1項

第2章 少年審判の運営

3号イ、ロ」などと記載する。

③ 処遇決定の理由

ここには、裁判所が処遇決定の上で特に重要なものとして認定した事実あるいは問題点を簡潔に摘示した上、これに基づいて当該処遇方法を選択した理由を示すのが通常である。特に少年側において事実の重要な部分を争っている場合には、具体的な証拠を摘示した上、その事実認定の理由をある程度詳細に記載すべきである。また、鑑別所や調査官の処遇意見と異なる処遇を決定したような場合にも、処遇選択理由をある程度詳細に記載した方が、抗告審における審査のためにも、また、執行機関において処遇指針を立てる上でも便利であろう。しかし、記載を詳細にしようと努力する余り決定書の作成が遅延し、ひいて決定書を含む調査記録の送付が遅延するようなことになると、鑑別所における処遇分類等の作業に間に合わなくなり、せっかくの意見が執行面に反映されないこととなったり、抗告審における適正、迅速な審理の妨げになったりするので、この点は十分注意する必要がある。また、少年院送致あるいは保護観察の決定に際して、いわゆる短期処遇相当やその他の処遇に関する勧告を行う場合は、決定書とは別個に「処遇勧告書」を作成して速やかに執行機関に送付することとされている。

エ その他

なお、没取決定（法24条の2）、環境調整命令（法24条2項）、競合保護処分の取消決定（法27条2項）を保護処分決定の主文に併記する扱いが実務で見受けられる。そこで、これらの取扱いについて簡単に触れてみたい。

まず、没取決定については、前述したとおり、主文に併記するも別個の決定書によるもいずれでもよいが、実務上は保護処分決定の主文に併記する取扱いがほとんどである。

環境調整命令については、実務上は、主文に併記して命じる例も見られるが、保護処分決定が本来少年を名宛人とするものであることからすれば、保護観察所長に対する環境調整命令を保護処分決定書に記載することは、疑問であり、環境調整命令書を別に作成することが相当である。

次に、保護処分決定と同時に競合する保護処分の取消決定を行う取扱いは、実務上ないではなく、この当否については、議論の存するところであるが（講義案262頁参照）、一般的には適当でないといわざるを得ない。すなわち、仮に新保護処分について抗告があり、これが取り消されると、新旧両保護処分双方が失効することになり、元も子もなくなってしまっておそれがあるからである。したがって、競合処分の取消しは、新たな保護処分決定の確定を待って行うのが適当であろう。

2 審判調書等の作成

少年審判において作成される調書の種類としては、審判調書（規則33条1項）、告知調書（規則24条の2第3項）、陳述録取調書（規則12条1項）、通告調書（規則9条2項）がある。以下では、このうち審判調書と告知調書について、それぞれの記載事項を中心としてその概略を説明することとする。

(1) 審判調書

審判調書は、審判期日における審判手続とその内容を公証するために書記官によって作成されるものであり、この点、刑事裁判における公判調書と異ならないが、その記載事項や記載内容については、公判調書のように厳格、詳細な規定は設けられていない（刑訴規則44条と規則33条2項を比較すればこの点は明瞭である。）。それは、公判審理が当事者対立構造の下に厳格な手続規定に基づいて運営されるのに対して、審判手続は非形式主義を土台に裁判所の裁量によって審判手続が運営されるという手続の本質の違いによるものと思われる。しかし、反面、公判調書が主として司法的機能の面について公証すれば足りるのに対して、審判調書は、それに加えて福祉的機能の面にも配慮し、可能な限り、それを調書に記載していかなければならないという点では、定型化された公判調書の作成よりも非定型の審判調書の作成の方が一層困難な問題を包含しているともいえる。なお、審判調書の証明力については、刑訴法52条のような規定はないが、その性質上同条の準用が認められると解されている。

審判調書には、次に掲げる事項その他審判に関する重要な事項を記載する（規則33条2項）。

- ① 審判をした裁判所、年月日及び場所
- ② 裁判官及び書記官並びに出席した調査官、検察官、保護観察官、

第2章 少年審判の運営

保護司、法務技官及び法務教官の氏名

- ③ 少年並びに出席した保護者及び付添人の氏名
- ④ 調査官、検察官、保護観察官、保護司、法務技官、法務教官、保護者及び付添人の陳述の要旨
- ⑤ 法9条の2本文の規定により聴取した被害者等の意見の要旨
- ⑥ 少年の陳述の要旨
- ⑦ 証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人並びに参考人の供述の要旨
- ⑧ 決定その他の処分をしたこと
- ⑨ 裁判長が記載を命じた事項

上記の必要的記載事項中「決定その他の処分をしたこと」の例としては、審判開始決定及び同決定の取消決定、在席の許可及びその取消し、付添人の選任許可とその取消し、事件の併合、陳述の制限、入退廷の命令、審判手続の更新（注釈少年法250頁、講義案305頁参照）、証拠物の領置（講義案304頁参照）、証拠決定、次回期日の指定、試験観察決定、規則24条の2の告知、終局決定の言渡し等が挙げられる。

また、規則33条2項にいう「その他審判に関する重要な事項」としては、少年の出頭・不出頭の別、在席を許可された者並びに傍聴人及び傍聴付添人の氏名、審判に付すべき事由の要旨の告知及び供述を強いられない旨の説明（講義案307頁参照）、刑訴法335条2項に該当する事実の主張、証拠調べに関する意見、各種の証拠調べの実施に関する事項、調書の正確性に対する異議申立て等が考えられる。

以上が審判調書の記載事項であるが、調書が作成されると、それに裁判長の認印が必要とされている（規則34条1項）。この認印は、審判調書の記載が正確であることを担保するためのものであるから、記載要件の遺脱ないし不適切な記載等はないかどうかを十分確認した上で認印する必要がある。

なお、裁判官に差し支えがあるときは、書記官がその事由を付記して署名押印又は記名押印することになる（規則34条2項ただし書、3項）。

ところで、審判調書は、抗告又は抗告受理申立てのあった場合を除いて、裁判長の許可があればその作成又は記載事項の一部を省略することができることになっている（規則33条3項）。この規定があるために、調書省略が

原則であるかのような運用も従来ないではなかったが、一般保護事件で作成を省略するのは、非行事実を争っていない場合で、保護観察決定及び不処分決定の場合程度とし、それ以外の場合、①法24条1項2号（児童自立支援施設等送致）及び同3号（少年院送致）の処分決定がされた事件、②検察官送致決定がされた事件、③児童相談所長送致決定がされた事件、④試験観察に付された事件（ただし、終局決定が保護観察決定又は不処分決定の場合は、その最終審判期日調書の作成を省略してもよい。）、⑤非行事実を争いがある事件、⑥証拠調べが行われた事件、⑦期日が続行された事件（ただし、終局決定が保護観察又は不処分決定の場合は、その最終審判期日調書の作成を省略してもよい。）、⑧審判期日で被害者等の意見聴取が行われた事件（ただし、意見聴取が行われた期日に限る。）、⑨準少年保護事件、⑩抗告があった事件、⑪その他裁判官から特に作成を命じられた事件については、原則どおり審判調書を作成するものとするのが相当である。

(2) 告知調書

既に検察官送致決定の告知の項（前掲214頁）で述べたとおり、観護措置（法17条1項2号）がとられている事件について検察官送致の決定をするときは、あらかじめ罪となるべき事実、刑訴法60条1項各号の事由がある旨、弁護人の選任ができること及び被疑者国選対象事件については国選弁護人制度に関する事項を告げなければならない。そして、これらの事項を告知する場合には、書記官が調書を作成することになっており、この調書を通常「告知調書」と呼んでいる。

告知調書の記載事項については、法及び規則上別段の規定はないが、各庁であらかじめ印刷して使用している定型書式を見ると、一般的には、標題、事件番号、少年の氏名、裁判所名、告知した年月日、場所、裁判官及び書記官の氏名等の形式的記載事項のほか、実質的記載事項としては規則24条の2第1項の告知事項（罪となるべき事実、刑訴法60条1項各号の事由、弁護人を選任することができる旨。なお、被疑者国選対象事件については、規則24条の2第2項の告知事項も付加されている。）のみが記載されている。

ところで、告知調書に記載すべき「罪となるべき事実」は、観護措置がとられたときの基礎となった事実か、それとも検察官送致決定の際送致される全事実かという問題がある。例えば、A事実について観護措置がとら

第2章 少年審判の運営

れたのち、B事実が追送致され、A、B両事実について検察官送致決定がされた場合に問題となるが、この点は、みなし勾留（法45条4号前段）の基礎となるべき事実、すなわちA、B両事実を記載するのが実務上一般的な取扱いである。また、この「罪となるべき事実」の記載に当たっては、記録中の書類を引用しないものとされている。

なお、実務においては、刑訴法61条の手續に準じて、告知の際に少年の陳述を聞くという取扱いが行われている例もあるようであるが、その結果少年の弁解等がされたときには、この陳述は告知調書とは別に、陳述録取調書（規則12条）に記載することになる。

3 決定後の手續

(1) 終局決定と執行

家庭裁判所は、知事又は児童相談所長送致、検察官送致及び保護処分
の決定をしたときは、調査官、書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる（法26条1項）とされている。

終局決定については前述したが、そのうち、知事又は児童相談所長送致（法18条）、検察官送致（法19条2項、23条3項、20条、23条1項）及び保護処分（法24条1項）の決定は、家庭裁判所の裁判官の指揮によって執行する旨規定されている（規則4条）。しかし、これらの決定のすべてについて執行指揮を必要とするかについては見解が分かれている。実務上は、少年院送致及び児童自立支援施設又は児童養護施設送致のように、決定の執行として収容場所等の身柄の移動を伴う場合には執行指揮を要するが、その他の場合（検察官送致等）は決定の執行の概念を入れる余地がないので要しないとするのが一般である。

また、身柄事件について検察官送致決定をした場合、法17条1項2号の観護措置は勾留とみなされる（法45条4号）が、この場合に執行指揮を必要とするかについても見解が分かれている。積極説を採る見解は、「事件の送致」を、記録及び身柄の引渡しと解し、検察官送致決定の言渡し後、検察官に記録と身柄を引き渡すまでは、家庭裁判所の裁判官の執行指揮によるとする。これに対し、消極説は、検察官送致決定は、家庭裁判所に係属している事件を刑事被疑事件として検察官に引き継ぐという観念的なも

ので、決定の告知によって、直ちにその効力が発生し、家庭裁判所の係属を離れるとする。実務の運用は必ずしも統一されていないが、消極説に立って、執行指揮をしていない例が多いようである。

なお、検察官送致により、観護措置が勾留とみなされる場合、検察官は、あらかじめ裁判長に対し、少年を刑事施設や留置施設等に収容等することに同意するよう請求することができ、その同意があったときは、少年を刑事施設や留置施設等に収容等することができる（規則24条の3）。同意があった場合とない場合とで身柄の押送担当者が異なってくるのが考えられるので、あらかじめ、検察庁、少年鑑別所等関係機関と打合せをしておかないと、審判当日に混乱しかねないことに留意する。事前に関係機関と協議をしておき、申合せ等しておくことが望ましい。

最後に、検察官送致により、観護措置が勾留とみなされた場合、少年から国選弁護人選任の請求があった場合には、検察官送致決定をした家庭裁判所の裁判官も国選弁護人の選任について処理することができることに注意を要する（刑訴規則280条の2）。

ところで、少年院送致決定をする場合には、送致すべき少年院の種類（初等、中等、特別、医療）を指定することとされており（規則37条1項）、その指定に基づいて、あらかじめ矯正管区長が定めた保護少年分類規程により、少年鑑別所長が具体的に収容すべき少年院を指定することになる。前述のとおり、観護措置の効力は、終局決定の告知によって当然に消滅するが、少年院送致決定の場合は、決定後直ちに執行指揮すれば、その決定自体の効力に基づいて、執行段階として身柄の拘束を続けることができると解されている。このようなことから、少年鑑別所長に執行指揮をするのが一般である。

なお、在宅事件について少年院送致決定をする場合には、送致すべき少年院の指定の問題もあり、あらかじめ観護措置をとることが適当である。仮に、観護措置をとることなく少年院送致決定をした場合には、規則37条2項によって少年鑑別所長にその旨を通知し、送致すべき少年院の指定を受けた後、法26条に規定する者に対して執行の指揮をすることになる。

次に、児童自立支援施設又は児童養護施設送致については、前述のとおり、児福法の措置として入所措置がとられるため、少年を児童自立支援施設

第2章 少年審判の運営

設又は児童養護施設に直接同行せず、児童相談所に同行する運用がされている。この場合には、児童相談所と十分連絡を取った上で、児童相談所長あての「執行指揮書」を審判に出席している児童福祉司に交付し、執行を指揮することになる。

そのほか、少年鑑別所に収容されている少年について強制力を伴わない決定をしたときは、終局決定により観護措置は当然に失効するので、特に観護措置取消決定をする必要はない。しかし、少年を少年鑑別所から出所させるには、少年鑑別所処遇規則47条の「当該官庁の発する適法の文書」が必要とされているから、出所指揮書又は審判結果通知書等を少年鑑別所あてに送付する必要がある。

(2) 各種決定と通知

終局決定に伴う通知には、次の四つが考えられる。

その1は、事件を送致した検察官、司法警察員、警察官、知事又は児童相談所長、更生保護法68条による通告事件については保護観察所長、法55条による移送事件については移送した刑事裁判所にその結果を通知しなければならない（規則5条1項、2項）ことである。これは、家庭裁判所の処分の結果に関心を有する送致機関に通知し、その将来の事件処理等に役立たせようとの趣旨である。なお、事件を検察官に送致し、又は児童相談所長に送致もしくは通告した警察については、規則上結果を通知することにはなっていないが、上記と同様の趣旨から、通知する運用がされている（平成20年12月4日付け家庭局長書簡参照）。

その2は、観護措置がとられている事件について、検察官送致（年齢超過による検察官送致を含む。）決定をしたときは、その旨少年を収容している少年鑑別所等に通知しなければならないし（規則21条の2）、更に、この決定の場合、法17条1項2号の観護措置は勾留とみなされるから、その旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない（規則22条）。

その3は、保護処分執行機関への通知である。すなわち、保護観察決定をしたときは保護観察所長に、児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定をしたときは児童相談所長に、少年院送致決定をしたときは少年鑑別所長に速やかにその旨を通知しなければならない（規則37条2項）。

その4は、申出があった被害者等への通知である（法31条の2）。平成12年改正により、被害者等への配慮の充実のため、記録の閲覧謄写（法5条の2）、意見聴取（法9条の2）とともに設けられた制度である。申出ができる主体は、被害者又はその法定代理人、被害者死亡又はその心身に重大な故障がある場合はその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である。弁護士を代理人とすることもできるので（規則42条の2第2項）、記録の閲覧謄写の場合と同じ範囲の者が申出をすることができる。通知する内容は、①少年及びその法定代理人の氏名及び住居、②決定の年月日、主文及び理由の要旨である。決定の理由としては、①非行事実、②法令の適用、③事実認定に関する補足説明、④処遇の理由等がある。少年、保護者等の関係者の高度のプライバシーに関わる事項等、それを通知することが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められる部分を除き、被害者等への配慮充実のために、この制度が設けられた趣旨を十分に踏まえて通知することになろう。通知の具体的な方法としては、原則としては、通知事項等を記載した書面を作成した上、これを送付又は交付することになろう。重大事件や被害者等の意見陳述を行ったような事件では、審判終了後直ちに電話で主文等について連絡するなどといった配慮が望ましい場合もあろう。

被害者等への通知制度は、少年の健全育成の観点を踏まえつつも、被害者等の審判の結果等を知りたいという正当な要求に対して一定の配慮をしようとするものであるから、「通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められる」事項については、通知しないことができる。通知しない場合としては、事案や通知事項等によって様々な場合が考えられるが、例えば、被害者等に通知することにより少年への仕返しの危険があるような場合、被害者等が通知内容のみだりに公表する危険性が高い場合などがあろう。もっとも、処分結果（主文）の限度においては、被害者等への通知が不相当な場合は余り考えられないであろう。その他、事件が特定できない場合、被害者等との同一性が確認できない場合等にも非通知の扱いとなる。家庭裁判所の非通知の判断に対しては不服申立てが認められているわけではなく、法律上、非通知の理由を説明する義務はないが、運用としては、非通知の理由を申出人に説明して理解を求め

第2章 少年審判の運営

ることが相当であろう。

法31条の2は、抗告審、再抗告審には適用又は準用されないと解されている。ただし、被害者等への配慮の充実という立法趣旨に照らし、申出があれば、抗告裁判所は決定の主文・理由の要旨等を被害者等に通知すべきとされている（注釈少年法371頁参照）。そのため、家庭裁判所としては、抗告審で抗告が棄却され原決定が確定している場合には、原則として原決定に関する通知を行うことで足りるが、①申出の時点で原決定が確定していない場合には、終局決定は出ているが確定していない旨を説明し、また、②原決定が取り消されて家庭裁判所に事件が差し戻された場合には、その旨を説明し、更に受差戻審の終局決定が出た場合にはその決定に関する通知も希望するかを確認の上、再度通知の申出をするよう促すといった配慮を行うことが相当であろう。

(3) 記録の送付等

法18条1項の決定は、事件を知事又は児童相談所長に送致し、児福法上の措置にゆだねるものであるから、法律記録を送付する。この場合、押収物があるときは、その処分事務をとった後送付することが必要である。また、少年調査記録については、規則37条の2のような規定がないので送付の必要はないが、連携を図る観点から、知事又は児童相談所長の要請に応じて貸与することは差し支えない。

強制的措置許可申請事件の性質については、「第7の1の(3) 知事又は児童相談所長送致」(前掲191頁)の項で述べたとおり、許可申請説が通説、判例である。したがって、強制的措置を許可する場合は、その旨の決定をした上で、法律記録を送付する。不許可の場合については見解が分かれるが、法18条2項において、許可する場合にも事件を児童相談所長に送致することと定めているのであるから、これとの対応上、不許可の決定をした上で事件を送り返すのが適当であろう。

検察官送致は、事件を刑事被疑事件として検察官に送致するものであるから、法律記録を送付することになる。この場合、特に少年調査記録として編成されないう法律記録に編てつされている参考書類は、法律記録から分離した上送付する。また、当該事件に押収物がある場合は、法律記録の送付と同時に押収物も送付しなければならない。特に、身柄付きで検察官

送致する場合、記録の受理のときが検察官の事件受理と解され、勾留の起算日も事件受理の日からとなるので、決定後速やかに法律記録を送付しなければならない。

保護処分決定をしたときは、規則37条2項により保護処分執行機関にその旨の速やかな通知を要するが、規則37条の2第1項は、この通知に際し、「少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類（参考書類）を送付することができる。」と規定している。この「送付することができる。」というのは、送付する権限を認めたもので、送付してもしなくてもよいという自由裁量を認めたものではないから、家庭裁判所の執務上著しい支障がある場合のほか、参考書類は必ず送付すべきものである（昭和27年3月22日最高裁家庭甲第60号家庭局長通達「少年審判規則の一部を改正する規則の運用について」）とされている。更に、現行法上保護処分は、決定があれば確定を待たずに保護処分の執行に移行する。そして、少年調査記録も、常に少年と共に執行機関の間を移動する建前が採られているから、前述のように、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に、同時に引渡しができない場合には、遅くとも、事件終局後、1週間以内には、執行機関に到達するよう送付することに留意しなければならない。

ところで、通常、少年院送致決定が言い渡されると、少年鑑別所では、第一次処遇指針を作成するとともに少年を収容する具体的少年院を指定する。そして、少年の送致を受けた少年院では、個別的処遇計画を立案し、更に、環境調整の基本となる身上調査書を作成して保護観察所等に送付することになる。実務上は、おおむね2週間の考査期間を経て個別的処遇計画を立てているところが多いようであるが、短期処遇を実施する少年院においては、少年の入院後7日以内に上記の身上調査書を送付することとされている（平成3年6月1日法務省保観第249号矯正局長、保護局長依命通達「少年院からの仮退院に関する手続について」家月43巻11号273頁参照）。

少年調査記録は、処遇決定の基礎となるものであると同時に保護処分を実施する上での重要な参考資料であり、特に執行機関において前述のように少年に対する処遇計画を決定する初期の段階において十分に活用される必要がある。そのためにも、少年調査記録の早期送付が必要である。なお、

第2章 少年審判の運営

少年調査記録は、家庭裁判所から少年鑑別所に送付することとされているが（規則37条2項、37条の2第1項）、実務上は、少年院へ直接送付するのが通例である。

次に、保護観察に付した場合も、保護観察所とのバトンタッチに留意しなければならない。例えば、決定を言い渡す場合には、保護観察の趣旨を説明し、十分に理解させなければならない（規則35条1項）が、その際に併せて、保護観察所に出頭するよう説示することも必要であろう。

また、平成19年改正により、保護観察中の者が遵守事項を遵守しない等の事由が認められるときは、いわゆる不良措置として、家庭裁判所は、保護観察所長の申請を受け、少年院送致等の保護処分をすることができるようになった（更生保護法67条、法26条の4第1項）。そのため、保護観察所長が適切な特別遵守事項の設定を検討するためには、保護観察決定の通知及び特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見の通知が、保護観察決定後速やかに行われる必要がある（規則37条2項、3項）。そこで、書記官は、保護観察決定通知書を作成し、特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見を記載した書面とともに、速やかに保護観察所長又は駐在保護司に対し、決定通知書を直接交付し、又はファクシミリを利用して送信することによって送付する必要がある（平成19年10月17日最高裁家二第1229号家庭局長通達「少年審判規則第37条第2項及び第3項の規定による保護観察所長に対する通知等の事務処理について」家月59巻12号229頁参照）。なお、実務上、特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見を記載する書面については、いわゆる標準設定項目等を選択する様式の書式が用いられている（上記通達）。

更に、特別遵守事項の設定は、保護観察所長が特別遵守事項の設定に資する資料を家庭裁判所等から十分に入手した上でされるべきものであるところ、前述のとおり特別遵守事項の重要性に照らすと、家庭裁判所からの参考書類の送付は、保護観察決定後できる限り速やかにされなければならない。しかし、保護観察決定の当日に保護観察所に出頭する少年も多いことから、特別遵守事項の設定のため急速を要する場合には、参考書類の送付に先立ち、適当な措置を講ずる必要がある（上記通達）。具体的には、一時貸与として、保護観察所職員又は駐在保護司に参考書類を交付する、これらの者に少年調査票の全部若しくは一部の写しを交付する、及び少年

調査票の全部若しくは一部を保護観察所にファクシミリを利用して送信することにより送付する等の措置を講ずることが相当であろう。

以上に述べたほか、理論的には中間決定であるが、当該家庭裁判所においては訟廷事務や統計処理上から終局処分として取り扱われるものに移送(法5条2項)、回付がある。このうち身柄付き移送について簡単に触れておきたい。法17条1項2号の観護措置中の少年の事件を移送する場合は、受移送裁判所において審判が開かれることを考慮して、観護措置期間に十分配慮しなければならない。また、移送決定と同時に、少年鑑別所の指定を変更しなければならない(規則20条3項参照)。この変更決定には、法26条、規則4条の類推適用により執行指揮を必要とし、規則22条を類推適用して保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者にその旨を通知することになる。更に、少年調査記録が法律記録と分離して作成されている場合は、法律記録と共に送付することが適当であろう。

(4) 少年の動向視察

現行法は、保護処分の決定と執行とを制度上分離したが、少年の事件については、この両者を全く切り離してしまうことは適当でないとの理由から、規則38条が設けられたものである。規則38条1項は、保護処分決定をした家庭裁判所は、少年の動向に関心を持ち、裁判官が直接、又は調査官に命じて成績の視察をし、保護処分の執行について関心を持つべきことを規定し、同条2項は、保護処分を決定した家庭裁判所は、必要があると認めるときは少年の処遇に関し、保護処分執行機関に勧告をすることができる旨を規定している。動向視察は、自らの処遇選択が真に適切なものであったか、その効果検証を行うことができるとともに、各地各様の執行機関の処遇の実態を学ぶことができる絶好の機会である。したがって、裁判官としては、一層適正な処遇選択をする力を磨くために、収容継続申請事件あるいは、少年院収容中の少年の余罪事件の調査、審判の機会に限らず、積極的に少年の動向視察を行うべきであろう。また、特に長期間の処遇が予定される少年について、担当者の異動により裁判官も調査官も全く動向視察に行かなくなることは相当でないことから、庁全体で計画的に動向視察が行われていくよう配慮する必要がある。

(5) その他

第2章 少年審判の運営

前にも述べたとおり、少年院においては一般短期処遇、特修短期処遇及び長期処遇が運用上実施されている。上記少年院運営通達では、短期処遇における収容期間の延長及び短期処遇を実施する少年院から長期処遇を実施する少年院への移送、種別の変更を伴う移送及び短期処遇において区分（一般短期、特修短期）を異にする他の少年院への移送については、あらかじめ少年院長から原決定をした家庭裁判所へ求意見がされることとされている。

このようにして、原則として、移送が種別の変更を伴う場合及び区分を異にする処遇を実施する少年院への移送である場合には、あらかじめその少年を送致した家庭裁判所の意見を聴くこととされているが、これには次の二つの例外がある。

① 保護上の理由により移送する場合

帰住予定地が遠隔地にある少年について、出迎えの便宜その他の保護上の理由により、帰住予定地最寄りの少年院に移送する場合には、家庭裁判所に対する求意見は行われない。これは、保護上の理由により移送する場合、出院間際に移送し、かつ、移送先の少年院において他の少年と分離して処遇するのであれば、何らの弊害もなく、かえって少年にとって利益であると考えられるからである。

② 医療少年院に送致された少年を医療措置終了後に移送する場合

医療少年院に送致された少年について、医療措置が終了した場合で医療少年院と異なる種別の少年院に移送する場合においても、家庭裁判所が移送先少年院の種別に関する処遇勧告を行っている場合でこれと同じ種別の少年院に移送するときは、家庭裁判所に対する求意見は行われない。これは、家庭裁判所の処遇勧告どおりの種別の少年院に移送するものであって、改めて家庭裁判所に求意見をする必要がないと考えられるからである。

上記の求意見は、求意見書とその写しに成績経過記録表の写し、再鑑別結果通知書の写し（ただし、再鑑別が行われたとき。）及び少年調査記録が添付されて行われる。家庭裁判所においては、求意見書の写しに意見（回答）を記入し、少年調査記録と共に少年院長に送付することになる。

この求意見は、決定と執行の権限と責任の分配を前提とした上で、処遇の一貫性ということを考慮した運用であるから、事件として法8条の調査命令を発することはできない。しかし、事柄の性質上、求意見に対する家

庭裁判所の意見には、調査官を実質的に関与させることが相当であろう。

保護観察においては、更生保護法の施行に伴い、保護観察開始後においても、特別遵守事項の設定・変更が可能となった（更生保護法52条1項）。この場合、保護観察所長は、保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて特別遵守事項の設定・変更をすることとなるため、設定・変更しようとする特別遵守事項について求意見が保護観察所長からされることになる。また、交通短期保護観察については6月を超えて、一般事件における短期保護観察については10月を超えて、それぞれ保護観察を行う必要がある場合には、求意見（様式化された書面による。）が保護観察所長からされることとされている。これらの場合も、少年院長からなされる求意見と同様に迅速に回答する必要がある。

第9 軽微事件の処理

1 概 説

家庭裁判所に送致される少年事件の中には、一過性の軽微なものから、少年の資質や環境に大きな問題の存する複雑困難なものまで多種多様なものが含まれている。そこで、少年の要保護性に応じた適切な措置をとり、少年の立ち直りを図るためには、一方で一過性の軽微な事件を選別して、その調査事務を相応に簡略化するとともに、早期に必要な手当てを加えて少年の心情を安定させ、他方で、真に深い調査を尽くす必要のある事件については一層綿密な調査を行うとともに、手厚い措置をとるという合理的な事件処理態勢を確立することが必要である。これにより、少年事件の要保護性に見合った適正迅速な処理が可能となり、少年の健全育成という究極の目的も達成されることになる。

ところで、一過性の軽微なものといい、逆に複雑困難なものといっても、これは、非行事実の重大さ、特に非行の種別（殺人、強盗、窃盗など）や結果の大きさ（被害金額、負傷の程度など）を意味するものではなく、あくまで、少年の要保護性についての評価であることに注意しなければならない。ここに、行動科学の素養を有する調査官の中でも、特に経験豊かな主任調査官等が軽微事件の選別をする必要性の理由があるのであって、送致機関から送付

第2章 少年審判の運営

された法律記録（これにより非行の動機、態様等少年の行動に関するかなりの情報を得ることができる。）、索引票（家裁係属歴が判明する。）等の資料でこの選別を行っている。

2 事件処理態勢

今日では、軽微な事件であっても、非行を犯した少年に社会的責任を自覚させることが今まで以上に求められるようになってきている。また、再非行防止のためには、初期段階で適切な指導を行うことが重要であるとも考えられるようになってきている。こうした流れに対応して、従来行われてきた書面照会による処理（書面照会結果に問題がなければ、調査面接もせずに終局させる処理。）そのものを廃止するなど、各庁で事件処理態勢の見直しが進んでいる。

各庁の事件処理要領を見ると、前述の趣旨から、軽微事件の取扱いに関する特則を盛り込んでいるのが一般である。

ここでは、各庁の事件処理要領に共通して見られる特色について説明する。

(1) 選別担当者

軽微事件の選別を担当するのは、前に述べたとおり、行動科学の素養を有し、かつ経験豊富な主任調査官等とされている。この選別は、事件担当裁判官が有する調査命令権発動についての補佐として行われるものであるから、指導監督を担当する首・次席、総括主任、主任調査官以外の調査官には行う権限がないことに注意する必要がある（前掲「家庭裁判所調査官職務必携」78頁参照）。

(2) 選別基準

非行事実の重大さの程度（罪種、被害額等）、少年の前歴（家裁係属歴、保護処分歴等）、送致機関の処遇意見等の具体的な要件が掲げられているのが一般である。しかし、選別基準は、「少年の性格、環境等から見て要保護性に問題がない」ことであり、これらの各要件も、少年の要保護性を示す一つの徴表として位置付けられていることに注意すべきである。

(3) 選別の意味

選別は、調査方法の一次的なふるい分けである。すなわち、少年及び保護者（場合によっては、少年のみ）に対する書面照会を行う書面照会事件、書面照会のほか重点的な短時間面接を行う簡易面接事件及び通常の調査を

行う事件とに取りあえず振り分けるものである。

したがって、事件担当裁判官が、主任調査官等による選別を相当でない
と認めるときには、自己の判断に従った方法による調査を命じることにな
る（裁判官による選別の補正）。また、事件担当調査官は、上記の選別によ
って指示された方法で調査した結果、少年には背後に複雑な問題があり更
に詳細な調査を尽くす必要があると判断した場合には、必要と認める調査
を行うことになる。

(4) 選別結果の伝達方法

主任調査官等が選別の結果を裁判官に確実に報告し、裁判官が選別結果
を補正した場合に、これを事件担当調査官に確実に指示することができる
ようにするため、「手続選別票」の様式をあらかじめ定めておき、これに
記入して選別結果の伝達を行う方法がとられている。

第10 交通関係事件の処理

1 概 説

交通関係事件（定義については10頁参照）については、他の一般事件と区別
して付録2の(4)（後掲307頁参照）のような特別な処理態勢をとっている庁が
多い。これはすなわち、交通関係事件においては、自動車運転過失致死傷等
事件にしても道路交通事件（定義については10頁参照、以下「道交事件」とい
う。）にしても、その非行性が交通非行性ないし交通要保護性に着目した教
育的措置が適切と考えられること、そして何より交通関係事件の大量性から、
事件処理を合理化し、迅速かつ適正な調査、審判を行う必要があるからである。

交通関係事件の大量化は、昭和29年ころから始まった。統計により事件数
の推移を見てみると、第7図及び第14表のとおりであって、業務上（重）
過失致死傷等事件で昭和44年に、道交事件で昭和41年にそれぞれピークを迎
えるまで急激な増加を示している。このように、大量化していった交通関係
事件への対応として、送致段階では昭和38年からの交通切符制度の実施及び
昭和45年からの交通反則通告制度の少年に対する適用などがある。その結果、
第14表のとおり、昭和45年、昭和46年に道交事件が急減したのである。し

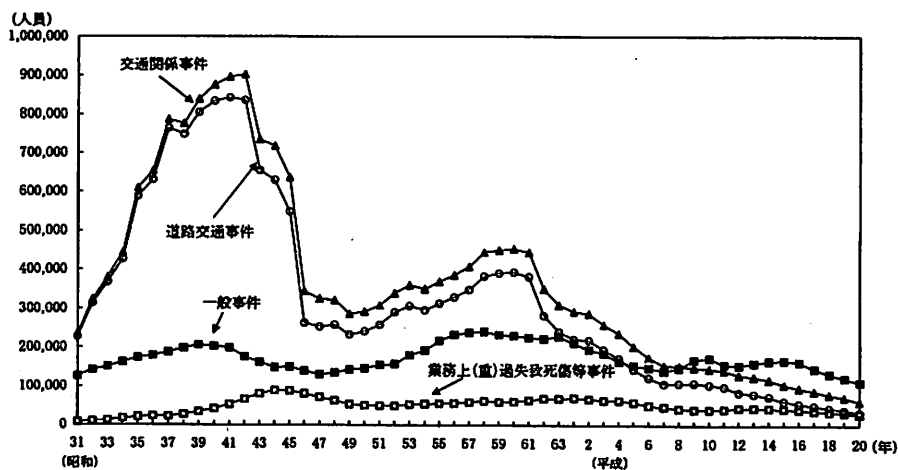
第2章 少年審判の運営

かし、昭和50年ころから道交事件は一旦増加傾向に転じ、昭和62年施行の道交法一部改正をきっかけとして、再び減少傾向となり現在に至っている。

次に、家庭裁判所の調査、審判段階では、交通専門部の設置又は交通係調査官等の配置、集中的、集団的な調査、審判の実施、自庁講習、関係機関委託講習等の教育講習態勢の整備などが工夫されてきた。更に、執行機関の対応としては、昭和40年から交通事件（その定義については、後掲336頁の付録4を参照。家庭裁判所の交通関係事件の定義と異なることに注意を要する。）の少年に対し（昭和45年からは自動車運転過失致死傷事件の少年に対しても）、交通保護観察が実施されており、昭和52年には交通短期保護観察も開始されている。

また、少年院においては、昭和44年から開始された交通短期処遇課程が、平成3年に特修短期処遇に発展的に改編された。現在では、特修短期処遇において、いわゆる問題群別指導により重点的な交通安全教育が実施されている。

第7図 少年保護事件新受人員歴年比較



(注) 平成14年以降の「業務上(重)過失致死傷等事件」の人員は、危険運転致死傷事件を含むものである。
平成19年以降の「業務上(重)過失致死傷等事件」の人員は、自動車運転過失致死傷事件を含むものである。

第10 交通関係事件の処理

第14表 少年保護事件新受人員歴年比較表

年次	総数	一般事件				交通関係事件	
		総数	刑法犯	特別法犯	＜ 犯	業務上(重)過失致死傷等事件	道路交通事故事件
昭和31年	360,873	128,480	107,784	9,781	8,925	7,395	228,788
32年	484,898	141,853	118,284	13,435	10,134	9,826	313,020
33年	530,901	150,891	127,428	13,116	10,347	12,631	387,378
34年	605,528	162,025	138,828	14,320	8,877	16,928	428,575
35年	782,676	173,457	145,384	20,162	7,931	21,255	587,864
36年	831,802	178,822	150,301	20,789	7,532	22,816	630,064
37年	973,987	187,382	156,188	23,050	8,134	22,434	784,171
38年	973,272	187,633	162,105	29,870	8,898	27,326	748,313
39年	1,045,284	206,379	172,071	25,418	8,890	34,024	804,881
40年	1,078,017	202,934	167,091	25,737	10,108	41,711	833,372
41年	1,094,339	198,928	164,850	24,788	9,292	53,215	842,196
42年	1,078,745	175,120	142,843	23,578	8,899	68,191	835,434
43年	898,653	162,240	131,245	21,028	9,969	80,357	654,056
44年	868,697	147,905	121,005	18,353	8,547	88,974	628,718
45年	785,826	149,921	124,228	16,362	7,343	88,179	547,828
46年	483,084	139,337	118,797	15,379	7,181	81,083	282,684
47年	455,128	130,518	110,761	14,767	4,988	72,012	252,600
48年	455,376	134,313	113,349	17,603	3,381	63,232	257,831
49年	428,688	143,285	120,748	19,170	3,347	53,372	232,251
50年	437,881	148,581	120,930	21,679	3,972	50,613	240,787
51年	481,824	154,248	120,098	30,457	3,893	49,888	257,890
52年	488,348	158,760	122,070	30,881	4,029	48,811	289,757
53年	538,659	179,753	138,238	37,289	4,228	52,883	388,043
54年	540,820	191,393	147,207	39,760	4,426	54,213	295,214
55年	584,830	216,821	168,916	45,061	4,844	55,425	312,584
56年	617,212	232,519	184,751	43,394	4,374	58,612	328,081
57年	644,402	237,818	189,477	43,539	4,799	59,141	347,448
58年	684,830	240,578	194,882	40,829	4,867	62,278	381,974
59年	681,787	232,514	189,877	38,094	4,543	59,454	389,819
60年	682,975	230,175	191,110	34,568	4,499	60,228	392,574
61年	668,826	224,989	188,212	32,468	4,319	63,527	380,300
62年	571,285	222,187	187,809	30,388	3,990	68,182	288,948
63年	538,287	227,950	192,142	32,067	3,741	67,854	240,483
平成元年	502,757	210,718	177,179	29,811	3,728	70,912	221,127
2年	480,808	194,811	160,003	31,483	3,145	67,587	218,708
3年	443,168	184,770	152,929	29,068	2,775	64,170	194,228
4年	399,738	163,591	138,081	23,091	2,389	63,755	172,422
5年	355,788	153,341	134,728	16,882	1,731	58,652	143,793
6年	321,473	147,761	132,592	13,740	1,429	51,112	122,600
7年	293,703	139,961	125,950	12,585	1,429	48,862	108,880
8年	298,775	147,157	134,128	11,559	1,470	43,483	108,155
9年	318,703	167,509	154,488	11,666	1,357	40,677	108,517
10年	318,508	172,744	160,051	11,181	1,512	40,887	104,877
11年	297,505	158,213	144,813	10,224	1,378	41,771	99,821
12年	293,389	153,885	142,028	10,228	1,633	44,881	84,843
13年	284,336	159,369	147,893	9,818	1,558	44,685	80,282
14年	281,838	164,484	153,756	9,170	1,538	43,812	73,562
15年	270,954	168,231	155,792	9,034	1,405	42,050	62,873
16年	258,040	161,951	151,788	8,784	1,371	40,341	55,748
17年	233,356	145,462	136,018	8,219	1,225	37,316	50,578
18年	211,789	132,589	123,548	7,968	1,075	34,484	44,748
19年	194,850	122,269	112,590	8,899	980	32,418	39,883
20年	172,995	111,210	101,117	9,248	847	28,093	33,892

(注) 平成14年以降の「業務上(重)過失致死傷等事件」の人員は、危険運転致死傷事件を含むものである。
 平成19年以降の「業務上(重)過失致死傷等事件」の人員は、自動車運転過失致死傷事件を含むものである。

第2章 少年審判の運営

これらの運営の改善は、いずれも現行法規の範囲内で、運用上行われているものである。なお、これら執行機関の態勢についての詳細は、「第3章 保護処分の現状」(後掲258頁)の項を参照されたい。

このように、交通関係事件については、各庁によって若干の差はあるが、一般事件とは異なった処理態勢がとられている。そこで、以下に交通関係事件の処理に当たり留意しておくべき点について述べることにする。

2 交通関係事件の受理

(1) 送致の方式

自動車運転過失致死傷等事件については、一般事件の場合と特に異なるところはない。しかし、自動車運転過失致死傷等事件用の定型化された送致書(成人と同一の特例書式)が使用されることが多い。

道交事件では、前述の交通切符による送致がほとんどである。この交通切符は、大量の道交事件を迅速かつ能率的に処理するため、警察、検察庁及び裁判所が、それぞれの手続において、様式化された共用書式を使用し、従来から行われていたこの三者による在庁略式手続(即日処理方式)あるいは交通事件即決裁判手続をより効率的に運用することを目的としたものである。これは、昭和38年1月1日の実施当初は、成人だけに適用されたが、昭和38年4月1日から一部の庁で少年事件においても採用され、昭和41年10月1日には全庁で実施されるに至っている。

(2) 交通反則通告制度

交通反則通告制度は、昭和42年法律第126号の道交法一部改正により設けられたものであり、やはり当初は成人だけに適用されていたが、昭和45年法律第86号の道交法一部改正により、同年8月20日から少年にも適用されるに至った。これは、道交法違反のうち、定型的かつ大量的処理に親しむ一定の軽微な罪に当たる行為を反則行為とし(道交法125条1項)、この反則行為をした者で、次の3項目に該当しない者(反則者)が、警察官の告知及び警察本部長の通告に従って所定の反則金を納付すれば、当該反則行為に係る事件について公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないというものである(道交法128条2項)。なお、昭和61年法律第63号の道交法一部改正前は、過去1年以内に免許の効力の停止等の行政処分を受けたことのある者を非反則者とされていたが、改正により、昭和62年4

月1日からはこのような者にも交通反則通告制度が適用されることとなり現在に至っている。

- ① 無免許、無資格の者
- ② 酒酔い又は酒気帯び状態で運転した者
- ③ 当該反則行為をし、よって交通事故を起こした者

したがって、道交法違反少年が家庭裁判所に送致されるのは、

- ① 当該違反行為が反則行為に該当しない場合（道交法125条1項）
- ② 反則行為に当たる事件のうち反則者以外の者のした事件（道交法125条2項）
- ③ 反則者の居所又は氏名が明らかでないか、その者が逃亡するおそれがあるが、警察官による道交法126条1項の告知がなされなかった場合（道交法130条1号）
- ④ 反則者が書面の受領を拒んだため又はその者の居所が明らかでないため、告知、通告ができなかった場合（道交法130条2号）
- ⑤ 反則者が適法な反則金納付の告知及び通告を受け、かつ道交法128条1項に定める期間内（原則として10日以内）に反則金を納付しなかった場合（道交法130条本文）

である。通常、①を非反則行為事件、②を非反則者事件、③を不告知事件、④を告知又は通告不能事件、⑤を反則金不納付事件と呼んでいる。

3 交通関係事件の調査、審判

(1) 調 査

交通関係事件が受理されると、一般事件と同様に、裁判官が法的調査を行い、非行事実存在の蓋然的心証を得た段階で、社会調査を命ずることになる。

交通関係事件の社会調査は交通要保護性の把握を主たる目的として行われる。学校照会は、行われないことが多い。これは、少年の交通要保護性を把握するために、学校における少年の行状を知ることが絶対に必要とまではいえないことや大量の事件を迅速に処理する必要があることなどによるものである。したがって、現実の調査は、少年、保護者等の面接調査、家裁係属歴の調査及び捜査機関から事件送致に当たり添付される交通前歴調査表による反則行為歴等の調査が中心となる。

第2章 少年審判の運営

もっとも、事案の内容に応じて交通事故の被害者に対し、受傷の程度及びその後の経過、加害少年の態度、示談等の有無などにつき被害者調査も必要となる。

調査の呼出しは、自動車運転過失致死傷等事件は別として、道交事件では日時を決めて集中的に呼び出すことが多い。また、庁によっては、呼出状に学校長又は学級担任の押印をもらってくるよう指示しているところもある。これは、在籍する学生、生徒の交通非行を的確に把握し、学校内における適切な指導を行いたいという学校側の要望に応じたものであるが、これを厳格かつ一律に行うと、少年によっては不測の行動に出るとも限らず、かえって少年の健全育成の趣旨に反する結果ともなりかねないことから、個々の事案に応じて適宜柔軟な対応を行うとともに、学校との間で連絡会の機会を利用して十分な協議を行うことが必要である（最高裁事務総局「中学校及び高等学校との連絡会協議結果要録」138頁以下参照）。

出頭した少年、保護者等に対しては、個別調査を行った上、次に述べるインテーク基準を参考にして意見提出をし、一定の少年に対しては、直ちに後述の講習を行っている庁もある。

交通関係事件の調査票は、自動車運転過失致死傷等、道交各事件とも、各庁で独自の様式が考案されているが、概して簡略化され、交通切符と同じ大きさに統一している庁もある。

(2) 事件処理要領

交通関係事件については、各庁の事件処理要領の特則としてインテーク基準及び取扱い要領を定めているところが多い。特に道交事件については、ほぼ全庁がインテーク基準を有している。これは、違反の種別、程度、家庭裁判所の係属回数、交通前歴、年齢等により、一般的にどのような終局処分を予定し得るか、また家庭裁判所における教育的処遇が必要か、必要とした場合どのようなものが適当かなどについての一応の目安を定めたものである。このような工夫がされているのは、交通関係事件がその非行事実及び要保護性共に比較的類型化になじみやすく、各種類型に応じた処理手続の在り方、特にインテークの方法及び担当者、調査官の関与の方法、講習の運営の方法等について処理要領の形でまとめておくことが処理手続の公正と安定を図る上で重要な役割を果たすものであるという考えに立つ

ものである。

ところで、交通関係事件がその非行事実及び要保護性共に類型化になじみやすいという特質を考えると、庁や裁判官によって、余り極端な取扱いの差異を生じることは、家庭裁判所として、少年に対し公平な取扱いをしているか疑問なしとしない上、少年に不公平感を与え、処分の教育効果にも好ましくない影響を及ぼすおそれがある。したがって、同一類型の少年に対する標準的な取扱いは、できる限り共通であることが望ましい。

もっとも、処理要領は、あくまでも類型ごとの標準的な処理の在り方を規定したものであるから、現実の少年に対する事件処理がこれに拘束されるものではなく、基準を参考にしつつ、当該少年の個別的問題性、要保護性に応じた適切な処理を図らなければならないことは当然である。

(3) 審判の運営

調査終了後、検察官送致をすべき少年を除き、審判を開始する必要のない少年については審判不開始決定がされるが、その割合は、第15表及び第16表のとおりである。この場合にも、再非行を防止するために、適切な保護的措置を施すことが必要である。

審判開始決定がされると、改めて少年、保護者を呼び出すことになるが、道交事件においては、効率的な処理を図るため、調査—即日審判という方式をとっている庁もある。

審判において留意すべき点は、まず、自動車運転過失致死傷等事件では、記録及び少年の陳述から少年にどのような注意義務が課せられており、どのような点に過失があったのかを的確に把握し、どうすれば事故が防げたのか、少年の運転態度のどのような点に問題があるのかを少年と共に考えるといった教育的観点からの審判の運営を考慮すべきであろう。更に、被害者に対する見舞い、示談等の措置につき、適切な助言をすることも場合によっては必要となろう。

道交事件では、当該事件が前述の家庭裁判所に送致される①から⑤までのいずれに該当し、かつ、その要件が満たされているかにまず注意を払わなければならない。要件が満たされない場合は審判条件を欠くことになり、審判不開始又は不処分の決定をすることになる。

また、道交事件の審判では、個別審判のほか、集団審判が行われること

第2章 少年審判の運営

も多い。元来、少年保護事件は、個別処理の原則に基づき、個々の少年の問題性、要保護性に応じた審判を行うことが必要であるとされる。しかし、道交事件においては、非行内容が同種であったり、交通要保護性の点で共通性を有している少年も多く、また、このような少年を対象に集団審判を行うにつき、非公開の原則をさほど考慮しなくてもよいとも考えられる。更に、大量の道交事件を迅速に処理し、早期に少年の保護、教育を行う必要性からも、一般に集団審判も許されると解されている。ただ、このような場合でも、個別処理の原則及び非公開の原則を十分に考慮した審判運営を心掛け、特定の少年につき個別審判が必要とされるに至ったときには、直ちに当該少年を分離するなどの臨機の対応を心掛けるべきである。また、集団の場合、審判の感銘力が減殺されがちであるが、この点についても審判運営上工夫を要するところであろう。

審判期日における告知等に関する規則29条の2の規定は、集団審判にも適用がある。集団審判においては、各少年のプライバシー保護の観点等から個々の少年の審判に付すべき事由を他の少年等も在席している審判の場で告知しているわけではないが、一般には、審判直前に調査官が、個別に少年に面接する際に事実の確認をし、更に審判の場において裁判官が、調査官から確認された非行事実間違いがないかどうかの確認を行うなどの運用が行われており、このような運用も、同条が定める審判事由の告知の一方法として許されると考えられる。

なお、庁によっては、後述の交通短期保護観察への円滑な移行のため、交通短期保護観察決定の見込まれる少年について、審判日を特定、集中し、決定後直ちに、裁判所に向いてきている保護観察官又は駐在保護司による交通短期保護観察への導入がされるような運用がされている。

(4) 反則金不納付事件

反則行為について適法な告知及び通告がありながら、納付期間内に反則金を納付しなかった少年に対しては、家庭裁判所において相当と認めるときに、期限を定めて反則金の納付を指示できることになっている（道交法130条の2）。そして、指示する金額は、道交法に定められた金額を超えない範囲で、期限とともに、家庭裁判所の裁量で定め得ることになっている。この納付指示を相当と認めるときは、一般には、教育的見地から金銭を納

付させることが少年にとって適当である場合で、財産的不利益を課すことにより少年の規範意識を目覚めさせ、運転態度を改めさせる効果が期待できる場合であるといえる。

ところで、交通反則通告制度の適用を受ける事件については、通告に係る反則金（及び通告書の送付に要する費用）を所定の期間内に納付すれば家庭裁判所の審判に付されないとされていること（道交法128条2項）、実務上、家庭裁判所に送致された少年につきその不納付の理由を見ると、その多くは単に告知書や通告書を紛失し、あるいは納付期限を失念したこと等によるものであることから、実務上、①指示する金額は、通告に係る反則金額又は通告書の送付に要した費用がある場合にはこれを合計した金額とし、②指示の方法として、審判開始決定をした上、納付指示書を少年あて郵送するという運用がかなりの庁で行われている。この郵送による納付指示は、実務上の経験に基づく合理的な方法であるが、これを実施するに当たっては、①郵送という方法のもつ制約から1回にとどめるべきであり、この納付指示に従った納付がされないときには、別の方法をとること、②適法な告知、通告を受けたのに反則金を納付しなかった少年の中には、非事実の存否を争っているなど何らかの言い分があるものも含まれている可能性がないではないので、そのような場合にはその旨を家庭裁判所に申し出れば、必要な審理を行う旨記載した書面を納付指示書に同封することという2点に十分注意する必要がある。

そして、審判期日を開かず郵送で納付指示をして反則金が納付された場合には審判開始決定を取り消した上、審判不開始決定（法19条1項）を行い、事件を終局させることになる。また、審判期日を指定して少年を呼び出した場合でも、少年が納付意思を示したときには、審判期日を取り消し、期日外の手続として納付指示を行う。その後、反則金が納付されれば、郵送で納付指示をしていた場合と同様に審判開始決定を取り消した上、審判不開始決定を行うこととなる。

4 家庭裁判所の講習と保護処分等

(1) 講習

家庭裁判所の調査、審判段階で行われる保護的措置としての講習は、2種類実施されている。

第2章 少年審判の運営

第1は自庁講習と呼ばれるもので、これは昭和29年ころ一部の家庭裁判所で行われたのが最初である。その内容は、通常、調査官その他の講師等による交通安全等に関する講義ないし講話、保護者も含めた少年同士の討論、交通関係の映画又はビデオの視聴などである。一般には審判を開始して行い、受講後に裁判官が少年たちに訓戒をした後で不処分決定を言い渡すという取扱いが多いが、審判不開始決定に先立って行う場合及び試験観察決定をした上で行う場合もある。

第2に、関係機関委託講習がある。これは交通安全協会や自動車学校に少年の補導を委託して行うものであり、昭和36年ころ行われたのが最初である。中には交通の実技指導を行っているところもある。この講習は、審判開始決定を経て、試験観察決定をした上で行われ、講習後、再非行等の問題点がない限り、不処分で終局するのが一般であり、また、この終局決定も裁判官が講習会場まで出張した上で集団審判の形式で言い渡すような取扱いも多い。

なお、これらの講習態勢は、庁により差があるが、交通短期保護観察の充実に伴い、自庁講習、関係機関委託講習とも漸減している。

その他、無資格少年等一定の少年については、経過観察的な試験観察を行っている庁もある。

(2) 保護処分

交通関係事件においては、児童自立支援施設等送致はほとんどない。また、少年院送致については、「第2章の第10の1 概説」(前掲246頁)を参照されたい。

交通関係事件の保護観察は、交通保護観察と交通短期保護観察とに分かれるが、これらの詳細については、「第3章の第1 保護観察」(後掲258頁)の項に譲ることとする。

(3) 検察官送致

交通関係事件、特に道交事件では、他の一般保護事件と比較して検察官送致が多い。この交通関係事件における保護処分と刑事処分との関係については、従来から議論があった。一つの考え方は、過失犯、行政犯には保護処分はなじみにくいというものであり、交通非行少年に対する保護処分執行機関の対応が十分でなかった当時有力であった。しかし、徐々に交通

非行少年に対する教育的処遇の必要性が認識されるようになり、執行機関の対応に先立って家庭裁判所の講習態勢が整備され、また、次第に執行機関側の運用改善がなされるに至り、交通関係事件における保護処分ないし保護的措置が重視されるようになってきている。

ところで、「第2章の第7の1の(4) 検察官送致」(前掲193頁)の項で述べたように、一般に検察官送致は、少年に対し、家庭裁判所における保護処分を放棄して、成人同様の刑事処分を予定するものであることから、少年の非行性が保護処分によってはもはや矯正される見込みがない場合及び事案の内容や社会に与える影響等を考慮して、刑事責任を問う方が相当と考えられる場合にされるのが通常である。しかし、交通関係事件においては、検察官送致後の刑事処分がほとんど罰金刑であるという実情及び罰金刑の教育的効果もある程度期待できること、非行内容も一般成人と特に異なるところがないことなどから、累非行少年を中心に、いわゆる罰金見込みの検察官送致が行われている。検察官送致の人員等は、第15表及び第16表のとおりである。

(4) 終局処分の選択

交通関係事件における終局処分は、各庁で実施している講習態勢に差があることや地域により交通短期保護観察の受入態勢等に差があるという事情から多少のばらつきが出るということではあるが、特に道交事件など、同種の非行について、地域により大きな較差が生じることは、一般的に言って好ましいことではない。

裁判官として、終局処分を選択するに当たり留意すべき点は、まず、平成2年から実施された初心運転者講習などの行政処分に伴う処分者講習及び執行機関における交通非行少年の処遇の実態につき常に関心を持ち、これを的確に把握しておくことである。そして、それらの行政講習及び保護処分の内容と、自庁の講習態勢の位置付けを十分に検討し、どのような事件処理が少年にとって、また、家庭裁判所にとって適切であるかを見極めることが重要である。そのためには、絶えず、家庭裁判所内部で検討を深めるとともに、執行機関との連携を緊密に図っていかなければならないであろう。

(5) その他の留意事項

第2章 少年審判の運営

第15表 業務上(重)過失致死傷等

年次	総数		検 察 官 送 致				保 護			
			刑事処分相当		年齢超過		総 数		保護観察	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	38,841	100	681	1.8	1,571	4.0	6,040	15.6	5,985	15.4
17年	35,575	100	494	1.4	1,362	3.8	5,392	15.2	5,322	15.0
18年	32,931	100	433	1.3	1,247	3.8	4,739	14.4	4,669	14.2
19年	30,825	100	384	1.2	1,061	3.4	4,340	14.1	4,266	13.8
20年	26,937	100	369	1.4	938	3.5	3,888	14.4	3,814	14.2

第16表 道路交通保護事件終

年次	総数		検 察 官 送 致				保 護			
			刑事処分相当		年齢超過		総 数		保護観察	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	50,155	100	6,922	13.8	1,694	3.4	17,858	35.6	17,419	34.7
17年	43,856	100	6,046	13.8	1,430	3.3	15,303	34.9	14,945	34.1
18年	39,589	100	4,893	12.4	1,351	3.4	14,196	35.9	13,810	34.9
19年	35,214	100	4,345	12.3	1,075	3.1	12,629	35.9	12,296	34.9
20年	29,369	100	3,426	11.7	879	3.0	10,590	36.1	10,225	34.8

交通関係事件の決定書については、各庁で工夫し、定型化された用紙を使用しているところが多い。特に道交事件では送致書下欄の各決定欄に押印し、あるいは交通(短期)保護観察については、交通切符と同じ大きさの定型用紙を利用することもある。

なお、交通短期保護観察にあつては、家庭裁判所の処遇勧告により、これを実施するものであるから、決定後早期に処遇勧告書及び参考資料を送付するように心掛けなければならない。現在、そのための方法として、最高裁家庭局で示した「保護観察決定(交通短期)通知及び参考書類送付書」(書記官事務の研究293頁以下参照)や各庁が独自に定めた様式による書面を送付したり、調査記録を貸与したりする運用が行われている。この場合、非行事実の内容を伝達する方法として、送致されてきた交通切符の一部を利用することも考えられよう。

最後に、交通関係事件における観護措置について述べる。一般に交通関

事件終局処分別歴年比較表

処 分		児童相談所長等送致		不 処 分		審判不開始	
児童自立支援施設等送致	少年院送致	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
0	55	1	0.1	17,405	44.8	13,143	33.8
1	69	0	0.0	15,595	43.8	12,732	35.8
0	70	1	0.0	13,749	41.8	12,762	38.8
0	74	0	0.0	12,622	40.9	12,418	40.3
0	72	1	0.0	11,422	42.4	10,321	38.3

局処分別歴年比較表

処 分		児童相談所長等送致		不 処 分		審判不開始	
児童自立支援施設等送致	少年院送致	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
1	438	0	0.0	12,603	25.5	10,878	21.7
1	357	2	0.0	9,977	22.7	11,098	25.3
1	379	6	0.0	8,848	22.3	10,295	28.0
1	332	1	0.0	7,573	21.5	9,591	27.2
3	362	4	0.0	5,789	19.7	8,681	29.6

係事件では、身柄付き送致が他の一般保護事件と比較して非常に少ない。まれに、交通事故を起こして逃走した少年、いわゆる暴走族少年、他の一般非行をも犯した少年が、身柄付きで送致されてくる程度である。しかし、在宅少年でも、交通非行を反復累行する少年については、資質鑑別が必要と思われる場合もかなり存在する。したがって、このような少年に対し、一定の場合には、観護措置をとって、十分な心身鑑別を行うことも考慮してよいであろう。

なお、従来から社会問題となっている暴走族少年については、交通要保護性のほかに、一般要保護性をも有している場合が多いことから、処遇に当たって十分な研究、工夫が行われており、一般要保護性が高い場合には、一般の保護観察並みの処遇を行うべき旨の処遇勧告を行うことが実務上一般に行われている。

第3章 保護処分の現状

家庭裁判所における保護処分の決定は、前述のとおり、非行のある少年に対して、性格の矯正及び環境の調整を目的として行われる。したがって、保護処分決定の適正、妥当を期するためには、保護処分に付された後の少年の処遇の実情を理解しておくことが不可欠である。また、最近においては、保護処分の決定から執行までの処遇の一貫性が強調されるに至っている。

そこで、保護処分執行体制を概観し、併せて、家庭裁判所と執行機関との間で、連携を要すべき事項について述べる。

第1 保護観察

1 対象者

保護観察には、「第2章の第7の1の(5)のア 保護観察」(前掲198頁)の項で述べたとおり5つの種類がある。平成20年における保護観察所の新受人員は、第17表のとおりである。

第17表 保護観察種類別新受人員表 (平成20年)

区分	総数	1号観察	2号観察	3号観察	4号観察
人員	50,717	27,169	3,994	15,840	3,714
比率(%)	100	53.6	7.9	31.2	7.3

(注) 1 本表は「保護統計年報」による。

2 5号観察は、皆無である。

このうち、少年保護事件に関係するものは、1号観察(少年法上の保護処分としてされるもの)と2号観察(少年院から仮退院中の少年に対してされるもの)である。

また、1号観察について、前述の保護観察所の処遇上の分類に基づいて見ると、第18表のとおりである。

第18表 1号保護観察新受人員表

年次	総数		一般保護観察		一般短期保護観察		交通保護観察		交通短期保護観察	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	40,817	100	12,518	30.7	4,575	11.2	5,188	12.7	18,560	45.5
17年	36,280	100	11,521	31.8	4,271	11.8	4,562	12.6	15,918	43.9
18年	33,576	100	11,011	32.8	3,929	11.7	4,535	13.5	14,101	42.0
19年	30,554	100	9,946	32.8	3,910	12.8	3,992	13.1	12,708	41.6
20年	27,168	100	9,282	34.2	3,682	13.5	3,780	13.8	10,455	38.5

(注) 本表は「保護統計年報」による。

2 保護観察官、保護司

上記のような保護観察において指導監督及び補導援護を行うのは、保護観察官及び保護司である（更生保護法61条1項）。

保護観察官は、保護観察所等に配置され、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察等の事務に従事するものである（同法31条）。

保護司は、法務大臣が委嘱するもので、都道府県の区域を分けて定める保護区に配置され、その民間性、地域性の特色を生かしながら、保護観察官に協力して保護観察、環境調整の実施に当たるものである（同法32条、保護司法参照）。保護司の任期は2年であるが、給与は支給されず、職務の遂行に要した実費の全部又は一部が支給される。

3 更生保護法の施行

平成19年6月8日、更生保護法が成立し、平成20年6月1日施行された。更生保護法は、更生保護の機能を充実強化するため、更生保護に関する基本的な法律であった犯罪者予防更生法（以下「旧犯予法」という。）及び執行猶予者保護観察法を整理・統合して新たな一本の法律とした上で、所要の法整備が行われたものである。以下、更生保護法のうち、少年事件の執務に関連する事項について説明する（更生保護法施行後における保護観察の実情については、「更生保護法施行1年の運用の状況について」（家月61巻12号1頁）を参照。）。

(1) 遵守事項の整理・充実

更生保護法は、改善更生が進んだ者には遵守事項を緩和し、その自立と改善更生に向けて自発的な意欲を更に喚起し、他方、改善更生が進んでい

第3章 保護処分現状

ない者には遵守事項を重くし、改善更生に努めようとする自覚を促し、更には社会内処遇によっては改善更生が困難な状況に至った者については、的確に施設送致申請等のいわゆる不良措置をとり、施設内処遇に適切に移行させることとして、一層実効性の高い保護観察の実現を図ることとしている。

この点、更生保護法は、保護観察対象者が保護観察期間中遵守しなければならない遵守事項について、すべての保護観察対象者が遵守しなければならない「一般遵守事項」と個々の保護観察対象者ごとに定める「特別遵守事項」に大別するというこれまでの枠組みを維持しつつ、その内容を整理し、充実させた。

ア 一般遵守事項の内容

更生保護法は、一般遵守事項として、保護観察官・保護司の面接を受ける義務や保護観察官・保護司に生活状況を報告すべき義務など、これまでも保護観察対象者が当然守るべき義務と解されながら旧犯予法では明記されていなかった義務を明記した（更生保護法50条）。

イ 特別遵守事項の内容

更生保護法は、特別遵守事項が、これに違反した場合に施設送致申請等のいわゆる不良措置に結び付く規範であることを改めて明確にし、そのような法的性質を有することを踏まえて、特別遵守事項は、①「保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内」で定めること（必要性の要件）、②「具体的に定める」こと（具体性の要件）、③更生保護法51条2項各号に掲げられている類型のいずれかに該当すること（類型該当性の要件）が必要となった（同条2項）。

ウ 特別遵守事項の設定手続

旧犯予法においては特別遵守事項は保護観察の開始時に必ず定めなければならないものとされ、一度定めた特別遵守事項は、その後の保護観察の期間を通じて付加、変更又は取消しができないものとされていたのに対して、更生保護法は、保護観察の開始に際して特別遵守事項の設定を必要なものとし、保護観察の途中でも特別遵守事項の設定・変更することができ（更生保護法52条）、必要がなくなった特別遵守事項は取り消すものとした（同法53条）。

保護観察処分少年については、特別遵守事項の設定時期を問わず、当該保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を設定・変更することとされた（同法52条1項）。

エ 生活行動指針の新設

単なる生活指針的・努力目標的な事項や具体的な行為規範ではあっても、不良措置の制裁をもって担保するほどの必要性まで認められない事項については、特別遵守事項として定めることができないこととなったことを受け、これを「生活行動指針」として定めることとされた（更生保護法56条）。

(2) 保護観察の一時解除

旧犯予法においては保護観察の停止の制度が定められていた（旧犯予法33条4項）が、保護観察の停止が、保護観察処分にとって、改善更生の励みとなり得るものであり、より積極的な運用が望まれることから、更生保護法では、いまだ保護観察を解除するまでに至っていない場合に、保護観察処分少年に対する良好措置の一つとして積極的に活用される制度とするため、保護観察の一時解除の制度が設けられた（更生保護法70条）。

4 処遇の実情

保護観察の実施方法や実施時期については、一般保護観察、一般短期保護観察、交通保護観察、交通短期保護観察及び少年院仮退院中の保護観察において、若干異なる運用が行われている。

なお、以下に掲げる各種の通達については、最高裁事務総局「改訂保護処分関係主要通達集」を参照されたい。

(1) 一般保護観察

まず、一般保護観察の対象者は、家庭裁判所で保護観察に付された少年のうち、一般短期保護観察対象者及び交通事件（その定義及び注意点について前掲245頁参照）によって保護観察に付された者を除く者である。

保護観察における指導監督及び補導援護は、一人の対象者に対して、保護観察官及び保護司が指名され、その協力によって行われている。すなわち、保護観察官は、保護観察開始当初に、少年の関係記録や少年との面接によって得た資料に基づき、保護観察実施上の問題点を明らかにして、その処遇方針を保護司に示すほか、保護司の報告に基づいて必要と認めたと

第3章 保護処分現状

きに処遇に介入し、又は保護司に助言指導を与え、また、解除、良好停止等の措置をとる際に、少年とあらかじめ面接している。そのほか、平成20年5月9日法務省保観第326号保護局長通達「段階別処遇による体系的な保護観察の実施について」に基づいて、処遇が困難であると予測されるA段階対象者に対しては、保護観察官が計画的かつ積極的に処遇に介入すべきものとされている。また、保護司は、保護観察官の指示や連絡に従って、少年やその家族と適当な接触を保ち、少年の状況について毎月1回処遇及び本人の状況等の経過を書面で報告するほか、再犯、所在不明、その他少年の身上に重要な変動が生じたときは、その都度適宜な方法で保護観察所に報告することとなっている。このように、処遇活動の相当部分は、保護司にゆだねられているのが実情である。

ところで、保護観察は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇（以下「類型別処遇」という。）を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的として、更生保護法の施行に伴い、新たに平成20年5月9日法務省保観第341号保護局長通達「保護観察類型別処遇要領の制定について」において「保護観察類型別処遇要領」が定められ実施されることとなった。

この類型としては、シンナー等乱用対象者、覚せい剤事犯対象者、暴力団関係対象者、無職等対象者、暴走族対象者等の13類型が設定されている。保護局長通達等では、これらの各類型に対応した処遇指針を示して各保護観察所の処遇計画の策定の参考としている。各保護観察所においては、保護局から示されている処遇指針を基にして、具体的に個別の処遇計画を策定した上で、それに基づいた保護観察処遇を実施しており、また、各庁の実情に応じて、類型ごとの処遇マニュアルを作成したり、あるいは、各種集団処遇を実施するなどして、類型別処遇の充実に努めている。

また、類型別処遇の実施以降、各保護観察所で様々な処遇技法の開発の試みが行われている。少年事件に関しては、例えば、更生保護施設における処遇プログラムの開発、社会参加活動の活用、生活技能訓練など新たな処遇方策が試みられているところである。

このほか、保護観察官が直接処遇を行うことによって指揮監督を強め、

第1 保護観察

保護観察の再犯防止機能をより一層強化することを目的として、更生保護法施行に伴い、平成20年5月9日法務省保観第340号保護局長通達「「保護観察官直接処遇実施要領」の制定について」が発出され、処遇に特段の配慮を要する者について直接処遇を更に積極的に実施することとされた。この通達においては、直接処遇実施対象者として次の者などが指定されている。

- ① 平成20年5月9日法務省保観第338号保護局長通達「凶悪重大な事件を起こした少年に対する生活環境の調整及び保護観察について」の対象となっている保護観察処分少年又は少年院仮退院者のうち、人格、環境等に特に複雑な問題を有する者
- ② 保護観察の実施過程において保護司に対する粗暴な言動が認められた者

また、保護観察所の長は、これらに該当しない場合であっても、特に必要と認められた者については、実施対象者に指定することができるとされている。このような処遇の行われる一般保護観察の保護観察期間は、前述のとおり、少年が20歳に達するまで、又は保護観察に付されてから2年間であり、保護観察の成績が良好であるときは、解除又は一時解除できるとされている。この保護観察の解除又は一時解除については、平成20年5月9日法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」において、

- ① 保護観察に付されてからおおむね1年を経過していること。ただし、早期に保護観察を終了させることを相当とする特別の事情があると認められるときは、保護観察に付されてからおおむね6月を経過していること
- ② 保護観察対象者が遵守事項を遵守して生活していると認められ、かつ、新たな特別遵守事項を設定する必要がない状態が、C段階において3月継続していると認められる場合は、良好措置、すなわち、保護観察の解除及び一時解除の適否を検討するもの

と定められている。

(2) 一般短期保護観察

第3章 保護処分の現状

従来、家庭裁判所において保護観察に付された少年に対する保護観察は、交通事件に対する保護観察と一般事件に対する保護観察とに大別され、交通事件に対する保護観察については、非行性の進捗や資質などに基づいて、交通保護観察と交通短期保護観察とに分かれていた。しかしながら、一般事件に対する保護観察は、原則として1年以上を目処とした保護観察だけであったことから、新たな保護観察の枠組みを設け、現行の保護観察より期間を短くして保護観察を運用しようとする短期保護観察が、平成6年7月22日法務省保観第375号保護局長通達「短期保護観察の実施について」により導入された。この通達では、同年9月1日以降実施する準備が整った保護観察所から、家庭裁判所と必要事項についての申合せを行い、短期保護観察を開始することとされ、その後実施してきたところ、更生保護法施行により、遵守事項の整理及び充実がされたこと等から、平成20年5月9日法務省保観第327号「短期保護観察の実施について」により新たに短期保護観察の運用がなされることとなった（家月60巻8号216頁）。

短期保護観察における実施対象者は、家庭裁判所において保護観察に付され、短期保護観察が相当である旨の処遇勧告がされた少年とされている。そして、実施対象者は、非行を繰り返すおそれはあるが、

- ① 非行性の進捗がそれほど深くないこと
- ② 資質に著しい偏りが無いこと
- ③ 反社会的集団に加入していないこと
- ④ 保護環境が著しく不良でないこと

という四つの事項に該当し、かつ、その改善更生のために特に必要と認められる事項がなく特別遵守事項が定められていない少年であって、短期間の指導監督及び補導援護により更生を期待できる少年とするのが適当であると考えられている。

保護観察の実施期間は、おおむね6月以上7月以内とされており、この期間内に解除により保護観察を終了することとされている。

ただし、短期保護観察の解除基準に達せず、その期間内に解除できなかった者については、更に適切な処遇を加え、原則として、保護観察開始後10月以内に解除することとしている。

また、10月を超えて保護観察を継続する場合には、当該保護処分を決定

した家庭裁判所の意見を聴いて、一般保護観察を行うこととされており、一般遵守事項を遵守しなかったと認めて警告を発したときや、短期保護観察の開始後に特別遵守事項が設定されたときも同様である。

短期保護観察が対象とする少年にあつては、非行性の進度がそれほど深くなく、非行も固定化していないと考えられるので、非行の原因となっている社会的不適応を除去し、社会適応を促進することを主眼に置いた指導を行うことにより、その更生が期待できると考えられている。具体的な処遇方法は、保護観察官と保護司の協働態勢の下、毎月1回以上、担当保護司を訪問させ、生活状況報告書を本人から提出させるとともに、少年に一定の課題を履行させる課題指導を行うこととされている。また、保護観察官及び保護司は必要に応じて、対象者の指導、保護者に対する助言等のため家庭訪問等も行うこととされている。

保護観察官は、6項目の指導領域、すなわち、生活習慣、学校生活、就労関係、家族関係、友人関係及びその他の各領域のうちから、少年の更生のために特に重要であり、短期保護観察において重点的に指導すべき領域を選ぶ。これらの6項目の指導領域は、一般に、非行少年が持つ生活上の問題点に対応するものであるが、短期保護観察の対象者は、比較的問題点が限られているので、6項目の指導領域から、少年の更生にとって特に重要な領域をおおむね一つ保護観察官が選び、重点的に指導することとされている。更に保護観察官は、選択した指導領域について少年を指導するための具体的な課題を設定し、少年にその履行を求めることとしている。例えば、生活習慣、特に時間管理に問題がある少年に対しては、指導領域として「生活習慣」を選び、その具体的課題として、例えば、「毎月、月曜日に約束したとおり、午前7時に起床できたかを記録する。」あるいは「休日の過ごし方」の題で考えたことを書く。」というような課題を設定し、期間中に毎月履行させ、その履行状況を担当保護司に報告させる。担当保護司は、少年の報告に基づいて生活状況の改善に必要な指導、助言を与えることとされている。

なお、課題例の一つとして、社会奉仕活動等の社会参加活動、シンナー対象者等に対する集団処遇、更生保護施設の企画する処遇プログラムへの参加等も課題として挙げられている。ただし、これらの課題はすべての事

第3章 保護処分の現状

案にこうした方法を用いるのではなく少年の状況及び各保護観察所の処遇態勢を勘案して実施されるものである。

(3) 交通保護観察

交通保護観察の対象者は、交通事件（その定義及び注意点について前掲245頁参照）によって保護観察に付された少年のうち、交通短期保護観察対象者を除くものである。その保護観察の実施については、平成20年5月29日法務省保観第436号保護局長通達「交通事件対象者に対する保護観察の効率的運用について」に定められている。すなわち、交通事件により保護観察に付された者の資質及び環境等の特殊性に応じて、前述の一般保護観察の例によるほか、次のような事項を考慮すべきものとされている。

まず、保護観察官は、交通関係事件対象者の保護観察を専門に担当する者を指名し、保護司も、交通法規に通じた者等その保護観察を担当するにふさわしい者を指名するよう考慮すべきものとされている。保護観察の実施に当たっては、必要に応じて交通法規、運転技術、車両の構造等に関する指導を行うものとされている。

また、一般保護観察と同様に保護司を指名して個別処遇を行うほか、保護観察官が直接保護観察に当たることや、個別処遇を原則としつつも集団処遇の併用をも考慮すべきものとされている。

交通保護観察対象者の特別遵守事項は、平成19年10月17日最高裁家二第1229号家庭局長通達「少年審判規則第37条第2項及び第3項の規定による保護観察所長に対する通知等の事務処理について」別紙様式の家庭裁判所の意見「Dその他指導監督を行うために特に必要な事項」の「2交通に関する学習の実施」に基づき定めるものとされている。

交通保護観察の解除の基準は、保護観察に付されてからおおむね6月を経過していることとされるほか、一般保護観察と同様となっている。ただし、再び車両の運転等により法令に違反するおそれがなく、かつ、保護観察を終了させることを相当とする特別の事情があると認められるときは、上記の期間経過前のものについても保護観察を解除することができることとされている。

(4) 交通短期保護観察

交通短期保護観察は、更生保護法において遵守事項の整理及び充実がさ

れたこと等を踏まえ、平成20年5月9日法務省保観第328号「交通短期保護観察の実施について」別紙「交通短期保護観察実施要領」が新たに定められた（家月60巻8号229頁）。

交通短期保護観察の対象者は、家庭裁判所が交通事件により保護観察に付したもののうち、家庭裁判所が交通短期保護観察処遇を相当として、その旨の処遇勧告をしたものである。交通短期保護観察対象者としては、

- ① 一般非行性がないか又はあってもその進度が深くないこと
- ② 交通関係の非行性が固定化していないこと
- ③ 資質に著しい偏りがないこと
- ④ 対人関係に特に問題がないこと
- ⑤ 集団処遇への参加が期待できること
- ⑥ 保護環境が特に不良でないこと
- ⑦ その改善更生のために特に必要と認められる事項がなく、特別遵守事項を定めない少年

との基準が定められている。この基準は、運用上の処遇対象者としての一応の指針であり、必ずしも家庭裁判所の判断を拘束するものではない。しかしながら、このような基準による対象者を予定して、集団処遇を中心とするその処遇態勢が整えられる以上、家庭裁判所が基準を考慮せず、基準からかけ離れた対象者について処遇勧告をするとすれば、この制度の効率的運用は期し難いと思われる。いずれにしても、家庭裁判所と保護観察所との協議によって、適宜申合せを行う等の方法により、その円滑な運用を図る必要がある。

交通短期保護観察は、原則として保護観察官が直接集団処遇を行う（離島や保護観察所から遠隔の一部地域については、集団処遇に関する特別の研修を受けた者の中から保護観察所の長があらかじめ指定した保護司（指定交通保護司と呼ばれている。）によって行われる。）とともに、少年に毎月その生活状況を報告させる方法によっている。したがって、原則として保護司が担当者に指名されることはない。また、保護観察官においても、生活状況報告や集団処遇への出席を怠った場合の措置は別として、原則として個別処遇を行うことはない。このように、集団処遇においては、単なる交通講習の域を超えて、集団相互作用により態度の変容を図ることに主眼が置かれ

第3章 保護処分の現状

ているが、保護観察官が、必要に応じて集団処遇の機会に個別的な働き掛けを行うことはされている。

交通短期保護観察の実施期間は、原則として3月以上4月以内とされている。このように実施期間が定められたのは、前述のような要件を備えた対象者に対し、運用上短期間の集団処遇を実施することに重点を置いたためである。そして、原則としてこの期間内に保護観察を解除すべきものとされている。

解除は、

- ① 当該保護観察決定後車両の運転による再犯（原則として道交法による反則行為は除く。）がないこと
- ② 集団処遇を受けていること
- ③ 生活状況の報告を行っていること

の事項に該当し、かつ、本人の更生上特段の支障がないと認められるときに行われる。ただし、①に該当しない場合でも、再犯後に相応の指導が行われているとき、②又は③のいずれかに該当しない場合であっても、そのことに正当な理由が認められるときも同様とされている。

この解除の検討は、保護観察開始後3月及び5月を経過したときに必ず行うものとされ、解除ができず、6月を超えて保護観察を継続する必要があると認められるときは、書面で保護観察の決定を行った家庭裁判所の意見を聴取するものとされている。6月を超えて保護観察を継続する場合は、交通短期保護観察の対象から除き、一般の例（交通保護観察）による処遇を行うとされており、一般遵守事項を遵守しなかったと認めて警告を発したときや、交通短期保護観察の開始後に特別遵守事項が設定されたときも同様である。

このような交通短期保護観察等の解除の実情を見ると、ほとんどすべて上記3月から4月以内に解除されている。

なお、6月を超えて保護観察を継続する場合であっても、例えば、何らかの事情で集団処遇に参加できなかったような場合には、必ずしも交通保護観察の処遇に移行することなく、交通短期保護観察に準じて集団処遇等を行い、解除する取扱いが多いようである。

(5) 少年院仮退院後の保護観察

第1 保護観察

少年院から仮退院した者の保護観察（2号観察）は、前述の一般保護観察の例によるほか、平成20年5月9日法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」（家月60巻8号180頁）に定められている。

退院については、対象者が遵守事項を遵守して生活していると認められ、かつ、新たな特別遵守事項を設定する必要がない状態がC段階において3月継続していると認められる場合で、保護観察に付されてからおおむね6月を経過している者について、退院申出をするか否かに関する判断をするものとされている。

ただし、短期処遇の少年院を仮退院した者については、保護観察に付されてから6月を経過するまでの間であっても退院申出をするか否かに関する判断をすることができる。

少年院仮退院後の保護観察の終了事由には、退院、期間満了のほか、戻し収容、保護処分取消し等がある。処遇課程別で見ると、特修短期や一般短期に比べて、長期処遇は退院に占める割合よりも期間満了の占める割合が相当多い。

5 保護観察所との連携

上記のような保護観察所の処遇態勢に応じて、家庭裁判所が保護処分を決定するためには、家庭裁判所と保護観察所との間で連携を要すべき事項が数多く存在する。このことは、決定から執行までの処遇の一貫性を確保するためにも重要である。

第1に重要なのは、家庭裁判所と対応する保護観察所との一般的連携である。すなわち、保護観察所の処遇態勢及び処遇内容について、家庭裁判所が熟知し、また家庭裁判所の処理態勢について保護観察所の理解を十分に得ておくことである。そのため、家庭裁判所が対応する保護観察所との間で、定期的又は随時に連絡、協議をしている例も多い。特に、新しい処遇態勢、処遇内容が定められた際には、協議、連絡を図ることが不可欠である。例えば、施設送致申請、戻し収容申請を巡る問題、特別遵守事項の設定変更の在り方、一般短期保護観察の具体的対象者等、決定直後のいわゆるボタンタッチに関連して、家庭裁判所と保護観察所との間で意思疎通を図り、あるいは連絡

第3章 保護処分の現状

協議をしておく必要のある事項は多岐にわたる。

第2に、調査・審判段階における連携である。これに関連して、保護観察所からの保護観察成績報告がある。保護観察所からの成績報告は、法28条の規定による場合については、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程に定められ、保護観察終了時については、前述の矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」に定められている。

なお、新たに少年保護事件に係属したため、少年調査記録が返還されるときは、原則として成績報告が行われるものとする取扱いを、あらかじめ保護観察所との協議で定めることも便利であろう。また、家庭裁判所は、保護観察官や保護司を審判に立ち合わせ、少年の処遇に関して意見を述べさせることができる(規則26条、30条)。これらの意見は、保護観察成績報告の内容を更に具体化するもので、現実に処遇を行っている者の意見として、少年審判の上でかなり重要である。審判に出席を求めるか、調査段階で意見を聴取するかは事案によるとしても、十分な連携、情報交換を図る必要がある。

また、保護観察決定直後の説示において、少年及び保護者に対して、保護観察の趣旨を懇切に説明し、これを十分理解させなければならない(規則35条1項)と同時に、保護観察所に対しては、速やかに保護処分決定通知をし(規則37条2項)、特別遵守事項の設定(更生保護法52条1項、規則37条3項)(平成19年10月17日最高裁家二第1229号家庭局長通達「少年審判規則第37条第1項及び第3項の規定による保護観察所長に対する通知等の事務処理について」家月59巻12号229頁参照)及び一般短期保護観察における課題の設定(平成20年5月9日法務省保観第327号保護局長通達「短期保護観察の実施について」家月60巻8号216頁参照)について家庭裁判所が意見を述べるなどして、決定から執行への移行が、速やかにされるようにする必要がある。

第3には、保護観察決定後の連携である。まず、最も重要なのは、処遇上の参考資料としての、少年調査記録の早期送付である。ややもすると、決定書作成などのために送付が遅れる傾向にあるので、家庭裁判所としては、この点に十分留意すべきである。

これらについては、前述の保護観察所との連絡協議や、個別的事件処理における連絡、協議などによって、一層連携を深めていく必要がある。

第2 児童自立支援施設、児童養護施設送致

1 送致の現状

保護処分として、児童自立支援施設又は児童養護施設に送致される少年は、例年極めて少ない。最も多かったのは昭和24年の708人、最も少なかったのは昭和48年の157人であり、平成20年は303人である。その中でも、児童養護施設送致はかなり少ないものと考えられ、ほとんどは児童自立支援施設送致と見てよいと思われる。

児童自立支援施設及び児童養護施設は、児福法上の施設である（児福法7条）。少年院が、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設（院法1条）として設けられていることと本質的に異なる。

2 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設である（児福法44条）。そのため、施設は12名ぐらいの年代の違う児童を一寮舎に収容する小舎制を原則とし、職員である児童自立支援専門員及び児童生活支援員が起居を共にしながら、自由で開放的な環境の中で、訓育をはじめとして、生活指導、学科指導、職業指導等が一体として行われている。

児童自立支援施設は、平成20年3月現在で全国に58か所（国立2、都道府県立及び指定都市54、社会福祉法人2）設置されている。

児童自立支援施設における処遇の実情については、梶原敦「児童自立支援施設における処遇の現状について－国立きぬ川学院を中心に－」家月59号10巻1頁参照。

3 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設である（児福法41条）。入所の対象は、

第3章 保護処分の現状

児童自身の精神的、身体的事由によるよりも、むしろ適切な家庭的環境に恵まれない児童である。そのため、児童指導員及び保母のうち、少なくとも一人は児童と起居を共にし、その間生活指導員が、社会の健全な一員となるよう生活指導を行い、職業指導員が、児童の適性に応じ、将来独立の生計を営むことができるよう職業指導を行っている。

児童養護施設は、平成21年8月現在で全国に575か所設置されている。

4 保護処分活用上の問題

このような児童自立支援施設又は児童養護施設に対する入所措置は、知事又は児童相談所長の行政権限によっているが（児福法27条1項3号、31条2項）、家庭裁判所の保護処分決定による場合には入所措置が義務付けられている（児福法27条の2第1項）。知事等は、家庭裁判所の行った調査の結果等を参考にしつつ、家庭裁判所の決定した枠内で具体的に入所すべき施設を決め、家庭裁判所の決定に従って、児福法27条1項3号の措置をとることになる。

なお、児童自立支援施設送致決定による場合には、親権者の意思に反しても少年を児童自立支援施設に入所させることができるが（児福法27条の2第2項ただし書）、児童福祉機関側は、入所措置を行う際にはもちろん、措置後においても、親権者等の理解を得るよう努力すべきものとしている（児童相談所運営指針第7章第11節2の(5)（家月57巻7号265頁）参照）。

また、児童自立支援施設等の入所措置の解除又は変更は、知事が児童相談所長の意見を聞いて適当と認めるときいつでも行うことができるとされている（児福法27条6項）。なお、少年が無断外出して家庭に帰宅した場合は、児童自立支援施設が本来開放施設であり、強制力を行使することなく必要な指導を行い、自立を支援することを本質としていることから、たとえ家庭裁判所の保護処分決定に基づいて入所した場合であっても、保護者等の同意が得られない限りは、児童自立支援施設に帰院させることはできず、結果として、例外的にはあるが措置解除をせざるを得ないことがあり得るとする見解もあるが、反対説も有力に主張されている（この議論については、児童福祉関係資料88頁以下を参照されたい。）。

次に、児童自立支援施設等の入所対象者は、18歳に満たないものとされている（児福法4条）が、満20歳に達するまで引き続き在所させることができる（児福法31条2項）。これまでの運用としては、おおむね中学生を中心とす

る義務教育中の児童に限られていたが、平成元年4月10日厚生省児発第265号の7児童家庭局長通知「教護院入所児童の高等学校進学の手配について」(児童福祉関係資料375頁、家月41巻9号165頁)により入所児童の高等学校等への進学を進めるなどして、中学卒業生等についても積極的に受け入れようという方向になりつつある。

5 児童相談所等との連携

少年法は、非行のある少年の健全育成を目的とし(法1条)、児福法も、児童の心身の健全育成を目的とし(児福法1条1項)ているので、その目的には相通じるものがある。すなわち、少年、児童の保護に関しては、少年法と児福法が二元的に併存し、前者は司法機関たる家庭裁判所、後者は知事又は児童相談所が中心的機関とされている。そして、家庭裁判所は、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の保護に当たり、児童相談所等は、放任、遺棄された要保護児童や不良行為を行う児童等の保護に当たっているわけである。この両機関は、本来相互補完的な役割を担っているといえよう。

すなわち、児童相談所等は、触法少年及びぐ犯少年で、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた児童を家庭裁判所に送致し(法3条2項、児福法27条1項4号)、また、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは家庭裁判所に送致しなければならない(法6条の7第2項、児福法27条の3)。また、家庭裁判所は、児福法の規定による措置を相当と認め、あるいは、前述の強制的措置を許可して、事件を児童相談所長等に送致し(法18条)、保護処分として、児童福祉施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に少年を送致することができる(法24条1項2号)。なお、前述のとおり、平成19年改正では、法22条の2第1項の罪に係る重大な触法行為を行った触法少年については、事件の重大性にかんがみ、送致を受けた知事又は児童相談所長は、原則として、事件を家庭裁判所に送致しなければならないこととされた(法6条の7第1項)。

しかしながら、家庭裁判所からの児童相談所長等に対する送致も、児童相談所長等からの家庭裁判所に対する送致も活発ではない。その原因は、家庭裁判所側としては、多くは家庭裁判所の教育的、保護的措置でまかなえる場合が多く、特に活用が考えられる児童自立支援施設送致にしても、義務教育中の少年に限られる傾向がある上、その処遇態勢からして、非行性の進んだ

第3章 保護処分の現状

少年を送致しにくいという事情がある。また、児童自立支援施設の入所や退所等に関する法的不備を指摘する声もある。他方、児童相談所側としても、少年の保護、援助のための種々の措置権限を有しており、強制力を行使する必要のある場合のほかは、ほとんどまかなえることや、家庭裁判所の審判においては、要保護性のほか非行事実の認定をも重視することから、それに合う証拠資料を収集することが困難であるなどの事情がある。

したがって、家庭裁判所と児童相談所等が日常から接触を深め、それぞれの有する性格ないし役割を相互に十分理解しておくことが必要である。特に、児童自立支援施設等送致の場合においては、審判以前において、その入所や、入所先の施設について十分連絡を取るなど、執行が速やかに行われるよう連携を図っておく必要がある。

第3 少年院送致

1 少年院の処遇

家庭裁判所の少年院送致決定人員の推移は第19表のとおりである。

少年院の処遇は前述の少年院運営通達によって、短期処遇と長期処遇に分けられ、更に短期処遇は一般短期処遇と特修短期処遇とに区分されている(全国の少年院の所在地と、それぞれの施設で実施されている処遇課程については、付録6参照)。男子少年院においては、和泉学園と沖縄少年院を除き、短期処遇を行う少年院と長期処遇を行う少年院とは別個独立の施設となっているが、榛名女子学園を除いた女子少年院では、短期処遇と長期処遇が併せて実施されている。また、特修短期処遇を実施している5施設(男子3、女子2)では一般短期処遇も併設されている。これらの併設少年院においては、原則として寮舎並びに学科及び実科教室を別異にして処遇を行う、いわゆる分離処遇が行われている。ただし、朝礼、行事その他の処遇については、その必要があり、特段の支障がない限り、これらの処遇対象者を併せて処遇できることとなっている。

第19表 少年院送致種類別歴年比較表

年次	少年院送致									
	総数		初等		中等		特別		医療	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	5,308	100	619	11.7	4,453	83.9	98	1.8	138	2.6
17年	4,889	100	716	14.6	3,928	80.3	113	2.3	134	2.7
18年	4,513	100	673	14.9	3,643	80.7	97	2.1	100	2.2
19年	4,091	100	638	15.6	3,300	80.7	62	1.5	91	2.2
20年	3,987	100	585	14.7	3,249	81.5	63	1.6	80	2.3

(注) 一般事件、業務上(重)過失致死傷等事件及び道路交通事件を合計したものである。

また、少年院における処遇は、少年院運営通達により、個々の少年ごとに立てる個別的処遇計画を効果的に実施するため、後に述べるとおり分類処遇を実施することになっている。したがって、家庭裁判所が規則37条1項により初等少年院及び中等少年院と指定した対象者が、同一処遇課程で同一処遇を受ける場合もあり得るわけである。

なお、種別指定に関することであるが、特別少年院及び医療少年院に指定されたものは、短期処遇の対象者とならないことに留意する必要がある。

長期処遇、一般短期処遇及び特修短期処遇の課程別の少年院新収容人員の推移は、第20表のとおりである。

第20表 少年院処遇課程別新収容人員歴年比較表

年次	総数		長期処遇		一般短期		特修短期	
	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
平成16年	5,300	100	3,519	66.4	1,697	32.0	84	1.6
17年	4,878	100	3,358	68.8	1,444	29.6	76	1.6
18年	4,482	100	3,089	68.5	1,325	29.8	88	2.0
19年	4,074	100	2,764	67.8	1,249	30.7	61	1.5
20年	3,971	100	2,795	70.4	1,136	28.6	40	1.0

(注) 本表は「矯正統計年報」による。

(1) 一般短期処遇

一般短期処遇対象者は、非行の傾向がある程度進んでいるが、少年の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいため、短期間

第3章 保護処分の現状

の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる原則として14歳以上の者で、おおむね次の条件にかなうものとされている。

- ① 非行性が常習化していないこと
- ② 児童自立支援施設、少年院の施設収容歴（特修短期処遇に係る施設収容歴を除く。）がないこと
- ③ 反社会的集団に加入していないこと
- ④ 著しい性格の偏り及び心身の障害がないこと
- ⑤ その他短期処遇になじまない要因がないこと

この基準は、少年院送致決定を受けた少年につき、矯正管区長が具体的な少年院の収容区分を定めるについての、施設分類ないし処遇分類上の基準としての意味を持つもので、家庭裁判所の処分決定の理由となるべきものを示したものではない。しかし、家庭裁判所は、少年の処遇選択に当たっては、施設側の分類基準を十分考慮すべきことは当然である。そして、家庭裁判所において、上記基準を考慮して一般短期処遇を行うことが適当である旨、処遇勧告書により勧告した場合は、矯正機関側はその勧告に従い、一般短期処遇区分に分類することになっている。

その処遇としては、半開放処遇及び開放処遇を適宜組み合わせ、明るい環境の下で規律ある集団生活の中から健全な規範意識を体得させることにより、円滑な社会復帰を可能にする処遇を行うことになっている。

収容期間は、6月以内とされている。ただし、教育課程は、原則として20週間を基本として編成し、早期に仮退院による保護観察への移行を図ることを考慮した処遇を行うこととされている。

なお、平成19年3月30日の少年院運営通達の一部改正により、一般短期処遇の処遇課程が改編された。具体的には、従来の教科教育課程（S1）については基本的な枠組みを維持した上で短期教科教育課程（SE）とし、職業指導課程（S2）と進路指導課程（S3）については発展的に統合して、短期生活訓練課程（SG）としたものである。

短期生活訓練課程（SG）においては、「主として生活適応能力を高めるための生活指導を行う」こととしており、これは、一般短期処遇の6月以内という期間設定を考慮すると、非行性が比較的進んでおらず、著しく深刻な問題性を有していない少年については、短期間の施設収容により、

その生活リズムを修正して本来の形を取り戻させること、他者との適切な関係の構築を中心とした対人スキルを向上させること、問題場面に直面したときの対応能力を高めさせること等に焦点を当てた重点的で集中的な指導を行うことがより効果的であると考えられたからである。したがって、短期生活訓練課程では、職業補導に充てる時間が相対的に少なくなり、これに代えて生活指導に含まれる指導の充実が図られている。

一方、新たな短期教科教育課程（SE）においても、基本的にはこのような生活指導重視の考え方に立って、短期生活訓練課程と通底するものと位置付けている。言い換えれば、生活指導の共通基盤の上に、一層特色化された生活訓練を行う生活訓練課程と、特化された教科教育（義務教育）を行う教科教育課程があることになる。

上述の変更点を具体化するために、これまでの一般短期処遇における処遇内容を全面的に見直して、処遇の重点事項として、(1)再非行防止のための働き掛けの強化、(2)社会性の向上を図る働き掛けの強化、(3)進路を決定して出院させるための働き掛けの強化、(4)保護者への働き掛けの強化の4点を設定し、すべての一般短期処遇実施施設で実施している。

(2) 特修短期処遇

特修短期処遇対象者は、非行の傾向がある程度進んでいるが、その傾向は一般短期処遇の対象者より進んでおらず、かつ、少年の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいいため、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる原則として14歳以上の者で、おおむね次の条件にかなうものとされている。

- ① 非行性が常習化していないこと
- ② 児童自立支援施設、少年院の施設収容歴がないこと
- ③ 反社会的集団への加入歴がなく、かつ、深い関わりを有しないこと
- ④ 著しい性格の偏り及び心身の障害がないこと
- ⑤ 開放処遇に適していること
- ⑥ 保護環境に関する大きな問題がないこと
- ⑦ その他特修短期処遇になじまない要因がないこと

この基準の性質は、一般短期処遇に関する基準につき述べたところと同じである。そして、家庭裁判所において、上記基準を考慮して特修短期処

第3章 保護処分の現状

遇を行うことが適当である旨、処遇勧告書により勧告した場合は、矯正機関側はその勧告に従い、特修短期処遇区分に分類することになっている。

その処遇としては、入所後速やかに心情を安定させて開放処遇を行うことに努め、明るい環境の下で規律ある生活の中から健全な規範意識を体得させ、自主性及び自律性を伸長させることにより、円滑な社会復帰を可能にする処遇を行うこと、及び開放処遇として、特に院外委嘱教育を積極的に行うことになっている。

収容期間は、4月以内とされ、収容期間の延長は行われない。ただし、教育課程は、原則として11週間を基本として編成し、その期間内に仮退院による保護観察への移行を図ることを考慮した処遇を行うこととされている。

なお、特修短期処遇の特色の一つである院外委嘱教育のうち、中学校在学中の少年等が保護者又は適当な監護者のもとに帰住し、その地区の中学校に通学して実施される院外委嘱教科教育については、その円滑で効果的な実施のために、決定時点で学校側の受入れ態勢が整っていることが望ましいと思われるので、決定前の段階では、家庭裁判所においてできるだけ調整作業を行うことが相当であろう。

ところで、特修短期処遇の新収容人員の推移については、平成12年以降減少傾向に転じ、平成17年には70人台にまで減少した。そのため、処遇を有効に機能させるための集団編成を行うことが年々困難になってきていた。

そこで、平成19年3月30日の少年院運営通達の一部改正により、適当な規模の集団を編成しての指導という教育上の要請を踏まえ、特修短期処遇実施施設を再検討し、集約化するとともに、対象者にふさわしい処遇内容を再整備することで、特修短期処遇のメリットを最大限に発揮させることを企図した。具体的には、男子少年を収容する施設を有明高原寮、美保学園及び佐世保学園の3庁、女子少年を収容する施設を愛光女子学園及び丸亀少女の家の2庁の計5庁とした。また、処遇内容を全面的に見直して、処遇の重点事項として、(1)生活訓練及び院外処遇の強化、(2)保護関係調整の強化の2点を設定し、すべての特修短期処遇実施施設で実施している(なお、新たな短期処遇の改編の経緯、内容等の詳細は、林和治「少年院における新しい短期処遇について—一般短期処遇の処遇課程の改編と特修短期処遇施

設の集約化―」家月59巻6号1頁参照。)

(3) 長期処遇

長期処遇の対象者は、少年院に送致された少年のうち短期処遇になじまないものである。家庭裁判所において前述の短期処遇の勧告をしない場合は、原則として長期処遇課程に分類されることになる。

収容期間は、2年以内であるが、必要がある場合には少年院長が2年を超える収容期間を定めることとされている。

ただし、家庭裁判所において長期処遇を相当として送致する少年で、比較的短期間の矯正教育をもって足りるとする場合は、その旨を処遇勧告書で勧告することができる。その場合は、その勧告書の趣旨を十分尊重して処遇するものとされている。比較的短期間の処遇勧告は、例えば、劣悪な環境のため、短期間で環境調整が難しいなどの理由により短期処遇が相当でない場合又は施設収容歴があるなど少年院運営通達における短期処遇対象者の基準からは外れるが、短期間の処遇が相当である場合などに行われている。しかし、少年院の処遇は、情勢に応じて変化するというある程度の弾力性のあることが必要であり、当初の勧告に余り強い拘束力を認めることは、かえって少年院処遇の特色等を失わせることにもなりかねないので、家庭裁判所としてもこの点に十分留意する必要がある。

平成5年9月1日から少年院の運営改善の一環として、少年院長期処遇の改善施策が実施された。長期処遇の改善施策は、個々の少年に対する目配りをきめ細かくするとともに、円滑な社会復帰を図るための処遇をより充実させることを目的とし、生活訓練課程（G1、G2）及び職業能力開発課程（V1、V2）を新設するなどの処遇課程の改編を行った上で、生活指導及び職業補導の充実等の施策を盛り込むなどの長期処遇の大幅な見直しを行ったものである。

その結果、職業補導に関しては出院後の職業生活に役立つ資格の取得が積極的に進められることとなり、資格取得の種類に現代的なもの加わり、取得できる資格数も増加した（従来から取得できた資格に加え、情報処理の資格、介護サービスの資格のような現代的な資格が取得できるようになった上、建設機械運転資格取得訓練実施施設を拡大したり、溶接科や土木建設科の充実が図られている。）。また、新設された職業能力開発課程を実施する少年院

第3章 保護処分の現状

の数が従来の「職業訓練課程」を実施する少年院の数に比べ大幅に増加し、女子に対しても職業補導が積極的に行われるようになった（介護サービス、応接サービス、事務・ワープロ科などの充実が図られた。）。

また、社会復帰のための準備処遇の充実が図られ、職場、学校、家庭等での生活において直面する問題解決場面や危機対処場面を想定し、その対応を学ばせるための、ロールプレイング、集団討議等の方法を用いた社会適応訓練を実施すること、生活設計の具体化、反社会的集団からの離脱等を目的とする個別的な計画化された進路指導を実施すること、そして、家族関係及び交友関係の調整を図るための、保護機関との連携の一層の強化や家族寮等の施設及びファミリーカウンセリングを活用するようになってきている。

更に、個別処遇が必要な少年に対する処遇については、上記の改善施策において、生活指導の充実強化が図られており、問題の所在に応じて専門的な治療を活用するなど、少年の資質、問題性等に即した最も有効な処遇技法、治療方法等を活用するとともに個人差や進度の違いにも配慮した処遇を行うことにより、個々の少年の持つ問題性の解決を図ることとされている。

具体的には、生活設計の具体化、暴力団からの離脱等を図るための、個々の少年の適性及び必要性を踏まえた、計画的な進路指導を実施することになっており、非社会的な行動傾向を有する少年に対しては、社会適応力を養うため、個別的あるいは集団による心理療法等を用いた治療的指導を重点的に実施することになっている。

更に、社会の耳目を引く重大事件が相次いで発生する状況にあって、凶悪重大な事件を起こした少年について、少年の有する問題性の複雑・多様化により柔軟に対応するため、平成9年9月9日法務省矯教第2214号矯正局長依命通達「「少年院の運営について」の一部改正について」（家月50巻2号234頁参照）により、例外的な長期間の長期処遇の運用をより円滑に実施するための整備がされ、同日から実施された。その主な改正点は、①長期処遇の「生活訓練課程」の細分に、対象者として「非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者」（G3）が設けられたこと（この

対象者の収容期間は2年を超える期間設定が原則とされている。)、②従来長期処遇の収容期間は2年以内とされていたが、例外的に少年院長が必要に応じて、これを超える収容期間を設定できるようになったこと(①の対象者に限定されない。)、③長期処遇における収容期間の延長について、従来、「1年を限度とする。」とされていたものを、延長し得る期間の制限をなくし、併せて、複数回の延長が可能であることを明確化したこと、④長期処遇における収容期間の延長の際の家庭裁判所への求意見がなくなり、事後通知になったことなどである。

この改正により、ほとんどの事件においては従来の運用が実質的に変わるものではないが、長期処遇の弾力化が図られ、例外的な長期間の長期処遇が円滑に実施されることとなった。

(4) 14歳未満の少年の受入れ

ア 14歳未満の少年の受入施設として、全国で8施設が指定された(赤城少年院、青葉女子学園、神奈川医療少年院、関東医療少年院、和泉学園、貴船原少女苑、官川医療少年院、京都医療少年院)。これは、全国を大きく東西に分け、それぞれに①男子の初等少年院、②女子の初等少年院、③知的障害や情緒障害を有する少年の教育を行う少年院、④専門的な医療措置を行う少年院で受入態勢を整えよとの考えに基づくものである。

指導スタッフとしては、男女教官混成の複数担任制を敷き、精神科医師、カウンセラー等により、チームを編成して教育に当たる態勢をとることとしている。また、日常寝起きする生活環境については、可能な限り家庭的な雰囲気醸成するように居室が整えられ、衣食の面についても、例えば私服を着用させたり、食事場面でも低年齢であることに配慮した措置を取っている。

14歳未満の少年のうち、特に小学校教育の対象年齢にあつて、その教育課程の履修を必要とするものを対象として、新たな処遇コースが設けられた。

具体的には、長期処遇の教科教育課程に新たな細分を設けるものであり(E3)、同課程においては、①学習指導要領に基づく、個々の少年の学力に配慮した教科指導、②社会生活、学校生活に必要な生活態度を習得させるための基本的な生活訓練、③豊かな人間性をかん養するための情

第3章 保護処分現状

操教育，④心身の発達や第二性徴の発現に配慮しつつ，健全な成長を促すための保健衛生・体育指導，⑤家族との関係の維持・改善を図るための保護関係調整指導などに，特に力を入れることとしている。

イ ところで，平成19年10月19日の少年院運営通達の一部改正により，(1)及び(2)のとおり，短期処遇の対象者は原則として14歳以上の者とされた。これは，家庭裁判所は，決定のときに14歳に満たない少年に係る事件については，特に必要と認める場合に限り，少年院送致の保護処分をすることができるものとされたことにかんがみ，14歳に満たない少年については，原則として長期処遇の対象とすることとされたことによるものである。

しかし，14歳の少年について，一般短期処遇の勧告を付している例が少なからずあることを踏まえると，例えば，14歳に近接している13歳の少年については，一般短期処遇が相当な者が一定数存在することが推察される。

そこで，一般短期処遇及び特修短期処遇の選定基準に該当し，かつ，①中学校2学年であること，②心身の発達程度を考慮して14歳以上の在院者との集団生活に著しい支障が認められないこと，③矯正教育上，14歳以上の在院者に準じた処遇を行う必要性が相当程度高いこと，の三つの要件を満たす場合に限り，14歳未満であっても短期処遇の対象者とすることができるものとされた。

なお，この選定基準及び処遇勧告の取扱いは，(1)及び(2)と同様である。

(5) 収容期間とその延長

少年院の収容期間は，原則として少年が20歳に達するまでであるが，19歳を超えているときは，送致のときから1年間と法定されている（いわゆる法定期間説）。しかし，前述の少年院運営通達において，一般短期処遇は6月以内，特修短期処遇は4月以内，長期処遇は2年以内（ただし，矯正管区長の認可を得て，これを超える収容期間を定めることも可）とそれぞれ運用上の収容期間を定めた。したがって，少年院では，この期間内にできる限り処遇を終えて出院させ，施設外処遇で保護観察への移行を図ることとなっている。

なお、少年の院内成績、行状などから、前述の収容期間内に出院させることができない場合は、収容期間を延長することが認められている。ただし、この延長は、一般短期処遇及び長期処遇についてのみ認められており、特修短期処遇については行わないものとされている。また、その延長期間も、一般短期処遇については6月以内となっている。その手続は、あらかじめ再鑑別を実施し、成績経過記録表、再鑑別結果通知書に少年調査記録を添付して、少年を送致した家庭裁判所に求意見し（ただし、長期処遇の収容期間を延長する場合は、求意見不要）、矯正管区長の認可を得る必要がある。

なお、長期処遇の場合においては、年長少年の場合、法定の収容期間が運用上の収容期間より短い場合があり、また収容期間を延長することによって、法定の収容期間を超える場合も考えられる。その場合は、収容継続申請事件としての処理も必要である。

そのほか、短期処遇を受けている少年について、施設内の重大な違反があり、その行状に照らして短期処遇を実施する少年院では本人の改善更生を図ることができないと認められるときは、延長の場合と同様の手続を経て、長期処遇を実施する少年院に移送できることとなっている。また、初等、中等等の種別の変更を伴う場合や、短期処遇の中で区分を異にする処遇を実施する少年院への移送を行う場合も、少年を送致した家庭裁判所の意見を聴くことになっている。

ただし、医療少年院に送致された少年について、あらかじめ、家庭裁判所が、医療措置終了後に移送すべき少年院の種別を指定する旨の処遇勧告を行っている場合において、処遇勧告どおりに移送する場合には、求意見は省略できるものとされている（第21表参照）。

第21表 一般事件少年院送致種類別処遇勧告別表

(平成20年)

	総数		処遇勧告あり												処遇勧告なし	
			総数		処遇勧告											
	人員	比率(%)			人員	比率(%)	総数		一般短期		特修短期		比較的短期間		その他	
			人員	比率(%)			人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)	人員	比率(%)
総数	3,553	100 (100)	1,136	32.0 (100)	1,156	(100)	932	(100)	31	(100)	39	(100)	154	(100)	2,417	68.0 (100)
初等	569	100 (16.0)	194	34.1 (17.1)	198	(17.1)	176	(18.9)	5	(16.1)	7	(17.9)	10	(6.5)	375	65.9 (15.5)
中等	2,835	100 (79.8)	886	31.3 (78.0)	902	(78.0)	756	(81.1)	26	(83.9)	32	(82.1)	88	(57.1)	1,949	68.7 (80.6)
特別	62	100 (1.7)	6	9.7 (0.5)	6	(0.5)	0	-	0	-	0	0.0	6	(3.9)	56	90.3 (2.3)
医療	87	100 (2.4)	50	57.5 (4.4)	50	(4.3)	0	-	0	-	0	0.0	50	(32.5)	37	42.5 (1.5)

(注) ()内は総数に対する比率(%)である。

処遇勧告のうち「その他」は、短期(一般・特修)及び比較的短期と重複してなされる場合があるので、処遇勧告ありの「総数」と処遇勧告の総数とは必ずしも一致しない。

2 矯正機関との連携

家庭裁判所が的確に少年院送致決定をするためには、矯正機関である少年鑑別所及び少年院との連携が重要である。

まず、少年鑑別所との連携である。少年鑑別所は、法17条1項2号の規定により送致された少年を収容し、少年の資質の鑑別を行う施設である（院法16条）。少年の収容に伴う観護に関しては、審判への少年の出廷、警察の余罪取調べについての許可、移送に伴う少年鑑別所指定変更決定（規則20条3項）の執行などについて連携を要する。鑑別に関しては、家庭裁判所の調査は、特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して行うように努めなければならない（法9条）とされ、家庭裁判所は少年鑑別所に対して、鑑別上参考となる事項を示すべきものとされている（規則11条4項）。少年鑑別所の鑑別は、心身鑑別を主とするものではあるが、社会的要因をも考慮する必要がある。そのため少年鑑別所の心身鑑別に必要な限度で補充的にされる社会調査と、家庭裁判所の調査が重複しないためにも、家庭裁判所の少年鑑別所に対する情報提供が重要である。そのための確実な具体的方策を、家庭裁判所と少年鑑別所との間で協議し確立しておく必要がある。また、鑑別判定と家庭裁判所あるいは調査官の意見が異なりそうな事件については、あらかじめ、情報交換や検討をし、あるいは審判への出席を求め、意見を聴くことも必要であろう。特に、少年院運営通達の下においては、少年院は家庭裁判所の処遇勧告書による短期処遇勧告には従うこととされている。したがって、家庭裁判所の短期処遇勧告も、少年院における短期間で、しかも集団処遇を加味した処遇を前提にして運用される必要がある。そこで、短期処遇の対象者の適正選択について、家庭裁判所と少年鑑別所及び少年院とが協議し、共通の認識を得ておくことが必要である。

次に、少年院との連携である。まず、第1に重要なのは、少年調査記録の早期送付である（規則37条の2第1項）。これについての詳細は、既に述べたので省略する。

第2に、少年院運営通達によれば、一般短期処遇の収容期間の延長、一定の少年院間の移送について、家庭裁判所に対して求意見をすることになっている。これは、少年院送致決定時に予定されていた処遇が大きく修正される場合においては、決定機関である家庭裁判所を関与させ、その運用に慎重を

第3章 保護処分の現状

期するというものである。求意見がされる場合は、決定当時に予測されなかった事情変更による場合がほとんどであると考えられるから、家庭裁判所としては、求意見に際し添付される成績経過記録表、再鑑別結果通知書などによって、その必要性、相当性を迅速かつ的確に判断し、早急に回答する必要がある。

そのほか、個別的な連携事項として、少年院からは、経過記録表、個別的処遇計画などの通知があり、家庭裁判所からは、少年の動向視察や一般的な処遇勧告（規則38条2項）などがある。

第4章 少年補償制度

第1 はじめに

少年補償制度とは、平成4年9月1日から施行された少年の保護事件に係る補償に関する法律（「少年補償法」）及び少年の保護事件に係る補償に関する規則（「少年補償規則」）により創設された制度であり、家庭裁判所において非行事実が認められないこと（以下「非行なし」ともいう。）を理由とする不処分決定等を受けた少年等に対し、国が、その非行事実に関する身柄拘束等に対する補償を行うことを内容とするものである。

少年補償制度の特徴は、補償を少年の請求権としては構成せずに、家庭裁判所の職権による制度とされたことである。すなわち、家庭裁判所において非行なしを理由とする不処分決定等を受けた少年が、非行なしとされた事実に関して逮捕、勾留、観護措置等の身柄拘束を受けていたと思料される場合には、その家庭裁判所が少年等の当事者の申立てを待たずに職権で補償事件を開始し、補償の要否について判断し、決定をする仕組みになっている。しかも、不服申立ては、決定をした家庭裁判所に対する変更の申出に限られており、家庭裁判所で完結する手続となっている。

それだけに、裁判官としては、少年補償制度の内容をよく理解し、少年補償事件を開始すべき場合にそれを失念したりすることなどのないよう、少年補償制度の適正かつ円滑な運用に配慮する必要がある。

なお、具体的な手続等については、本書冒頭の「はじめに」の箇所で掲記した少年補償資料及び少年補償資料(続)に詳細な記述がされているので、これも併せて参照されたい。また、光岡弘志「少年補償事件の実務上の諸問題－裁判例の検討を中心として－」家月56巻5号19頁も参考となる。

第2 補償の要件

1 積極要件

補償が行われるためには、非行なしの判断等がされたという実体に係る要

第4章 少年補償制度

件と非行なしとされた事実に関して身柄拘束又は没取を受けたという補償の対象となる損害に係る要件が必要である（少年補償法2条）。

(1) 非行なしの判断等がされ、それが確定したこと

ア 保護事件の終局決定において、非行なしを理由とする審判不開始又は不処分判断がされ、その決定が確定したこと

審判不開始又は不処分判断は、決定書の主文に示される場合が典型例であるが、複数の非行事実のうち、その一部は認められないが他の非行事実が認められ、後者について保護処分を付する場合等において、前者について、主文に審判不開始又は不処分が示されず、理由中に一部の非行事実の認められないことが示されることもある。この場合にも、非行なしを理由とする審判不開始又は不処分判断がされたことになる（少年補償法2条1項）。

なお、明確性の観点からは、複数の非行事実のうちその一部が認められない場合には、主文に審判不開始又は不処分決定を併記し、理由中で当該審判不開始又は不処分決定が非行なしを理由とすることを明らかにする扱いが望ましいと考えられるが、主文に審判不開始又は不処分決定を掲げない場合には、少なくとも、理由中では、非行なしを理由として審判不開始又は不処分をすることを明確に示すことが必要であろう（少年補償資料48頁参照）。相当と考えられることについては、第8の1(4)イ参照。

複数の非行事実のうちその一部の非行事実について非行なしを理由とする不処分判断をする場合には、審判廷において裁判官が少年に告知する際に、どの事実について非行なしを理由とする不処分判断をするかを少年に明確に示すことが必要であろう。

イ 非行なしを理由とする保護処分取消決定（法27条の2）が確定したこと

複数の非行事実のうちその一部が認められなかったとしても、保護処分が取り消されない限り、補償の対象とはならない（少年補償資料17頁、53頁参照）。

(2) 身柄拘束又は没取があったこと

身柄拘束とは、逮捕、勾留、少年鑑別所送致決定、少年院送致決定等に

よる拘束である（少年補償法2条1項1号、2号）。また、非行なしを理由とする保護処分取消決定のあった場合には、非行なしとされた事実に関してされた没取も補償の対象となる（少年補償法2条2項）。

(3) 非行なしとされた事実と身柄拘束等との関連性が認められること

この関連性は、非行なしとされた事実に関して当該身柄拘束が利用されたという実質的な利用関係を意味すると解される。この実質的な利用関係については、非行なしとされた事実に基づいて逮捕、勾留等の身柄拘束がされていた場合には当然に認められるが、非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束がされていない場合にも、他の事実に基づく身柄拘束が非行なしとされた事実の取調べ等のために実質的に利用されていたといえる場合には、その部分について、実質的な利用関係が認められ、補償の対象になると解される（少年補償資料(統)32頁、前掲光岡28頁以下参照）。

2 消極要件

少年補償法3条は、同法2条の要件を満たす場合にも補償をすることが相当でない場合があることから、補償の全部又は一部をしないことができる場合を規定しており、刑事補償法3条に対応する規定である。少年補償法3条各号に該当する場合に、補償の全部又は一部をしないこととするか否かは、家庭裁判所の合理的な裁量にゆだねられている。

(1) 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他審判事由があることの証拠を作ることにより、身体の自由の拘束を受け、又は没取を受けるに至ったと認められるとき（少年補償法3条1号）

本号に該当するためには、単に審判等を誤らせることを認識予見していたのみでは足りず、これを積極的に意欲したことが必要であり、例えば、捜査官の追及によって又はその歓心を買うつもりで虚偽の自白をした場合などは、本号に当たらないと解すべきであろう。

本号に該当する典型的な例としては、少年が、友人等をかばうために身代わりとなって出頭し、自らの犯行である旨の虚偽の自白をしたことにより身柄拘束を受けた場合が考えられる（少年補償資料(統)60頁、前掲光岡31頁以下参照）。

なお、暴行脅迫によって身代わりを強要されたり、知能が低いために身

第4章 少年補償制度

代わりとなるように欺罔されたりしたような場合など、補償することも十分考えられる事件もあり得るので、身代わりとなるに至った背景をも具体的に検討することが必要であろう（少年補償資料(統)61頁，光岡32頁参照）。

- (2) 複数の審判事実のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであったとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかったとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があったと認められるとき（少年補償法3条2号）

ア 前段

本号前段は、身柄拘束が非行なしとされた事実と非行ありとされた事実の両方に基づいてされていた場合に関する規定である。

刑事補償法3条2号の解釈に照らすと、非行ありとされた事実だけでは身柄拘束の必要がなかったといえる場合には、当該身柄拘束を甘受しなければならない理由はないので、同号前段の適用の余地はないものと解される。他方、非行ありとされた事実だけでも身柄拘束の必要があったといえる場合には、その事実の捜査や調査に通常必要とされる期間の身柄拘束は少年において甘受しなければならないから、同号前段を適用して、補償の対象となるすべての身柄拘束の期間から非行ありとされた事実の捜査や調査に通常必要とされる期間を控除した日数が補償対象日数となると解されている。この考え方に立った場合には、非行なしとされた事実につき、すべての身柄拘束期間について補償することは許されず、非行ありとされた事実の捜査や調査に通常必要な期間を検討してこれを身柄拘束期間から控除する必要がある一方で、一部の事実が非行なしとされたからといってすべての身柄拘束期間について一切補償しないとするのは相当ではないことになる。そして、捜査や調査に通常必要とされる期間を検討するに当たっては、観護措置期間については、少年の心身鑑別等のために行われるものであり、通常は非行事実の軽重により観護措置期間が変わるとは考えにくいという特質からして、非行ありとされた事実だけでも観護措置が必要といえる場合には、その期間の全部が補償対象日数に含まれないことになるとされている（少年補償資料(統)33頁以下，光岡35頁以下参照）。

本号前段の例としては、数個の窃盗の事実により逮捕、勾留され、観護措置がとられたが、そのうちの1個の窃盗の事実が非行なしとされ、他の窃盗の事実は非行ありとされた場合に、非行ありとされた窃盗の事実だけでも逮捕、勾留等の身柄拘束をする必要があったと認められる場合が考えられる。

イ 後段

本号後段は、非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束がされていなければ、非行ありとされた事実に基づいて身柄拘束がされていたと認められる場合に関する規定である。

刑事補償法3条2号の解釈に照らすと、非行なしとされた事実に基づく身柄拘束が非行ありとされた事実の捜査や調査等のために実質的に利用されていたという関係にあり(実質的利用関係の存在)、仮に非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束されていなければ非行ありとされた事実に基づいて身柄拘束をする必要があったと認められる場合(身柄拘束の必要性)に、補償を不要とする趣旨の規定と解される。本号後段の適用がある場合には、本号前段の場合と同様に、補償の対象となる身柄拘束の期間から、非行ありとされた事実の捜査や調査に通常必要とされる期間を控除して、補償対象日数を算出することになろう(少年補償資料(続)34頁以下、前掲光岡37頁以下参照)。

本号後段の例としては、非行なしとされた窃盗の事実で逮捕、勾留された当時、非行ありとされた傷害の事実も発覚しており、当該逮捕、勾留を利用して、非行ありとされた傷害の事実の取調べ等がされていたような場合で、非行なしとされた窃盗の事実で逮捕、勾留されていなければ、当該時期に非行ありとされた傷害の事実で逮捕、勾留する必要があったような場合が考えられる。

ウ 他の審判事由

なお、少年補償法3条2号の「他の審判事由」とは、家庭裁判所に送致されて審判の対象となり、それが証拠によって認定された事実を意味すると解される(少年補償資料(続)51頁参照)。

- (3) 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき(少年補償法3条3号)

第4章 少年補償制度

補償辞退の意思の確認については、家庭裁判所が積極的に確認を行うべきかという問題があるが、原則として、家庭裁判所が補償する必要があると判断した場合には、本人から積極的に辞退の意思表示がされない限り、補償を行うことが相当であろう。したがって、家庭裁判所が本人に対し、補償辞退の意思を確認するのは、例えば、家庭裁判所が本人に対し補償手続について説明し、又は補償に関する資料の提出を求めた際に、本人や保護者から補償はいらぬという意向が示された場合に、その真意を確かめるといような例外的なケースではないかと考えられる（少年補償資料(統)68頁参照）。

本人から補償辞退の意向が示された場合には、それが真意であるかを調査官等を通じて本人に確認し、必要に応じて保護者からも意見を求めるなどした上で、本人の判断能力や辞退の理由を十分に考慮して、本号の適用を検討することが必要であろう（少年補償資料(統)69頁参照）。

「特別の事情」については、客観的な犯罪事実は認められるが責任能力が認められないとして非行なし不処分決定等がなされたとき、例えば、自己の意思による飲酒、薬物乱用に起因する一時的な心神喪失の場合などの例が挙げられている（少年補償資料27頁、少年補償資料(統)90頁参照）。

なお、本号は、結果として理由のない身柄拘束について例外的に補償を不要とするものであるから、その解釈は厳格にすべきと考えられる（少年補償資料(統)89頁参照）。

第3 補償の内容

身柄拘束による補償については、その補償対象日数に応じて、刑事補償法4条1項に定める1日当たりの割合の範囲内（1,000円以上1万2,500円以下）で、相当と認められる額を算定することになる（少年補償法4条1項）が、補償額を算定する際の考慮事項については、少年補償法に刑事補償法4条2項のような具体的な規定は置かれていない。しかし、身柄拘束による補償は、身柄拘束を受けたことによって被った財産的、精神的損害を補てんしようとするものであるから、刑事補償の場合と異なるものではなく、基本的には刑事補償法4条2項に定められている基準に準じて考えるべきものと解される。すなわち、その

第5 事件の開始

額は、本人が現実に受けた財産上の損失、得べかりし利益の喪失、精神的苦痛その他一切の事情を考慮して決定することになろう（少年補償資料31頁，少年補償資料(続)112頁参照）。

没取による補償については、刑事補償法4条6項前段が規定する没取による補償のそれと同一である。

第4 特別関係者に対する補償

本人が補償に関する決定を受ける前に死亡した場合に、本人の配偶者、子、父母等、本人と一定の関係がある者（以下「特別関係者」という。）から補償の申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、家庭裁判所の決定により、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる（少年補償法6条1項）。この申出は、本人の死亡後60日以内にしなければならない（少年補償法6条3項）。

第5 事件の開始

1 事件を開始するための要件

(1) 非行なしの判断等がされ、それが確定したこと

第2の1の(1)（前掲288頁）と同じである。

(2) 非行なしとされた事実に関して身柄拘束がされたと思料するとき

少年補償規則2条において、非行なしとされた事実と身柄拘束との関連性について、「思料するとき」という文言が使われているのは、少年補償事件を開始するに当たっては、非行なしとされた事実と身柄拘束との関連性について蓋然的心証があれば十分であることを示したものであるとされている（少年補償資料48頁参照）。

非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束がされていた場合には、当然これが認められるが、非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束がされていなかった場合にも、非行なしとされた事実の捜査や調査がされていた時期に他の事実で身柄拘束がされていた場合には、その身柄拘束が非行なしとされた事実の捜査や調査のために利用されていた可能性があるため、原

第4章 少年補償制度

則として、蓋然性ありとすることになろう（少年補償資料49頁参照）。

したがって、非行なしを理由とする不処分等の判断をした場合や非行なしを理由とする保護処分取消決定をした場合には、保護事件の記録等を検討し、非行なしとされた事実に基づいて身柄拘束がされていたと認められる場合や、非行なしとされた事実の捜査や調査がされていた時期に少年の身柄が拘束されていたと認められる場合には、少年補償規則2条の要件を満たし、少年補償事件を開始することになろう。

なお、少年補償法3条各号に該当することが明らかな場合等結果としては補償しない場合にも、少年補償規則2条の要件を満たす場合には、少年補償事件を開始する必要があることに注意すべきである（少年補償資料(統)136頁参照）。

2 事件を開始するための手続

少年補償事件を開始する必要がある場合には、書記官に対し、少年補償規則2条に規定する書面の作成を命じる必要がある（少年補償資料45頁、123頁参照）。

書面の作成を命じられた書記官は、少年補償法2条1項で規定する終局決定の特定事項と、その決定において同項に規定する判断が示され、その決定が確定したことをその書面に記載し、書面の作成を命じた裁判官の認印を受けた上、その書面を事件係に提出する。事件係は、書面の余白に受付日付印を押印し、少年審判雑事件簿（記録符号「少ロ」）に登載する（少年補償資料50頁参照）。

第6 事件の審理

1 総論

家庭裁判所は、補償に関する決定をするに当たっては、必要な調査を行い、又は調査官に命じて必要な調査を行わせることができる（少年補償法7条）。そして、調査官は、補償に関する調査を命じられた場合には、その結果を書面で報告しなければならない（少年補償規則7条1項）。

少年補償事件の審理においては、少年補償法7条が法14条や30条等を準用しているので、必要があれば証人尋問や鑑定を命じることもできるが、でき

るだけ迅速に定型的な補償をするという少年補償の性質上、通常は、保護事件の記録等に基づき、保護事件の審理の過程に現れた事情によって判断すれば足りるものと思われる。もちろん、保護事件の記録には現れていないような事情について調査をする必要がある場合には、非行なしを理由とする不処分決定を言い渡した後に、引き続いて本人に対し必要な事項について質問したり、後日、調査官や書記官を通じて問い合わせることなどが考えられる(少年補償資料(統)135頁参照)。

2 書記官の活用

裁判官は、補償に関する調査を行うに当たり、書記官に補助を行わせることができ(裁判所法60条3項)、可能な範囲で、積極的に書記官を活用することが望ましい。

非行なしを理由とする不処分等の判断をした場合には、書記官に命じて、保護事件の記録等を基に、非行なしとされた事実と身柄拘束との関連性について調べさせたり(非行なしとされた事実の取調べ等に他の事実に基づく身柄拘束が利用されていないか等)、少年の身柄拘束日数を調べさせたり、少年の収入状況について調べさせたりし、その結果を裁判官に報告させることが考えられる。

また、保護事件の記録から少年の収入状況等が判明しない場合には、書記官に命じて、少年等と連絡を取らせて給与明細等の書面を提出させたり、その書面の内容について確認して裁判官に報告させたりすることなども考えられる。

3 調査官による調査

調査官による調査としては、例えば、保護事件の記録から本人の就職状況や収入状況が判明しない場合のその調査や、本人が補償を辞退するかのような意向を示している場合に本人の真意を確かめる調査、本人から少年補償法5条3項の変更の申出があった場合に本人の意見を聴取する調査などが考えられる(少年補償資料75頁、少年補償資料(統)135頁参照)。

調査官に調査を命じるに当たっては、どの事項について調査を命じるかを明確に示すことが肝要である(少年補償資料75頁、少年補償資料(統)136頁参照)。

第7 決定の告知

1 本人に対する告知

補償に関する決定の告知は、原則として、本人に対してしなければならない（少年補償規則6条1項）。

少年補償制度の目的は、結果として理由のない身柄拘束によって被った精神的、財産的損害を補償することにあるから、たとえ法定代理人や委任代理人がいたとしても、まず、現実に身柄を拘束された少年に対し、補償に関する決定を告知することにより、国が感謝の措置をとることを明らかにすることが重要であると考えられることによるものである（少年補償資料67頁参照）。

2 代理人に対する告知

次の事由があるときは、代理人に対して補償に関する決定を告知することができる（少年補償規則6条1項ただし書）（少年補償資料68頁参照）。

- ① 本人の住所及び居所が明らかでない場合
- ② 外国においてすべき告知につき困難な事情がある場合
- ③ 本人が告知を受ける能力を有しない場合
- ④ 本人が申し出た場合

3 代理人に対する通知

本人に対し補償に関する決定の告知をするときは、書記官は、その旨を代理人に通知しなければならない（少年補償規則6条2項）。

本人に対し補償に関する決定の告知をするときは、本人が少年補償法5条3項の変更の申出や同法8条1項の補償の払渡請求が十分にできないおそれがあるので、代理人に対し、本人に告知する旨を通知することによって、必要な場合に本人のために代理権を行使する機会を与えたものである（少年補償資料69頁参照）。

4 告知の方法

補償に関する決定又は特別関係者に対する補償の決定の告知は、決定書の謄本を送達してしなければならない（少年補償規則6条3項本文）。ただし、補償の全部をしない旨の決定については、相当と認める方法によってすることができる（少年補償規則6条3項ただし書）。

5 決定の時期

補償に関する決定は、非行なしの判断がされた終局決定又は非行なしを理由とする保護処分取消決定が確定した日から30日以内にするように努めなければならない（少年補償規則5条2項）。

第8 変更の申出

家庭裁判所は、補償に関する決定の告知をした日から14日以内に本人から変更の申出があった場合において、相当と認めるときは、決定をもって、これを変更することができる（少年補償法5条3項）。

補償に関する決定に対しては、上級審への不服申立ては認められていないが、職権による少年補償制度の下においても、補償の要否、内容の判断に少年の意見を一定程度反映させることが望ましく、特に教育的観点からは、不満のある少年に決定変更の申出の機会を与え、その意見を聞いた上で少年の納得のいく最終判断をすることが相当と考えられたため設けられた再度の考案の制度である（少年補償資料11頁，33頁）。

第9 補償の払渡し

補償の払渡しは、補償に関する決定をした家庭裁判所（国法上の家庭裁判所）に書面で請求しなければならない（少年補償規則8条1項）（少年補償資料77頁参照）。

補償の払渡しの請求が本人からされたときは、書記官は、遅滞なく、その旨を法定代理人に通知しなければならない（少年補償規則8条2項）。これは、補償金の額がかなり高額になることも予想されるので、法定代理人に財産管理権に基づいて補償金を管理する機会を与えるためである（少年補償資料79頁参照）。

本人等から補償金の払渡しの請求があった場合には、国法上の家庭裁判所は、速やかに最高裁判所に予算増額の上申をし、最高裁判所から予算の示達があった後、一般の支払事務手続に従って補償金を支払うことになる（少年補償資料78頁参照）。

付 録

1 平成12年改正少年法の施行後8年間の運用の概況

1 平成12年改正少年法の施行後8年間の運用の概況

最高裁家庭局「平成12年改正少年法の運用の概要（平成13年4月1日～平成21年3月31日）」より

※注 第2については平成13年4月1日～平成20年3月31日まで7年間の運用の概況である。

第1 少年事件の処分等の在り方の見直し（いわゆる原則検察官送致について）
（ ）内は割合を示す。

	合計	検察官送致	保釈処分等	特 別 少 年 院	中 等 少 年 院	区 療 少 年 院	保 護 観 察	不処分	不開始
殺人	115	68(59.1)	47(40.9)	1	34	9	3	0	0
自殺関与	4	1(25.0)	3(75.0)	0	1	0	1	0	1
傷害致死	230	131(57.0)	99(43.0)	4	71	0	21	3	0
危険運転致死	39	37(94.9)	2(5.1)	0	2	0	0	0	0
保護責任者 遺棄致死	3	0(0.0)	3(100.0)	0	1	0	0	0	0
逮捕監禁致死	4	3(75.0)	1(25.0)	0	0	0	1	0	0
強盗致死	62	47(75.8)	15(24.2)	5	8	2	0	0	0
強盗殺人	8	7(87.5)	1(12.5)	0	1	0	0	0	0
合計	465	294(63.2)	171(36.8)	10	118	11	28	3	1

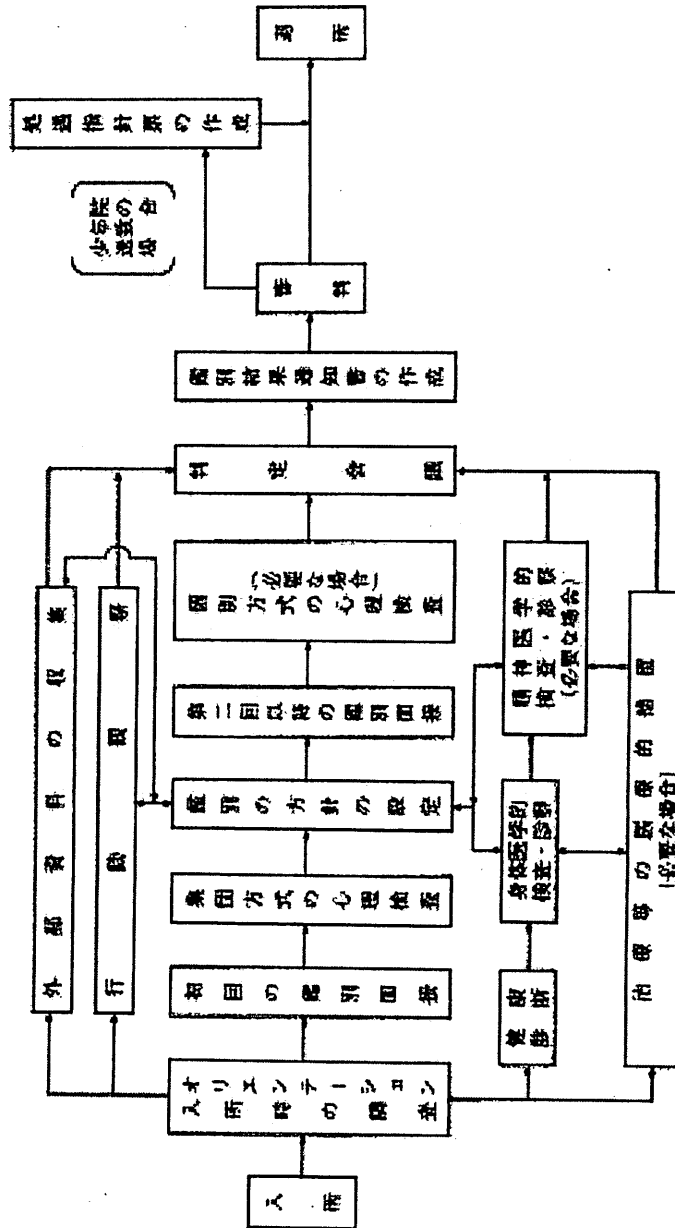
第2 事実認定手続の一層の適正化

	裁定合議	検察官関与	国選付添人	抗告受理 申立て	観護措置の 特別更新	観護措置に 対する異議 申立て	うち取消し
件数	251	156	38	7	351	803	51

第3 被害者への配慮の充実

	事件記録の閲覧・謄写	被害者からの意見聴取	被害者への審判結果通知
申出人数	5,097	1,531	6,056
認	5,012(98.3)	1,463(95.6)	6,018(99.4)
否	85(1.7)	68(4.4)	38(0.6)

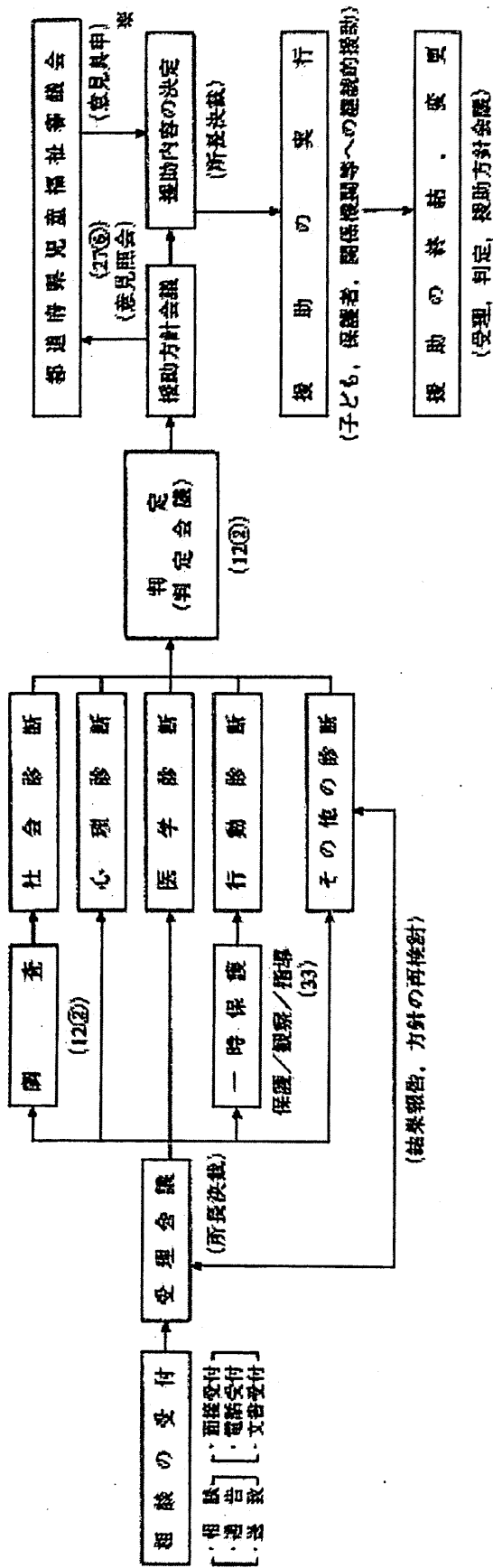
(2) 少年鑑別所における手続の流れ概略図



(注) 平成21年版「犯罪白書」による。

303, 304頁 2in1
必落丁ではない

(3) 児童相談所における手続の流れ概略図



※

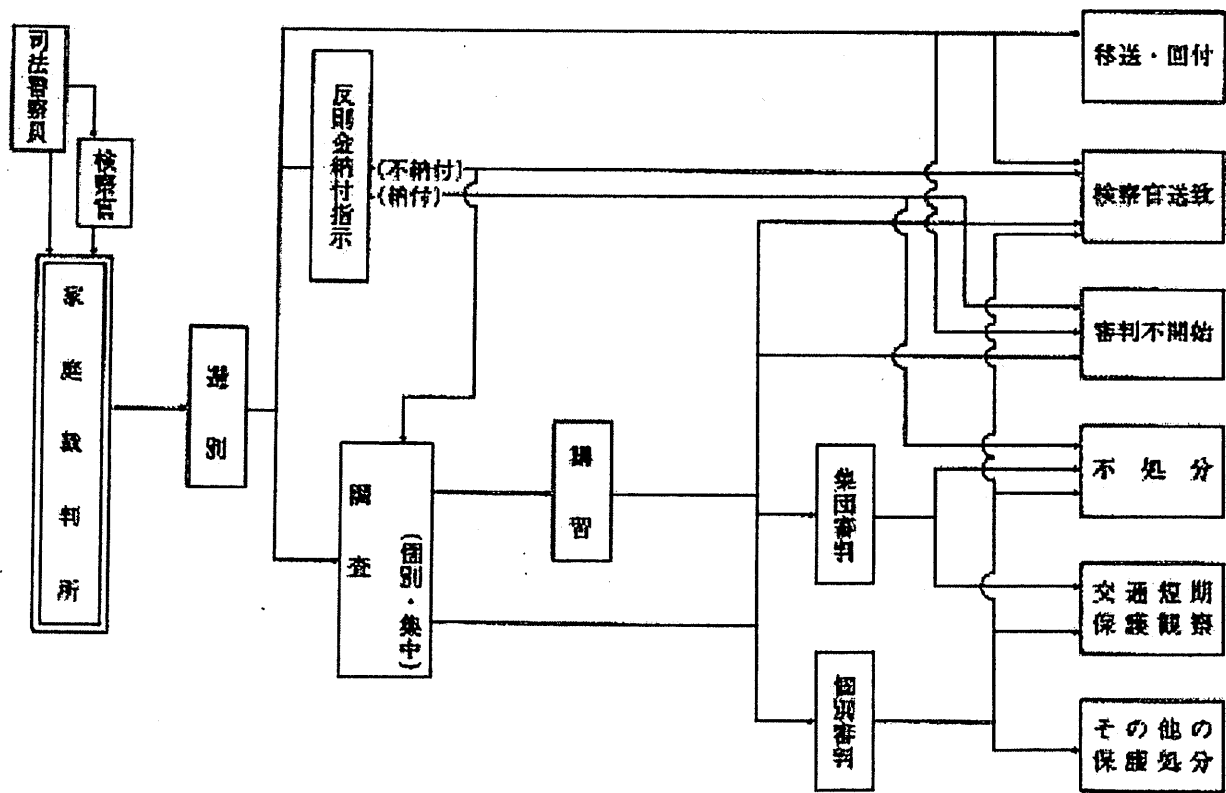
1	在宅指導等	援助
ア	助目指導	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
イ	児童相談所による指導	指定医療機関委託 (27②)
ウ	他機関あわせん	里親、小規模住居型児童養育事業委託 (27①Ⅲ)
エ	児童相談所による指導	児童自立生活援助の実施 (27②)
オ	児童相談所による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅱ, 63の5)
カ	児童相談所による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ, V, VI, VII)
キ	児童相談所による指導	家庭裁判所送致 (27①Ⅳ, 27の3)
ク	児童相談所による指導	家庭裁判所への家事審判の申立て
ケ	児童相談所による指導	施設入所の承認 (28①②)
コ	児童相談所による指導	児童養育施設への入所承認 (33の6)
カ	児童相談所による指導	児童養育施設への入所承認 (33の7)
キ	児童相談所による指導	児童養育施設への入所承認 (33の8)
ク	児童相談所による指導	児童養育施設への入所承認 (33の8)
ケ	児童相談所による指導	児童養育施設への入所承認 (33の8)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(注) 厚生労働省「児童相談所運営指針」添付図表による。

305, 306頁 2in1
を落してはな

(4) 交通関係事件処理概略図



3 各種決定記載例

(以下の各記載例は実際に行われた決定例に、編集の都合上若干の修正を行ったものである。)

(1) 審判不開始決定 (審判条件を欠く場合)

平成〇〇年 (少) 第〇〇〇号

決 定

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町××番地
本 居 〇〇県〇〇市〇〇〇×丁目××番×号
職 業 〇 〇
氏 名 〇 〇 〇 〇
年 齢 〇 〇 歳 (平成〇〇年〇月〇日生)

上記少年に対する道路交通法違反保護事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

この事件については審判を開始しない。

理 由

本件送致事実の要旨は、少年は平成〇〇年〇月〇日午前7時6分ころ、〇〇県〇〇市〇〇〇〇通×丁目×番地先の道路上で消音器等装置不良の普通貨物自動車を運転したというものである。

本件記録によれば、上記事実はこれを認めることができる。

ところで、上記事実は道路交通法125条1項の反則行為に該当し、かつ、同条2項の反則者に該当する。しかしながら、本件に関する〇〇通告センター所長からの通告者は、同年〇月〇日に少年の母親方に配達されたものの、少年は、当時〇〇市に、その後は〇〇県に働きに行っており、母親方へ帰ることがなかったため、上記通告書を受け取っていないことが認められる。

そうすると本件は、少年に対し反則金の納付の通告が適法になされないまま家庭裁判所に送致されたことになるから、審判開始の要件を欠くものである。

よって、この事件については審判を開始しないこととし、少年法19条1項に

より、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(2) 不処分決定（非行なしの場合）

平成〇〇年（少）第〇〇〇号

決 定

（人定事項——編略）

上記少年に対する自動車運転過失傷害保護事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

この事件については、少年を保護処分につさない。

理 由

- 1 本件送致事実の要旨は、（編中略）というものである。
- 2 よって審理したところ、司法巡査作成の実況見分調書、〇〇〇〇〇の司法巡査に対する供述調書、少年の司法巡査及び検察官に対する各供述調書、当審判廷における少年の陳述を総合すると、次の事実を認めることができる。
（編中略）

以上の事実からすると、少年が左方に安全な間隔を置いて追越し中、被害自転車の右折開始を認めたのは車両が約2.8メートルの至近距離に迫ってからであって、前記の速度で進行中の少年が急制動措置をとったとしても、直進状態では衝突を回避することは不可能と考えられ、他方、このような至近距離において少年が仮に右転把の措置をとったとしても衝突を免れた否かは極めて疑わしいばかりでなく、（編中略）更に右寄りに転進することも期待しがたい状況にあったと考えられる。また、追越しにかかった際の少年の車両の進行速度は、上記のとおりであり、本件衝突後の車両の停止位置及び被害自転車の損傷の程度からみても安全を欠く速度であったとは考えられず、前記1.7メートルの側方間隔についても、右折開始までの被害自転車の進行状態に特に異常が認められない本件においては、妥当性を欠く点は見当たらず

付 録

ないし、警音器を吹鳴すべき状態にあったとも認めることができない。したがって、本件においては、結果の回避についても予見についても少年に義務違反があったとみることはできない。

(編中略)

- 3 したがって、本件については、少年に非行がないことになるから、少年法23条2項により少年を保護処分につさないこととし、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(3) 児童相談所長送致決定 その1 (通常を送致)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する窃盗保護事件について、当裁判所は審判の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件を〇〇児童相談所長に送致する。

理 由

(非行事実) (編略)

(法令の適用) 刑法60条, 235条

(処遇の理由)

本件記録によると、少年は、(編中略)であることが認められる。また、その保護環境は、(編中略)であることが認められる。

以上のような、少年の資質、生活史、行動歴、非行性、家庭及び近隣の環境、学校関係等に加え、その年齢及び心身の発育状況にかんがみると、少年を児童福祉法上の措置にゆだねることが相当と認められる。

よって、少年法23条1項, 18条1項により、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊦

(4) 同 その2 (通常の送致一触法少年の事例)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項-編略)

上記少年に対する触法(器物損壊)保護事件について、当裁判所は審判の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件を〇〇児童相談所長に送致する。

理 由

(非行事実)

少年は、平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇分ころ、東京都〇〇区〇〇丁目×番××号所在のY方の玄関先において、同所に立て掛けてあった同人所有の草ほうきの先端に、所持のライターで点火して火を放ち、同草ほうき1本(損害額〇〇円相当)を焼損させ、もって他人の器物を損壊したものである。

(法令の適用)

少年法3条1項2号(刑法261条)

(処遇の理由)

本件は、少年が、ライターを用いてほうきを焼損させたという器物損壊の事案である。

少年は、物の燃え方に興味を持ったことや、上級生らにからかわれたことによる不快感を紛らそうとして、本件非行に及んだと述べているが、いずれにせよ、動機は短絡的である。また、住宅が密集した地域において火を放ったものであり、態様は危険かつ悪質である。

少年は、本件以前にも、ライターに関心を持ち、道端でライターを拾って、これを用いて物を燃やすなど、火や放火行為に深い興味を示していた。(編中略)本件非行の背景には、このような少年の資質上の問題があると思われる。

少年の保護環境をみると、(編中略)両親の監護のあり方は適切とはいえない。

付 録

以上の本件非行の性質や、少年の資質上の問題点及び保護者の監護姿勢等にかんがみると、少年の健全育成を図るためには、専門的な機関が他とも連携をとりながら、少年や両親に対して個別的な指導を行うことが必要であると認められる。もっとも、当裁判所における試験観察期間中、家裁調査官による指導などにより、少年自身、本件非行について振り返る機会を持つとともに、両親においても、少年の資質上の問題点について理解し、周囲と協力して少年の指導に当たろうとする姿勢を示すようになった。これに加えて、家裁調査官による働き掛けの結果、少年の通う学校や児童相談所において少年を指導する態勢が整ったことなどを考慮すれば、現時点においては、少年について、保護処分として施設に入所させる必要性までは認められず、児童福祉法上の措置にゆだねることで足りると思われる。

よって、少年法23条1項、18条1項、少年審判規則23条を適用して、本件を、少年の住居地を管轄する〇〇児童相談所長に送致することとし、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(5) 同 その3 (特別の送致——強制的措置許可)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する強制的措置許可申請事件について、当裁判所は審判の結果、次のとおり決定する。

主 文

この事件を〇〇県中央児童相談所長に送致する。

少年に対し、平成〇〇年〇月〇〇日から向こう1年の間に、30日間を限度として、強制的措置をとることができる。

理 由

(申請の要旨——編略)

(当裁判所の判断)

本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

- (1) 少年は、当裁判所平成〇〇年(少)第〇〇号窃盗保護事件により、平成〇〇年〇月〇日〇〇県中央児童相談所長に送致され、同月〇日児童福祉法27条1項3号の措置により、現在児童自立支援施設〇〇学園に在園中の者であるが、同学園入所直後から無断外出を繰り返し、外出中は暴走族関係者との不純異性交遊を重ねており、その都度〇〇学園職員から適切な指導を受けているにもかかわらず反省の気持ちは薄く、今後も同種行為を繰り返すおそれがある。
- (2) 少年の父親は69歳の年齢であり、母親は平成〇〇年〇〇月病気のため死亡し、異母姉の夫が家業の農業に従事しているが、子供もなく、生活も豊かではないので、少年を指導監督する余裕も能力も持っておらず、むしろ児童自立支援施設での教育を望んでおり、他に少年の指導監督をゆだねるに足りる関係者もない。
- (3) 少年は、上記のような家庭環境の下で、幼児期より放任され、しつけも受けておらず、物質的にも精神的にも欲求不満をもったまま成長している。

(編中略)

以上の各事実のほか、少年調査票、鑑別結果通知書に記載された少年の性格、生育歴等にかんがみると、少年の更生と健全育成を図るためには、児童自立支援施設での指導を継続することが相当であるが、少年を児童自立支援施設に落ち着かせるためには、場合により強制的措置をとることが必要であると認められ、その期間としては、本決定の日から1年間を限り、30日間を限度とすることが相当である。

よって、少年法23条1項、18条2項を適用して、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(6) 同 その4 (特別の送致——強制的措置不許可)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する強制的措置許可申請事件について、当裁判所は審判の結果、次のとおり決定する。

主 文

少年に対し強制的措置をとることは、これを許可しない。

本件を〇〇児童相談所長に送致する。

理 由

(申請の要旨)

少年は、児童福祉法27条1項3号の措置により、平成〇〇年〇月〇日付けで児童自立支援施設〇〇学園に入所したが、平成〇〇年〇月〇日ころから同学園に落ち着かなくなり、無断外出を繰り返しては不純異性交遊を重ねており、同学園における教護指導は困難な状況にある。そして、少年についてこのまま普通教護を実施することは、施設内での他児童への悪影響や、地域社会へ及ぼす弊害、更に少年自身の福祉を考慮すると相当でないから、少年に対し、強制的措置をとることの許可を求める。

(当裁判所の判断)

〇〇児童相談所の児童記録、鑑別結果通知書、少年調査票及び審判の結果によれば、次の事実が認められる。

少年は、4歳のとき父が病死したため、貧困な家庭の中で、2人の兄と共に母親の手一つで育てられてきたが、小学校6年生のころから家出、不純異性交遊などをしようになり、これを母親に注意されても反省するどころか口答えをするようになった。そのため母親は、児童相談所に相談に行くなどしてその助言、指導を仰いでいたが、少年の上記素行は改まらなかったため、平成〇〇年〇月〇日少年を児童自立支援施設〇〇学園に入所させた。以来、少年は平成〇〇年〇月までは、同学園において落ち着いた生活をしてきたが、同年〇月〇日無断外出し、同年〇月〇日警察に保護されるまで、知人宅を訪ねては不純異性交遊を重ね、更にその後もその無断外出を繰り返し、再三警察に保護されて

いる。

(編中略)

少年は、活発で気が強く、短気でもあるため自我を傷つけられると突飛な行動に出るが、反面寂しがりやで、再三にわたる無断外出も、母親あるいは仲の良かった友人に会いたいということが動機になっている。なお、母親も現在は勤め先を退職し、少年を引き取って自らの手で指導したいという気持ちを持っており、少年も今後母親のもとでまじめに生活し、不良仲間との交友を絶つことを誓っている。

ところで、仮に本件の強制的措置を許可するとすれば、現在入院中の〇〇学園では強制的措置をとり得ないので、少年を母親のもとから遠く離れた××学園に収容することになるが、これでは少年の上記心情にも反し、指導の効果を上げ得るか疑問であり、母親の上記のような決意、理解が認められるに至った現段階においては、かかる措置に出ることは、妥当な方法とはいえないと考えられる。

よって、少年に対し強制的措置をとることを許可しないこととし、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(7) 検察官送致決定（刑事処分相当）

平成〇〇年（少）第〇〇〇号

決 定

(人定事項及び前文——編略)

主 文

この事件を〇〇地方検察庁検察官に送致する。

理 由

(罪となるべき事実)

少年は、平成〇〇年〇月から、東京都〇〇区〇〇町××番地キャバレー「ナイト〇〇」のコックをしていたところ、平成〇〇年〇月〇〇日突然解雇を申し

付 録

渡されたが、それは、同店勤務のY（当時41歳）が、主人に告げ口をしたためであろうと推測し、深く同人を恨んでいた。たまたま同月〇〇日の夜半、少年は宿泊するところもないので、1晩泊めてもらおうと思って「ナイト〇〇」へ行き、同店内で1人ビールを飲んでいるうち、次第にYに対する憤まんが燃え上がり、同人に対しての解雇の理由を問いただそうと思い、同年〇月〇日午前3時40分ころ、同人が仮眠中の同店3階調理室に押し入ったところ、反対に同人から罵倒された。そこで、少年は、激怒のあまり、むしろYを殺してやろうと考え、いったん室外に出て1本のビール瓶を手にして引き返し、やにわにその瓶でYの頭部をめがけて殴りかかり、更に所携の登山用ナイフ（平成〇〇年押第〇号の1）をもって同人の左胸部を数回強く突き刺し、左胸部刺創の傷害を負わせ、よって、そのころ同所において、同人を心臓、肝臓、肺損傷による失血のため死亡させて殺害したものである。

（法令の適用）刑法199条

（本件を検察官に送致する理由）

本件非行事実は上記のとおりであり、少年法20条2項本文記載の要件を満たす。

本件は、少年がさしたる根拠もなく自分が解雇された原因がYにあるものと思込み、一方的に同人に恨みを抱いたことが発端となったものであり、同人から罵倒されたことが犯行の直接の引き金になったとはいえ、それも少年が深夜仮眠中の同人に解雇の理由を問いただそうと押し掛けた結果のことであって、犯行の動機において酌量の余地はない。犯行の態様も、鋭利な刃物で身体の枢要部である左胸部を数回にわたり強く突き刺すという残忍なものである。Yの妻も、当裁判所に対し、少年の厳しい処罰を望む旨の意見を述べている。

当裁判所家庭裁判所調査官〇〇〇〇作成の少年調査票、〇〇少年鑑別所の鑑別結果通知書及び鑑定人〇〇〇〇作成の鑑定書によると、少年は、その性格において、気分易変性、自己顕示性及び爆発性が著しく高く、しかも慢性化しており、本件犯行も少年のこのような性格に由来するところが大きいと認められる。また、当審判廷における少年の供述や態度にも、犯行に対する反省の色はうかがえない。これらの点からすると、少年は、その素質上犯罪的危険性が極めて高度であると思料される。

以上の諸事情にかんがみると、本件犯行が特に計画的なものではないこと等

記録に表れた少年に有利な諸事情を考慮しても、少年について、凶悪性、悪質性を大きく減ずるような特段の事情がないことは明らかであるから、刑事処分以外の措置が相当とは言えない。

よって、少年法23条1項、20条2項本文を適用して、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判長裁判官	某	㊟
裁判官	某	㊟
裁判官	某	㊟

(8) 保護観察決定

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項—編略)

上記少年に対する現住建造物等放火、同未遂保護事件について、当裁判所は審判の上、次のとおり決定する。

主 文

少年を〇〇保護観察所の保護観察に付する。

理 由

(罪となるべき事実)(編略)

(法令の適用)

第1の1、2の各事実につき 刑法112条、108条

第2の事実につき 同法108条

(処遇の理由)

- 少年は、〇〇県〇〇郡〇〇村で農業を営む実父K・J、実母K・T子の三男として出生養育され、同村の中学校を平成〇〇年〇月に卒業し、同年〇月から〇〇県〇〇市内のポリエチレン加工会社に工員として就職、同市内の寮に居住していたところ、就職後1年余りを経たころから、仕事に飽き始めるとともに、職場や寮にも友人を得られない不満を感じたが、就職する気にもなれず、そのころより、独り、自動二輪車(排気量700cc)を高速度で運転

付 録

したり、飲酒し深夜市街を徘徊するなどして寂しさを紛らすようになった挙げ句、気晴らしに本件各非行を犯したものである。なお、この間少年には怠勤はなかった。

- 2 しかし、少年は、社会的に未熟で常識に欠けている上、性格的には意思薄弱で自信に乏しく、自己不確実感が強いところから、いったん不平不満を抱くと積極的に発散解消することができず、逃避的行動をとりやすく、対人関係においても積極性に欠け、内閉傾向を保持していることが認められ、このことが本件各非行の背景をなしているものと考えられる。(編中略)
- 3 そこで、当裁判所は、少年には上記のとおり人格全般の未熟さはあるものの性格上の偏りはさほど大きくなく、また、一般的な非行性は認められないこと、少年の家庭にはあつれきもなく、保護者の保護能力にも期待が持てること等諸般の事情を考慮し、少年を試験観察に付し、〇〇〇寮にその補導を委託して約5か月の間少年の同行を観察し、社会内での社会的発達の可能性を検討するとともに本件各非行の重大性を認識させ、その自覚を促したところ、そのいずれについても一応のめどを得ることができた。しかしながら、少年の持つ社会的未熟さ等の矯正は1日にして得られるものではなく、また、少年は郷里で左官の仕事に就きたい旨希望し、両親もその希望を受け入れる姿勢を有しているものの、今後親元を離れて生活することも十分あり得ること等を考慮すれば、なお相当期間専門家による周到的指導を受けさせることが必要である。

よって少年法24条1項1号、少年審判規則37条1項を適用して、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(9) 児童自立支援施設送致決定

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対するぐ犯保護事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

少年を児童自立支援施設に送致する。

理 由

(ぐ犯事由及びぐ犯性)

少年は、中学2年生であった平成〇〇年〇月〇日から同年〇〇月〇日ころまでの間、中学校には全く登校せず、勝手気ままにしたいとの理由で家出放浪をした上でシンナー吸入を行うということを反復していたものであり、このまま放置されるならば、その性格及び環境に照らして、将来毒物及び劇物取締法違反等の罪を犯すおそれがあるものである。

(適用法条)

少年法3条1項3号本文、同号ロ、ニ

(処遇の理由)

少年は、平成〇〇年〇月(当時中学1年生)ころから夜遊び、家出を始め、同〇〇年〇月には、前件のぐ犯保護事件により保護観察決定を受けたにもかかわらず、その後も家出放浪を繰り返すと共に、ポンド・シンナーの吸入にふけり、また恐喝などの非行もあった。少年は、家出中何度か補導されて家に連れ戻され、また同〇〇年〇月には叔母方に一時預けられたりもしたが、いずれにも定着しなかった。(編中略)

少年をこのような非行に走らせた原因は種々あるであろうが、性格的にも情緒不安定になりやすい少年の世話をその実兄(18歳)に任せて少年と別居生活を送っている母親の少年に対する理解力不足と、継父(母親の内縁の夫)と少年との極端な不和が、その大きな一因となっていることは否めず、したがって、少年をこのままの状態でも母親ないし継父の手にゆだねることは、相当ではないと思われる。

また、少年は知能が低く、性格の面でも問題となる点もあり、その上、少年の周囲には、これを保護育成すべき適当な者がいないこと(母親と継父については前述のとおり、少年の実兄は若年であり、そのような役割を課するのは酷であると思われる。)を考慮すると、この際、少年に安らぎの場を与えて基本的な生活習慣を身に付けさせ、さらに、少年の能力に相応する範囲で、その社

付 録

会生活に必要な基礎的学力を養う必要がある。

以上を総合すると、少年を児童自立支援施設に収容することにより、今後における少年の健全な育成を期するのが相当と思料される。

よって、少年法24条1項2号により、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(10) 少年院送致決定 その1

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する現住建造物等放火、同未遂、窃盗、同未遂、道路交通法違反保護事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

少年を中等少年院に送致する。

押収してある折りたたみ式ナイフ1本(平成〇〇年押第〇〇号の1)

及びマッチ1箱(同号の2)を没取する。

理 由

(罪となるべき事実) (編略)

(法令の適用) (編略)

(処遇の理由)

1 本件各非行の態様等について

(1) 無免許運転の事実

少年は、平成〇〇年〇月〇日当裁判所で窃盗及び無免許運転の事実により不処分決定(保護的措置)を受けたのに、その措置の効果もなく、自動二輪免許試験を受験するための練習として、友人に自分は有免許者であると詐言の上、その者から第一種原動機付自転車を借り受け、約4キロメートル(自供走行距離)を無免許で運転したものである。

(2) 窃盗、同未遂の事実

少年は、単車を購入したかったものの、家庭が貧困であったためその資力がなく、資金を得るために、しぶる友人を誘い、見張りをさせた上、自ら入口ドアをこじ開けるなどして空き巣を敢行し、金員を窃取していたものである。ただし、窃取した金品については、現金500円を除き、被害者に還付されている。

(3) 連続放火の事実

少年は、主謀者となって行った上記空き巣が発覚して検挙され、また平成〇〇年〇月〇日、学校から退学処分を受けたため精神的に動揺するとともに、就職など自分の将来を考えるうちに絶望し、かつ、共犯者が停学にとどまったことから学校側に対し不公平な処分をしたと恨みを抱き、自暴自棄的な心理状態も加わって、ついには自らの精神的抑圧を振り払うため、連続放火を行ったものである。(編中略) なお、放火した〇件のうち、全焼家屋は1軒のみで、そのほとんどは、早期に発見消火活動がなされたために大事に至っていない。

以上の事実からうかがわれるように、本件各非行は、いずれも密接に関連した一連の行為と評価することができ、比較的軽微な非行に端を発し、徐々に追い詰められ拡大していったものであって、少年には、少年時代に特有の情緒不安定な精神的側面が見受けられる。(編中略)

なお、その罪の重さに対比して、少年は、放火という犯罪がいかに重大なものであるかを認識しているとは認められない。

2 少年に対する処遇について

当庁家庭裁判所調査官〇〇〇〇作成の少年調査票及び〇〇少年鑑別所作成の鑑別結果通知書にあるように、少年は、小学生時代までは、経済的には恵まれなかったものの、父母に育てられ、ほぼ問題もなく成長したが、小学校6年生のときに父が死亡して以降、母の生きがいとなり、また、母に代わって読み書きするなどしていたため、母に頼られるとともに溺愛され、甘やかされていった。少年は、知能及び作業能力については、平均以上のものを有しているが、自己の能力に過度に自信を持ち、家庭の経済状態等を無視して現実から遊離した高い要求水準を自ら設定し、それが達成されないとなるや、自暴自棄となるだけでなく他罰的となり、内省が進まず、自分を認めないものには反抗的で、規範も無視する傾向がある。

付 録

以上の事実のうち、本件非行の罪質ならびに連続放火によって地域住民に与えた不安、その件数、結果及び少年の非行後の反省態度などの情状を考慮すると、少年を検察官に送致し、刑事処分をもってのぞむのが相当であるとも考えられる。

しかしながら、本件各非行を犯すに至った動機をみるに、少年時代特有の心理状況から発した単純素朴な、かつ、軽率な行動に出た非行と考えられなくもないこと、過去に保護処分を受けたことがないこと、内省の乏しさについても、逮捕、勾留段階を経過して観護措置に至ったためか、興奮状態からさめ、徐々に落ち着きを取り戻し、少しずつではあるが自分の非行を見つめ直すといった面も見せ始めていること、少年には矯正教育を施せば立直れるだけの能力があることなどを総合判断すると、少年に対しては保護処分をもってのぞむのが妥当と考えられる。

そこで、保護処分の種類について考えるに、上記のような本件各非行の態様、保護者の監護能力（母親は少年に対する愛情は強いものがあるものの、指導能力に乏しい。）が十分でないこと、少年が本件各非行の重大性を深く認識しておらず、内省も十分でないこと、少年に対しては、日常生活に根ざした規律、規範意識を身に付けさせる必要性が認められること、少年の資質等を考慮すると、この際矯正施設へ収容し、統制された場所で情緒面の安定を与え、かつ、少年に対し健全な価値観を植え付けるため、強力な働き掛けを行う必要がある。

よって、少年法24条1項3号、少年審判規則37条1項を適用して少年を中等少年院に送致することとし、没取につき少年法24条の2第1項2号、2項本文を適用して、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(11) 同 その2（一般短期処遇相当の事例）

平成〇〇年（少）第〇〇〇号、同第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する傷害，暴行，毒物及び劇物取締法違反，公務執行妨害，道路交通法違反保護事件について，当裁判所は審理の上，次のとおり決定する。

主 文

少年を中等少年院に送致する。

理 由

(罪となるべき事実) (編略)

(法令の適用)

傷害につき	刑法204条
暴行につき	同法60条，208条
シンナー吸入につき	毒物及び劇物取締法24条の3，3条の3，同法施行令32条の2
公務執行妨害につき	刑法95条1項
共同危険行為につき	道路交通法117条の3，68条

(処遇の理由)

まず，少年の性格特性としては，著しい自己顕示欲の強さを指摘できる。高校を中退するまではスポーツ（野球）によってそれが満たされていた。しかし，高校中退後，4人兄弟の中で自分だけが両親から疎外されているとの家庭における不満と相まって，バイクを通しての不良交友へのめり込んでいった。仕事は家業である造園業の手伝いをたまにする程度でほとんど無為徒食の状況であった。

少年は，以上のような経過でいわゆる暴走族〇〇の構成員となり，その交友関係と深くかかわって本件各非行を犯したものである。そして，その非行の背景には，やはり「目立ちたい」との気持ちが強く横たわっていることが看取される。

ところで，上述したように少年は家庭に対して不満を抱いている。しかし，少なくとも表面的には家庭は円満であり，経済的にも恵まれており，少年の不満はわがままの域を出ないものである。とはいえ，少年の非行が目にするようになってからは，両親とも少年に対する指導力を低下させており，少年を持て余していたことがうかがえる。

以上の諸事情を総合考慮すれば，少年を施設に収容して自己顕示の社会化並

付 録

びに健全な生活リズムの回復及び定着を図ることが必要であると考え。ただし、少年には、保護処分歴がないこと、非行が深刻化したのは特に最近に至ってからであること、暴力団とのかかわりが特になく、環境調整にさほど困難がないこと等に加え、少年は暴走族構成員ではあるが、その非行性の中心は見てきたとおり一般非行性にあることにかんがみて、上記処遇は一般短期処遇課程での集中的な矯正教育により所期の目的を達し得ると考える。

よって、少年法24条1項3号、少年審判規則37条1項を適用して少年を中等少年院に送致することとし、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

平成〇〇年少第〇〇〇号

処 遇 助 告 書

少 年 〇 〇 〇 〇 平成〇〇年〇月〇日生

決 定 年 月 日 平成〇〇年〇月〇〇日

決定少年院種別 初等 中等 特別 医療

勧告事項 一般短期処遇 特待短期処遇

医療措置終了後は（初等中等特別）少年院に移送相当

その他

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

〇 〇 家庭裁判所

裁 判 官 某 印

(12) 同 その3 (少年法20条2項ただし書を適用した事例)

平成〇〇年(少)第〇〇〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記少年に対する傷害致死保護事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

少年を中等少年院に送致する。

理 由

(罪となるべき事実)

少年は、A、B、C、D及びEと共謀の上、平成〇〇年〇月〇日午後7時30分ころから同日午後8時30分ころまでの間、〇〇県〇〇市〇〇町××番××号所在の〇〇団地駐車場において、Y(当時16歳)に対し、こもごもその頭部、顔面、腹部等を手拳で殴打し、足蹴にする等の暴行を加え、同人に頭部外傷、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、よって同月〇日午前10時3分ころ、同市〇〇××番地所在の〇〇病院において、上記頭部外傷に起因する肺炎により同人を死亡するに至らせたものである。

(法令の適用)

刑法60条、205条

(処遇の理由)

1 本件は、犯行現場となった〇〇団地周辺を溜まり場とする遊び仲間の少年及び共犯少年らが、かねてより快く思っていなかった同じ遊び仲間の被害者に対し、代わる代わる暴行を加え、死亡させたという事案であるが、長時間にわたり執ように暴行を加えている上、頭部等身体の枢要部にも攻撃が向けられており、殊にA及びBが行った暴行は、被害者の頭を下に足を上にした状態で持ち上げ、そのまま頭から地面に落とすという残酷なものであって、これらによる頭部外傷が致命傷となっている。被害者は、当時〇〇工業高校に通っており、将来はコンピュータ関係の仕事に就くことを希望していたものであるが、本件により、多大な苦痛にさらされた上、16歳の若さにしてその尊い生命を奪われたものであって、志半ばにしてこの世を去らざるを得な

かった被害者の無念は察するに余りある。また、我が子に突然先立たれてしまった被害者の両親の悲しみは甚大であって、少年を刑事処分に付し、その責任を厳しく問うことも考えられないではない。

- 2 しかしながら、少年自身の本件犯行への関わり方を見ると、少年は、Cに指示されて被害者を現場に呼び出し、さらに自らも暴行を加えているが、A及びBによる前記暴行のほか、A、B、C、D及びEが、頭部や腹部に集中的に攻撃を加えたのに対し、少年の暴行は、年長のA及びBからお前もやれと指示されて、脚部を数回足蹴にしたのみであり、その後は、最後まで見張りをしていたものである。また、少年は、Cに指示されて被害者を呼び出した時点では、そのほかの共犯者の謀議の内容を知らされていないものであり、共犯者らにより暴行が突然始まり驚いたが、Dから謀議の内容を知らされて、いいだろうと思いつつも、前記足蹴をするまでは、自ら暴行に及ぶことはしなかったものである。

このように、少年の犯行全体における関与の程度は非常に小さく、少年について、凶悪性、悪質性を大きく減ずる特段の事情があると評価できることから、刑事処分以外の措置が許容されるものといえる。

- 3 少年は、これまでに非行歴がなく、特に大きな逸脱行動もなかったことからすれば、少年の非行性がそれほど進んでいるとはいえないこと、いまだ16歳という可塑性に富んだ年齢であり、少年鑑別所や調査、審判における態度等からして更生の意欲もうかがえることからすると、保護処分等の必要性及び相当性について検討する必要がある。
- 4 少年は、中学卒業後、一週間余り就労したものの、その後は共犯少年らとの遊興が中心の生活を送ってきており、本件非行は、このような生活状況の中で行われたものである。また、少年は、人と深く関わったり、信頼関係を築くことができず、どう行動すれば自分に最も害が少ないのかという場当たりの損得計算で行動するため、対人関係の持ち方が表面的になりやすい傾向にある。このような少年の生活態度や性格傾向が本件非行の要因になっていると考えられる。

また、少年は、知的能力は比較的高く、思考力はあるものの、主観性が強く、独りよがりな考え方をするために、自己の内面の問題性に目を向け難い傾向になる。このため、本件非行を反省し、被害者に対する罪障感を深める

に至っていることはうかがえるものの、上記のような本件非行の要因となった自己の問題点についての洞察は、十分に深まっているとは言い難い。

少年の両親は、これまでも少年を放任してきた上、今後の少年の指導にやや困惑している状況でもある。また、少年の対人関係の持ち方が表面的であることには、これまでの両親の少年に対する接し方が少なからず影響していると思われる。このようなことからすると、現時点において、直ちに少年の両親に適切な監護及び養育を期待することはできない。

5 以上のような諸事情を考慮すれば、少年の更生のためには、少年を施設に収容し、体系的な矯正教育を施すことにより、本件非行及び生じた結果の重大性を認識させるとともに、自己の問題点についての洞察を深めさせ、健全な社会生活を送る上で必要な規範意識や職業意識、相互の信頼関係に基づく安定した対人関係を形成する力を身に付けさせることが必要である。

6 以上の次第であって、本件は少年法20条2項本文記載の要件に該当するものであるが、少年については、刑事処分は相当でなく、中等少年院に送致することが相当であると考えられる。

よって、少年法20条2項ただし書、24条1項3号、少年審判規則37条1項を適用して、主文のとおり決定する。なお、訴訟費用は、少年法45条の3第1項、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して、少年に負担させないこととする。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(13) 収容継続決定

平成〇〇年(少ハ)第〇号

決 定

(人定事項——編略)

上記本人に対する収容継続申請事件について、当裁判所は審理の結果、次のとおり決定する。

主 文

本人を平成〇〇年〇月〇〇日まで特別少年院に継続して収容する。

理 由

(申請の趣旨)

本人は、平成〇〇年〇月〇〇日〇〇家庭裁判所で特別少年院送致の決定を受けて、同年〇月〇日〇〇〇少年院に収容され、少年院法11条1項ただし書きによる収容継続がなされたものであるが、同年〇月〇〇日をもって収容期間が満了となる。

本人は、少年院内における生活態度は比較的良好で、同年〇月〇日に1級上に進級している。しかし、少年の態度が良いのは、少年院という統制の強い枠組の中でのことであって、収容前にみられた本人の無気力で自主性のない生活態度が完全に改まったものということとはできない。(編中略)

以上の点から、本人については、1級上で3か月間収容教育した上で、同年〇〇月初旬に仮退院させ、その後約6か月間を保護観察の期間といたく、平成〇〇年〇月〇〇日までの収容継続の決定を定める。

(当裁判所の判断)

1 本人は生まれたときからのドヤ暮らしで、両親の仲が悪く、経済的にも困窮していたため、親からのしつけ教育は全く受けず、また、学校も長欠してほとんど不就学のままに生育してきたもので、昭和〇〇年ごろから窃盗等の非行を犯すとともに、暴力団〇〇組〇〇一家の事務所に出入りするようになり、同年〇〇月には組長の自動車を無断で運転して損壊したために、左手小指を切断するなどしている。

その後、本人は、暴力団との関係が切れないまま、平成〇〇年〇月〇〇日当庁で、競馬法違反保護事件により中等少年院送致の決定を受け、〇〇少年院に収容された。そして、同少年院においては、本人は非常に成績が良く、家具商の叔父のもとで就労すると言うことで平成〇〇年〇月〇〇日に仮退院したものの、実際には1日も叔父方で働かず、横浜で港湾作業員等をやって気ままな生活を送り、仕事のないときには路上で賭博を開帳するなどし、そのため平成〇〇年〇月〇〇日再び当庁で、賭博開帳図利保護事件により特別少年院送致の決定を受けた。

2 〇〇〇少年院における本人の生活態度は、前述のとおり非常に良好で、教官の指示にも素直に従っているが、まだ性格上、前記「申請の趣旨」記載の

問題が残っていることが認められ、また、前記〇〇少年院においても本人は模範生徒であったことからすると、本人は強い規制の枠組内では一応適応した状態を示すものの、自律性の欠如と無気力さに加えて、基本的なしつけや生活習慣が身につけていないことにより、少年院を出て規制が解かれると、態度が一変して放縱な生活に戻ってしまうおそれの存することが認められる。

したがって、今後本人については、1級上の比較的規制の緩やかな状態における生活を通じて、自主性をはぐくむと共に、自己の人生に対して積極的な意欲を持たせ、かつ、それが規則の解かれた後も持続しうるように教育する必要がある。

- 3 さらに、退院後の受入れ態勢についてみるに、本人には実母がいるものの、リュウマチのために歩行が不自由であり、今までは本人の実妹の世話で生活してきている状態で、保護能力は皆無である。加えて、実妹は平成〇〇年〇月〇日に結婚予定であり、また、実母の居住しているアパートも貸主から立退きを要求されているという事情にあり、退院後の保護環境には甚だ不安な点が多い。

また、本人は、退院後異父姉の夫の世話で、一緒に横浜で塗装工として就労する気持ちであるが、一方、実母は当裁判所の調査に対して、アパート立退きを機会に横浜を離れる考えであると述べており、その間の調整がまだできていないことが認められる。

- 4 以上の事情を勘案すると、本人の犯罪的傾向は未だ矯正されたものということはできず、また、仮退院後も相当期間保護観察を必要とする事情が存在すると認められる。そして、本人が平成〇〇年〇月〇日に1級上に進級したことからすれば、同年〇〇月中には少年院内での処遇課程を修了するものと思われ、その後の保護観察期間としては約6か月が必要と考えられ、したがって、本件申請どおり、収容継続の期間は平成〇〇年〇月〇〇日までとすることが相当であると思料する。

よって、少年院法11条4項、少年審判規則55条により主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(14) 戻し収容決定

平成〇〇年（少ハ）第〇号

決 定

（人定事項——編略）

上記少年に対する戻し収容申請事件について、当裁判所は審理の結果、次のとおり決定する。

主 文

少年を初等少年院に戻して収容する。

理 由

（申請の理由の趣旨）

（編中略）

以上の行為は、前記特別遵守事項及び法定遵守事項に違反したものであり、仮退院直後家出し、保護観察から実質的に離脱した少年をこのままに放置すれば、今後更に重大な非行を敢行する事態に至るおそれ大きい。他方唯一の保護者である実父は現在所在不明の状況にある。

したがって、現環境から一時的に隔絶し、再度の矯正処遇によって反省と更生への自覚を促すことが現在の少年にとってより適切な措置であると思われる。

（当裁判所の判断）

少年の保護事件記録、少年調査記録及び当審判廷における少年の供述によれば、「申請の理由の趣旨」記載の各事実を認めることができる。しかして、少年の上記行為は、前記特別遵守事項並びに法定遵守事項に違反したものであり、少年の資質、家庭の保護能力等諸般の事情を考え併せれば、少年を現状のまま放置するときは、重ねて非行を反復するおそれが顕著であるといわなければならない。加うるに、少年の実母、継母ともに少年とは連絡すら絶えており、近親者にも少年を引き取り指導する意思と能力を有する者は見当たらない状態であり、実父も関係機関や担当保護司との接触がなく所在不明の状態である。したがって、少年に対しては、本件を契機として改めて内省を深めさせるとともに、積極的な施設内処遇を施すことによって矯正教育の効果を期待することが必要かつ相当である。

よって、少年を初等少年院に戻して収容するのを相当と認め、更生正保護法

付 録

72条1項, 5項により, 主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

(15) 観護措置決定に対する異議申立てについての決定

平成〇〇年(少口)第〇〇号

決 定

氏 名 〇 〇 〇 〇

年 齢 〇〇歳(平成〇〇年〇月〇日生)

職 業 無 職

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町××番地

本 居 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目××番××号

(〇〇少年鑑別所在所中)

上記少年に対する窃盗保護事件について, 平成〇〇年〇月〇日〇〇家庭裁判所がした観護措置決定に対し, 同月〇日法定代理人父〇〇〇〇から適法な異議の申立てがあったので, 当裁判所は, 次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は, 申立人作成の異議申立書のとおりであるからこれを引用するが, 要するに, 本件事案は軽微である上, 少年も非行事実を素直に認めて反省の態度を示しているから, 少年を少年鑑別所に送致した原裁判は不当であり, その取消しを求める, というものである。

2 当裁判所の判断

そこで検討するに, 本件は, 少年が, 不良交友関係にある友人1名と共謀の上, 自動二輪車1台(時価5万円相当)を窃取した事案であるところ, 一件記録によって認められる少年の生活状況, 交友関係, 前歴等の事情を総合考慮すれば, 少年には非行性の深まりが疑われるのであり, 今後の調査及び

審判のためには、少年を少年鑑別所に収容した上で心身鑑別を行う必要がある。

したがって、申立人が主張する本件事案の内容や少年の反省状況を踏まえても、少年を少年鑑別所に送致した原裁判は正当というべきであり、本件異議の申立ては理由がない。

よって、少年法17条の2第4項、33条1項を適用して、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判長裁判官	某	㊟
裁判官	某	㊟
裁判官	某	㊟

(16) 施設送致決定

平成〇〇年(少ハ)第〇〇〇号

決 定

(人定事項—編略)

上記少年に対する施設送致申請事件について、当裁判所は審理の上、次のとおり決定する。

主 文

少年を〇〇少年院に送致する。

理 由

(申請の概要)

少年は、平成〇〇年〇月〇〇日、当庁において〇〇保護観察所の保護観察に付する旨の決定を受け、同日、「就職活動を行い、又は仕事をする事」の特別遵守事項の設定を受けたが、その後、保護観察官及び保護司による出頭、来訪の指示に応じることなく接触を拒否し、また、一切求職活動を行うことなく、遊興を繰り返していたため、同年〇〇月〇〇日、〇〇保護観察所長から、「保護観察官又は保護司の呼出しを受けたときは、これに応じ面接を受けること」(一般遵守事項)及び「就職活動を行い、又は仕事をする事」(特別遵守事項)

付 録

について警告を受けた。しかし、少年は、その後もなお警告に係る遵守事項をいずれも遵守せず、その程度は重く、保護観察によっては少年の改善更生を図ることができないと認められるため、少年を〇〇少年院に送致することが相当である。

(当裁判所の判断)

- 1 少年は、平成〇〇年〇月〇〇日、当庁において〇〇保護観察所の保護観察に付する旨の決定を受け、同日、「就職活動を行い、又は仕事をする事」を内容とする特別遵守事項の設定を受けた。
- 2 少年は、保護観察に付された後、〇月〇日保護司宅を来訪した以降、保護司から来訪を指示されるも一切応じず、保護観察官による出頭の指示にも応じることなく接触を拒否し、また、一切求職活動を行うことなく、昼夜を問わず遊興を繰り返していたため、同年〇〇月〇〇日、〇〇保護観察所長から、「保護観察官又は保護司の呼出しを受けたときは、これに応じ面接を受けること」(一般遵守事項)及び「就職活動を行い、又は仕事をする事」(特別遵守事項)について、当該遵守事項を守るよう警告を受けた。
- 3 少年は、〇〇月〇〇日の警告後も、〇月〇日に保護司宅を来訪した以外は、〇月〇日、〇日、〇〇月〇日、〇日の4回にわたり、保護司から来訪を指示されるも、一切応じなかった。また、保護観察官も、〇月〇日、〇日、〇〇月〇日の3回にわたり出頭を指示したが、それにも応じなかった。

保護司は、〇月〇日、〇日、〇日、〇〇月〇日、〇日、〇日の計6回少年宅を往訪したが、〇月〇日を除き、少年が不在のため接触することができなかった。〇日については、少年は在宅していたが、部屋に閉じこもったまま、保護司との接触を強く拒否する態度をとったため、面接をすることができなかった。

少年は、〇月〇日から2日間自宅に戻らず、〇日には自宅に戻ったものの、祖母の財布から10万円を持ち出した。また、〇〇月〇日には、少年の実母から保護司宛に「助けて」との電話連絡があり、保護司が少年宅に駆けつけると、少年が、金員の要求に応じない実母に対し暴力を振るっていたため、保護司が少年と実母を引き離し、警察に連絡を行った。

なお、少年は、警告後も、実母の再三の説得にもかかわらず、一切職を探そうとせず、遊興にふける生活を続けている。

4 以上のとおり、少年は、警告後も、一度保護司宅を来訪した以外は、保護観察官及び保護司による再三の出頭・来訪の指示に一切応じず、保護司が往訪した際も面接を強く拒否するなど、保護観察の実施が困難な状況にある。また、少年は、「就職活動を行い、又は仕事をする事」との特別遵守事項の設定を受けているにもかかわらず、警告の前後を通じて、全く求職活動をせずに、遊興にふけており、保護者の説得にも応じようとしなない。

さらに、少年の実母は、少年からの暴力を恐れており、適切な監護を期待し得ない状況にある。

以上の諸事情を考慮すると、少年の遵守事項違反の程度は重く、保護観察によっては、本人の改善及び更生を図ることはできないものと認められ、少年の更生のためには、少年を一旦少年院に収容し、規則正しい生活態度や健全な社会生活を送る上で必要な規範意識・職業意識を身につけさせることが必要である。ただし、少年には、本件申請の前提となった保護観察以外には保護処分歴がないこと、非行が深刻化したのは比較的最近であることなどを考慮すると、その処遇は、一般短期処遇課程での集中的な矯正教育により所期の目的を達成し得るものと考えらる。

よって、少年法26条の4第1項、24条1項3号、26条の4第3項により少年を〇〇少年院に送致することとし、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所

裁判官

某

㊟

4 保護観察（1号観察）処遇一覧表

一般事件

区分	一般保護観察	一般短期保護観察
対象者	少年保護事件（「交通事件」を除く。）により保護観察に付された者 交通事件とは、刑法208条の2（危険運転致死傷）、車両の運転による同法211条（業務上過失致死傷等）の罪、道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法に定める罪を犯し、又はこれらに係る刑罰法令に触れる行為に係る事件をいう。	少年保護事件（「交通事件」を除く。）により保護観察に付された者のうち、家庭裁判所から一般短期の処遇勧告がなされた者 （一応の基準） 以下の事項に該当し、かつ、特別遵守事項を定めない少年であって、短期間の指導監督及び補導援護により更生を期待できる者。 ア 非行性の進度がそれほど深くないこと。 イ 資質に著しい偏りがないこと。 ウ 反社会的集団に加入していないこと。 エ 保護環境が著しく不良でないこと。
保護期間	20歳まで（ただし、本人が20歳に達するまでに2年に満たない場合には、2年間）	同左 ただし、実施期間はおおむね6か月以上7か月以内
保護観察の方法	保護司を指名して、指導監督及び補導援護を行わせる。	同左
保護観察	次に掲げる事項に該当する者につき、指導監督及び補導援護が不要になったといえること。 1 保護観察に付されてからおおむね1年を経過していること（ただし、特別の事情があるときは、おおむね6か月を経過していること）	1 おおむね6か月を経過し、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、おおむね7か月以内に解除する。 (7) 現に一般遵守事項を遵守していると認められること。 (4) 補導援護の措置をとる必要がないこと。 2 1で解除できなかった者については、1の基準を満たす

解除の基準等	<ul style="list-style-type: none"> 2 遵守事項を遵守して生活していると認められること 3 新たな特別遵守事項を設定する必要がない状態がC段階において3か月継続していると認められること 	<p>よう更に適切な処遇を加え、原則として短期保護観察開始後10か月が経過するまでの間に保護観察を解除する。</p> <p>3 10か月を超えて保護観察を継続する必要があるときは、あらかじめ、保護観察処分をした家庭裁判所の意見を聴いて、保護観察を継続する。その場合には、一般（一般保護観察）の例による。</p>
関係法規・通達等	<ul style="list-style-type: none"> 1 更生保護法 2 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 3 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程 4 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（平成20年5月9日法務省保観第325号矯正局長・保護局長依命通達） 5 段階別処遇による体系的な保護観察の実施について（平成20年5月9日法務省保観第326号保護局長通達） 	<p>左記1ないし4のほか</p> <p>短期保護観察の実施について（平成20年5月9日法務省保観第327号保護局長通達）</p> <p>更生保護法の施行に伴う短期保護観察に関する留意事項について（平成20年5月9日法務省保観第331号観察課長通知）</p>

交通事故

本
第

区 分	交 通 保 護 観 察	交 通 短 期 保 護 観 察
対 象 者	交通事故により保護観察に付された者。ただし、交通短期保護観察対象者を除く。	交通事故により保護観察に付された者のうち、家庭裁判所から交通短期の処遇勧告がなされた者 (一応の基準) 以下の事項に該当し、かつ、特別遵守事項を定めない少年であって、短期間の指導監督及び補導援護により更生を期待できる者。 ア 一般非行性がないか又はあってもその進度が深くないこと。 イ 交通関係の非行性が固定化していないこと。 ウ 資質に著しい偏りがないこと。 エ 対人関係に特に問題がないこと。 オ 集団処遇への参加が期待できること。 カ 保護環境が特に不良でないこと
保 察 期 間	一般保護観察と同じ	同左 ただし、実施期間は原則として3か月以上4か月以内
保 護 観 察 の 方 法	一般保護観察と同じ 保護観察官が直接担当して個別処遇を行うことができるほか、集団処遇を併用することを考慮する。	原則として担当者(保護司)を指名せず、保護観察官が直接次の方法により行う。 (1) 期間内に1回ないし数回、適宜の方法により集団処遇を行う。 (2) 本人に毎月1回、自己の生活状況について報告を行わせる。 ただし、一定の地域においては、指定交通保護司が集団処遇を実施できる。
	次に掲げる事項に該当する者につき、指導監督及び補導援護	1 次に掲げる事項に該当し、かつ、本人の更生上特段の支

<p>保護観察解除の基準等</p>	<p>が不要になったといえること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察に付されてからおおむね6か月を経過していること 2 遵守事項を遵守して生活していると認められること 3 新たな特別遵守事項を設定する必要がない状態がC段階において3か月継続していると認められること 	<p>障がないと認められるときは、原則として3か月ないし4か月の期間内に解除する。ただし、次の(1)に該当しない場合でも、再犯後に相応の指導が行われているとき、次の(2)又は(3)に該当しない場合であっても、そのことに正当な理由があると認められるときは同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 車両運転による再犯（原則として反則行為を除く。）がないこと。 (2) 集団処遇を受けていること。 (3) 生活状況報告を行っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 1で解除できなかった者については、更に適切な処遇を加え、その後に1の基準を満たすことにより、原則として6か月までの間に解除する。 3 3か月及び5か月が経過したときは、必ず解除につき検討し、6か月を超えて保護観察を継続する必要があると認める場合には、あらかじめ保護観察決定を行った家庭裁判所の意見を聴く。 4 6か月を超えて保護観察を継続するときは、一般（交通保護観察）の例による。
<p>関係法規・通達等</p>	<p>一般保護観察1ないし5のほか 交通事件対象者に対する保護観察の効率的運用について（平成20年5月29日法務省保観第436号保護局長通達）</p>	<p>一般保護観察の1ないし4のほか 交通短期保護観察の実施について（平成20年5月9日法務省保観第328号保護局長通達） 更生保護法の施行に伴う交通短期保護観察に関する留意事項について（平成20年5月9日法務省保観第332号観察課長通知）</p>

5 少年院処遇一覧表

(1) 処遇の区分別

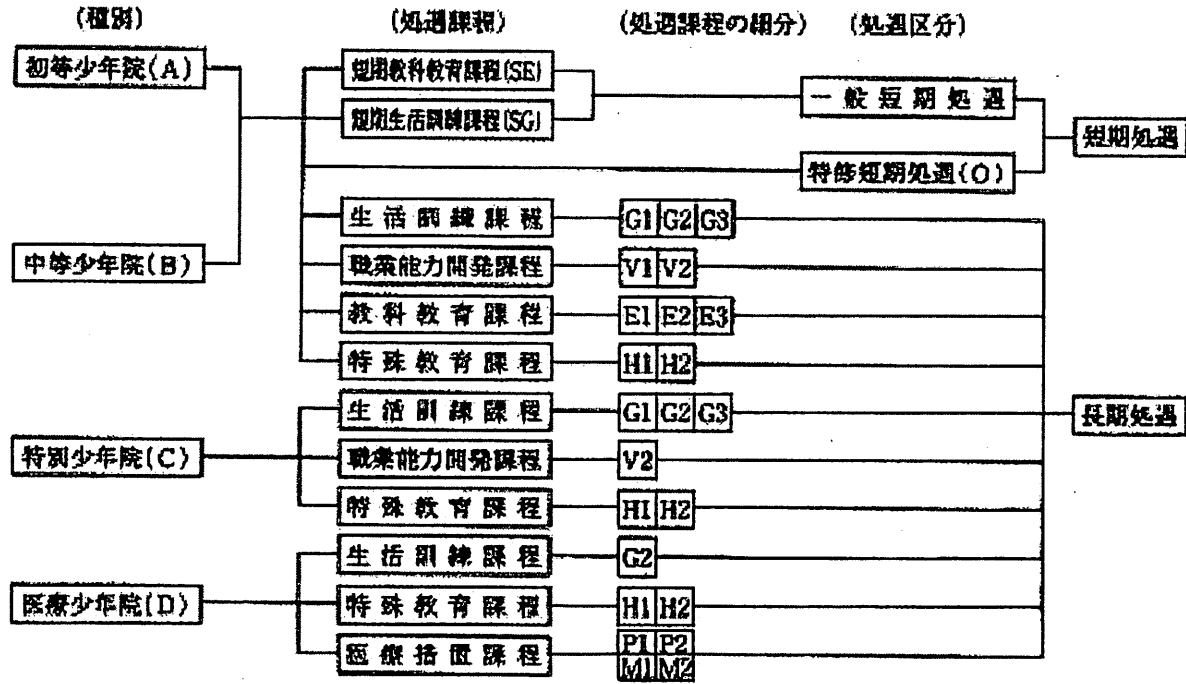
区 分	一 般 短 期 処 遇	特 修 短 期 処 遇	長 期 処 遇
対 象 者	<p>非行の傾向がある程度進んでいるが、少年の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいいため、短期間の継続的集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる原則として14歳以上の者で、おおむね次の条件にかなうもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非行が常習化していない。 2 児童自立支援施設、少年院の施設収容歴（特修短期処遇に係る施設収容歴を除く。）がない。 3 反社会的集団に加入していない。 4 著しい性格の偏り及び心身の障害がない。 5 その他短期処遇になじまない要因がない。 	<p>非行の傾向はある程度進んでいるが、その傾向は一般短期処遇の対象者より進んでおらず、かつ、少年の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいため、短期間の継続的集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる原則として14歳以上の者で、おおむね次の条件にかなうもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非行が常習化していない。 2 児童自立支援施設、少年院の施設収容歴がない。 3 反社会的集団の加入歴がなく、かつ、深い関わりを有していない。 4 著しい性格の偏り及び心身の障害がない。 5 開放処遇に適している。 6 保護環境に関する大きな問題がない。 7 その他特修短期処遇になじまない要因がない。 	少年院に送致された少年のうち、短期処遇になじまない者
取 扱 の い ぬ 取 扱 の い ぬ 取 扱 の い ぬ	一般短期の処遇勧告には従う。	特修短期の処遇勧告には従う。	

収容期間	原則	6か月以内 (教育課程は、原則として20週間)	4か月以内 (教育課程は、11週間)	2年以内 ただし、必要があるときは2年を超える収容期間を定める。
	延長	可 6か月を限度	不可	可 再度の延長も可
処遇内容・方針		半開放処遇及び開放処遇を適宜組み合わせ、明るい環境の下での規律ある集団生活の中から健全な規範意識を体得させることにより、円滑な社会復帰を可能にする処遇を行う。	入院後速やかに心情を安定させて開放処遇を行うことに努め、明るい環境の下での規律ある生活の中から健全な規範意識を体得させ、自主性及び自律性を伸張させることにより、円滑な社会復帰を可能にする処遇を行う。 開放処遇として、特に院外委嘱教育を積極的に行う。	明るい環境と規律ある生活環境の下で、健全な規範意識と生活習慣を体得させるための処遇を行う。 少年に明確な生活設計を持たせるとともに、その社会復帰を円滑に行わせるため、出院後の生活において予想される問題に対処する能力及び必要とされる知識、技能等を身に付けさせるための処遇を積極的に行う。
仮退院・退院の		(仮退院) 1 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき。 2 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察等に付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき。 (退院) 性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、少年院における処遇の経	同左	同左

基 準	過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、 釈放後の生活の計画その他の事情を考慮 し、善良な社会の一員として自立し、改 善更生することが確実であり、かつ、保 護観察を要しないと認めるとき。		
仮 退 院 後 の 保 護 観 察	処 遇 内 容 ・ 方 針 1 保護司を指名して、指導監督及び補 導援護を行わせる。 2 少年院における矯正教育及び在院中 の環境調整の経過等を踏まえ、これら との一貫性を考慮した処遇を行う。 3 保護観察開始当初において、本人及 びその家族等関係人との接触を密にし て、本人が早期に社会復帰できるよう 配慮する。	同左	左記1及び2
退 院	基 準 1 遵守事項を遵守して生活していると 認められること。 2 新たな特別遵守事項を設定する必要 がない状態がC段階において3か月継 続していると認められること。	同左	左記のほか 保護観察に付されてからおおむね6か月 を経過していること。
関 係	1 少年院法 2 少年院処遇規則 3 少年院の運営について（平成3年6 月1日付け法務省矯教第1274号矯正 局長依命通達） 4 少年院からの仮退院に関する手続に	同左	同左

<p>法規・通達</p>	<p>ついて（平成20年5月28日付け法務省保観第427号矯正局長・保護局長依命通達）</p> <p>5 少年院の運営に関連する事務の処理について（平成20年5月28日付け法務省保観第428号保護局長通達）</p> <p>（そのほか、仮退院後の保護観察に関するものについては「保護観察（1号観察）処遇一覧表」を参照のこと。）</p>		
--------------	--	--	--

(2) 少年院分類処遇制度図



(3) 少年院処遇課程等別収容対象者の概要

S 一般短期処遇対象者

SE 短期教科教育課程対象者

義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者

SG 短期生活訓練課程対象者

社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者

O 特修短期処遇対象者

非行の傾向は一般短期処遇の対象者より進んでおらず、かつ、早期改善の可能性が大きく、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により矯正と社会復帰を期待できる者で、開放処遇に適する者

G 生活訓練課程対象者

処遇に著しい困難を伴う者

G1 著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者

G2 外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者

G3 非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者

V 職業能力開発課程対象者

職業生活に適応するための態度の醸成及び能力の開発・向上を図ることを必要とする者

V1 職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月以上）の履修を必要とする者

V2 職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者

E 教科教育課程対象者

義務教育又は高等学校教育を必要とする者

E1 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの

付 録

- E 2 高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
- E 3 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- H 特殊教育課程対象者
 - 特殊教育を必要とする者
 - H 1 知的障害者（IQおおむね69以下の者）であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のない者及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
 - H 2 精神的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者
- PM 医療措置課程対象者
 - 心身に著しい故障があり、主として医療措置を必要とする者
 - P 1 身体疾患のある者
 - P 2 肢体不自由等の身体障害のある者
 - M 1 精神病患者及び精神病の疑いのある者
 - M 2 精神病質者及び精神病質の疑いのある者

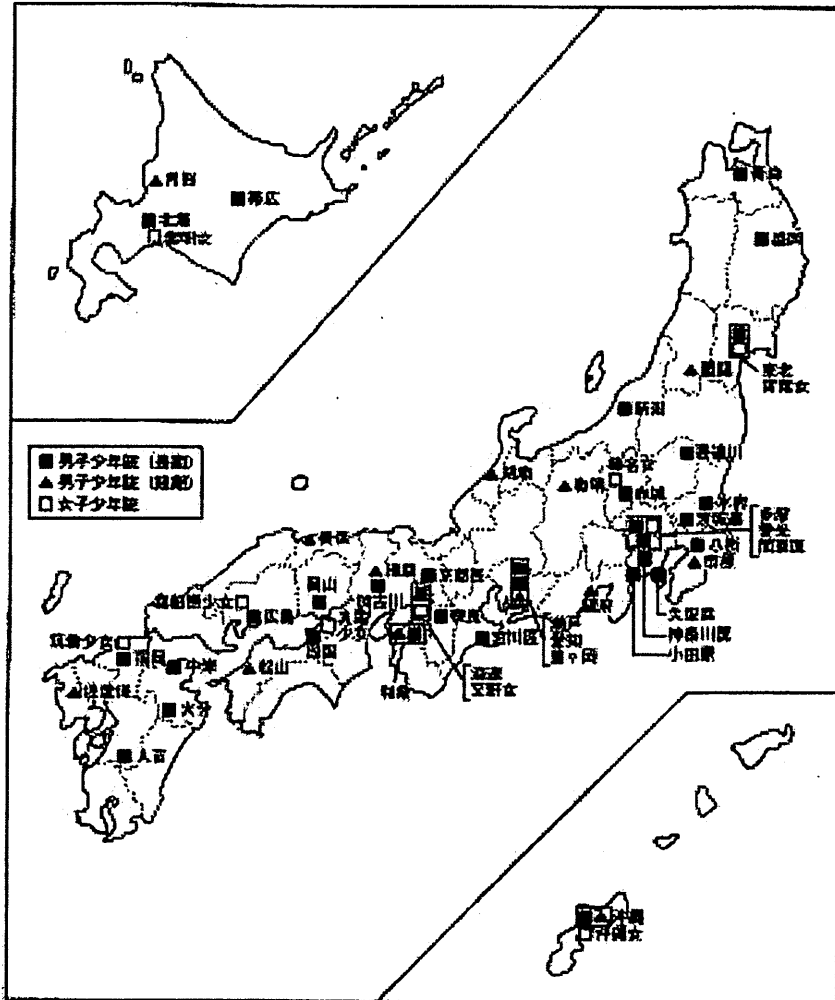
(4) 少年院の矯正教育の流れ

教育過程	目 標	内容・方法	備 考
(入院) 新入時教育 (2級の下)	○ 矯正教育への円滑な導入 ・ 下記中間期の各指導領域等における基礎的指導	オリエンテーション、 面接、集団行動指導	個別的処遇計画 の策定 成績評価
中間期教育 (2級の上)	○ 問題改善の意欲の喚起 ○ 問題改善への具体的取組 【生活指導】 個別的な問題の改善、健全なもの の見方、考え方及び行動の仕方の育成 【職業補導】 勤労意欲の喚起、職業生活に必要な知識・技能の修得	面接、問題群別指導、内省、SST、進路指導、心理劇、日記指導等 職業指導、職業訓練、就労支援	進級 成績評価
(1級の下)	【教科教育】 学習意欲の喚起及び学力の向上 【保健・体育】 心身の健康の回復・増進及び体力の向上 【特別活動】 協調性を身に付けさせる指導等 【その他】 ・ 被害者の視点を取り入れた教育 ・ 保護者に対する措置等	義務教育、高等学校教育、補習教育、就学支援 健康管理に関する指導、各種体育種目の指導 自主的活動、クラブ活動、行事等 ゲストスピーカーによる講演、面接等 保護者会、面会・通信指導、面談、親子参加型行事等	進級 成績評価
出院準備教育 (1級の上) (出院)	○ 社会生活への円滑な移行 ・ 上記中間期の各指導領域等における指導	社会見学、社会奉仕作業、院外委嘱職業補導、特別・宿泊面会、就労・就学支援	進級 成績評価 仮退院申請

(法務省矯正局提供)

6 全国の少年院

(1) 少年院の所在地（平成21年4月1日）



6 全国の少年院

(2) 少年院種類別の処遇区分一覧

(平成21年4月現在)

管区	種別 施設名	性 別				管 区				
		男 子				女 子				
		初 等	中 等	特 別	医 療	初 等	中 等	特 別	医 療	
札幌	帯広少年院		Q1 Q3	Q1 Q3 V2						
	北海少年院	Q V2 E1	Q2 V2 E1							(仙台 東京)
	深川女子学院					S Q1 V2 E1 E2 H	S Q1 V2 E1 E2 H	Q1 V2 H		
仙台	月形学園	S	S							
	青森少年院		Q1 Q3 V2	Q1 Q3 V2						
	盛岡少年院	Q V2 E1	Q2 V2 E1							
東 京	東北少年院	V1	V1							東京、札幌
	青葉女子学園					S Q V2 E H	S Q V2 E1 E2 H	Q1 Q3 V2 H		札幌
	厚別学園	S	S							
東 京	茨城福祉学院	V2	V2							
	水府学院	V2	V2							
	高瀬川少年院	V2 E2	V2 E2							名、仙、札
	赤城少年院	Q2 Q3 V2 E1 E3	Q2 Q3 E1							
	播磨女子学園					Q E1 E2 H	Q V2 E1 E2 H	Q V2 H		Q2:金管区 Q3:名古屋
	市原学園		SQ							
	八街少年院	Q1 Q3	Q1 Q3							
	多摩少年院		Q2 V2							名、仙、札
	関東医療少年院				PM				PM	仙台、札幌
	霞光女子学園					S O V2 E1	S O E1			O:札幌名 金管区
	久里浜少年院	Q2 Q3	Q	Q V2						
	小田原少年院	V2	V2							
大 阪	神奈川医療少年院	H	H	H						仙台、札幌
	新潟少年学院		V2							
	有明富原寮	SQ O	SQ O							O:札幌名
	結府学園	S	S							
	湖南学院	S	S							
	瀬戸少年院	Q V2 E1	Q2 V2 E1							
	真知少年院		Q1 Q3	Q1 Q3 V2						
	滝ヶ岡学園	S	S							
	宮川医療少年院	H	H							大阪
	京都医療少年院				PM				PM	名、広、 福、高
	浪速少年院	Q2 V1	Q2 V1							V1:名、広、 福、高
	交野女子学院					S Q1 V2 E1 E2 H	S Q1 V2 E1 E2 H	Q1 V2 E1 E2 H		名古屋
和 泉 学 園	S Q E1 E3 V2	S E1 V2								
	V2	V2								(名、高)
	SQ	SQ								
奈良少年院	Q1 Q3 E1	Q1 Q3 E1	Q1 Q3 V2 E1							
大 阪	豊保学園	S O	S O							大、高
	四国少年院		Q1 Q3	Q1 Q3 V2						大、高
	広島少年院	Q V2 E1	Q2 V2 E1							大、福、高
高 松	貴船原少女苑					S Q V2 E H	S Q V2 E1 E2 H	Q1 Q3 V2 H		大、福、 高(名Q2)
	丸亀少女の家					S O Q1 V2 E1 E2 H	S O Q1 V2 E1 E2 H	Q1 V2 H		大、広、福
	四国少年院	Q V2 E1	Q2 V2 E1							
福 岡	松山学園	S	S							
	筑紫少女苑					S Q1 V2 E1 E2 H	S Q1 V2 E1 E2 H	Q1 V2 H		
	福岡少年院	Q V E1 E2	Q2 V E1 E2							大、名、 高
	佐世保学園	S O	S O							
	人吉福祉学院		V2	V2						(広島)
	中津少年院	H	H	H						広島、高松
	大分少年院		Q1 Q3	Q1 Q3 V2						
沖縄少年院	S Q1 V2 E1	S Q1 V2 E1 V2								
沖縄女子学園					S Q1 V2 E1 E2 H	S Q1 V2 E1 E2 H	Q1 V2 H			

(注1) 送致元管区欄は広域収容の送致元を示し、括弧は建設機械運転資格対象者の募集区域を示す。
 (注2) 処遇課程の記号は付録5の(3)の例による。
 (注3) 札:札幌矯正管区、仙:仙台矯正管区、東:東京矯正管区、名:名古屋矯正管区、大阪矯正管区、
 広:広島矯正管区、高:高松矯正管区、福:福岡矯正管区とする。
 (注4) 小学生は、赤城少年院、青葉女子学園、神奈川医療少年院、関東医療少年院、和泉学園、貴船原少女苑、宮川
 医療少年院、京都医療少年院に収容する。
 (注5) 播磨学園は、和泉学園の長期処遇の新収容開始に伴い、平成20年4月1日から長期処遇の新収容を停止して
 おり、平成20年8月1日から一般短期処遇の新収容を開始している。

7 主要参考文献

(1) 概説書

裁判所職員総合研修所「少年法実務講義案（再訂版）」（平成21年）

平場安治 「少年法〔新版〕」（法律学全集）（有斐閣 昭和62年）

(2) 逐条解説書

団藤重光・森田宗一「新版少年法〔第二版〕」（ポケット註釈全集）（有斐閣 昭和59年）

田宮裕・廣瀬健二編「註釈少年法〔第3版〕」（有斐閣 平成21年）

(3) 執務資料集等

最高裁事務総局 「三訂少年執務資料集(-)の上」（平成4年）（家庭裁判資料152号）

最高裁事務総局 「三訂少年執務資料集(-)の下」（平成7年）（家庭裁判資料162号）

最高裁事務総局 「改訂少年執務資料集(二)の上」（昭和56年）（家庭裁判資料120号）

最高裁事務総局 「改訂少年執務資料集(二)の下」（昭和57年）（家庭裁判資料126号）

最高裁事務総局 「改訂少年執務資料集(三)」（平成元年）（家庭裁判資料142号）

最高裁事務総局 「少年補償事件執務資料」（平成5年）（家庭裁判資料157号）

最高裁事務総局 「少年補償事件執務資料（続）」（平成5年）（家庭裁判資料158号）

最高裁事務総局 「改正少年法等に関する執務資料(上)」（平成13年）（家庭裁判資料177号）

最高裁事務総局 「改正少年法等に関する執務資料(下)」（平成13年）（家庭裁判資料178号）

最高裁事務総局 「平成19年改正少年法等に関する執務資料」（平成20年）（家庭裁判資料第187号）

最高裁事務総局 「平成20年改正少年法に関する執務資料」（平成21年）

- (家庭裁判資料第190号)
- 最高裁事務総局 「少年事件実務要覧(上)」(昭和58年)(家庭裁判資料128号)
- 最高裁事務総局 「少年事件実務要覧(下)」(昭和59年)(家庭裁判資料130号)
- 最高裁事務総局 「三訂補導委託執務提要」(平成20年)(家庭裁判資料188号)
- 最高裁事務総局 「保護処分関係実務提要」(昭和53年)(家庭裁判資料110号)
- 最高裁事務総局 「保護処分関係主要通達集」(平成22年)(家庭裁判資料192号)
- 最高裁事務総局 「改訂警察職員との連絡協議会協議結果要録」(平成3年)(家庭裁判資料145号)
- 最高裁事務総局 「中学校・高等学校との連絡協議会協議結果要録」(昭和60年)(家庭裁判資料131号)
- 最高裁事務総局 「少年事件関係執行機関との連絡協議会協議結果要録」(昭和61年)(家庭裁判資料134号)
- 最高裁事務総局 「児童福祉関係執行機関との連携に関する執務資料」(平成6年)(家庭裁判資料161号)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所10年の歩み」(昭和34年)(家庭裁判月報11巻1号所収)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所20年の歩み」(昭和44年)(家庭裁判所の諸問題(上)所収)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所30年の概観」(昭和55年)(家庭裁判資料116号)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所40年の概観」(平成2年)(家庭裁判資料144号)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所50年の概観」(平成12年)(家庭裁判資料174号)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所事件の概況(少年事件)」(法曹時報・家庭裁判月報に毎年1回掲載)
- 最高裁事務総局 「家庭裁判所の諸問題(下)」(昭和45年)(家庭裁判資料

付 録

88号)

- 最高裁事務総局 「家庭裁判所論集」(昭和54年)(家庭裁判資料115号)
全国裁判所書記官協議会「書協論集 家事・少年編」(法曹会 昭和54年)
内園盛久ほか 「少年審判手続における非行事実認定に関する実務上の
諸問題」(昭和62年)(司法研究報告書37輯1号)
浜井一夫ほか 「少年事件の処理に関する実務上の諸問題—否認事件を
中心として—」(平成9年)(司法研究報告書48輯2号)
長岡哲次ほか 「改正少年法の運用に関する研究」(平成18年)(司法研
究報告書58輯1号)

(なお、市販の文献については、各執務資料集に掲載されているのでそれを参
照されたい。)